

平成25年 第1回定例会

摂津市議会会議録

平成25年2月21日 開会
平成25年3月28日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成 2 5 年第 1 回定例会

○ 2 月 2 1 日（第 1 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1	1
議事日程、本日の会議に付した事件	1	2
開会の宣告	1	4
市長あいさつ		
開議の宣告	1	4
会議録署名議員の指名	1	4
日程 1 会期の決定	1	4
日程 2 平成 2 5 年度市政運営の基本方針	1	4
説明（市長）		
日程 3 議案第 1 号～議案第 1 3 号、議案第 1 6 号～議案第 3 3 号	1	12
提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道 部長、生活環境部長、都市整備部長、市長公室長）		
日程 4 報告第 1 号、報告第 2 号	1	39
報告（教育次長、教育総務部長）		
日程 5 議案第 1 4 号	1	40
提案理由の説明（土木下水道部長）		
質疑（山本靖一議員）		
採決		
日程 6 議案第 1 5 号	1	43
提案理由の説明（土木下水道部長）		
採決		
日程 7 議会議案第 1 号～議会議案第 3 号	1	44
提案理由の説明（森西正議員）		
採決		
日程 8 常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件	1	46
報告（建設常任委員長）		
休会の決定	1	46
散会の宣告	1	46

○ 3 月 6 日（第 2 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	2	1
議事日程、本日の会議に付した事件	2	2

開議の宣告	2—	3
会議録署名議員の指名	2—	3
日程1 議案第1号～議案第13号、議案第16号～議案第33号	2—	3
質疑（山本靖一議員）		
委員会付託		
日程2 代表質問		
自民党 大澤千恵子議員	2—	7
高志会 渡辺慎吾議員	2—	24
公明党 村上英明議員	2—	44
延会の宣告	2—	71

○3月7日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した		
議会事務局職員	3—	1
議事日程、本日の会議に付した事件	3—	2
開議の宣告	3—	3
会議録署名議員の指名	3—	3
日程1 代表質問		
新生クラブ 森内一蔵議員	3—	3
市民ネットワーク 森西正議員	3—	19
民主党 三好義治議員	3—	39
日本共産党 山崎雅数議員	3—	59
休会の決定	3—	88
散会の宣告	3—	88

○3月28日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した		
議会事務局職員	4—	1
議事日程、本日の会議に付した事件	4—	2
開議の宣告	4—	3
会議録署名議員の指名	4—	3
日程1 議案第1号～議案第13号、議案第16号～議案第33号	4—	3
委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長、議会運営委員長、 駅前等再開発特別委員長）		
討論（安藤薫議員、川端福江議員、森内一蔵議員）		
採決		
日程2 議案第35号	4—	19
提案理由の説明（市長）		

採決

日程 3	議会議案第 4 号、議会議案第 5 号	4	18
------	---------------------	---	----

採決

日程 4	常任委員会の所管事項に関する事務調査の件	4	19
------	----------------------	---	----

閉会中の継続調査に決定

閉会の宣告		4	20
-------	--	---	----

☆添付資料

審議日程	資料	1
------	----	---

議案付託表	資料	2
-------	----	---

代表質問要旨	資料	4
--------	----	---

常任委員会の所管事項に関する事務調査表	資料	12
---------------------	----	----

議決結果一覧	資料	13
--------	----	----

摂津市議会会議録

平成25年2月21日

(第1日)

平成25年第1回摂津市議会定例会会議録

平成25年2月21日（木曜日）
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（22名）

1 番	村 上 英 明	2 番	本 保 加津枝
3 番	大 澤 千恵子	4 番	野 原 修
5 番	川 端 福 江	6 番	藤 浦 雅 彦
7 番	南 野 直 司	8 番	渡 辺 慎 吾
9 番	三 宅 秀 明	10 番	上 村 高 義
11 番	森 内 一 蔵	12 番	山 本 靖 一
13 番	弘 豊	14 番	山 崎 雅 数
15 番	木 村 勝 彦	16 番	森 西 正
17 番	嶋 野 浩一朗	18 番	柴 田 繁 勝
19 番	三 好 義 治	20 番	原 田 平
21 番	安 藤 薫	22 番	野 口 博

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	和 島 剛	市 長 公 室 長 兼 者	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生 活 環 境 部 長	杉 本 正 彦
保 健 福 祉 部 長	福 永 富 美 子	都 市 整 備 部 長	吉 田 和 生
土 木 下 水 道 部 長	藤 井 義 己	教 育 委 員 会 兼 者	馬 場 博
教 育 委 員 会 長	登 阪 弘	教 育 次 長 兼 者	宮 部 善 隆
教 育 総 務 部 長	宮 川 茂 行	教 育 委 員 会 長	北 居 一
水 道 部 長		消 防 長	

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
事務局総括参与	野 杵 雄 三		

1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 平成25年度市政運営の基本方針
- 3, 議 案 第 1 号 平成25年度摂津市一般会計予算
- 議 案 第 2 号 平成25年度摂津市水道事業会計予算
- 議 案 第 3 号 平成25年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議 案 第 4 号 平成25年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議 案 第 5 号 平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
- 議 案 第 6 号 平成25年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議 案 第 7 号 平成25年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議 案 第 8 号 平成25年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議 案 第 9 号 平成24年度摂津市一般会計補正予算（第5号）
- 議 案 第 10号 平成24年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議 案 第 11号 平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議 案 第 12号 平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議 案 第 13号 平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議 案 第 16号 摂津市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件
- 議 案 第 17号 摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件
- 議 案 第 18号 摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例制定の件
- 議 案 第 19号 摂津市道路標識の寸法に関する条例制定の件
- 議 案 第 20号 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例制定の件
- 議 案 第 21号 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定の件
- 議 案 第 22号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 24号 摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 25号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 26号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 27号 摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 28号 摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 29号 摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 30号 摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 31号 摂津市高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例制定の件
- 議 案 第 32号 摂津市立せつつ桜苑条例を廃止する条例制定の件
- 議 案 第 33号 摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 4, 報 告 第 1 号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件
- 報 告 第 2 号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件
- 5, 議 案 第 14号 市道路線認定の件
- 6, 議 案 第 15号 市道路線廃止の件
- 7, 議会議案 第 1 号 摂津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議会議案 第	2 号	摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
議会議案 第	3 号	摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

8, 常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件

- 1 本日の会議に付した事件
日程 1 から日程 8 まで

(午前 10 時 開会)

○木村勝彦議長 ただいまから平成 25 年第 1 回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長のあいさつを受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、平成 25 年第 1 回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様にはお忙しい中、ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、損害賠償の額を定める専決処分報告の件 2 件、予算案件といたしまして、平成 25 年度摂津市一般会計予算ほか 12 件、条例案件といたしまして、摂津市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件ほか 17 件、その他案件といたしまして、市道路線認定の件ほか 1 件、合計 35 件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

○木村勝彦議長 あいさつが終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、本保護議員及び大澤議員を指名します。

日程 1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から 3 月 28 日までの 36 日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定をしました。

日程 2、平成 25 年度市政運営の基本方

針に関する説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 本日、ここに平成 25 年度の一般会計予算をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、市政運営に関する私の所信と施策の概要を申し上げます。

平成 25 年度は、私にとって 3 期目の本格的なスタートの年でございます。これまで 2 期 8 年、市民の皆様をはじめ、議会議員、全職員が一致団結し、まさにオール摂津でまちづくりに取り組んでまいりました。そして、我がまち摂津を着実によりよい方向に前進させることができました。本年度は、さらなる飛躍の年と位置付け、初心忘るべからずの精神で、人づくり、お金づくり、夢づくりの 3 本柱のもと、間違いのないハンドルを切ってまいりたいと思います。

昨今、社会経済状況や生活環境が目まぐるしく変化していく中、人と人とのつながり、支え合い、そして思いやりといった日本人の大切な心が薄らぎ、地域社会においてさまざまな問題を顕在化させるに至っております。東日本大震災から 2 年がたとうとしていますが、改めてつながり・絆の大切さを心に刻み、今後 4 年間のまちづくりの基本理念とし、「みんなが育むつながりのまち摂津」の実現に向け、全力を注いでまいり所存であります。

さて、我が国の経済情勢は、2 年前の欧州債務危機の影響による記録的円高から完全に脱したとは言えない状況であります。また、アメリカの減税失効と歳出の強制削減が重なる財政の崖は、一定回避されたものの、世界経済が国内経済に与える影響には引き続き注視が必要であります。

政府は、緊急経済対策として、総額 20 兆円にも達する巨額の財政出動で、長引く

円高とデフレの脱却を目指しており、その取り組みには大いに期待するところであります。ただ、現時点ではどこまでの経済効果がもたらされるのか不確実な状況であります。例えば、今回、総額1兆3,980億円の地域の元気臨時交付金が創設されましたが、その中身は非常にわかりにくく、必ずしも実情に合ったものとは言えません。また、国から地方への権限移譲につきましても、財源の移譲が伴っていないものが多く、今後、適切な財政措置によるバランスのとれた地方分権改革となるよう、税源移譲等を強く求めてまいりたいと思います。

次に、本市の財政状況であります。市民税収入は厳しい状況が続くものと予想されます。特に安定的な税とされる固定資産税は、土地評価額の下落傾向に歯どめがかからず、税収への影響が大変危惧されるところであります。また、経常収支比率も平成23年度は99.4%と2年連続の悪化となり、経常的な経費を経常的な収入で賄うことが極めて困難な状況であります。

今後を見通しますと、高齢化に伴う社会保障関係経費や人口急増時代に建設が進められた公共施設の維持補修費が増大していくことは確実であり、さらに厳しい財政運営を強いられるのは必至であります。

このように本市を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、いかなるうねりが襲いかかろうとも決して動じない強靱な足腰を鍛え上げ、次世代に対し責任ある自治体運営を実現していかなければなりません。そのためにも、今なすべきことをしっかり見きわめ、危機意識と改革意欲を持って行財政改革を進め、知恵を絞り、工夫を凝らし、限られた資源を最大限に活用することにより、行政サービスを持続可能なものとし、さらには新たなサービスの創造へとつ

なげてまいりたいと思います。

本年度も、自分たちのまちは自分たちで守り、育てていくという市民の皆様の熱い思いをしっかりと受けとめ、一つ一つの夢を形とするまちづくりに全身全霊を傾けてまいります。

それでは、具体的な施策についてご説明申し上げます。

予算編成並びに諸議案の作成に当たりましては、「安心を実感できるまち」を本年度の重点テーマに位置付け、弱者の視点に立って、市民の命、暮らしにかかわる取り組みを進めてまいります。

以下、本年度に実施いたします新規事業を中心とした主な施策につきまして、第4次摂津市総合計画に示しております七つのまちづくりの目標に沿ってご説明申し上げます。

第1に、「市民が元気に活動するまちづくり」についてであります。

人はだれでも、自分のできること、得意なことがだれかの役に立てば、自然と笑顔になります。そして、その笑顔はまちの活力になります。だからこそ、それぞれが得意分野で能力を発揮する協働の取り組みは、今後のまちづくりに必要不可欠であります。本市の強みである顔が見える関係性を生かし、市民、事業者、行政で協働に対する認識をさらに深め、協働をはぐくむ豊かな土壌づくりを推進してまいります。

本年度は、市民公益活動を始めようとする団体の事業に対して資金支援を行い、市民公益活動の活発化と協働の担い手づくりを推進してまいります。また、安威川以南の味生地域におけるコミュニティ施設の整備に向けた具体的な取り組みを進めてまいります。だれもが利用しやすく、集える場づくりを目指し、地域住民の皆様をはじ

め、さまざまな立場の方々が参加し、率直な意見交換の場となるよう、ワークショップを開催し、基本構想を策定してまいります。

第2に、「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」についてであります。

東日本大震災や笹子トンネル天井板崩落事故の教訓を踏まえ、市民の命を守るという自治体の基本的責務を果たすため、防災体制と都市基盤の整備を推し進めてまいります。

初めに、防災体制の整備についてですが、国の南海トラフ巨大地震による被害想定に基づき、地域防災計画をより実効性あるものに改定してまいります。また、防災分野の専門家を摂津市防災アドバイザーとして委嘱し、地域防災計画の改定をはじめ、学校での防災教育や防災講演会などの取り組みを進めてまいります。併せて、女性の視点、感性を防災施策に生かすため、（仮称）女性の視点からの防災対策専門委員会を新たに設置してまいります。

さらに、災害時に安定した通信を確保するため、車載・携帯用の防災無線をアナログからデジタルに更新し、情報伝達体制の強化を図ってまいります。

災害時における要援護者の支援につきましては、敏速な安否確認と避難誘導を目指し、同意を得た要援護者情報を市と地域で共有してまいります。また、災害時に企業の力を生かしてもらえるよう、応援協定締結先の拡大を図るとともに、事業所防災ネットワークへの参画を働きかけてまいります。

続いて、耐震化の促進につきましては、避難所となっている公共施設を最優先に耐震補強工事を順次進めてまいります。また、住宅を含めた民間建築物につきましては、

耐震診断及び改修補助制度の利用促進を図るため、無料相談の機会を拡充してまいります。さらに、橋梁につきましても、耐震設計に取り組んでまいります。

公共施設の維持管理につきましては、市民の安全利用を確保するため、引き続き施設状況の定期的な点検を行うとともに、効率的な施設改修と適切な予防保全に取り組んでまいります。

消防・救急救助施策の推進につきましては、近隣市との広域連携を見据え、消防救急無線デジタル化の実施設計を行うとともに、鳥飼出張所の耐震診断を実施してまいります。

次に、都市基盤の整備についてであります。

土地利用につきましては、市民アンケートを実施し、将来の都市構造をグランドデザインする都市計画マスタープランの素案を策定してまいります。

J R 千里丘駅西口のまちづくりににつきましては、将来的な再開発事業の実現を見据え、西地区準備組合による街区整備計画（案）の策定を支援してまいります。

続いて、阪急正雀駅前の整備につきましては、道路利用者の安全確保のため、歩車道拡幅に向け、時期を逸することなく取り組んでまいりたいと思います。

吹田操車場跡地のまちづくりににつきましては、防災公園の整備を着実に進めてまいります。また、都市計画道路の一部区間について、歩道拡幅用地の取得を行い、安全な歩行者空間の確保を図ってまいります。さらに、今後のまちづくりに深くかわる国立循環器病研究センターの移転につきましては、将来的な摂津市域への移転をも視野に入れ、取り組みを進めてまいります。

なお、長年の懸案でありましたクリーン

センター問題につきましては、隣接する吹田市正雀下水処理場が本年9月末に機能停止されることを受け、クリーンセンターの解体撤去を進めてまいります。

今後の都市基盤整備の重要課題である阪急京都線連続立体交差事業の推進につきましては、事業の補助採択を目指し、本年度は、大阪府が実施する着工準備に協力し、周辺住民の方々とのワークショップを開催してまいります。安全な歩行空間を創出する取り組みにつきましては、新在家鳥飼上線の歩道幅員確保のため、沿道地権者の方々との用地交渉を進めてまいります。

交通バリアフリーの推進につきましては、念願であるJR千里丘駅西口エレベーターの設置工事に着手し、事業主体であるJR西日本と協力し、早期の完成に向けて取り組みを進めてまいります。

続いて、公共交通の充実に向けた取り組みではありますが、市内循環バスの運行路変更を行い、JR千里丘駅を起終点とすることで利用者の利便性の向上を図ってまいります。

交通事故の少ないまちづくりににつきましては、摂津警察署との強い連携のもと、安全講習会をはじめとするあらゆる機会をとらえ、交通安全の普及啓発活動に取り組んでまいります。

防犯施策につきましては、管理運営に関するガイドラインに基づき、市民の安全確保と犯罪の未然防止のため、街頭防犯カメラを順次設置してまいります。

上水道事業につきましては、安全な水道水を安定供給するため、配水池5施設の耐震診断を実施してまいります。また、本市の水道事業の将来像を描く（仮称）摂津市水道ビジョンを策定してまいります。

公共下水道事業につきましては、安威川

以南における雨水対策が喫緊の課題となっていることから、本年度は、鳥飼八町及び東別府雨水幹線の実施設計に取り組んでまいります。併せて、排水処理機能の維持・強化のため、中環西・別府小東の排水ポンプ2基を更新し、周辺住民の方々の安全・安心の確保に力を注いでまいります。

第3に、「みどりうるおう環境を大切にするまちづくり」についてであります。

21世紀は環境の世紀とも呼ばれており、国際社会だけでなく、日本国内において、地球環境に関する諸問題は重要課題に位置付けられております。本市におきましても、地球温暖化防止地域計画に基づき、低炭素社会の形成を率先垂範してまいります。

初めに、環境施策につきましては、市内全防犯灯を環境性能にすぐれたLEDに切りかえるとともに、街路灯についても順次LED化を進めてまいります。また、避難所付近の防犯灯には、円滑な避難誘導ができるよう、停電時にも点灯する蓄電式のものを整備してまいります。また、せっつエコオフィス推進プログラム3に基づき、電気自動車を追加配備するとともに、公用車のカーシェアリング拡大を進め、環境に配慮した取り組みを実践してまいります。

次に、環境型社会に向けた取り組みにつきましては、将来的な廃プラスチック処理施設の整備に向け、環境調査等の結果を踏まえ、基本設計に取り組んでまいります。併せて、廃プラスチック類のリサイクル化を進めるため、食品トレーの資源分別回収を試行実施してまいります。

自然豊かな憩い安らぐ空間づくりににつきましては、緑の現況調査結果や懇談会での意見を踏まえ、緑地の適正保全と緑化推進の指針である緑の基本計画を改定してまいります。

第4に、「暮らしにやさしく笑顔あふれるまちづくり」についてであります。先般、アルジェリアで日本人を含む多くの尊い命が奪われるという悲痛な事件が起きました。世界各地で頻発する非人道的な行為や事件の報道に触れるたびに、人権尊重と恒久平和という普遍の願いを次代へ継承することの重要性を再認識させられます。

本年は、憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言から30年の節目の年であり、いま一度、戦争の悲惨さと平和の尊さを訴える取り組みを進めてまいります。昨今、原爆被爆者をはじめとする戦争体験者の高齢化が進み、戦争そのものの風化が危惧される状況を踏まえ、本年度は、自由と平和について家庭で語り合える機会を創出するため、語り部の方々の戦争体験に基づいた脚本により、子どもたちによる平和演劇を公演してまいります。また、本市における平和の取り組みをまとめた啓発冊子を作成し、戦争を知らない世代へ戦争の悲惨さを継承するよう努めてまいります。

人権施策につきましては、市民一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重されるまちを築くため、人権意識の高揚と定着に向け、摂津市人権協会としっかり連携の上、積極的な啓発活動に取り組んでまいります。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みにつきましては、男女共同参画センターにおいて、「出会う、気づく、つながる、行動する」を目的とした市民啓発事業を実施するとともに、協働の視点から、男女共同参画推進団体による自主的な取り組みを支援してまいります。

地域福祉施策につきましては、住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるよう、第五中学校区に地域福祉活動拠点を開設し、

住民相互の助け合い・支え合いのネットワーク構築を支援してまいります。

高齢者施策につきましては、認知症高齢者等徘徊SOSネットワークの取り組みを進め、関係機関や事業者との協力体制のもと24時間の受付対応を可能とし、高齢者の安全確保を図ってまいります。

障害者施策につきましては、安威川以南地域の拠点として、摂津市立障害児童センターで新たに障害児相談支援を実施してまいります。また、摂津市立みきの路に新たに理学療法士を配置し、重度障害者のケア体制の充実を図ってまいります。

続いて、子育て支援施策についてありますが、高まる保育需要に対応するため、南千里丘地域での民間保育所の開設に向けて取り組み、併せて民間保育所の建て替えに対する補助を実施し、定員拡大を図ってまいります。また、味舌小学校区におけるつどいの広場の開催日数を拡大するとともに、公民館等に出向き、子育てグループの活動をサポートする出張つどいの広場を新たに実施し、子育て世帯の交流の場づくりを推進してまいります。

学童保育の充実に向けた取り組みにつきましては、千里丘・味舌小学校の敷地に学童保育室を新設し、子どもたちが安心して過ごせる環境を整備してまいります。

次に、市民の健康施策につきましては、市民の健康増進の基本方針である健康せつつ21を改定してまいります。また、70歳以上の5歳ごとの節目年齢の方を対象とする高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成制度を創設してまいります。

続いて、本年度の重点的な取り組みである健康づくりについてであります。

本市は、移動しやすいフラットなまちであり、市内の公園や河川堤防には健康遊具

を設置しております。本年度は、健康遊具を順次拡充整備するとともに、これらの特徴を生かし、まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつを開始いたします。この取り組みは、健康遊具の設置場所と史跡や名所を組み合わせたコースを歩きながら気軽に楽しく運動してもらう、まさに摂津のまち全体を健康づくりの場とする試みであります。これからも活力ある健康な都市の実現に向け、健康づくり運動を推進してまいります。

次に、社会保険制度についてであります。

国民健康保険制度につきましては、将来にわたり持続可能な制度として運営していく必要があります。しかし、現在は、保険給付だけでなく、後期高齢者支援金や介護納付金の拠出を含めた支出が収入を上回っているという厳しい運営状況にあり、本来であれば、賦課総額に見合った保険料率へと改定しなければならない局面にあります。ただ、景気回復の兆しが実体経済に反映されていない段階にある今、市民生活に与える影響を考慮し、本年度は保険料率の据え置きを決断いたしました。

消費生活に関する施策につきましては、本市名産の鳥飼なすをモチーフにした消費生活キャラクター「なす丸くん」を活用し、消費生活の安定と向上を図るため、PR等を積極的に展開してまいります。

第5に、「誰もが学び、成長できるまちづくり」についてであります。

未来を担う子どもたちは、社会の宝であり、安全で健やかに成長できる環境づくりは行政の重要な責務であります。本年度は、学校の耐震化や子どもの見守りに重点を置き取り組んでまいります。

初めに、就学前教育につきましては、次世代育成支援行動計画を引き継ぐ子ども・

子育て支援事業計画を策定してまいります。本年度は、子育て世帯を対象としたアンケート調査を実施し、学校、家庭、地域での子育て支援ニーズの把握に努めてまいります。

次に、生きる力をはぐくむ教育につきましては、学力向上と生徒指導の充実のため、「小中一貫教育実践の手引き」を活用し、小中一貫教育の一層の推進を図ってまいります。また、各中学校に部活動振興相談員を派遣し、子どもたちが楽しく学び自主性を伸ばす場となるよう、部活動の活性化を図ってまいります。

さらに、小学校4年生から6年生までの児童を対象に、コミュニケーション能力や社会性を養う適応指導プログラムを実施し、不登校の未然防止に取り組んでまいります。

学校教育環境の改善につきましては、平成27年度の耐震化率100%を目指し、各小中学校で耐震化に向けた取り組みを着実に進めてまいります。また、避難所となっている体育館の窓や照明器具などの非構造部材につきましても補強を順次進めてまいります。さらに、義務教育等施設劣化調査に基づき、屋上防水をはじめとする改修を順次実施してまいります。

中学校給食の導入に向けた取り組みとしては、平成27年度のデリバリー選択方式での実施に向け、全校に配膳室を設置するための実施設計に取り組んでまいります。

子どもの見守りにつきましては、通学路等の危険箇所には注意喚起の啓発看板等を設置するとともに、関係機関と連携のもと危険箇所の確認や対応方法を協議し、登下校時の安全確保に努めてまいります。さらに、電子掲示板・メール配信システムを導入し、緊急時や災害発生時に必要な情報を保護者

に迅速かつ的確に発信してまいります。

生涯学習につきましては、新たな講座として、ものづくりの最前線である市内事業所をめぐる社会見学会を開催し、本市の特性を学び、自己研鑽につなげる機会としてまいります。

郷土文化の保存・継承につきましては、旧教育研究所に設置された郷土資料展示室をリニューアルし、文化や伝統に触れる機会を拡充してまいります。

次に、スポーツ環境の改善につきましては、利用者が安全で快適に利用できるよう、スポーツ施設の整備を進めてまいります。本年度は、開設以来使用しております温水プール槽の入れかえ工事を行い、より高い安全性の確保を図ってまいります。また、市内2か所のテニス施設でコートの全面改修を実施してまいります。さらに、三宅・味舌スポーツセンター体育館の耐震補強工事及び施設の機能を高める屋内改修を行ってまいります。

第6に、「活力ある産業のまちづくり」についてであります。

本市は、約3,800の事業所が集積し、昼夜間人口比率も府下トップクラスの産業のまちであります。しかし、長引く景気低迷の影響から、特に中小企業の経営環境は厳しさを増している状況であり、引き続き経営基盤強化の支援を行ってまいります。

初めに、産業振興施策につきましては、事業所実態調査の結果を検証し、経営・資金面や新規事業開拓を含め、必要な支援策を（仮称）摂津市産業振興アクションプランとして策定してまいります。また、南千里丘地域での産業振興拠点の整備に向けた取り組みを進めてまいります。

第5弾目となるプレミアム付きセッピー商品券につきましては、地域商業の活性化

を目指し、市内消費の拡大と小規模店での利用促進を図ってまいります。

就労支援施策につきましては、市内事業所と協力し、（仮称）福祉職場・就職フェアinせつつを開催し、介護・福祉分野での就労機会の拡大を図ってまいります。また、介護職への就職希望者に対し、摂津市立みきの路及びふれあいの里で実務経験を積む機会を提供し、関係資格の取得を支援してまいります。さらに、リサイクルプラザにおける選別業務の増加に伴い、障害者の就労機会の拡大を図ってまいります。

第7に、「計画を実現する行政経営」についてであります。これからの行政には、真に必要なサービスを持続的に供給できる行政基盤の確立が絶対条件であります。さらには、時代性と市民ニーズを的確にとらえ、新たなサービスを創造する質の高い行政運営を実現していかなければなりません。そのためにも、着眼大局で進むべき方向を見定め、創意工夫により限られた資源を最大限に活用し、行政運営の軸である総合計画の諸施策を実効性あるものとしてまいります。

初めに、権限移譲につきましては、市民サービスや利便性の向上に直結する事務を積極的に受け、平成26年1月からは、本市の市民課窓口でパスポート発給事務を開始してまいります。

次に、人材育成につきましては、人材育成実施計画に基づき、既成概念にとらわれず、みずから前例をつくるという意気込みと積極性にあふれた職員の育成に努めてまいります。また、職員みずからが目標を設定し、その達成度合いを客観評価する業績評価制度の本格実施に向け取り組んでまいります。

行財政改革につきましては、今以上のサ

ービス向上が期待できる分野において、さらなる民間活力の導入を図り、限られた人材を必要な分野へ重点配置するなど、少数精鋭体制の構築に向けた取り組みを推進してまいります。

指定管理者制度につきましては、平成26年度から新たな指定に向け、指針に基づき候補者を選定してまいります。また、外郭団体につきましては、引き続き団体みずからの内なる経営改革を求め、自律的、効率的な経営体制の確立に向けた取り組みを進めてまいります。

続いて、コールセンターの活用につきましては、収納事務の効率化をさらに進めるため、対象債権の拡大を検討してまいります。

電子自治体の推進につきましては、情報ネットワークシステム及び基幹業務システムを更新し、情報セキュリティを強化してまいります。また、水道料金をコンビニ納付の対象項目に加え、利便性の向上を図ってまいります。さらに、市政情報をより多くの市民に知っていただくために、ソーシャルメディアを通じた情報発信の手法について検討を進めてまいります。

続いて、摂津市の魅力づくりについてですが、本市には、自然、歴史、文化、産業、食など、地域に根差した多くの資源が点在しております。これら一つ一つの点である資源をウォークラリーやまち歩き等のイベントとして線で結ぶことにより、相乗効果が生まれ、資源そのものの魅力がさらに輝いてまいります。この線と線をつなぎ、面としての摂津の魅力を高める取り組みを推進してまいります。

最後に一言申し上げます。

地球に人が誕生して以来、無数の祖先が心を合わせ、魂を結び、命を紡いできたか

らこそ今があります。すなわち、人と人とのつながり・絆が過去から現在へとつなげ、そして未来へとつなげていくのであります。このように、人が生きていく上で、絶えずつながり・絆があり、揺るぎない力の源となって、たび重なる歴史的な苦難をも乗り越えてまいりました。物質的な豊かさにあふれる現代社会では、ともすれば原点を見失いがちであります。それだけに、私はこの基本理念を大切にしたいと思います。

東日本大震災後の被災地におきましては、みずからの身を顧みることなく、献身的に被災者を救助するボランティアの姿に、だれもが人とのつながりの尊さを感じ、絆の力に勇気づけられました。他人の痛みを分かち合い、困っている人のために役立ちたいというその温かい思いこそ、まさしく人間基礎教育の心そのものであります。

これからも、その精神である思いやりをはじめ、奉仕、感謝、あいさつ、節約の五つの心を大切に、将来の摂津のあるべき姿を見据え、たゆみない歩みを進めていきたいと思います。

以上、市政運営に当たっての基本的な考え方、並びに本議会にご提案いたしております施策の概要につきまして、ご説明申し上げます。

本年度も解決しなければならない課題が山積しております。私をはじめ、全職員が一丸となり、「やる気」・「元気」・「本気」、そして「勇気」をもって、諸課題に対処し、私たちの挑戦を未来へとつなげてまいりたいと思います。

皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、市政運営の基本方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○木村勝彦議長 説明が終わりました。

日程３、議案第１号など３１件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（有山総務部長 登壇）

○有山総務部長 議案第１号、平成２５年度摂津市一般会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

まず、平成２５年度予算の概要ですが、当初予算の総額は３２４億７，３２３万２，０００円で、対前年度当初予算比では３億８，４７３万２，０００円、１．２％の増額となっています。

歳出を性質別で見ますと、人件費が１億１，２４０万５，０００円の減額となったものの、物件費が４億８２１万１，０００円、扶助費が３億１，６３８万３，０００円それぞれ増額となったことが大きな要因です。

次に、歳入の財源構成を見ますと、市税等の一般財源は２１７億３，３６７万９，０００円で、歳入全体の６６．９％を占めています。前年度に比べ５億４，３３５万３，０００円の増、構成比率で０．９ポイント増加しています。

それでは、予算概要２０４ページをご参照ください。

歳出の性質別内訳ですが、人件費は５７億１，５４６万２，０００円で、前年度に比べ１．９％の減額です。

公債費は３７億６，９２２万４，０００円で、前年度に比べ６．１％の増額です。

扶助費は８４億１，０１０万６，０００円で、前年度に比べ３．９％の増額です。これは、障害福祉サービス費等給付費や生活保護費が増額となったことなどによるものです。

物件費は６４億４，５１２万８，０００円で、前年度に比べ６．８％の増額です。

これは、コンピュータシステム新規構築事業の増額などによるものです。

繰出金は４０億４９２万２，０００円で、前年度に比べ３．２％の増額です。これは、国民健康保険特別会計への繰出金が増額となったことなどによるものです。

普通建設事業費は１４億３，３４５万４，０００円で、前年度に比べ３６．６％の減額です。

続きまして、予算書の３ページをご覧ください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を３２４億７，３２３万２，０００円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、４ページからの第１表歳入歳出予算に記載のとおりです。

まず、歳入ですが、款１、市税は１７１億円で、前年度に比べ７，５００万円、０．４％の減額です。

項１、市民税は６１億６，７６０万円で、前年度に比べ１億１，４５０万円、１．９％の増額です。

項２、固定資産税は８４億６，１００万円で、前年度に比べ１億９，２００万円、２．２％の減額です。これは、評価替えによる土地価格下落の影響によるものです。

項３、軽自動車税は８，２４０万円で、前年度に比べ５０万円、０．６％の減額です。

項４、市たばこ税は８億２，０００万円で、税率の改正に伴い、前年度に比べ４，０００万円、５．１％の増額です。

項５、都市計画税は１５億６，９００万円で、前年度に比べ３，７００万円、２．３％の減額です。

款２、地方譲与税は１億５，８００万円で、前年度と同額です。

項１、地方揮発油譲与税は４，６００万

円で、前年度と同額です。

項 2、自動車重量譲与税は 1 億 1, 2 0 0 万円で、前年度と同額です。

款 3、利子割交付金は 4, 8 0 0 万円で、前年度と同額です。

款 4、配当割交付金は 3, 5 0 0 万円で、前年度と同額です。

款 5、株式等譲渡所得割交付金は 7 0 0 万円で、前年度と同額です。

款 6、地方消費税交付金は 1 0 億 1, 0 0 0 万円で、前年度と同額です。

款 7、ゴルフ場利用税交付金は 2 0 0 万円で、前年度と同額です。

款 8、自動車取得税交付金は 7, 6 0 0 万円で、前年度に比べ 1, 0 0 0 円の減額です。

款 9、地方特例交付金は 7, 9 0 0 万円で、前年度と同額です。

款 1 0、地方交付税は 2 億 4, 2 0 0 万円で、前年度と同額です。

款 1 1、交通安全対策特別交付金は 1, 7 0 0 万円で、前年度と同額です。

款 1 2、分担金及び負担金は 1 0 億 9, 2 2 8 万 6, 0 0 0 円で、前年度に比べ 1, 7 7 6 万 1, 0 0 0 円、1. 7 %の増額です。

款 1 3、使用料及び手数料は 5 億 8, 9 8 2 万 6, 0 0 0 円で、前年度に比べ 4 5 4 万円、0. 8 %の減額です。

項 1、使用料は 4 億 6, 5 3 8 万 4, 0 0 0 円で、前年度に比べ 4 6 0 万 8, 0 0 0 円、1. 0 %の減額です。

次に、5 ページをご覧ください。

項 2、手数料は 1 億 2, 4 4 4 万 2, 0 0 0 円で、前年度に比べ 6 万 8, 0 0 0 円、0. 1 %の増額です。

款 1 4、国庫支出金は 5 0 億 8, 7 1 8 万 3, 0 0 0 円で、前年度に比べ 4 億 6,

9 6 7 万 7, 0 0 0 円、1 0. 2 %の増額です。

項 1、国庫負担金は 4 4 億 9, 8 7 6 万 7, 0 0 0 円で、前年度に比べ 1 億 5, 5 1 4 万 4, 0 0 0 円、3. 6 %の増額です。これは、生活保護費等負担金の増などによるものです。

項 2、国庫補助金は 5 億 2, 5 3 1 万 2, 0 0 0 円で、前年度に比べ 2 億 7, 5 9 3 万 5, 0 0 0 円、1 1 0. 6 %の増額です。これは、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金などによるものです。

項 3、委託金は 6, 3 1 0 万 4, 0 0 0 円で、前年度に比べ 3, 8 5 9 万 8, 0 0 0 円、1 5 7. 5 %の増額です。

款 1 5、府支出金は 1 9 億 1 9 6 万 8, 0 0 0 円で、前年度に比べ 2 億 5, 1 1 0 万 4, 0 0 0 円、1 1. 7 %の減額です。

項 1、府負担金は 1 1 億 9, 9 4 9 万 4, 0 0 0 円で、前年度に比べ 7, 2 6 1 万 2, 0 0 0 円、6. 4 %の増額です。

項 2、府補助金は 5 億 7, 6 7 7 万 7, 0 0 0 円で、前年度に比べ 3 億 2, 0 2 2 万 7, 0 0 0 円、3 5. 7 %の減額です。これは、緊急雇用創出基金事業補助金の減などによるものです。

項 3、委託金は 1 億 2, 5 6 9 万 7, 0 0 0 円で、前年度に比べ 3 4 8 万 9, 0 0 0 円、2. 7 %の減額です。これは、府税徴収事務委託金の減などによるものです。

款 1 6、財産収入は 6 億 2, 7 9 7 万 4, 0 0 0 円で、前年度に比べ 1, 9 7 8 万 6, 0 0 0 円、3. 3 %の増額です。

項 1、財産運用収入は 2, 7 9 7 万 4, 0 0 0 円で、前年度に比べ 8 1 6 万 5, 0 0 0 円、2 2. 6 %の減額です。

項 2、財産売払収入は 6 億円で、前年度に比べ 2, 7 9 5 万 1, 0 0 0 円、4.

９％の増額です。

款１７、寄附金は１，０００円で、前年度と同額です。

款１８、繰入金は２６億３，７９１万３，０００円で、前年度に比べ７億１，７２７万１，０００円、３７．３％の増額です。

項１、特別会計繰入金は１，２４４万１，０００円で、前年度に比べ１，０００円の減額です。

項２、基金繰入金は２６億２，５４７万２，０００円で、前年度に比べ７億１，７２７万２，０００円、３７．６％の増額です。

款１９、諸収入は７億８，９７８万１，０００円で、前年度に比べ１億４，８６８万２，０００円、２３．２％の増額です。

項１、延滞金、加算金及び過料は１，９００万円で、前年度と同額です。

項２、市預金利子は３万３，０００円で、前年度に比べ２１万７，０００円、８６．８％の減額です。

項３、貸付金元利収入は１億２，１６５万８，０００円で、前年度に比べ１，５３７万円、１４．５％の増額です。

項４、雑入は６億４，９０９万円で、前年度に比べ１億３，３５２万９，０００円、２５．９％の増額です。

款２０、市債は９億７，２３０万円で、前年度に比べ６億５，７８０万円、４０．４％の減額です。

次に、６ページからの歳出です。

款１、議会費は３億４，３１３万２，０００円で、前年度に比べ８１４万３，０００円、２．３％の減額です。

款２、総務費は４０億６，７１０万２，０００円で、前年度に比べ４億８，８９２万円、１３．７％の増額です。

項１、総務管理費は３３億５５０万６，

０００円で、前年度に比べ４億１３６万２，０００円、１３．８％の増額です。これは、ＬＥＤ防犯灯設置工事などによるものです。

項２、徴税費は４億１，９６５万５，０００円で、前年度に比べ２２７万８，０００円、０．５％の減額です。

項３、戸籍住民基本台帳費は１億７，２２６万３，０００円で、前年度に比べ１，５７６万７，０００円、１０．１％の増額です。

項４、選挙費は１億１，０１４万円で、前年度に比べ６，８２６万５，０００円、１６３％の増額です。これは、市議会議員一般選挙などによるものです。

項５、統計調査費は２，４０６万５，０００円で、前年に比べ５４１万７，０００円、２９％の増額です。

項６、監査委員費は３，５４７万３，０００円で、前年度に比べ３８万７，０００円、１．１％の増額です。

款３、民生費は１３６億６，５６２万３，０００円で、前年度に比べ３億７，０７０万４，０００円、２．８％の増額です。

項１、社会福祉費は５６億５７１万３，０００円で、前年度に比べ２億４，２６２万９，０００円、４．５％の増額です。これは、障害福祉サービス給付費などによるものです。

項２、児童福祉費は４９億６，０７６万５，０００円で、前年度に比べ１，９５２万９，０００円、０．４％の増額です。

項３、生活保護費は２９億５６６万７，０００円で、前年度に比べ１億１，２９３万２，０００円、４％の増額です。

項４、生活文化費は１億８，８４６万２，０００円で、前年度に比べ４３８万５，０００円、２．３％の減額です。

項５、災害救助費は５０１万６，０００

円で、前年度に比べ1,000円の減額です。

款4、衛生費は23億299万3,000円で、前年度に比べ2億1,958万4,000円、10.5%の増額です。

項1、保健衛生費は8億1,872万3,000円、前年度に比べ5,999万9,000円、7.9%の増額です。これは、各種予防接種委託料などによるものです。

項2、清掃費は14億8,427万円で、前年度に比べ1億5,958万5,000円、12%の増額です。これは、クリーンセンター解体工事などによるものです。

款5、農林水産業費は8,419万3,000円で、前年度に比べ1,193万3,000円、12.4%の減額です。

款6、商工費は2億7,456万7,000円で、前年度に比べ658万3,000円、2.5%の増額です。

款7、土木費は38億1,080万4,000円で、前年度に比べ4億1,286万6,000円、9.8%の減額です。

項1、土木管理費は26億6,575万2,000円で、前年度に比べ3,688万6,000円、1.4%の減額です。

項2、道路橋りょう費は3億2,963万7,000円で、前年度に比べ1億7,454万3,000円、34.6%の減額です。

項3、水路費は1億3,076万4,000円で、前年度に比べ3,540万円、37.1%の増額です。これは、排水路ポンプ場の修繕などによるものです。

項4、都市計画費は6億3,773万円で、前年度に比べ2億4,617万4,000円、27.9%の減額です。これは、別府公園整備事業の完了などによるものです。

項5、住宅費は4,692万1,000円で、前年度に比べ933万7,000円、24.8%の増額です。これは、家屋調査委託料などによるものです。

款8、消防費は8億9,065万3,000円で、前年度に比べ7億5,519万7,000円、45.9%の減額です。これは、防災拠点整備事業の完了などによるものです。

款9、教育費は32億3,144万1,000円で、前年度に比べ2億7,018万5,000円、9.1%の増額です。

7ページに移りまして、項1、教育総務費は5億1,994万1,000円で、前年度に比べ4,080万1,000円、7.3%の減額です。

項2、小学校費は9億9,192万7,000円で、前年度に比べ5,157万6,000円、4.9%の減額です。

項3、中学校費は3億1,885万9,000円で、前年度に比べ3,607万8,000円、12.8%の増額です。これは、中学校給食実施に向けての設計委託料などによるものです。

項4、幼稚園費は2億7,468万7,000円で、前年度に比べ2,696万3,000円、8.9%の減額です。

項5、社会教育費は4億5,513万8,000円で、前年度に比べ3,230万5,000円、7.6%の増額です。

項6、図書館費は1億2,915万5,000円で、前年度に比べ565万4,000円、4.6%の増額です。

項7、保健体育費は5億4,173万4,000円で、前年度に比べ3億1,548万8,000円、139.4%の増額です。これは、スポーツセンター耐震工事などによるものです。

款10、公債費は37億6,922万4,000円で、前年度に比べ2億1,689万5,000円、6.1%の増額です。

款11、諸支出金は350万円で、前年度と同額です。

款12、予備費は3,000万円で、前年度と同額です。

次に、3ページ、第2条、債務負担行為は、8ページ、第2表債務負担行為に記載のとおり、固定資産税路線価付設事業など3件です。

第3条、地方債は、9ページ、第3表地方債に記載のとおり、コンピュータシステム新規構築事業など12件です。

第4条、一時借入金は、本年度の借り入れの最高額を50億円としています。

第5条は、同一款内の各項間の歳出予算の流用について記載しています。

以上、平成25年度摂津市一般会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号、平成25年度摂津市財産区財産特別会計予算につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を16億6,560万3,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページ、第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、財産収入、項1、財産運用収入6,220万8,000円で、前年度と同額となっております。これは、味舌上財産区財産の一部を民間事業所へ貸付けいたしております駐車場の地代収入でございます。

款2、繰越金、項1、繰越金16億311万9,000円は、前年度に比べて1.

9%、2,953万1,000円の増額となっております。

次に、款3、諸収入、項1、預金利子等276万円は、前年度に比べて78.8%、102万6,000円の減額となっております。これは、前年度繰越金の大部分を摂津市の一時借入金などとして市中金利の低下に応じて運用している利子であります。

次に、歳出であります。款1、繰出金、項1、繰出金1,244万1,000円となっております。財産収入の20%相当額を一般会計に繰り出すものでございます。

款2、諸支出金、項1、地方振興事業費16億5,316万2,000円は、前年度に比べて1.8%、2,850万6,000円の増額となっております。その内容につきましては、12ページ以降に記載いたしておりますとおり、各財産区に対する事業交付金であります。

以上、平成25年度摂津市財産区財産特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第9号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正の内容としましては、歳入は、国庫支出金、府支出金の年度末見込みによる市債の補正などとなっております。

歳出は、第二中学校耐震補強等工事費用や小学校耐震補強等工事費用の増額など、国の補正予算等に伴う事業について、追加補正となっております。

まず、補正予算の第1条は、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億4,609万9,000円を増額し、その総額を343億7,743万4,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金

額及び補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

歳入については、款1、市税は1億9,300万円増額しています。

項1、市民税2,000万円の減額は、個人市民税で増額となったものの、法人市民税が減収見込みとなったことによるものです。

項2、固定資産税1億300万円の減額は、評価替えによる土地価格下落の影響によるものです。

項4、市たばこ税は、3億5,000万円の増額です。

項5、都市計画税は、3,400万円減額しています。

款2、地方譲与税1,000円の増額は、地方道路譲与税です。

款10、地方交付税は、2,413万1,000円増額しています。

款13、使用料及び手数料は、528万2,000円増額しています。

項1、使用料527万8,000円の増額は、コミュニティプラザ施設等使用料などです。

項2、手数料4,000円の増額は、自動車保管場所使用承諾証明手数料です。

款14、国庫支出金は3億7,557万7,000円増額しています。

項1、国庫負担金1,382万3,000円の増額は、障害者自立支援給付費等負担金などです。

項2、国庫補助金3億7,734万8,000円の増額は、国の補正予算に伴う小中学校耐震補強等工事に係る学校施設環境改善交付金などの増額です。

項3、委託金1,559万4,000円の減額は、衆議院議員総選挙委託金などで

す。

款15、府支出金は、151万6,000円増額しています。

項1、府負担金691万1,000円の増額は、障害者自立支援給付費等負担金などです。

項2、府補助金410万3,000円の減額は、緊急雇用創出基金事業補助金などの減額です。

項3、委託金129万2,000円の減額は、河川環境整備工事委託金などの減額です。

款16、財産収入は、3億633万7,000円減額しています。

項1、財産運用収入380万3,000円の減額は、各種基金利子などの減額です。

項2、財産売払収入3億253万4,000円の減額は、鯉生野団地などの土地売払収入です。

款17、寄附金は、一般寄附により295万5,000円増額しています。

款18、繰入金2億4,907万円の減額は、充当事業の減額に伴う公共施設整備基金繰入金などや、今回の補正財源を調整減とした財政調整基金繰入金です。

款19、諸収入は、2,274万4,000円増額しています。

項1、延滞金、加算金及び過料1,100万円の増額は、市税延滞金です。

項3、貸付金元利収入23万8,000円の減額は、家屋被害復旧資金貸付金償還金です。

項4、雑入1,198万2,000円の増額は、高額療養費資金貸付基金清算金などです。

款20、市債7億7,630万円の増額は、小中学校耐震補強等事業債などを新たに計上するほか、事業費の確定に伴う減額

などです。

続きまして、4ページの歳出ですが、款1、議会費853万8,000円の減額は、不用額です。

款2、総務費1,807万8,000円減額しています。

項1、総務管理費1,153万7,000円の増額は、年度途中の自己都合による退職手当などです。

項2、徴税費から項6、監査委員費までの減額は、いずれも不用額です。

款3、民生費は、6,132万5,000円減額しています。

項1、社会福祉費2,422万円の減額は、障害福祉サービス費等給付費の増額があったものの、不用額によるものです。

項2、児童福祉費及び項4、生活文化費の各項については、いずれも不用額です。

款4、衛生費は、2,418万7,000円減額しています。

項1、保健衛生費1,183万1,000円の減額は、環境基金積立金の増額のほか、不用額によるものです。

項2、清掃費1,235万6,000円の減額は、不用額です。

款5、農林水産業費82万5,000円の減額及び款6、商工費8万7,000円の減額は、いずれも不用額です。

款7、土木費は、6,131万9,000円減額しています。

項1、土木管理費5,568万2,000円の減額は、不用額です。

項2、道路橋りょう費1,491万5,000円の増額は、国の補正予算に伴う道路修繕工事などです。

項3、水路費259万9,000円の減額は、不用額です。

項4、都市計画費1,609万2,00

0円の減額は、JR千里丘駅エレベーター設置補助金などの増額のほか、不用額によるものです。

項5、住宅費186万1,000円の減額は、不用額です。

款8、消防費2,384万8,000円の増額は、移動系無線設置委託料などによるものです。

款9、教育費は、10億310万9,000円増額しています。

項1、教育総務費及び項4、幼稚園費から項7、保健体育費の各項につきましては、いずれも不用額です。

項2、小学校費7億9,440万1,000円の増額は、不用額があったものの、国の補正予算等を活用した各小学校の耐震補強等工事などによるものです。

項3、中学校費2億5,798万8,000円の増額は、国の予備費を活用した第二中学校耐震補強等工事費用などです。

款10、公債費649万9,000円の減額は、利子償還金の不用額です。

次に、第2条、繰越明許費につきましては、6ページ、第2表繰越明許費に記載のとおり、国の補正予算に伴う小中学校耐震補強等事業など9事業について、翌年度に事業を行うため繰越明許するものです。

次に、第3条、地方債の補正につきましては、7ページから第3表地方債の補正に記載いたしております。

追加分は、情報収集伝達体制整備事業及び小学校耐震補強等事業及び中学校耐震補強等事業に係る新たな起債同意が見込まれるものです。変更分は、事業費の確定などに伴い、起債の限度額を変更するものです。

以上、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第5号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第16号、摂津市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、平成24年5月11日に公布となりました新型インフルエンザ等対策特別措置法に伴い、本条例を制定するものでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、政府行政計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に制定されたもので、今回、条例を提案しています体制整備と緊急事態発生の際の処置が法律の柱となっています。

それでは、議案書の条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条は、本条例の目的について規定しております。

第2条では、新型インフルエンザ等対策本部の組織について、第3条では、対策本部の会議について、第4条では、部の設置と、その組織について、第5条では、委任事務について規定しております。

最後に、附則でございますが、この条例は、規則で定める日から施行するものでございます。

次に、議案第26号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、地方税法の改正に伴う所要の改正のために制定するものです。

それでは、議案書の条文に従いまして、改正内容をご説明いたします。

議案参考資料（条例関係）の19ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

まず、第102条の改正は、たばこ税の税率を1,000本につき4,618円から5,262円に改めるものでございます。

次に、附則第37条の改正は、旧3級品のたばこ税の税率を1,000本につき2,190円から2,495円に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、平成25年4月1日より前に課した、または課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による旨の経過措置の規定でございます。

以上、摂津市税条例の一部を改正する条例の内容の説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 水道部長。

（宮川水道部長 登壇）

○宮川水道部長 議案第2号、平成25年度摂津市水道事業会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

まず、予算書1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条は、本予算の総則を定めたもので、第2条では、業務の予定量といたしまして、給水戸数を3万7,800戸、給水人口を8万4,500人、年間総給水量を1,060万7,000立方メートル、1日当たりの平均給水量を2万9,060立方メートルと定めたものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、款1、水道事業収益で21億9,829万円、前年度に比べ2.2%、4,764万2,000円の増額となっております。これは、項1、営業収益で20億4,615万1,000円、前年度に比べ0.5%、1,0

0 6 万 2, 0 0 0 円の減額となっており、この主な理由といたしましては、節水意識の高まりなどの影響により、水需要が減少し、給水収益が減少すると見込んだことによるものでございます。

項 2、営業外収益では 1 億 5, 2 1 3 万 9, 0 0 0 円、前年度に比べ 6 1. 1 %、5, 7 7 0 万 4, 0 0 0 円の増額となっており、この主な理由といたしましては、住宅開発に伴う納付金が増加することによるものでございます。

次に、支出につきましては、款 1、水道事業費用で 2 0 億 1, 0 3 3 万 5, 0 0 0 円、前年度に比べ 0. 2 %、3 8 9 万 2, 0 0 0 円の減額となっております。これは、項 1、営業費用で 1 8 億 7, 5 8 8 万 6, 0 0 0 円、前年度に比べ 0. 3 %、5 6 7 万 1, 0 0 0 円の減額となっており、この主な理由といたしましては、中央送水所ポンプ室更新工事に係る減価償却費や動力費が増加するものの、旧鳥飼送水所の配水池に係る固定資産除却損が減少することによるものでございます。

項 2、営業外費用では 1 億 2, 4 4 4 万 9, 0 0 0 円、前年度に比べ 1. 5 %、1 7 7 万 9, 0 0 0 円の増額となっており、この主な理由といたしましては、企業債の支払利息が減少するものの、税務署に支払う消費税が増加することによるものでございます。

項 3、予備費は、前年度と同額の 1, 0 0 0 万円を計上いたしております。

1 ページから 2 ページにかけての第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、款 1、資本的収入で 3, 0 9 0 万円、前年度に比べ 2 4. 4 %、1, 0 0 0 万円の減額となっております。これは、項 1、企業債が前年度

に比べ 2 5 %、1, 0 0 0 万円の減額となっており、この主な理由といたしましては、配水管整備事業に係る企業債を減額することによるものでございます。

項 2、工事負担金は、前年度と同額の 9 0 万円を計上いたしております。

次に、支出につきましては、款 1、資本的支出で 6 億 5 4 2 万円、前年度に比べ 2 2. 7 %、1 億 7, 7 5 9 万 8, 0 0 0 円の減額となっております。これは、項 1、建設改良費で 3 億 3, 5 2 8 万 3, 0 0 0 円、前年度に比べ 3 4. 8 %、1 億 7, 9 1 6 万 8, 0 0 0 円の減額となっており、この主な理由といたしましては、配水管整備事業費は増加するものの、施設改修費が減少することによるものでございます。

項 2、企業債償還金では 2 億 6, 5 1 3 万 7, 0 0 0 円、前年度に比べ 0. 6 %、1 5 7 万円の増額となっております。

項 3、予備費は 5 0 0 万円で、前年度と同額を計上しております。

2 ページをお開き願います。

第 5 条は、債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めたもので、平成 2 6 年度からの 5 年間委託を予定いたしております開閉栓業務委託事業につきまして、限度額 5, 8 9 0 万 5, 0 0 0 円を計上いたしております。

第 6 条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、配水管整備事業で 3, 0 0 0 万円の起債を予定いたしております。

3 ページをお開き願います。

第 7 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費 3 億 4, 2 3 2 万 7, 0 0 0 円、交際費 5 万円、退職給与金 5, 0 0 0 万円といたしております。

第8条は、たな卸資産の購入限度額を定めたもので、その限度額を3,054万円といたしております。

なお、4ページから11ページまでは平成25年度摂津市水道事業会計予算実施計画、平成25年度摂津市水道事業会計資金計画、平成24年度摂津市水道事業会計予定貸借対照表、平成24年度摂津市水道事業会計予定損益計算書及び平成25年度摂津市水道事業会計予定貸借対照表を、12ページから19ページまでは給与費明細書、20ページには債務負担行為に関する調書、23ページには平成25年度摂津市水道事業会計予算総括表、並びに24ページからは平成25年度摂津市水道事業会計予算実施計画説明書など、予算に関する説明書を添付いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成25年度摂津市水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成24年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容は、年度末までの収入見込みと支出における執行差金などを精査したものでございます。

まず、補正予算書1ページをご覧くださいと存じます。

第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出における予定額の補正を定めたもので、収入につきましては、款1、水道事業収益で、既決額21億5,064万8,000円から877万6,000円を減額いたし、補正後の額を21億4,187万2,000円といたすものでございます。これは、項1、営

業収益で、給水収益の減少や公共下水道工事に伴う給配水管移設工事に係る受託工事収益の減少により990万1,000円を減額いたすものでございます。

項2、営業外収益では、受取利息の増加等に伴い、112万5,000円を増額いたすものでございます。

次に、支出につきましては、款1、水道事業費用で、既決額20億527万1,000円から150万8,000円を減額し、補正後の額を20億376万3,000円といたすものでございます。これは、項1、営業費用で、公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の工事請負費や業務委託料の減少などにより1,808万7,000円を減額いたすものでございます。

項2、営業外費用では、税務署に支払う消費税及び地方消費税の増加等に伴い、295万7,000円を増額いたすものでございます。

項3、特別損失につきましては、転出先不明及び会社倒産等による水道料金の徴収不能分を欠損処分するため、1,362万2,000円を新たに計上いたすものでございます。

第3条は、資本的支出における予定額の補正を定めたもので、款1、資本的支出で、既決額7億8,302万7,000円から6,373万6,000円を減額いたし、補正後の額を7億1,929万1,000円といたすものでございます。これは、項1、建設改良費で、施設改修工事や配水管布設工事などの執行差金の発生により6,373万6,000円を減額いたすものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額7億4,212万7,000円を6億7,839万1,

０００円に改めるとともに、補てん財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金５億９，４０２万７，０００円、減債積立金１億２，４５０万８，０００円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２，３５９万２，０００円を、過年度分損益勘定留保資金１億８，３３２万８，０００円、減債積立金２億２，４５０万８，０００円、建設改良積立金２億５，０００万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２，０５５万５，０００円に改めるものでございます。

なお、２ページから７ページまでは平成２４年度摂津市水道事業会計補正予算実施計画、平成２４年度摂津市水道事業会計補正予算資金計画、平成２４年度摂津市水道事業会計予定貸借対照表、平成２４年度摂津市水道事業会計補正予算実施計画説明書を添付いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成２４年度摂津市水道事業会計補正予算（第２号）の提案説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 保健福祉部長。

（福永保健福祉部長 登壇）

○福永保健福祉部長 それでは、議案第３号、平成２５年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１０億６，７７０万１，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１、国民健康保険料２２億７，２９０万４，０００円は、前年度に比べ４．１％、８，９１４

万２，０００円の増額でございます。これは、前年度、国保世帯所得が微増となったことや、収納率の向上により増額となったものでございます。

款２、使用料及び手数料、項１、手数料は、前年度に比べ８．３％、２万円の減額でございます。

款３、国庫支出金２３億９，９３９万５，０００円は、前年度に比べ３．４％、７，８７４万８，０００円の増額でございます。

項１、国庫負担金１９億１，７３９万８，０００円は、前年度に比べ４．８％、８，８１４万４，０００円の増額で、療養給付費等負担金などの増加によるものでございます。

項２、国庫補助金４億８，１９９万７，０００円は、前年度に比べ１．９％、９３９万６，０００円の減額でございます。

款４、療養給付費交付金６億８，６９０万５，０００円は、前年度に比べ４．１％、２，７２７万２，０００円の増額でございます。

款５、前期高齢者交付金２６億７，４０８万４，０００円は、前年度に比べ４．４％、１億１，１７４万４，０００円の増額でございます。

款６、府支出金５億９，５０８万４，０００円は、前年度に比べ３．３％、１，９１６万７，０００円の増額でございます。

項１、府負担金８，８８０万３，０００円は、前年度に比べ１５．４％、１，１８６万円の増額で、高額医療費共同事業拠出金の増に伴うものでございます。

項２、府補助金５億６２８万１，０００円は、前年度に比べ１．５％、７３０万７，０００円の増額でございます。

款７、共同事業交付金１３億５，４７４万４，０００円は、前年度に比べ６．７％、

8, 521万7, 000円の増額で、医療費の増加を見込んだことによるものでございます。

款8、繰入金、項1、一般会計繰入金10億6, 600万5, 000円は、前年度に比べ4. 1%、4, 180万9, 000円の増額でございます。平成25年度保険料率据え置きのため、国保財政安定化支援事業繰入金の大幅な減少などに対応し、増額したことによるものでございます。

款9、諸収入、項1、雑入は、1, 836万円を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、4ページ、款1、総務費1億3, 111万1, 000円は、前年度に比べ4. 4%、597万3, 000円の減額でございます。

項1、総務管理費1億879万8, 000円は、前年度に比べ2. 8%、308万1, 000円の減額で、被保険者証更新の経費の減額などによるものでございます。

項2、徴収費2, 180万4, 000円は、前年度に比べ12. 1%、301万4, 000円の減額で、国民健康保険料等収納推進員報酬の減などによるものでございます。

項3、運営協議会費50万9, 000円は、前年度に比べ31. 5%、12万2, 000円の増額でございます。

款2、保険給付費76億1, 524万1, 000円は、前年度に比べ3. 3%、2億4, 056万4, 000円の増額でございます。

項1、療養諸費66億6, 136万5, 000円は、前年度に比べ2. 4%、1億5, 914万8, 000円の増額でございます。

項2、高額療養費8億5, 667万1, 000円は、前年度に比べ11. 6%、8,

881万3, 000円の増額でございます。

項3、移送費は、前年度と同額でございます。

項4、出産育児諸費7, 563万8, 000円は、前年度に比べ10%、840万4, 000円の減額でございます。

項5、葬祭諸費は、前年度と同額でございます。

項6、精神・結核医療給付費1, 246万7, 000円は、前年度に比べ8. 8%、100万7, 000円の増額でございます。

款3、後期高齢者支援金等13億6, 891万2, 000円は、前年度に比べ6. 8%、8, 671万3, 000円の増額で、一人当たりの後期高齢者支援金等の増加等によるものでございます。

款4、前期高齢者納付金等86万6, 000円は、前年度に比べ43. 1%、65万5, 000円の減額でございます。

款5、老人保健拠出金は、前年度と同額でございます。

款6、介護納付金5億4, 843万2, 000円は、前年度に比べ10. 5%、5, 207万4, 000円の増額で、一人当たりの介護納付金の増加等によるものでございます。

款7、共同事業拠出金13億920万4, 000円は、前年度に比べ11. 4%、1億3, 390万円の増額で、対象医療費の増加によるものでございます。

款8、保健施設費8, 513万円は、前年度に比べ13. 5%、1, 331万2, 000円の減額で、緊急雇用創出基金事業費補助事業での療養費適正化推進業務の終了に伴う減などによるものでございます。

款9、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金775万円は、前年度と同額でございます。

款１０、予備費は、前年度と同額でございます。

次に、１ページに戻りますが、第２条は歳出予算の流用について定めております。

また、給与費明細書を３４ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照ください。

以上、平成２５年度摂津市国民健康保険特別会計予算についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第７号、平成２５年度摂津市介護保険特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の１ページをご覧くださいと存じます。

第１条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５億３，０９８万８，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１、保険料、項１、介護保険料１０億７，７０６万円は、第１号被保険者の保険料で、前年度に比べ４．７％、４，８１５万５，０００円の増額で、被保険者数の増加などによるものでございます。

款２、使用料及び手数料、項１、手数料９万円は、保険料の督促手数料で、前年度と同額でございます。

款３、国庫支出金９億１９７万３，０００円は、前年度に比べ１９．２％、１億４，５０７万７，０００円の増額でございます。

項１、国庫負担金７億７，５３２万５，０００円は、前年度に比べ８．９％、６，３４０万５，０００円の増額でございます。

項２、国庫補助金１億２，６６４万８，０００円は、前年度に比べ１８１．６％、８，１６７万２，０００円の増額で、地域密着

型施設整備に係る地域介護・福祉空間整備交付金などを見込んだものでございます。

款４、支払基金交付金、項１、支払基金交付金１２億３，１８５万９，０００円は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度に比べ７．８％、８，９２８万８，０００円の増額でございます。

款５、府支出金６億２，１１２万８，０００円は、前年度に比べ２．４％、１，４３６万８，０００円の増額でございます。

項１、府負担金６億４０１万８，０００円は、介護給付費負担金で、前年度に比べ６．７％、３，７７０万７，０００円の増額でございます。

項２、府補助金１，７１１万円は、地域支援事業交付金で、前年度に比べ５７．７％、２，３３３万９，０００円の減額でございます。これは、前年度当初予算にありました大阪府財政安定化基金の積立額の一部が市町村に交付される見込みがないことによるものでございます。

款６、繰入金６億９，８７４万８，０００円は、一般会計及び基金からの繰入金で、前年度に比べ１１．４％、７，１７８万６，０００円の増額でございます。

項１、一般会計繰入金６億６，１４０万７，０００円は、介護給付費及び地域支援事業費の法定負担分ほか、職員人件費及び事務経費の財源の繰り入れで、前年度に比べ５．５％、３，４４４万５，０００円の増額となっております。これは、職員人件費及び介護予防事業に係る地域支援事業費の繰り入れが減額となったものの、介護給付費の増加により増額となったものでございます。

項２、基金繰入金３，７３４万１，０００円は、介護保険事業計画に基づき、介護保険料の上昇を抑えるために、介護保険給

付費準備基金から財源を繰り入れるものでございます。

款 7、諸収入、項 1、雑入 4 万 6, 0 0 0 円は、前年度と同額でございます。

款 8、財産収入、項 1、財産運用収入 8 万 4, 0 0 0 円は、介護保険給付費準備基金の預金利子で、前年度に比べ 4 7. 4 %、2 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、4 ページをご覧くださいと存じます。

款 1、総務費 1 億 9, 1 9 1 万 5, 0 0 0 円は、前年度に比べ 6 0. 4 %、7, 2 2 4 万 6, 0 0 0 円の増額でございます。

項 1、総務管理費 1 億 4, 8 4 3 万円は、介護保険制度運営に係る人件費などの一般管理費及び連合会負担金で、前年度に比べ 9 3. 4 %、7, 1 6 9 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。これは、主に地域密着型施設整備に係る地域介護・福祉空間整備交付金を計上したことによるものでございます。

項 2、徴収費 3 0 8 万円は、介護保険料の賦課徴収に係る事務費で、前年度と同額でございます。

項 3、介護認定審査会費 4, 0 4 0 万 5, 0 0 0 円は、要介護認定に係る調査及び審査の費用で、前年度に比べ 1. 4 %、5 5 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。

款 2、保険給付費 4 2 億 4, 4 1 2 万 5, 0 0 0 円は、前年度に比べ 7. 9 %、3 億 1, 1 1 1 万円の増額でございます。

項 1、介護サービス等諸費 3 7 億 3, 9 9 2 万 5, 0 0 0 円は、要介護者への保険給付に係る費用で、前年度に比べ 8. 4 %、2 億 9, 0 1 8 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。

項 2、介護予防サービス等諸費 2 億 5, 7 3 0 万円は、要支援者への保険給付に係

る費用で、前年度に比べ 7. 0 %、1, 6 9 4 万円の増額でございます。

項 3、その他諸費 3 6 0 万円は、国保連合会への審査支払手数料で、前年度に比べ 2. 4 %、8 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。

項 4、高額介護サービス等費 8, 0 1 0 万円は、自己負担の月額上限額を超えた方への給付費で、前年度に比べ 8. 4 %、6 1 9 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。

項 5、高額医療合算介護サービス等費 1, 2 1 0 万円は、高額介護サービス費及び高額療養費支給後の自己負担の年額上限額を超えた方への給付費で、前年度に比べ 3 5. 3 %、3 1 6 万円の増額でございます。

項 6、特定入所者介護サービス等費 1 億 5, 1 1 0 万円は、食費及び居住費の利用者負担額軽減に係る介護保険施設への補足給付で、前年度に比べ 3. 5 %、5 4 5 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。

款 3、地域支援事業費 8, 7 9 7 万 9, 0 0 0 円は、前年度に比べ 6. 6 %、5 4 3 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。

項 1、介護予防事業費 3 6 6 万 4, 0 0 0 円は、介護予防事業に係る費用で、前年度に比べ 4 6. 8 %、3 2 2 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。これは、包括支援センター委託による臨時職員賃金の減と事業実施方法の工夫などによるものでございます。

項 2、包括的支援事業・任意事業費 8, 4 3 1 万 5, 0 0 0 円は、地域包括支援センターの運営委託経費及び介護用品の給付などの任意事業に係る費用で、前年度に比べ 1 1. 4 %、8 6 5 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。

款 4、基金積立金、項 1、基金積立金 4 9 6 万 9, 0 0 0 円は、保険給付に係る剰

余金等を介護保険給付費準備基金に積み立てるもので、前年度に比べ77.1%、1,668万3,000円の減額でございます。これは、前年度の大阪府財政安定化基金の積立額の一部が市町村に交付された交付金がなくなったことによるものでございます。

款5、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金200万円は、過年度分保険料払戻金で、前年度に比べ63.0%、340万7,000円の減額でございます。これは、実績に基づき、過年度分保険料払戻金を精査したことによるものでございます。

次に、1ページに戻りますが、第2条は歳出予算の流用につきまして定めております。

また、給与費明細書を30ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、平成25年度摂津市介護保険特別会計予算につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号、平成25年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,424万7,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、後期高齢者医療保険料6億5,786万1,000円は、前年度に比べ4.9%、3,082万円の増額で、本市が後期高齢者被保険者から収納いたします保険料でございます。

款2、使用料及び手数料4万5,000

円は、督促手数料でございます。

款3、繰入金、項1、一般会計繰入金1億2,634万1,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、前年度に比べ3.6%、443万4,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、款1、総務費、項1、総務管理費536万3,000円は、前年度に比べ1.6%、8万7,000円の増額でございます。

項2、徴収費138万9,000円は、前年度に比べ4.6%、6万7,000円の減額で、保険料収納に関する経費でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金7億7,471万9,000円は、前年度に比べ4.7%、3,503万1,000円の増額で、本市が収納した保険料及び基盤安定繰入金を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付いたすものでございます。

款3、諸支出金、項1、償還金利子及び還付金177万6,000円は、過年度分保険料の還付金でございます。

款4、予備費は、100万円を計上しております。

なお、保険料徴収費に係ります収納推進員の給与費明細書を16及び17ページに記載いたしておりますので、併せてご参照ください。

以上、予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容としましては、平成23年度療養給付費負担金等の精算額が確定したことに伴う歳

入歳出の補正及び人件費等の精査額を計上いたしております。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,324万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億3,548万3,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款8、繰入金、項1、一般会計繰入金752万9,000円の減額は、人件費等の精査額を職員給与費等繰入金から減額いたすものでございます。

款9、諸収入、項1、雑入は、1億77万8,000円の増額で、平成23年度療養給付費負担金等の精算額が確定したことに伴い、返還金の財源として計上するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款1、総務費、項2、徴収費588万9,000円の減額は、国民健康保険料等収納推進員報酬等の精査額でございます。

款8、保険施設費、項1、保険施設費164万円の減額は、委託料の確定に伴う精査額でございます。

款9、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金1億77万8,000円の増額は、平成23年度療養給付費負担金等の精算額が確定したことに伴い、国庫負担金の返還金を計上するものでございます。

以上、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、徴収費の減額及び保険料納付金の増額によるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,148万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億8,053万1,000円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、後期高齢者医療保険料、項1、後期高齢者医療保険料3,186万4,000円の増額は、当初見込みに比べ保険料収入が増加したことによるものでございます。

款3、繰入金、項1、一般会計繰入金37万9,000円の減額は、保険料収納に係る経費の減額に伴う一般会計からの繰入金の減額でございます。

次に、歳出でございますが、款1、総務費、項2、徴収費37万9,000円の減額は、国民健康保険料等収納推進員報酬及びコンビニ収納代行業務委託料の精査額でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金、項1、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入額の増額に伴う納付額を計上いたしております。

以上、補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 保健福祉部長、あとの件については昼からに回したいと思います。

暫時休憩します。

(午前 11 時 55 分 休憩)

(午後 1 時 再開)

○木村勝彦議長 休憩前に引き続いて再開します。

保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 では、議案第 17 号、摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件について、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法並びに介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、従前、省令等で規定されておりました施設の基準等を市町村の条例に定めることになったことによるものでございます。

以下、制定内容につきまして、ご説明申し上げます。

この条例は、7 条で構成をいたしております。

第 1 条は、条例の趣旨を定めるものでございます。

第 2 条につきましては、この条例における用語の定義を定めるものでございます。

第 3 条につきましては、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準として、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準及び事業者の要件を定めるものでございます。

第 4 条につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

介護保険法において、厚生労働省令で定める基準を参酌して、市町村の条例で定めることとされている基準のうち、サービスの提供に関する記録の保存期間につきまして、本市では 5 年間とすることを第 2 項で定め、それ以外の基準につきましては、第 1 項におきまして厚生労働省令に定めるとおりとするものでございます。

第 5 条につきましては、第 3 条と同様に、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準として、事業者の要件を定めるものでございます。

第 6 条につきましては、第 4 条と同様に、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営並びに効果的な支援の方法に関する基準を定めるもので、厚生労働省令に定めるとおりとするものでございます。

第 7 条につきましては、この条例の施行に関する委任規定でございます。

なお、附則といたしまして、第 1 項は、施行日の規定でございますが、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 項は、第 4 条第 2 項について、第 3 項は、第 6 条第 2 項について、それぞれの適用区分について規定いたしましたものでございます。

以上、摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 22 号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制

定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、主たる事務所が市の区域内にあって、その行う事業が当該市の区域を越えない社会福祉法人に関する設立認可及び行政処分の権限が市に移譲されることに伴い、社会福祉法人設立認可等審査委員会の設置をお願いするものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）５ページから６ページの新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明申し上げます。

改正内容は、別表中、摂津市総合計画審議会の項の次に、附属機関として摂津市社会福祉法人設立認可等審査会を加え、担当事務として、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第３１条第１項の規定による社会福祉法人の設立の認可その他同法に基づく社会福祉法人に対する行政処分をするに当たっての事前審査に関する事務を加えるものでございます。

次に、附則といたしまして、第１項は、この条例は、平成２５年４月１日から施行するものでございます。

第２項は、社会福祉法人設立認可等審査会委員の報酬を定めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正をお願いするもので、別表中、発熱外来嘱託看護師の項の次に、社会福祉法人設立認可等審査会委員、月額６，９００円を加えるものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２３号、特別職の職

員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、主たる事務所が市の区域内にあって、その行う事業が当該市の区域を越えない社会福祉法人に関する監査、指導監督の権限が市に移譲されることに伴い設置する社会福祉法人等指導監査専門員の月額を定めるもの、及び国民健康保険運営協議会委員の報酬を月額から月額へ変更をお願いするものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）７ページの新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明申し上げます。

改正内容は、別表中、発熱外来嘱託看護師の項の次に、社会福祉法人等指導監査専門員、月額２万１，０００円を加えるもの、及び国民健康保険運営協議会会長及び副会長の項を削除し、国民健康保険運営協議会委員について、月額２万６，０００円を月額９，０００円に改めるものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、この条例は、平成２５年４月１日から施行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２５号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）９ページから１８ページの各条例の新旧対照表も併せて

ご参照賜りますようお願い申し上げます。

本件は、平成24年法律第51号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行を受けて、関係条例の一部を改正するものでございます。

第1条で、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、第2条で、摂津市老人医療費の助成に関する条例、第3条で、摂津市立せつつ桜苑条例、第4条で、摂津市障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例、第5条で、摂津市立ふれあいの里条例、第6条で、摂津市立みきの路条例、第7条で、摂津市国民健康保険条例、第8条で、摂津市消防団員等公務災害補償条例について、それぞれ一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明申し上げます。

第1条の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、第3条の摂津市立せつつ桜苑条例、第4条の摂津市障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例、第5条の摂津市立ふれあいの里条例、第6条の摂津市立みきの路条例、第8条の摂津市消防団員等公務災害補償条例の各条例の一部改正につきましては、障害者自立支援法の法律名の改正に伴い、引用法律名の改正を行うものでございます。

第2条の摂津市老人医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、障害者自立支援法施行令の政令名の改正に伴う引用政令名の改正及び引用条文の条ずれによる改正を行うものでございます。

第7条の摂津市国民健康保険条例の一部改正につきましては、引用法律名、引用政令名の改正及び引用条文の条ずれによる改

正を行うものでございます。

附則といたしまして、本条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行期日に合わせまして、平成25年4月1日から施行することといたしております。

以上、議案第25号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号、摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）20ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本件は、平成23年法律第90号、障害者基本法の一部を改正する法律の施行を受けて、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、障害者基本法の改正に伴い、引用条文の条ずれに伴う改正を行うものでございます。

附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第31号、摂津市高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

高額療養費資金貸付制度は、高額療養費の支給対象となる療養に要した費用の支払いが困難な方に対して、高額療養費が支給されるまでの間、支給予定額の9割の範囲

内で基金から貸付けを行うものでございます。

本制度は、昭和54年度から実施しておりますが、平成5年から高額療養費受領委任払い制度が設置され、医療機関が同意すれば高額療養費相当額の支払いが不要になったため、制度の普及とともに利用が減少し、平成12年5月を最後に利用が全くなっております。また、平成19年4月からは、入院について限度額適用認定証制度ができ、限度額適用認定証を提示すれば、医療機関での支払いが限度額までとなりましたが、平成24年4月からは外来についても同制度が適用されることとなったことから、高額療養費受領委任払いの利用もなくなっております。

このような状況から、高額療養費資金貸付制度は、その役割を終えたことから、本条例の廃止を提案させていただくものでございます。

なお、本廃止条例につきましては、平成25年3月31日から施行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第32号、摂津市立せつつ桜苑条例を廃止する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料31ページも併せてご覧ください。

摂津市立せつつ桜苑は、平成9年に入所者数54床の特別養護老人ホームとして、また、老人デイサービスセンター、老人介護支援センターや老人福祉センターを併設し、多様化するニーズを担える介護老人福祉施設として、社会福祉法人成光苑に委託し、公設民営でスタートいたしました。その後、平成18年度からは指定管理者制度

による運営を行ってまいりましたが、指定管理期間満了に合わせて摂津市立せつつ桜苑条例を廃止するための条例の制定をお願いするものでございます。

附則といたしまして、第1項は、施行日の規定でございますが、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、せつつ桜苑の民営化に伴い、重要な公の施設に関する条例の第2条の公の施設から削除するものでございます。

以上、摂津市立せつつ桜苑条例を廃止する条例制定の件の提案説明といたします。

○木村勝彦議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 議案第5号、平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を57億1,757万3,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページから4ページの第1表歳入歳出予算に記載いたしております。

まず、3ページの歳入でございますが、款1、分担金及び負担金、項1、負担金7,772万4,000円は、前年度に比べ25.1%、2,609万8,000円の減額となっております。これは、主に公債費負担金の減少によるものでございます。

款2、使用料及び手数料18億3,540万5,000円は、前年度に比べ3万1,000円の減額となっております。

項1、使用料18億3,501万9,000円は、前年度に比べ1,000円の減額となっております。

項2、手数料38万6,000円は、前

年度に比べ7.2%、3万円の減額となっております。これは、主に排水設備に係る指定工事店登録件数の減少に伴うものでございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金5,200万円は、前年度に比べ11.1%、650万円の減額となっております。これは、補助事業の減少に伴うものでございます。

款4、繰入金、項1、一般会計繰入金21億5,030万1,000円は、前年度に比べ2%、4,161万5,000円の増額となっております。これは、主に公債費の増加に伴うものでございます。

款5、諸収入74万3,000円は、前年度に比べ17.6%、11万1,000円の増額となっております。

項1、資金貸付金返還収入74万円は、前年度に比べ17.6%、11万1,000円の増額となっております。これは、主に貸付額の増加に伴うものでございます。

項2、雑入3,000円は、前年度と同額でございます。

款6、項1、市債16億140万円は、前年度に比べ1.4%、2,160万円の増額となっております。これは、主に資本費平準化債の増加によるものでございます。

次に、4ページの歳出でございます。

款1、下水道費14億1,706万9,000円は、前年度に比べ1.7%、2,461万円の減額となっております。

項1、下水道総務費1億4,311万6,000円は、前年度に比べ20.8%、3,748万3,000円の減額となっております。これは、主に委託料の減少によるものでございます。

項2、下水道事業費12億7,395万3,000円は、前年度に比べ1%、1,

287万3,000円の増額となっております。これは、主に流域下水道維持管理負担金の増加によるものでございます。

款2、公債費42億9,450万4,000円は、前年度に比べ1.3%、5,530万7,000円の増額となっております。これは、元金償還金の増加によるものでございます。

款3、予備費600万円は、前年度と同額となっております。

次に、1ページ、第2条、債務負担行為は、5ページ、第2表債務負担行為に記載のとおり、集中管理室維持管理業務委託事業でございます。

第3条、地方債につきましては、地方債の起債の目的、限度額などを6ページの第3表地方債に記載いたしております。

第4条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

以上、議案第5号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、事業費などの確定及び年度末見込みによります歳入歳出予算額の補正でございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

まず、第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,759万3,000円を減額し、その総額を55億8,959万1,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、3ページの第1表歳入歳出予

算補正に記載いたしております。

まず、歳入でございますが、款3、国庫支出金、項1、国庫補助金は2,260万円の増額で、これは、当初の予定配当を上回る配当があったことによるものでございます。

款4、繰入金、項1、一般会計繰入金は3,159万7,000円の減額で、これは、主に下水道管理費の減額に伴うものでございます。

款6、項1、市債は8,150万円の減額で、これは、下水道整備費の減額に伴うものでございます。

款7、項1、繰越金は188万円で、これは、前年度決算剰余金を編入したものでございます。

次に、歳出でございますが、款1、下水道費は、8,235万7,000円の減額でございます。

項1、下水道総務費は67万5,000円の減額で、これは、主に委託料の減額によるものでございます。

項2、下水道事業費は8,168万2,000円の減額で、これは、主に下水道施設の管理、整備に係る委託料及び工事請負費の落札差金によるものでございます。

款2、項1、公債費は523万6,000円の減額で、これは、前年度借入額などの確定によるものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、事業費の年度末見込みから限度額を変更するもので、4ページ、第2表地方債の補正に記載のとおりでございます。

以上、議案第12号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第18号、摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

ます。

なお、条例関係の議案参考資料1ページから4ページの摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例施行規則（案）を併せてご参照願います。

本件は、平成21年12月15日に閣議決定されました地方分権改革推進計画に示されたことを受け、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権第1次一括法（平成23年5月2日公布）の制定に伴い、道路法の一部が改正され、地方公共団体の条例に委任する改正が平成24年4月1日に施行されました。また、道路管理者である地方公共団体は、道路の構造に関する条例制定が必要となることから、経過措置といたしまして、平成25年3月31日までの猶予期間が設けられました。

本市におきましても、これまで全国の政令、道路構造令で全国一律に定められていました道路の構造の基準について、主務省令で定める基準を参酌して、市が管理する市道を新設し、または改築する場合における道路の構造の一般的技術基準を定めるものでございます。

それでは、議案書の条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条では、本条例の趣旨について規定しております。

第2条は、用語の定義を規定しております。

第3条から第8条は、車道に関する基準を定めております。

第9条から第12条は、自転車道、自転車歩行者道、歩道、歩行者の滞留の用に供する部分の基準に関する規定を定めております。

第13条では、植樹帯について、植栽に

当たっては、地域の特性などを考慮して、樹種の選定、樹木の配置などについて定めております。

第14条から第23条は、車道に関する設計速度、屈曲部、縦断勾配などの基準を定めております。

第24条では、舗装の構造に関する基準を定めております。

第25条では、横断勾配に関する基準を定め、第26条では、車道の合成勾配に関する基準を定め、第27条では、排水施設の整備に関する基準を定めております。

第28条から第30条は、道路の交差に関する基準を定めております。

第31条から第37条は、道路の安全施設に関する基準を定めております。

第38条では、橋、高架の道路などの構造に関する基準を定め、第39条から第40条は、附帯工事や小区間改築の場合などの特例に関する基準を定めております。

第41条から第42条は、自転車や歩行者などの専用道路に関する基準を定めております。

次に、附則といたしまして、この条例の施行期日は、平成25年4月1日から施行するものとしております。

以上、議案第18号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号の摂津市道路標識の寸法に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件につきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、道路法の一部が改正され、これまで国の省令「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」により、全国一律に定められていました地方道に関する案内標識及び

警戒標識の寸法及び文字の大きさにつきまして、主務省令で定める基準を参酌して、市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法につきまして、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、議案書の条例につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条は、条例制定の趣旨について規定しております。

第2条は、用語の定義を規定しております。

第3条から第5条は、道路標識の寸法を定めております。

次に、附則としまして、この条例の施行期日は、平成25年4月1日から施行するものとしております。

以上、議案第19号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第20号、摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に示されたことを受け、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、それに伴い、国が定めている移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を参酌して、市が管理する特定道路に係る移動円滑化基準を定めるものでございます。

市道の構造に関する基準につきまして、国の基準を参酌して定めることとなっているため、基本的には国の基準に準拠するも

のでございます。

それでは、議案書の条文につきまして、ご説明申し上げます。

第1条は、条例制定の趣旨について規定しております。

第2条は、用語の定義を規定しております。

第3条から第10条は、歩道に関する基準を定めております。

第11条から第16条は、立体横断施設に関する基準を定め、第17条から第18条は、乗合自動車停留所に関する基準を定めております。

第19条から第26条は、自動車駐車場に関する基準を定めております。

第27条から第29条は、障害者用駐車施設の便所に関する基準を定めております。

第30条から第33条は、移動円滑化のために必要なその他の施設などに関する規定でございます。案内標識、視覚障害者誘導ブロック、休憩施設、照明施設の基準を定めております。

次に、附則としまして、この条例の施行期日は、平成25年4月1日から施行するものとしております。

また、経過措置といたしまして、参酌する省令と同等の基準を定めております。

以上、議案第20号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号、摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、条例関係の議案参考資料の21ページから23ページの新旧対照表を併せてご覧願います。

本件は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が、平

成24年12月12日政令第294号として公布され、本年4月1日から施行することとされておりますので、本市の摂津市道路占用料徴収条例の関連規定を改正するものでございます。

今回の政令の一部改正では、太陽光発電設備及び風力発電設備及び津波避難施設を占用許可の対象物件として、それぞれ道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物及び同第7条第3号に掲げる施設として追加されることになりました。これにより、現行の道路法施行令第7条第2号以降が繰り下げられるため、摂津市道路占用料徴収条例の政令の改正に係る関連規定を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、摂津市占用料徴収条例の別表中の号ずれ及び附則の文言の修正でございます。

それでは、議案書の条文に従いまして、改正内容をご説明いたします。

条例関係の議案参考資料22ページをお開き願います。

別表（第2条関係）の道路占用料金表の占用物件の欄をご覧ください。

最初に、道路施行令第7条第1号に掲げる物件のうち、「幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）」を、「幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）」に改正いたすものでございます。

続いて、「令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料」を「令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料」に改正いたすものでございます。

また、最下段の「令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設」を「令第7条第6号に掲げる仮設建築

物及び同条第7号に掲げる施設」に改正いたすものでございます。

次のページ、23ページをお開き願います。

「令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場」を「令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場」に改正いたすものでございます。

続いて、「令第7条第9号に掲げる器具」を「令第7条第12号に掲げる器具」に改正いたすものでございます。

最後に、「令第7条第11号に掲げる施設」を「令第7条第13号に掲げる施設」に改正いたすものでございます。

なお、附則につきましては、本条例の施行期日は、平成25年4月1日から施行するものとしております。

以上、議案第28号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第29号、摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、条例関係の議案参考資料24ページから25ページの新旧対照表を併せてご覧願います。

本条例は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理運営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、国有林野事業が国営企業でなくなることを受けまして改正を行うものでございます。また、これに伴いまして、文言の整備を図るものでございます。

なお、本条例の施行期日は、平成25年4月1日としております。

以上、議案第29号の提案内容の説明と

させていただきます。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 議案第6号、平成25年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を2,096万3,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページ、4ページの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、共済掛金、項1、共済掛金は504万円の計上で、前年度に比べ12.5%、72万円の減額となっております。これは、加入者見込み数の減少に伴うものでございます。

款2、繰入金、項1、共済繰入金は1,505万円で、前年度に比べ23.2%、455万円の減額となっております。これは、退職者への退職給付金として共済積立金から繰り入れるものでございます。

項2、一般会計繰入金は86万8,000円の計上で、前年度に比べ22.4%、15万9,000円の増額となっております。これは、パート共済事務経費と退職金に加算する1%の利息を確保するために一般会計から繰り入れるものでございます。

款3、諸収入、項1、預金利子は5,000円の計上で、前年度に比べ61.5%、8,000円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、款1、共済総務費、項1、共済総務管理費は13万3,000円で、前年度に比べ0.7%、1,000円の減額となっております。これは、共済事務執行に係る経費でございます。

款 2、共済金、項 1、共済金は 2, 0 8 2 万 2, 0 0 0 円で、前年度に比べ 1 9. 7 %、5 1 1 万 8, 0 0 0 円の減額となっております。これは、退職者に支払う退職給付金及び積立金でございます。

款 3、予備費、項 1、予備費の 8, 0 0 0 円は、前年度と同額を計上いたしております。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 議案第 2 1 号、摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、平成 2 3 年 8 月 3 0 日付で公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、主務省令で定める基準を参酌して、市が管理する特定公園施設の新設、増設または改築を行う際の基準を定めるものでございます。

それでは、議案の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第 1 条では、条例の趣旨について規定いたしております。

第 2 条では、用語についての定義をいたしております。

第 3 条では、園路及び広場、第 4 条では、屋根付広場、5 条では、休憩所及び管理事務所、第 6 条では、野外劇場及び野外音楽堂、7 条では、駐車場、8 条、9 条及び 1 0 条では、便所、第 1 1 条では、水飲場及び手洗場、第 1 2 条及び第 1 3 条では、掲

示板及び標識、第 1 4 条では、一時使用を目的とする特定公園施設についての基準を規定いたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行することを規定いたしております。

以上、議案第 2 1 号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 3 0 号、摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）2 6 ページから 3 0 ページの新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願いを申し上げます。

本条例は、平成 2 3 年 8 月 3 0 日付で公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、都市公園法の一部を改正され、都市公園法及び同法施行令の技術的基準を参酌して、公園及び公園施設の設置基準を条例で定めることとなったため、摂津市都市公園条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第 1 章から第 4 章及び附則の目次を付しております。

次に、第 1 章の 2、第 3 条の 2 では、公園の配置及び規模に関する基準を、同章第 3 条の 3 では、住民一人当たりの公園の敷地面積の基準を、同章第 3 条の 4 では、公園の配置及び規模の基準を、同章第 3 条の 5 では、公園施設の建築面積の基準を、同章第 3 条の 6 では、公園施設の建築面積の基準の特例を規定し、併せまして第 1 条の文言の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、

平成25年4月1日から施行することと規定いたしております。

以上、議案第30号の提案内容の説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 議案第24号、摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

議案参考資料(条例関係)の8ページも併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

今回の条例改正は、市立保育所の所長及び市立幼稚園の園長に対しまして、管理職手当として月額4万円を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

今回の影響額は、管理職手当及び地域手当で350万9,000円の増額と見込んでおります。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行することを規定しております。

以上、議案第24号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第33号、摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

なお、議案参考資料(議案第33号)も併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

このたびの改正は、官民の支給水準の均衡を図るために退職手当の支給額を段階的に引き下げるとした閣議決定に基づくもので、本市条例上設けられている調整率を現在の100分の104から100分の87に段階的に引き下げ、当該調整率の適用を

受ける職員の範囲も拡大するため、所要の改正を行うものでございます。

今回の措置を通じ、最終的には退職給付における官民格差、平均約400万円を解消できるものと見込んでおります。

改正内容といたしましては、第1条で、現在、調整率の適用を受ける職員について、自己都合退職を除いた20年以上35年以下の勤務をした職員に限定しておりましたが、その対象者を35年以下の勤務をしたすべての職員に拡大いたします。

また、従来、公務外の傷病において退職をする36年の勤務をした職員につきまして、調整額の適用とはなっていなかったため、調整額の適用となる公務外の傷病において退職をする35年の勤務をした職員と支給率が逆転してしまうことから、附則第5項を例外として加えておりましたが、今回の条例改正において、すべての職員に対し調整額の適用が行われるため、36年に限定する必要がなくなったものであります。

また、「42年以下」とするのは、43年以上の勤務をした職員につきまして、定年退職による支給率を超えることがないよう整えたものでございます。

また、調整率を現在の100分の104から100分の87に段階的に引き下げるものでございます。

第2条では、昭和49年4月1日において在職する職員を対象としたものであり、第1条と内容は同様でございます。

第3条では、自己都合または公務外傷病において、従来、44年を超えて退職する職員に対し、支給率が定年退職者を超えてしまうため、定年退職者と同じ支給率としていましたが、今回の条例改正において、42年を超えて退職する職員は支給率が定年退職者を超えるため、改めるものでござ

います。

第4条では、平成19年4月1日に給料表の置きかえ等の給与構造変更に伴い退職手当条例を改正しておりますが、現在の退職手当は、条例で計算したものと変更前日の19年3月31日に退職したのものとして旧条例で計算したものを比較して、金額の高いほうを採用するという経過措置がございいます。この条例における調整率を現在の100分の104から100分の87に段階的に引き下げるものでございいます。

附則の第1項は、この条例は、平成25年4月1日から施行することを規定しております。

第2項から第4項までは、平成25年度における調整率を100分の98、平成26年度における調整率を100分の92とする旨の経過措置を規定しております。

以上、議案第33号の提案説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 説明が終わりました。質疑は後日受けます。

日程4、報告第1号など2件を議題とします。

教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本件は、公用自動車による公務中に発生した物損事故で、本年1月8日に示談が成立しましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものでございいます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故の当事者は、報告第1号に記載のとおりでございいます。

それでは、事故発生の経緯につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、昨年11月6日、火曜日、午後4時ごろ、こども教育課職員が運転する公用自動車が、一津屋一丁目方面から大阪中央環状線鳥飼和道交差点に進入し、右折して南方面に進行中に、車両の左側前輪部あたりと、同じく後から右折して公用車両の左側車線に入ってきた相手方車両の右側前輪あたりが接触したものでございいます。

事故の原因といたしましては、公用車両の左側方安全不確認、相手方車両の右側方安全不確認のため接触したものでございいます。

示談につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会と協議の上、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市50%、相手方50%と認定され、相手方車両修理に要する費用28万7,700円のうち、本市負担分として14万3,850円を支払うことで相手方と合意に達したものでございいます。

なお、損害賠償金につきましては、加入しております全国市有物件災害共済会よりその全額が支払われるものでございいます。

今回の事故につきましては、運転者の左側方安全確認が不十分であったため発生したものでございいます。職員に対しては日ごろから安全運転及び注意喚起を行っているところではありますが、改めて交通事故再発の防止に向け、交通法規等を遵守させ、安全運転、安全確認の徹底を指示したほか、乗車前の始業点検、車両管理も徹底し、事故の再発防止に職員一人ひとり意識を高めてまいります。

以上、報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件について、ご説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 報告第2号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本件は、学童保育活動中に発生した児童の負傷事故で、本年2月5日に示談が成立いたしましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故の当事者は、報告第2号に記載のとおりでございます。

事故発生の状況につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、昨年5月22日、火曜日、午後4時45分ごろ、千里丘小学校において学童保育活動中に校庭で遊んでいた児童のうち1人が遊具から転落し、右上腕骨頸部を骨折したものでございます。当該児童は支援が必要な児童であるために、指導員が1対1で見守りをする事となっておりましたが、校庭でほかの児童がけがをしたため、対応を行おうとして目を離してしまい、その間にこの児童が遊具に登り、転落をしたものでございます。

示談につきましては、全国市長会市民総合賠償保険と協議の上、治療費2,340円、通院費2,220円、通院補償5,000円と認定され、計9,560円を支払うことで相手方と合意に達したものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、加入しております全国市長会市民総合賠償保険よりその全額が支払われるものでございます。

今回の事故につきましては、見守りの必

要な児童を保育している際に、指導員相互の連携不足により児童から目を離してしまったことが大きな要因でございました。指導員に対しましては、児童の安全確保を最優先に活動を行うよう、日ごろよりミーティングや研修で指導してまいりましたが、今回の事故を受けまして、改めてすべての指導員で情報を共有し、再発することのないよう連携体制の確認を行ったところでございます。さらに、事故につながるヒヤリハットの事例を各学童ホームから報告する取り組みを毎月の指導員ミーティングにおいて新たに実施し、危機管理の意識を高め、事故の未然防止につなげるよう努めております。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程5、議案第14号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 議案第14号、市道路線認定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、地区内道路としまして16路線、総延長482.9メートルを市道として、道路法第8条第2項に基づき、路線の認定を行うものでございます。

それでは、路線認定の概要につきまして、ご説明申し上げます。

区間、敷地の延長、敷地の幅員、敷地の面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

位置などにつきましては、議案参考資料 1 ページから 10 ページに記載いたしますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

地区内道路としまして、番号 1、路線名、千里丘 85 号線、番号 2、路線名、千里丘 86 号線、番号 3、路線名、千里丘 87 号線、番号 4、路線名、千里丘 88 号線、番号 5、路線名、千里丘 89 号線、番号 6、路線名、昭和園 22 号線、番号 7、路線名、昭和園 23 号線、番号 8、路線名、東正雀 29 号線、番号 9、路線名、学園町 27 号線、番号 10、路線名、別府 79 号線、番号 11、路線名、別府 80 号線、番号 12、路線名、一津屋 113 号線、番号 13、路線名、鳥飼下 83 号線、以上 13 路線は、都市計画法 40 条第 2 項の規定により帰属を受けたものでございます。

続きまして、番号 14、路線名、北別府 14 号線、番号 15、路線名、鳥飼和道 29 号線、番号 16、路線名、鳥飼西 110 号線、以上 3 路線は、摂津市開発協議基準により寄附を受けたものでございます。

以上、議案第 14 号、市道路線認定の件につきましての提案内容の説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。山本靖一議員。

○山本靖一議員 番号 10、別府 79 号線についてお聞きしたいと思います。

道路形態が開発によってすっきりした道路になっているわけですが、それ以前に、対面のところで 2 筆、あるいはまた分筆によって 4 筆ぐらいになっているかもしれませんが、既に中心後退をされているところがあります。その同じ 4 筆の中で中心後退されていないところが 1 件ありまして、本来なら道路形態としてすっきりしたものに

なるわけですが、そうなっていないという状況があります。この先に開発された 3 筆については、帰属を受けているという状況ではないと思うんですが、今回は開発に伴う道路の分だけが帰属を受けて道路認定というふうな、そういう手続きがされるんだと思うんですが、既に道路形態になっている部分については、今回はなぜ市道認定の中に入れなかったのか。帰属ですね。ご本人の意思がありますから帰属していないというふうなこともあるかもしれませんが、どういう経過をたどってきたのか。

それから、農林水産省の管轄の土地がここに流れていて、その関係で、この開発業者が一方的に 4 メートルほど下がって今の道路形態になってきている、これが経過だと思うんですが、この業者に対しても、どういうこの間の指導をされて現在の状況になっているのか、この辺、一度先に聞かせていただきたいと思います。

○木村勝彦議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 先ほどご説明いたしました別府 79 号線の認定の区域につきましては、今、山本議員がおっしゃいました開発者からの帰属によりました部分を認定といたすものでございまして、それまでに 3 筆の方が建築基準法に基づきまして後退されておる道路敷につきましては、今現在もそれ以前も寄附等が行われておりませんでした。それよりも以前に、この道路につきましては、農林水産省の通路を利用された形態でございまして、本市の道路認定は行っておらない道路でございました。ということを受けまして、今回の開発は都市計画法の開発基準に基づきまして開発されまして、従来の農林水産省が持っておった敷地を含めまして、側溝敷も含めました 4 メ

ートル80の道路をつくられたというこの区域を今回認定したものでございまして、旧来の後退された部分についてはどうなるかといいますと、本市の道路の考え方としましては、道路という位置付けではないという見解でございます。

以上です。

○木村勝彦議長 山本靖一議員。

○山本靖一議員 道路管理の立場からすれば、両方の面がやっぱり出たり入ったりというふうな状況ではなしに、すっきりした形、これは交通量がそんなに頻繁でないところですから支障はないにしても、交通量の激しいようなところであれば、やっぱりどちらも道路の面が一直線になっているような、そういうことが望ましいと。

それと同時に、先に開発された方は建築基準法に基づく後退をされ、一方は後退されない。こういうことが通りますと、もう道路ができていますから、今度は建築基準法に基づく後退は一切ないという、指導する根拠がなくなってくる、協力していただく根拠がなくなってくる。こういうものが、恐らくここだけではなしにあちこちであるということは、中心後退の関係ではこれまでも随分いろいろ問題になってきましたけれども、この形が恐らくこのままずっと続いていくんだろうと。この例がまた他に及ばないかと、いろんな心配をするわけです。建築基準法の関係でいえば、建物が後退していればいいと、塀はそのままにしてというふうなことがよく見られますけれども、建物が建った後、また塀を建てられる方もありますし、こういうことについて、都市整備のほうでも随分ご苦労されていると思うんですけれども、この開発に当たってどういう指導をされてきたのか、開発の業者、それから建築基準法に基づく

中心後退が、本当にその指導のとおりにならなかったのか、どういう働きかけをされてきてこういう結果になったのか、経過がわかれば、資料をお持ちでないと思いますので一般論でも結構ですが、ご答弁いただきたいと思います。

○木村勝彦議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 議員ご指摘のとおりと我々も実感しております。現実の話としまして、通常の個人の家を建てる場合は建築確認で動きます。その折は建築基準法に基づいて、一団の開発をする場合は都市計画法という二つの法律が混ざっているような形で指導をしております。

今回ご指摘いただいておりますこの箇所につきましては、当初は道路認定もしていない農林水産省の用地を、建築基準法に基づく中心後退という形でお願いし、その分については当然図上で明記してもらいながら建築をされている、許可がおりているということでございます。ただ、ご指摘のように、一部で、建築図面上は当然建築確認が通る図面になっておりますけれども、現場といたしましては下がっていただけてない。ただ、建築物は現場には建っておりません、その上には。ただ、塀なりがまだ残っている状態である、建っているということは、現実、運行上の担保がされていない。ところが、横は下がっていただいて正規の形になっているという状況でございます。

我々とすれば、今回、一団の開発で4.8メートルの道路が今回認定されましたら、担保できることは確かでございます。ただ、議員ご指摘のとおり、下がっているところ、下がっていないところというような現場が、市内でも各所、こういう実態はあろうかと思えますけれども、我々とすれば、建築の確

認の指導においても、下がっていただきたいと、現実には下がってほしいということで、その図面どおりに現場はやってくださいと。開発上におきましても、道路をきちっと整備して摂津市のほうに帰属してもらいたいということをお願いしながらしているんですが、議員ご指摘のような実態が市内におきましてもあるというのは事実でございますし、やっている担当のほうも非常に、はっきり言いますけど悔しい思いをしていると。一生懸命お願いをし、また指導もしているという中で現実が伴っていない。やっぱり建築の担当とすれば、よく言うてますが、現場で結果を出してこそ我々の努力が報われると、結果が出なければ無駄なことになっていたと、非常に悔しい思いをしているというのが現実でございます。今後とも、今、議員がご指摘のいただいているような内容も含めまして、我々はできるだけ相手さんに実現をしていただくような形で、開発を含め、現地確認のほうも中心後退をしている部分は担保してもらいたいということを含めて頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○木村勝彦議長 山本靖一議員。

○山本靖一議員 ご答弁をいただきましたので、これ以上とは思うんですけれども、条例とか法律というのは、やっぱり道徳というんですか、常識の上に成り立っているというふうに思うわけですね。そうすると、ふだんの常識の中で協力していただいた方、そうでない方、市民の中でもやっぱり行政に対する不信が募ってくるというふうなことも私はつながるというふうに思うんです。したがって、法的な根拠とかいろんなものがなくなってしまって、この形が今からずっと続いてしまうということになって

しまうわけですけれども、改めて都市整備部長がご答弁されたような、そういう方向で引き続き頑張っていただきたい、努力していただきたいということをお願いしておきます。

○木村勝彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第14号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○木村勝彦議長 全員賛成。

よって、本件は可決されました。

日程6、議案第15号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 議案第15号、市道路線廃止の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

本件は、地区内道路としまして1路線、延長20.7メートルを、道路法第10条第3項に基づき、路線の廃止を行うものでございます。

それでは、路線廃止の概要につきまして、ご説明申し上げます。

区間、敷地の延長、敷地の幅員、敷地の

面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

位置などにつきましては、議案参考資料 11 ページに記載いたしておりますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

地区内道路としまして、番号 1、路線名、北別府町 9 号線、この 1 路線は、起終点及び延長の変更が生じたので、路線廃止を行うものでございます。

以上、議案第 15 号、市道路線廃止の件につきましの提案内容の説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定をしました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第 15 号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○木村勝彦議長 全員賛成。

よって、本件は可決をされました。

日程 7、議会議案第 1 号など 3 件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 ただいま上程となりました議会議案第 1 号、摂津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議会議案第 2 号、摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件及び議会議案第 3 号、摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件につきまして、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

本 3 件は、平成 24 年 8 月 29 日に可決成立しました地方自治法の一部改正に伴い改正するもので、法の施行期日は、平成 25 年 3 月 1 日と定められております。

それでは、まず、議会議案第 1 号、摂津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本条例は、地方自治法が改正され、「政務調査費」について、名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めること、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとされたことに伴い、改正するものであります。

それでは、議案書に沿って説明申し上げます。

まず初めに、題名を「摂津市議会政務活動費の交付に関する条例」に改めます。

次に、第 1 条中、引用条文の項番号の変更に伴う条文整備を行い、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改めるものであります。

次に、第 2 条から第 5 条までの規定中、「政務調査費」を「政務活動費」に改めるものであります。

次に、第6条を改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を規定いたしております。

第1項では、政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び住民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付すると規定いたしております。

第2項では、政務活動費に充てることができる経費を別表で定める旨、規定いたしております。

次に、第7条及び第8条中、「政務調査費」を「政務活動費」に改めるものであります。

また、第9条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第6条に定める経費の範囲に基づいて」に改めるものであります。

次に、第11条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第12条とし、第11条として透明性の確保に関する規定を設けるものであります。

附則として、第1項では、本条例は、平成25年3月1日から施行すること、第2項では、適用区分について、第3項では、摂津市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、それぞれ規定いたしております。

続きまして、議会議案第2号、摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

本条例は、地方自治法が改正され、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について、法律で定めていた事項を条例で定めることとされたことに

伴い、改正するものであります。

それでは、議案書に沿って説明申し上げます。

まず、第2条では、常任委員の所属に関する規定を設けるものであります。

次に、第6条では、特別委員の在任期間に関する規定を設けるものであります。

第7条では、議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに当該委員を選任しなければならない旨の規定を設けるものであります。

附則として、本条例は、平成25年3月1日から施行するものであります。

続きまして、議会議案第3号、摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の改正に伴う引用条文の項番号の変更に伴う条文の整備を行うものでございます。

附則として、本規則は、平成25年3月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本3件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定をしました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第1号、議会議案第2号及び議会議案第3号を一括採決します。

本3件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、本3件は可決をされました。

日程8、常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件を議題とします。

本件について、建設常任委員長からの報告を行いたいと申し出がありますので、これを許可します。

建設常任委員長。

(野原修建設常任委員長 登壇)

○野原修建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告します。

平成24年3月29日の第1回定例会本会議で閉会中の継続調査になりました所管事項に関する事務調査について、6月13日及び8月23日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、調査事項などを決定の上、10月1日、2日の両日で調査を実施する予定でしたが、諸般の事情にかんがみ、実施することができませんでした。改めて11月15日及び12月7日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、調査事項などを決定の上、委員全員参加の中で調査を実施しました。

その内容は、平成25年1月29日に石川県加賀市の市内公共交通体系について、並びに1月30日に石川県小松市で、公共下水道事業への地方公営企業法の適用と上下水道組織の統合についてであります。

なお、その詳細につきましては、議長に報告しています。

以上、報告を終わります。

○木村勝彦議長 委員長の報告が終わりまし

た。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

2月22日から3月5日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後2時20分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長

木 村 勝 彦

摂津市議会議員

本 保 加津枝

摂津市議会議員

大 澤 千恵子

摂津市議会継続会会議録

平成25年3月6日

(第2日)

平成25年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成25年3月6日（水曜日）
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員（22名）

1 番	村 上 英 明	2 番	本 保 加津枝
3 番	大 澤 千恵子	4 番	野 原 修
5 番	川 端 福 江	6 番	藤 浦 雅 彦
7 番	南 野 直 司	8 番	渡 辺 慎 吾
9 番	三 宅 秀 明	10 番	上 村 高 義
11 番	森 内 一 蔵	12 番	山 本 靖 一
13 番	弘 豊	14 番	山 崎 雅 数
15 番	木 村 勝 彦	16 番	森 西 正
17 番	嶋 野 浩一朗	18 番	柴 田 繁 勝
19 番	三 好 義 治	20 番	原 田 平
21 番	安 藤 薫	22 番	野 口 博

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	和 島 剛	市長公室長兼 会計管理	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生活環境部長	杉 本 正 彦
保健福祉部長	福 永 富 美 子	都市整備部長	吉 田 和 生
土木下水道部長	藤 井 義 己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬 場 博
教育委員会 教育総務部長	登 阪 弘	教育委員会 生涯学習部長	宮 部 善 隆
水道部長	宮 川 茂 行	消 防 長	北 居 一

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
事務局総括参与	野 杵 雄 三		

1 議 事 日 程

- | | | |
|------|-----------|---|
| 1, 議 | 案 第 1 号 | 平成 2 5 年度摂津市一般会計予算 |
| 議 | 案 第 2 号 | 平成 2 5 年度摂津市水道事業会計予算 |
| 議 | 案 第 3 号 | 平成 2 5 年度摂津市国民健康保険特別会計予算 |
| 議 | 案 第 4 号 | 平成 2 5 年度摂津市財産区財産特別会計予算 |
| 議 | 案 第 5 号 | 平成 2 5 年度摂津市公共下水道事業特別会計予算 |
| 議 | 案 第 6 号 | 平成 2 5 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算 |
| 議 | 案 第 7 号 | 平成 2 5 年度摂津市介護保険特別会計予算 |
| 議 | 案 第 8 号 | 平成 2 5 年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議 | 案 第 9 号 | 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算 (第 5 号) |
| 議 | 案 第 1 0 号 | 平成 2 4 年度摂津市水道事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 議 | 案 第 1 1 号 | 平成 2 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) |
| 議 | 案 第 1 2 号 | 平成 2 4 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 議 | 案 第 1 3 号 | 平成 2 4 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 議 | 案 第 1 6 号 | 摂津市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件 |
| 議 | 案 第 1 7 号 | 摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件 |
| 議 | 案 第 1 8 号 | 摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例制定の件 |
| 議 | 案 第 1 9 号 | 摂津市道路標識の寸法に関する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 0 号 | 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 1 号 | 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 2 号 | 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 3 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 4 号 | 摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 5 号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 6 号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 7 号 | 摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 8 号 | 摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 9 号 | 摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 3 0 号 | 摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 3 1 号 | 摂津市高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 3 2 号 | 摂津市立せつつ桜苑条例を廃止する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 3 3 号 | 摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| 2, 議 | 案 第 3 4 号 | 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 3, | | 代表質問 |
| | | 自民党 大澤 千恵子 議員 |
| | | 高志会 渡辺 慎吾 議員 |
| | | 公明党 村上 英明 議員 |

1 本日の会議に付した事件
 日程 1 から日程 3 まで

(午前 10 時 開議)

○木村勝彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、野原議員及び川端議員を指名します。

日程 1、議案第 1 号など 31 件を議題とします。

本 31 件について質疑に入ります。山本靖一議員。

○山本靖一議員 いずれ委員会に付託ということで質疑がされていくというふうに思うんですが、確認を込めて 1 点だけお聞きをしたいと思います。

議案第 9 号、摂津市一般会計補正予算(第 5 号)ですが、6 ページ、繰越明許費ですね。総務費、総務管理費、市営鯉生野団地解体事業 5,922 万 6,000 円繰越明許されました。繰越しのこれまでの経過ですね。それで、どういう状況で繰越しになったのかというふうなことを改めてお聞きをしたいと思います。

それから、業者の関係で質問をさせていただきました。B ランクが受注をして、その下請けに A ランクの業者が入っていたというふうなことがありました。これはどういうふうに整理をされていたのか、そのことも含めて繰越明許の根拠にもなってきたのか。それはそんなに大した問題ではなかったのかもしれませんが。

それから、この中でお聞きしたい特に大事なことは、工期のおくれで当初の発注金額に幾らか影響が出たのかというふうなことですね。それから、追加、これは地元との協議の中でいろいろと要望が出されて、その中で追加として出てきたのではないのかというふうな気もするわけですが、この点も教えていただきたいと思います。

それから、これは更地にもなっていない

段階から、24 年度当初の中で土地売却ということで予算化されてきました。このやり方については、私、やっぱり地元の同意も得られない中で次々と土地の売却については問題があるということで、この本会議でも質問させていただいた経過があります。その中で、地元の同意、あるいは説明というふうなことの中から 1 年先送りしていただいたというふうな経過だったと思っています。それは大事なことだと思うんですけども、工期の設定にしても、それから地元の同意の問題、説明の問題にしても、当初から無理があったのではないかというふうな気がするわけですね。それで、それはもう既に土地を売却するということを前提にした予算も組まれていました。こういう手法が市長の言われる市民との協働に合致するのかなど、いささか疑問を持つわけです。ただし、この間、土地の売却については、一度やっぱり地元に戻して、それから、この解体に当たっても地元の意見を十分にくみ入れて工期が延長されてきた、そういう点については、これは大事なことだというふうには認識しているわけですが、今申し上げました幾つかの問題について聞かせていただきたいと思います。

○木村勝彦議長 総務部長。

○有山総務部長 議員お問いの繰越明許でございますが、市営鯉生野団地の解体事業でございます。これで地元と協議をし、説明会を開いて協議をいたしました。そのときに車両の搬入路の問題でありますとか、それから解体をするときの家屋被害、これらのことについて事前にどこまで調べておいて、後にその影響をするのかということが話題になりまして、このことに対処をさせていただくということで、私どもも工期はもちろんありますが、誠意を持って地元と

協議をしたい、結果として当初予定していた当初の着工にかかる部分がおくれました。結果として年度内でその部分の工事を行うことが難しいということから、今回、繰越明許をお願いしているところでございます。

それと、業者の元請けの業者、下請けに入った業者の関係でございますが、これは、議会で議員から、こういう実態についてどのようにということ以前ご質問をいただいたことがございます。Bランクの業者でAランクの業者が下請けに入ることは、法的には問題はありません。ただ、普通、一般常識から見ると少し奇異な部分がありますので、業者に対してそのような指導については契約担当であります財政課のほうでさせていただいたところでございます。業者のほうで、後にAランクの業者が下請けに入って採算が合わないということで、この分の下請業者の届けを取り下げているところでございます。

それと、予算計上を更地になっていない段階からということで、土地の売却。今回、この工事の明許に合わせまして、歳入予算のほうの土地の分も併せて減額をいたしておるところでございますが、更地になっていないというよりも、年度内にこの分の土地が更地になるであろうということで、あくまでも予算でございますので、あらかじめ予定されることに基づいて売却の予定をしたところでございます。今回、地元との協議の中で工期がおくれるということで、事実上、予算に計上いたしました歳入部分につきましては今回の補正に上げさせていただいておるところでございます。

以上です。（「答弁が漏れておるのと違いますか」と山本靖一議員呼ぶ）

○木村勝彦議長 大体答弁したのと違いますか。（「金額についても聞いていますし、

影響額はどうやったのかという話も一番最初に言いましたけど」と山本靖一議員呼ぶ）

○木村勝彦議長 総務部長、金額等を含めて。

○有山総務部長 工事の請負金額でございますが、当初7,672万円余しでございますが、この工事契約の金額を正確に申しますと7,672万1,001円でございます。平成20年10月10日より平成25年2月8日までの工期で契約を行ったところであります。工期着手に当たりまして、10月の12日に地元説明会を行い、工事の内容について説明をいたしました。家屋調査の物件対象が20件、それから工事車両の通行制限、交通規制の整理員の配置の増員など、それから騒音・振動計の設置ということで、これらの地元要望に協議したところでございます。金額については、その部分の分が当初の契約金額より増えているところでございます。額の詳細につきましては、今、手持ちに資料がございませんが、必ず議会のほうにお伝えをするように図っていきたいと思います。

○木村勝彦議長 山本靖一議員。

○山本靖一議員 全く答えになっていないというふうに私は思うんですね。これは、元請けがBランクで、それから下請けに入ったのがAランク、法的には問題ないけれども指導した。法的に問題なければ何も指導する必要はなかったんじゃないですか。おかしい話やなと思うんです。一般的に想定されていないというふうな状況だったのかもしれませんがけれども、こういうあり方自身が私はやっぱり不思議やなと思うんですね。途中でもうけにならないから辞退をしたと、これもおかしい話だなというふうに私は思うんですけれどもね。元請けに入る時点で、それはきちっとしたAランクの業

者ですから、採算を持って、ちゃんとそういう中身に入っていったんだというふうに思うんですけども、法的に問題なければ指導する必要もなかったのに、何で指導したのかなと素朴な疑問が起きますけれども、こういうことも指摘をしておきたいというふうに思うんですね。

それから、住民との合意の中で金額が増えた。これは大事なことだと思うんです。いろいろ要請に応じて行政がそれに対応していくという、それはそのこととして理解するわけですが、では、幾ら増えたのかと。今回の当初の7,672万円がどれくらい増えたのか、手持ちがないというふうにおっしゃっているんですけども、少なくともどれくらい増えたかというふうなことはお答えいただきたいと思うんですね。

それから、予算ですからいろいろと細工をしますというふうなお話ですけども、この用地の売却の金額というのは、そんな半端な金額じゃないですよ。随分大きな金額ですよ。それが簡単というふうなことでは、私は今年の予算もそういう形で動いていくのではないかと、予算に対する信頼性の問題がやっぱり崩れていくという、そんな思いがするんですけどもね。ただ、この間、住民の皆さんの要請とか合意を勝ち取っていくという、そういうことが大前提にあったということについて、それは理解していますけれども、しかし、こういう問題でいえば、工期の設定、実際に工事にかかったのは12月の本当にぎりぎりのところで仮囲いをしていったような状況です。経過について私もよく知っていますから。そうすると、絶対にこの3月に終わらないということもはっきりしているわけですね。その工期の設定、つまり住民合意とか協働とかいうふうな前提があるならば、もっと

前に業者を選定して取り組むということだって可能だったはず、私はそういうふうに認識するわけです。10月の12日から説明に入りましたけれども、これはもっと以前からこのことを想定して住民に説明する、十分に理解してもらおう、そういう時間的な余裕を組んだ工期の設定が必要ではなかったかというような思いがするんですけども、こういう点はいかがでしょうか。

○木村勝彦議長 総務部長。

○有山総務部長 ご指摘のことについては、そういう考え方もあるというふうに存じております。ただ、予算というのは原則単年度の予算でございまして、私どもでいいますと、10月の12日に近隣の説明会ということとさせていただきまして、地元との協議を重ねた後に11月の30日に地元との協定が整いました。この間、約2か月を要しております。同じような案件で、今回、鳥飼野々の団地の解体ということがございました。こちらのほうは工期の予定どおりに終わっているところでございまして、さまざま地域によって、あるいは工事によって状況が変わるということは議員ご指摘のとおりだと思います。できるだけその工期が年度内に終わるというような取り組みをするために、地元協議の時間というものについては今後考えさせていただきたいと思っております。

それから、増額になっておりました変更金額、今ちょっと事務方のほうから変更金額が手元のほうに届きましたので、金額としては550万4,499円の増額をさせていただいたところでございます。

今後、土地の売却について、地元との協議というのはいろいろな場面で出てくるとことは承知をいたしております。しかしながら、予算計上の段階で前もってする

のかどうかというのは非常に難しい部分があると。庁内の手続き、あるいは市民との手続き、こういうものについては、今後体制というか、そういうものをしっかり整えてまいりたいと思います。

それから、業者のAランク、Bランクの話でございますが、私たち、先ほど指導したという言い方が少し不適切であったのかもしれないませんが、議会でこういうふうなご質問が出ているということで、疑義のないような対処に、工事として進めていただくということを元請けの業者とお話をさせていただいたところでございます。結果として業者のほうがどのような判断をされたかわかりませんが、下請業者を差しかえてきたということでございます。

以上です。

○木村勝彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 地元への説明とか、それから住民合意とか、そういうことに随分時間をとっていただいた、これは大事なことだと思うんです。であれば、そういう姿勢を貫くということであれば、やっぱり工期の設定というのはもっと前に持ってくると。最初からそういう姿勢で臨んでいけば、こういう繰越しというふうにはならなかったと私は思うんですね。ここに一貫性がないというふうな思いがするわけです。今回とっていただいた、つまり地元への説明に随分時間をとっていただいた、それから、土地の売却についても地元の意向を踏まえながら説明を十分尽くしていくという、そういう姿勢を、これは改めてその姿勢を貫いていただくように、こういう繰越し明許をすることの、いろんなことがあるかもしれませんが、こういうことを理由にして繰越し明許していくという、そういうことのないようなことでお願いしたいということ

で質問を終わります。

○木村勝彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本31件のうち、議案第1号及び議案第9号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり、常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

日程2、議案第34号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 議案第34号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成25年2月22日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成25年4月1日から施行されることとなったことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、同一世帯の国民健康保険被保険者が後期高齢者医療に移行することにより、国民健康保険被保険者が1人世帯となる場合における保険料の世帯別平等割額の軽減措置の延長でございます。

なお、議案参考資料、議案第34号の1ページから5ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説

明申し上げます。

まず、第15条は、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率を定めたもので、第1項第3号は、同一世帯の国民健康保険被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国保被保険者が1人世帯となる場合、5年間、保険料の世帯別平等割額の2分の1を軽減する旨、規定しておりますが、今回の改正で、さらに3年間、4分の1を軽減する規定を新たに設けるものでございます。

第15条の4の2は、退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定方法を定めたもので、退職被保険者等につきましても、第15条の一般被保険者と同様の軽減規定を設けるものでございます。

第15条の5の5は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を定めたもので、後期高齢者支援金等につきましても、基礎賦課額と同様、5年間、保険料の世帯別平等割額の2分の1を軽減する旨、規定しておりますが、さらに3年間、4分の1を軽減する規定を新たに設けるものでございます。

第15条の5の9は、退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定方法を定めたもので、退職被保険者等につきましても、第15条の5の5の一般被保険者と同様の軽減規定を設けるものでございます。

附則第3条は、平成22年度から平成25年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例の規定で、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成25年1月25日に公布され、平成22年度から平成25年度までの間の暫定措置とされていた高額医療費共同

事業などの財政基盤強化策が1年間延長され、平成26年度までとされたことから、「平成25年度」を「平成26年度」に改めるもので、今回の改正に合わせて改正をお願いするものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

また、改正後の摂津市国民健康保険条例第15条第1項3号、第15条の4の2、第15の5の5第1項第3号及び第15条の5の9の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件については、議案付託表のとおり、常任委員会に付託します。

日程3、代表質問を行います。

順次質問を許可します。大澤議員。（拍手）

（大澤千恵子議員 登壇）

○大澤千恵子議員 それでは、代表質問に先立ちまして、アルジェリアで不幸なテロによって尊い命を奪われた被害者の皆様に追悼の意を表します。

それでは、自民党会派を代表いたしまして質問させていただきます。

3年6か月前、我が自民党は国民の皆様より厳しい審判をいただきました。私たちは、深い反省のもと、自民党のあり方を立党の理念から見詰め直し、誠実で、そして

謙虚で正直な自民党という原点に立ち戻り、責任ある政治、そして信頼できる政治、安定した政治を早急に取り戻すため努力を重ね、昨年度末、総選挙で国民の審判を得て、自由民主党と公明党の連立政権を発足させることができました。

今年1月28日の安倍総理の所信表明演説では、「危機的な状況にある我が国の現状を正していくため、日本経済、そして東日本大震災復興、外交、安全保障、教育に全力で取り組み、日本の未来を切り開いていくため、それぞれの持ち場でこの危機的状況を切り開いて強い国をつくろう。懸命に生きる人間同士が苦楽をともにして助け合うことで絆ができる。こういった精神性が危機的状況を打破できる一つである」と述べられています。そして、「この危機を全閣僚が一丸となって取り組み、与野党の区別を問わず、国会議員が担うべき責任である」とも演説されていりました。それは、まさに今年度、平成25年度の森山市長の市政運営基本方針の中の、「財政状況は非常に厳しい状況であるが、次世代に対して責任ある自治体運営を実現するために、自分たちのまちは自分たちで守り、育てていく、つながり・絆の大切さを心に刻み、今後4年間のまちづくりを行う」という基本方針とまさに同じものであると、そのように思われます。

自民党会派といたしましては、市民の皆様をはじめ、議員、職員が一致団結してオール摂津で取り組んで、平成25年度の市政をさらによりよい方向に邁進するために、ただいまより質問させていただきます。

質問番号1番、市民が元気に活動するまちづくりから2点の質問をいたします。

市民公益活動を始めようとする団体の事業に対する補助金制度について。

私は、平成20年に初当選させていただいたとき、初めての一般質問で市民活動の支援について質問させていただきました。市民活動を継続するため、また、始めようとするとき、少なからず資金が必要となります。また、協働という観点から、行政に背中を押していただきスタートすることができることは、この市民活動にとっては、非常にこれは心強いものでございます。今回の補助金は、市民活動を立ち上げたいと考えている方たちにとっては大変意味のある補助金であると思います。今回の補助金制度を市長はどのように考え、制度を導入されたのか、また、今後、市民に望むこと、市民活動に望むことをお聞かせいただきたいというふうに思います。

二つ目、市民と行政の情報共有するホームページ、新たな情報発信の検討についてでございます。

摂津市の市政の情報については、広報紙、議会だより、ホームページにより発信されておりますが、ここ数年のインターネットの普及率は年々上昇しております。総務省の平成23年度の通信利用動向調査では、インターネットの人口普及率は、20歳以上のいる世帯では約7割を超えています。さらに13歳から49歳までの利用率は9割を超え、都道府県別では大阪の個人利用率は82.0%となっています。このような普及率に伴いまして、市のホームページの情報提供もさらに充実させていくべきと考えますが、市長のお考え、方向性について質問いたします。

質問番号2番目、みんなが快適に暮らせるまちづくりについて、3点の質問をいたします。

良好に土地を利用し安心して暮らせるまちづくりについて。これは水道用地につい

て質問いたします。

市政方針で、土地利用につきましては、市民アンケートを実施し、都市計画マスタープランの素案をこれから策定していくと思われませんが、鳥飼送水所を今年度撤去され、現在更地になっておりますが、そのまま利用されないということは非常にもったいないお話でございます。有効な利用をご検討されているのかお聞かせください。

二つ目、災害や危機に強いまちについて。

防災対策事業、情報収集伝達体制整備事業、災害時要援護者支援事業などの新規・継続事業を含めた市民の安全のために迅速に対応できるようなさまざまな災害や危機を一つに集約できる部署についてでございます。また、女性の視点からの防災対策専門委員会についてでございます。

このたび、平成25年度の補正予算が国会に提出されました。東日本の復興、防災対策に重きが置かれており、国土強靱化基本法に基づき、老朽対策、事前防災、減災対策に今後10年間の集中施策として打ち出されております。東日本大震災の経験を踏まえ、今後いつ起こるかわからない自然災害や危機事象に備え、発生時に市民の生命、財産を守るのが市の使命であると思います。消防、警察、自衛隊、その他の防災機関と一体となって防災力の向上や災害時の情報伝達の整備に早急に取り組むべきだと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

三つ目、公共交通が便利なまちについて。

これは、市内循環バスルートの再編についてでございます。過去にも市内公共バスをもっと便利にと一般質問でも何度も質問させていただきました。やっと予算がつき、検討委員会が立ち上がり、今回の再編策ができ、ルート変更されることになりました

が、公共バスについての市長のお考えをお聞かせいただき、変更点と利点について質問いたします。

質問番号3番目、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて。

一つ目、学童保育の充実に向けた取り組みについてでございます。

今回、千里丘小学校、味舌小学校の跡地に学童保育室を新設いたしました。学童保育のニーズを考えると、受け入れ児童の人数も増え、働く女性の支援としての一つの形であると思われます。教育長は学童保育についてどのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

質問番号4、誰もが学び、成長できるまちづくりについて、2点質問いたします。

一つは、子どもの見守りについてでございます。

子どもの安全・安心を脅かす事件・事故が多発する中、摂津市内では子どもたちを見守る活動が活発に行われております。これは、地域の皆様の日々の活動に非常に感謝しなければならないと思います。こういった市民の皆様の意識が高い今こそ、子どもの安全・安心の取り組みをさらに充実させるべきではないかと思いますが、見解をお聞きます。

二つ目、電子掲示板・メール配信システムの保護者への迅速な発信についてでございます。

子どもの安全・安心のため、メール配信システムを充実させ、保護者に必要な情報を発信し、そして、災害や緊急時に活用されるに当たり、運用と効果、そして、現在のPTAメールとの兼ね合いをどのように考えているのか、また、効果についてお聞かせいただきたいと思います。

質問番号5番目、活力ある産業のまちづ

くりについてよりです。

一つ目、中小企業の経営基盤強化・支援策についてでございます。

安倍総理の掲げる経済対策アベノミクスの3本の矢、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略で、日経平均株価は1万1,500円を超え、期待感が盛り上がっております。しかしながら、地方では非常に厳しい財政状況のまま25年度もスタートいたします。もちろん中小企業が多い摂津市も厳しい財政運営を強いられたまま4月を迎えるわけでございますが、国の緊急経済対策の補正予算を踏まえ、摂津市での中小企業支援についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

質問番号6番でございます。この質問の中での通告では「SMS」となっておりますが、「SNS」に訂正をよろしく願い申し上げます。

質問番号6番、計画を実現する行政運営について、2点お伺いいたします。

一つ目、人材育成、人事評価制度についてでございます。

既成概念にとらわれず、みずから前例をつくるという意気込みと積極性にあふれた職員の育成を人材育成実施計画に基づき行っておりますが、今回の業績評価制度を導入する目的と期待する効果について質問いたします。

二つ目、市政情報を多くの方に知ってもらうためのSNSについて。

市民との情報提供について、ホームページについての質問を先ほどさせていただいておりますけれども、発信するだけでなく発信された情報を市民に確実に受け取っていただく必要性も、今後、災害時や緊急情報、また市内の催しに対する中止のお知らせ

せなどで必要であるかと思われませんが、情報通信の強化についての見解をお聞かせください。

そして、最後に質問番号7番目、人間基礎教育についてでございます。

自民党は、このたび四つの柱を立て、具体的に教育改革の提言をしております。その中の三つ目の柱であります基礎学力の向上と社会規範意識の中で、道德教育の教本化、道德教育の予算の拡充、ボランティア・奉仕活動の時間の拡大、そして心の教育の拡充とあります。これは、まさに森山市長が掲げられてきた人間基礎教育であります。人間基礎教育については、長年、看板の設置による啓発や森山市長のあいさつの中での提唱により、地域においては浸透してきたように思います。道德教育の必要性が言われている今、子どもたちにも人間基礎教育が真に理解でき、行動に移せる具体的な取り組みを行う時期に来ているのではないかと思います。見解をお聞きします。

以上、1回目の質問を終わります。

○木村勝彦議長 市長答弁。

(森山市長 登壇)

○森山市長 自民党を代表しての大澤議員のご質問にお答えをいたします。教育関係は教育長のほうからお答えをいたします。

まず、市民公益活動補助制度と協働の担い手づくりについてでございますけれども、第4次の総合計画では、市民が元気に活動するまちづくりに向け、多様な共同事業を展開し、市民活動の促進を図ることとしておりますが、本年度から立ち上げ、間もない団体が取り組む公益的な活動に対し、資金面での支援として事業補助制度をスタートさせるものでございます。この事業補助制度の運用により、市民が主体となった公

益活動が実践、展開されていくきっかけとなり、市民活動に対する市民の理解と普及啓発とともに、協働のまちづくりにかかわる担い手が育成され、活動団体の自立・連携につながっていくものと考えております。

市政の情報の発信についてでありますけれども、第4次の総合計画に掲げております協働によるまちづくりを進めていくためには、市民、事業者、そして行政が目標と課題を共有し、ともに歩んでいくことが不可欠であります。そのためには、市政情報を積極的に提供し、情報の共有化を図ることが重要でございます。市からの情報発信につきましては、ご承知のとおり、主として広報紙及び市ホームページを活用して行っております。これまでも常に市民にわかりやすく情報を伝えられるよう努めているところでございますが、今後におきましても、広報紙、ホームページの内容充実に向けて取り組むことはもちろんのこと、あらゆる機会をとらえ、さらなる情報発信力の強化に努めてまいります。

水道用地についてのご質問でありますけれども、水道用地は企業会計の中の資産に位置付けられております。原則として水道事業以外には使用することはできないことになっております。本来、この遊休地につきましては、経営上は有効に活用すべきものと考えておりますけれども、ご指摘の水道用地につきましては、どのような利用方法があるのか、今後、オール摂津の視点で検討していきたいと思っております。

防災対策の取り組みについてお答えをいたします。

国が進める国土強靱化基本法ができたというお話でございますが、主にハード面、公共施設等の耐震化や老朽化した施設の再構築や災害時の情報伝達体制の整備促進を

この法律にのっとなって取り組んでまいります。

防災対策の取り組みについてでありますけれども、昨年8月に国の中央防災会議から南海トラフ巨大地震の被害想定が発表されております。この結果が、今までの被害想定を大きく上回るものとなりました。そういうことで、この発表を受けて、大阪府による被害想定が行われ、その後、摂津市においても地域防災計画の改定を行うこととなります。この改定の中身でございますけれども、特に新たに女性の視点を反映させるために、全員女性で構成される（仮称）女性の視点からの防災対策専門委員会を設置することとなります。また、岩手県釜石市で防災対策を進められた群馬大学の片田教授に防災アドバイザーを委嘱いたします。意見を求めるとともに、東日本大震災の教訓を生かした、より実効性のある計画の策定を行ってまいりたいと思っております。

なお、市民の安全・安心なまちづくりを目指す取り組みについてでありますけれども、市役所組織の防災体制の強化を図る防災訓練の充実や自主防災活動の活性化等々、市民の皆様にも自助・共助の意識を促し、さらなる安全・安心なまちづくりを目指してまいります。学校におきましても、子どもの命を守るため、学校での防災教育の充実に向け、教職員へのワークショップ等々も実施していきたいと思っております。

市内循環バスルートの再編についてでありますけれども、市内循環バスのルート変更につきましては、現在、摂津市役所玄関前を起終点として、JR千里丘駅方面を回る北ルートと別府・江口橋方面を回ります南ルートの2ルートがございまして、今回、JR千里丘駅を起終点として一度で回るルートに変更したものでございます。大きな

改善点といたしましては、現在の南北2ルートでは一巡するのに約60分の時間を要しておりましたが、変更後には約40分に短縮されます。また、別府・江口橋方面からJR千里丘駅へ向かわれる場合には、摂津市役所玄関前で乗り継ぎされ、約30分かかっていたものが、直通にて約20分の所要時間となるなど、利便性の向上に努めた内容となっております。今回のルート変更によりまして、利用者のニーズに合ったバス路線になると期待をいたしております。

国の動向を踏まえた中小企業支援についてでありますけれども、先般、国が示しました日本経済再生に向けた緊急経済対策は、補正予算が組まれ、積極的な姿勢が示されたところであります。本市は景気の影響を受けやすい特性を持つ中小零細企業が多く所在いたしております。厳しい経営を強いられていることから、国の金融経済対策の詳細が示されましたら、ものづくり支援、商店街の活性化、資金繰り支援などを積極的に活用し、事業所の底上げを図ってまいります。また、中小企業金融円滑化法の終了により、事業所の資金繰りの悪化が懸念されることから、私は、本年1月に市内金融機関9行を直接訪問いたしました。継続支援を強く要望してきたところでございます。今後とも市内中小企業の支援に全力で取り組み、活力あるまちを目指してまいります。

業績評価制度導入の基本的考え方についてであります。業績評価制度は、目標に対して達成した業績を評価するもので、ある意味、職員の頑張りと、努力の結果を評価するものであります。本市では既に人事考課制度を導入しておりますが、これは、職員が責務遂行上発揮した能力を評価するものです。この二つの評価制度を併せて実施

することで、職員個々の能力・実績に基づいた人事管理の実現を目指すもので、頑張っている職員を評価することで、職員個々のモチベーション、組織の士気、公務能率のさらなる向上が期待できるものであります。

発信した情報を市民に受け取っていただくことについての質問でございますが、先ほど情報発信の答弁の中で発信力の強化に努めてまいりますとお答えさせていただきましたが、ご指摘のとおり、発信した情報を受け取っていただかなければ意味がございません。今後、情報の発信力の強化を図るとともに、発信した情報をいかに届け、受け取っていただけるか、そのためにはどのような伝達手段があるかについて検討してまいりたいと思います。

人間基礎教育についての質問でございますが、毎回言っておりますけれども、戦後の日本社会、物が栄えて心が廃れたとよく言われておりますけれども、しからないといえますか、しつけないといえますか、甘やかすといえますか、そんなことで、その副作用ではありませんけれども、昨今、いじめ、虐待、不登校等々、嫌な出来事が次から次へと起こっております。いろいろとその反省が聞かれるわけですが、要するに、ルールを教えないで、あれもしろ、これもしろでは、子どもたちはなかなかうまく育たないと思います。摂津市の人間基礎教育はまさにそのことを言っておるわけでございます。

私が市長になり9年目になりますけれども、この9年間、このことを言い続けてまいりました。ただ、悪くなったものをもとに戻すには倍のエネルギーと時間がかかります。そういうことからいうと、この心の問題、100年以上かかるのではないかと

思います。気の遠くなるような話ですがけれども、一つ一つ積み重ねていけば必ず改善されると思っております。摂津市では9年目を迎えました。やっぱりこの心の問題、初めはいろんな意見があったと思います。でも、今では小学校には人間基礎教育の旗が立てられておりますし、子どもたちも当たり前のように人間基礎教育という言葉を使っております。9年たちましたけれども、まだまだの感がありますが、時間がかかります。でも、より具体的なわかりやすい身近な取り組みを一つ一つ考えていかなくはなりません。そういう意味では、先ほどご提唱いただきましたリーフレット等々について、また教育委員会の皆さんと協議しながら前向きに検討していきたいと思います。

以上、私からの答弁にかえさせていただきます。

○木村勝彦議長 教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります3点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、学童保育事業の充実に向けた取り組みについてでございます。

共稼ぎなどにより放課後や学校の休業期間中にご家庭で保育ができない世帯にとって、学童保育は欠かせない子育て支援施策であると考えており、子どもの安全で安心な放課後の生活の場である学童保育室の充実を、ハード面、ソフト面ともに進めてまいります。ハード面では、平成24年度には、鳥飼学童保育室において学校施設の一部を改修し、保育室として整備をしてまいりました。平成25年度におきましても、味舌並びに千里丘学童保育室において保育室の整備を行ってまいります。また、ソフト面におきましては、支援が必要な児童へ

の人的な配置や指導員に対する定期的な研修の実施などにより、保育の質の向上を図っているところでございます。近年の社会情勢から就労を望まれる母親が増えていることや核家族化の進行に伴い、学童保育に対するニーズは高まっていると認識いたしております。今後も保護者が安心していただけるよう、学童保育室の充実に取り組んでまいります。

次に、子どもの見守りについてでございます。

本市では、地域の安全をみんなが心づないで守り、地域の子どもたちをみんなで力を合わせて守ることを理念として、平成18年4月に子どもの安全安心都市宣言を行いました。教育委員会では、子どもの安全を守るため、学校においては学校受付員の配置をはじめ、安全管理体制の確立や教職員の危機管理意識、能力の向上に取り組むとともに、日ごろから家庭や地域社会との連携を図り、協力をいただく中で、子どもの安全・安心の確保に努めてまいりました。とりわけセーフティパトロール隊や子どもの安全見まもり隊など、自治会をはじめ地域の皆様方の日々の活動は、子どもたちを取り巻くさまざまな危険に対しての大きな抑止力となっており、安全なまちづくりにつながっていると認識いたしております。今後も一人でも多くの方に子どもに関心を持って活動に参加していただき、活動の一層の充実に向け、さまざまな機会を通して呼びかけ、強固なつながりを持って、子どもの犯罪被害を減らすではなくゼロを目指して取り組んでまいります。

3点目の電子掲示板・メール配信システムの保護者への迅速な発信についてでございます。

現在、市立の保育所、幼稚園では、地震

や台風、暴風警報発令、不審者情報、さらには急な発熱等による迎への依頼など、各家庭に緊急に連絡する必要がある場合、自宅電話や携帯電話に連絡いたしておりますが、電話回線が限られており、全員への連絡に時間がかかり、また、留守の場合には連絡が届かないといった課題がございます。現在、市内小中学校では、PTAのご協力によりメール配信システムが運用されておりますが、平成25年度から大阪府地域福祉・子育て支援交付金を活用し、市全体の緊急連絡手段として、市が管理運営する電子掲示板・メール配信システムとして新たに構築してまいります。平成25年度においては、まず教育委員会が所管する市立幼稚園、保育所、市立小中学校学童保育室等での運用を予定いたしております。

以上でございます。

○木村勝彦議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番、補助金制度についてでございますが、今回、補助金の募集から交付されるまでの運用方法について、そして審査方法、それから補助金の支払い方法について質問いたします。

2点目、市民と行政の情報共有するホームページでございますが、現在、市のホームページのアクセス数、そして更新頻度について質問いたします。担当課によって更新状況に違いがありますが、更新について、担当課ではどのような仕組みで行っているのか、また、職員の情報提供に対する意識はどのぐらい持っているのか、併せてご質問いたします。

二つ目、水道用地でございますけれども、全庁的に活用できないか検討していただくのとことですが、利用されるまでの

期間、市民に貸し出したり、一時使用で公募をして貸し出すなど有効活用ができないかということも併せてご検討いただきたいと思います。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

そして、二つ目、災害や危機に強いまちについてでございますが、昨年8月の震災被害でも経験したように、災害時、庁内の横断的な観点に立って各部局との統合調整を図り、迅速に対応しなければならないと思います。地域防災計画、市内の総合的な危機管理、防災会議の運営、倒壊特別措置法、防災の普及啓発、自主防災組織の育成など多くの業務を行う上で、危機管理室のような一つの集約できる部署をつくることのできないのか、また、今回、女性の観点・感性を防災施策に生かすために（仮称）女性の視点からの防災対策専門委員会、これを設置するとのことですが、具体的にどのようなものなのか、お聞かせいただきたいと思います。

質問番号3番、学童保育でございますが、現在の学童保育の時間は5時半までとなっております。特に冬場の下校時の帰り道は非常に暗い中を子どもたちが帰るわけでございます。そして、そういった安全・安心を考える上では、非常に暗い中を子どもが帰宅するというのは、やはりこれは非常に危険なことではないかと。そして、さらに、通常女性が働いている時間帯が5時に終わったとすれば、もし大阪市内で働いているお母さんだとすれば、帰ってくるのは大体7時ぐらいになるということになります。そういった中で、やはり時間の5時半というのは、これは一つまた検討課題ではないかなと思いますが、そのあたり、どう考えられますか。

そして、また学童保育の保護者会の役員

でございますが、学童保育で非常に忙しい保護者の方が役員を受ける現状、これについても問題点だと思います。そしてまた、費用面に関して、例えば延長になれば、どれぐらいの時間延長をすればどれぐらいの費用がかかるのか、こういったこともお聞かせいただきたいと思います。そしてまた、今後の充実に向けて、そのほかにもこういった課題があるのかということをお答えいただければと思います。

そして、4番目、子どもの見まもりについてでございますが、子どもの安全対策として現在取り組んでいる状況、そして今後の取り組みについての方向性についてお聞かせいただけたらと思います。

また、二つ目、電子掲示板・メール配信システムの保護者への迅速な発信についてでございますが、メール配信システムの導入のメリット、そして現時点での課題について質問いたします。

質問番号5番目、中小企業の基盤強化・支援策についてでございますが、摂津市産業振興アクションプラン策定に当たりまして、中小企業の具体的な支援策についての取り組みをお願いいたします。

質問番号6番目、人材育成、人事評価制度についてでございますが、これは、本格実施に向けて、この制度が信頼される制度として取り入れなければ本末転倒となりかねず、職員のモチベーションが下がるところも懸念するところでございます。信頼される制度として活用するためにも、いろんな角度からの多面評価を取り入れ、公平性の確保をするべきではないかと考えますが、導入についての課題はないのか、お聞きいたします。

そして、SNSについてでございますが、より多くの市民の皆さんに市政の情報を受

け取っていただくために、市民が見に行くだけではなく、自動的に受けるような、この工夫も必要であるかと思われますけれども、今現在、フェイスブックやツイッターなど、SNSを利用した情報発信が非常に皆さん多く使われておりますが、こういった考えについてどのようにお考えか質問いたします。

そして、質問番号7番目、人間基礎教育でございますが、先ほど市長がご答弁いただきましたけれども、今、この学校教育の中でもいろいろ子どもたちには浸透しているというお話がございました。人間基礎教育については、まず大人が実践してしかるべきであると考えますが、市職員に対してはどのような形で取り組んでいるのか、また、庁内で働く非正規職員などにも浸透しているのか、さらに、学校職員は子どもたちと毎日接する一番身近な見本となる大人でございますが、職員にも浸透しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 市民の公益活動団体の立ち上げを支援する市民公益活動補助制度の運用につきましてですが、これについては、年に一度、公募による事業募集を行い、その事業に必要な経費の90%以内、10万円を限度に補助するものでございます。応募された事業につきましては、公開の場で活動目的、内容を発表していただく公開審査方式により選考し、補助対象の団体と補助額を決定いたします。なお、対象となる事業は年度内の完了を条件としておりますが、立ち上げ支援の観点から、補助金の概算払い、いわゆる前払い方式を採用してまいります。また、事業報告会を開催し、

共同事業の取り組みが、より広く市民の理解を得られるよう環境づくりにも努めてまいります。

次に、具体的な中小企業支援策についてのご質問でございますが、本市の状況を見ますと、市内商店街の衰退が進んでおり、その支援は必須であると考えております。各商店街におきましては、これまでもさまざまな販促、集客イベントが開催され、市といたしましても商工業活性化対策補助金などの支援を行ってまいりましたが、国の補正予算等と連携して新たな取り組みができないか検討をしてまいります。

また、ものづくり企業への支援といたしましては、市内既存事業所のさらなる投資誘導による定着や市外からの企業誘致を図るため、平成23年4月から中小企業の利用に配慮した企業立地等促進制度を実施しております。申請数のうち18件中7件が中小企業で、一定の成果が出ておると考えており、今後も取り組んでまいります。

さらに、女性や若手起業家に目を向けた金融支援や就労支援事業の強化を検討してまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、市政情報の発信についての考え方、方向性等についてのご質問にお答えいたします。

第4次総合計画に掲げております協働によるまちづくりを進めていくためには、市民、事業者、そして行政が目標と課題を共有し、ともに歩んでいくことが不可欠であり、そのためには市政情報を積極的に提供し、情報の共有化を図ることが重要であると考えております。市からの情報発信につきましては、ご承知のとおり、主として広報紙及び市のホームページを活用して行っており、これまでも常に市民にわかりやす

く情報を伝えられるよう努めているところでございます。

現在のホームページは、見やすく、わかりやすく、使いやすいページにすることを目的に、平成19年度にリニューアルし、20年度から運用しております。アクセス数につきましては、運用開始当初は月平均20万件程度でございましたが、年度により多少増減はありますが、23年度は約36万件、24年度は約37万件とアクセス数が増えてきております。これは、リニューアルして見やすくなったことと同時に、市民のホームページへのアクセスの環境が整ってきたこともあると考えております。

ページの更新につきましては、リニューアルの際、作成・更新の容易性を高められるよう工夫し、各担当課において随時更新できるようにしており、できるだけ早く、わかりやすく情報をお伝えできるよう努めているところでございます。しかし、内容について変更が生じた場合など、少し更新がおくれているページもあり、更新についての技術的な研修や協働のまちづくりを進めるに当たって情報発信の重要性を意識づける職員研修を開催するなど、積極的な情報発信を行うよう努めているところでございます。また、急を要する情報、タイムリーに市民に伝えることによってその価値が高まる情報の発信につきましては、現在のホームページの運用では対応が難しい面もあり、今後、いかに情報を早く発信することができるかについて、新たな手法も含めて検討してまいりたいと考えております。

それから、業績評価でございますが、本格実施に向けた考え方と多面評価についてのお問いにお答えいたします。

業績評価制度につきましては、現在、課長級以上の管理職を対象に試行的に実施し

ており、既に実施している能力評価と併せて、評価結果の具体的な反映先や、その考え方についての検討の段階にあります。しかしながら、その方向性といたしまして、人材育成の点からも昇給や勤勉手当等への反映は不可欠であると考えております。この際、具体的な反映手法の構築が重要となりますが、評価結果の客観性と公平性を確保することで職員の納得と信頼を得ることも大変重要な視点であると考えております。

信頼される制度として運用していくために検討しなければならない課題といたしましては、多面評価の考え方がございます。評価の実施に当たっては、一般的に上司からの評価のみならず部下からの評価も受けるべきであると指摘されることがございます。これは、上司からの評価には恣意的、感情的な要素が含まれているのではないかという人事評価制度の客観性に対する不安から来るものでございます。この点、通常の上司からの評価に加え、部下、同僚、他部局の関係職員等、多方面から人事評価を行う、いわゆる多面評価、360度評価ともいいますが、これにつきまして、できる限り多くの角度から評価を受け入れることで、評価が評価者やその職員に左右されるものでないことを証明し、評価制度の透明性、信頼性を高め、評価結果の説得力を増す効果も期待できます。しかしながら、公務能率の向上という評価の目的にかんがみれば、評価の一義的な責任はやはり直属の上司にあると考えることが適当であり、上司がその責任を適切に果たせるような仕組みの構築が優先されるとも考えられます。また、このほかにも評価者の習熟度の問題や評価結果のフィードバックのあり方、さらには苦情処理についてなど、今後、本格実施までに、あるいは本格実施後に整理し

なければならない課題はございますが、一つ一つ丁寧に検討を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、より多くの市民に必要な情報を受け取っていただくための工夫等につきましてのご質問でございますが、現在、主に紙媒体であります広報せつつ、電子媒体でありますホームページを活用して情報発信に努めておりますが、必要なときに必要な情報を発信し、その情報を必要とする人に伝えることができる方法としては、新たな情報伝達ツールとして急速に普及しているツイッターやフェイスブックなどソーシャルネットワーキングサービスを利用した情報発信も有効な手法であると考えております。しかし、一定運用が定着してきたホームページに比べ、その歴史はまだ浅く、メリットとともにデメリット、危険性も持ち合わせているものでございます。今後、ツイッターやフェイスブックなどSNSの活用方法も含め、情報発信力の強化・充実に向けて種々検討してまいりたいと考えております。

それから、人間基礎教育にかかわりまして、いまだあいさつを励行しない職員などがあるというようなことで、人間基礎教育に対する市職員に対しての具体的な取り組みでございますが、人間基礎教育の職員への徹底につきまして、これまで職場研修的に各課で個人や職場としての目標を設定しながらミーティングの際にその意識啓発に努めるなど、人間基礎教育の実践に取り組んでまいりました。新規採用職員に対しましては、人間基礎教育の基礎ともなる人権意識の知識習得も踏まえ、年に12回の人権研修を実施いたしております。さらに、非常勤職員、臨時職員についてでございますが、行政パートナー職員に対しては、採

用時にその趣旨について理解いただくことを伝えるとともに、昨年度から接遇向上も内容に含めた行政パートナー研修を実施しております。また、臨時職員につきましては、雇用の際には各所属長より周知に努めていただいております。臨時職員、非常勤職員も含め、人間基礎教育に対する理解と実践は一定進んでいると考えておりますが、より一層の実践を考えて、あいさつ運動など、新たな取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 水道部長。

○宮川水道部長 水道用地に係ります2度目のご質問にお答えいたします。

水道事業は、公営企業という立場から、所有しております土地が遊休地でございしても、それを貸し出すということはいろいろと条件を付加しなければならないところでございます。水道用地の活用にあたりましては、今のところ太中浄水場、新鳥飼送水所の用地の一部を利用されている事例もございます。しかし、旧鳥飼送水所の跡地につきましては、市長の答弁にもありましたように、全庁的な視点から土地の有効活用について検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、土地の有効活用にあたりまして、公募による貸し出しというご意見をちょうだいいたしました。今のところ、どのように活用されているのか、その実態をつかんでいない状況にございます。よって、今後そのような事例も研究させていただきたいと思うところでございます。

○木村勝彦議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問のさまざまな災害、危機を集約する部署についての質問にお答えいたします。

災害対策基本法では、災害の定義を暴風、

竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発としております。これらの災害に対して、地域防災計画では災害の規模や被害に応じて災害対策本部を設置し、防災管財課が総務班として災害情報の収集や組織された各部からの災害情報の取りまとめ及び災害対策本部への報告をする事務を担っております。現在のところ、この集約する部署としましては、総務部にあります防災管財課がその担当任務を担っておるところでございます。

昨年8月14日の例に出されました大阪府北部を中心に発生しました浸水被害につきまして、摂津市においても床上浸水51件、床下浸水140件の被害をもたらしております。この対応といたしましては、前日、午後10時1分の大雨洪水警報とともに、総務部、都市整備部、土木下水道部の職員で対応したところでございます。

議員ご提案の情報を集約できる危機管理室をつくることにつきましては、行政規模の大きい市と異なり、本市のような規模の市では防災と他の業務を持った組織となっていることは珍しいことではございません。むしろ小さな組織であるがゆえに情報や命令の伝達が容易であるという利点がございます。今年1月に災害対策本部を立ち上げ、情報収集伝達訓練ということで訓練を実施いたしました。このような職員訓練を繰り返していくことで情報の一元化と迅速な市民への対応が可能になると考えておるところでございます。

次に、女性の視点からの防災対策専門委員会についてでございますが、平成7年に発生しました阪神淡路大震災や一昨年の東日本大震災では、避難所などにおいて女性のプライバシーについて問題となりました。

例えば、避難所における女性の方々の着がえ、あるいは乳幼児への授乳される場所など、これらのことを確保するということが、女性の配慮が必要な場面が多くございました。このような問題を解決するため、平成25年度の地域防災計画の見直しに合わせて、防災会議の専門委員会にNPO団体、民生委員、婦人防火クラブ、学識経験者など、全員が女性で構成される、仮称でございますが、女性の視点からの防災対策専門委員会を設置し、地域防災計画の改定だけに限定されず、避難所運営のマニュアル等についても意見をいただき反映してまいりたいと考えておるところでございます。また、専門委員代表の方には、防災会議の委員として防災会議にも出席いただき、委員の意見の反映、その後の検証についても見ていただけるような状態をつくっていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○木村勝彦議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 今後の学童保育室の充実についてのご質問にお答えいたします。

昨年8月に国におきまして子ども・子育て支援関連3法が公布されました。学童保育につきましては、保育に係る基準の設定や保育年齢の拡大を行う方向であると聞き及んでおります。現時点では詳細は示されておりませんが、本市の学童保育に当てはめて考えましたときに、ご指摘の時間延長の問題につきましても、延長保育をした場合の費用負担なども含めまして、どのような制度の構築が望ましいのかを検討していくことになってまいると考えております。当面は国の動きを注視し、情報の収集に努めてまいりたいと思います。

また、保護者の方が保護者会をつくり活動されております。これはあくまで任意の

組織ではございますが、役員になった場合の負担につきましてお聞きしている部分もございますので、今後、改めてお話を聞くような場の設定などを考えてまいりたいというふうに思っております。

その他の課題といたしましては、学童保育の利用希望が増える中で、やはり保育室の確保が大きな課題と考えております。

○木村勝彦議長 大澤議員、先ほど市内循環バスの再編について質問が漏れておりましたので、これは、もし質問ということであれば3回目の質問の中で取り上げてください。

教育次長。

○馬場教育次長 3点の質問についてお答えいたします。

まず、子どもの安全対策の現状の取り組み状況と今後の方向性についてお答えいたします。

教育委員会では、学校内の安全対策として、不審者の侵入を未然に防止することを目的に、全幼稚園、小中学校に学校受付員の配置、スクールガードリーダーによる巡回指導を行うほか、子どもたち自身にも安全の知識や成長に応じた危機管理能力を正しく身につけられるよう、関係機関の協力を得て防犯教室を実施するなど、子どもたちの発達段階に応じた実践的な安全教育を行っております。また、通学路をはじめ地域の安全対策は、安全巡視員による青色防犯パトロールカーによる巡回や、交通専従員の配置をはじめ、地域の皆様方のご協力を得て、こども110番の家運動や子どもの安全見まもり隊の活動の充実を図っているところでございます。

子どもたちを犯罪から守るためには、継続的でそれぞれの活動が連携した取り組みが重要であり効果があることから、本年1

月には市長部局防犯担当課と連携し、セーフティパトロール隊、子どもの安全見まもり隊、交通専従員、学校受付員など、学校や地域で子どもの安全確保にご協力いただいている関係者の方々にお集まりいただき、地域安全センターの活動として地域防犯研修会を開催し、意識の共有化を図ったところでございます。また、今年度より同センターの活動の一環として、各小学校に各団体の情報交換の場となる掲示板を設置するほか、学校、家庭、地域が連携し、学校内はもとより地域ぐるみで子どもを守る取り組みを一層推進するために、今後とも地域防犯研修会や小学校別情報交換会などを定期的に実施してまいります。

次に、電子掲示板・メール配信のシステム導入のメリット、課題についてお答え申し上げます。

メール配信システムは、保護者に緊急連絡をする必要があった場合、各施設から事前に登録された保護者の携帯電話や自宅のパソコンへ各施設からメールを配信し、併せて同様の内容をインターネット上の掲示板に掲載することにより、登録機種以外にも指定されたアドレスに入力すればメール配信と同じ内容を確認できるようにするものでございます。さらに、市が管理運営することにより、市内全施設の登録者を対象とした緊急連絡のほか、全保育所、全幼稚園、全小中学校といった施設単位、学年別等の一斉配信も可能となります。このように、メール配信システムは必要な情報を迅速かつ正確に伝えるメリットがある一方で、課題として、メールの登録方法や登録者情報の更新、個人情報保護、データのバックアップシステム、メール登録されていない方への連絡方法をどうするかなどの事前準備をしっかりと行う必要について検討い

たしております。このシステムが市と保護者の情報共有ツールとなるよう、関係部署と連携を図りながら取り組んでまいります。

最後に、学校教職員の人間基礎教育に対する取り組みについてお答え申し上げます。

子どもたちのコミュニケーション能力をはぐくむことは大変重要なことであり、各学校ではよりよい人間関係づくりのための取り組みが行われているところでございます。よりよい人間関係の始まりはあいさつであり、気持ちのよいあいさつができる子どもを育てようと朝のあいさつ運動に取り組む学校も少なくありません。このように、あいさつを通して子どもたちにコミュニケーション能力の基礎を培い、よりよい人間関係をつくるスキルや態度をはぐくむためには、指導者としての教員や学校職員も気持ちのよいあいさつができなければならないと考えております。毎年、経験の浅い教職員を対象に接遇マナー研修を実施いたしており、子どもの身近な手本となる大人としての教職員が、あいさつをはじめ、さまざまなマナーを身につけることは、信頼される学校づくりにつながることを学んでおります。今後とも人間基礎教育の趣旨を踏まえ、実施している研修の内容について、すべての教職員に周知し、より多くの人々と接する教職員としての自覚を促し、学校内外でのマナーの徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○木村勝彦議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず、市民公益活動の補助金制度についてでございますけれども、こういった補助金に関しては、市民活動をされている方々の目線が必要不可欠ではないかと思っております。

近隣の豊中市では、平成16年の4月に市民公益活動推進委員会を発足されています。かなり前になりますけれども。この推進委員会では、学識経験者やNPO、そして市民公益活動団体の関係者、そして事業者、公募による市民委員で構成されているということです。これは公益活動推進条例に基づいて運営されているということでございますけれども、こういった中で、審査に当たりまして、こういった第三機関の設置も検討していただくことが必要ではないかなというふうに思っております。行政が行っている事業と例えば類似する活動について、似通っている活動について、団体に移管していくなど、こういったさまざまな検証を行うことができるのではないかと、そういった意味で市長の方針である協働の担い手づくりという市政方針の中にもつながってくるのではないかと、そのように考えておりますが、見解のほうをお聞かせいただきたいと思います。

そして、二つ目、市民と行政の共有するホームページでございますが、企業のホームページは顧客を獲得するためにさまざまな手法を取り入れて情報発信をしております。これは、行政のホームページの中身も、先ほどご答弁いただきましたように、見やすく、そしてわかりやすく、そして使いやすく、そしてタイムリーに発信すること、これが情報提供を行う発信側の責務と考えております。いろいろ創意工夫をさせていただいていると思いますので、さらなる多くの取り組みができて、そして、生きた情報として市民に届けるよう要望をさせていただきたいと思います。

そして、水道用地の件でございますけど、非常に賃借しにくい立地でもありますので、さまざまな観点から検討していただきまし

て、有効に利用いただけることを検討していただくことを要望させていただきたいと思います。

それから、二つ目の災害や危機に強いまちについてでございますけど、地域防災、この計画の見直しによりまして、実効性のある計画を立てないと、やはり発災時に市民の生命を守ることが私は非常に難しいのではないかと思います。災害時に、要援護者はもちろんのこと、避難所まで避難することができなくなった地域住民を一時的に避難させる民間のマンションでありますとかビルなど、そして避難場所を確保することが、やはり今、事前にしていかなければいけないことであるというふうに思います。こういったことは課題も多くありますけれども、先ほど答弁されました人員の確保やその資機材に関しても、日々の訓練で、災害の種類によって、規模によってももちろん違いが出てきますので、非常に多くのシミュレーションをしっかりと行うことが私は必要ではないかと思います。そして、併せて、この市民の啓発活動、そして防災講座、こういったこと、また子どもたちの防災教育、こういったことも併せて行いながら適切に対応し、被害の最小化を図れるように備えていただくことが必要ではないか。そして、先ほど申されましたけれども、女性の観点を取り入れた専門委員会からの提言をしっかりと反映していただけるような、そういった組織づくり、また計画の見直し、こういったものを強く要望させていただきたいと思います。

先ほどバスの件が、申しわけありません、抜けておりましたけれども、このバスのルートの変更の市民に対しての告知、こういったものの啓発、こういったものと、それから、併せて、3回目でございますので、

このバスの件については市民からの要望も非常に多くて、市内のルートだけではなく広域でバスを走らせないかというような声もあるかと思います。例えば、井高野駅までバスを走らせないかとか、鳥飼から北摂つばさ高校までの通学のために使えないかとか、そういったいろんな要望があると思います。広域についてはどのような問題をクリアしなければならないのか、こういったことも市民の皆さんに私はお伝えしていくべきだというふうに思います。

そして、市民の皆さんが現在多くの声がありますのが、駅と駅をつなぐバスでございいます。こういったことも多分検討委員会の中で本当に検討されてきたと思います。しかしながら、阪急摂津市駅とモノレール、JRと千里丘とモノレール、こういったものをつなぐ、市内の中にある鉄道の乗り継ぎができることが、最も有効に公共交通を利用していただけることにつながると思います。

今後は、今回の再編の検証もしながら、非常によく市民の皆さんに使いやすくなったと言われる中で検証もしながら路線バスとの協議を重ね、どこまでなら譲れるのか、どこまではだめなのかということも、また今後もよりよい公共交通のバスを皆さんが乗っていただけるようにお考えいただきたいというふうに思います。こちらも要望とさせていただきます。

それから、学童保育の充実に向けた取り組みでございますが、本当の意味で働く女性を支援するのであれば、最低、時間の延長は早急に改善していかなければならないと思います。近隣の茨木市では、時間延長は既に行われています。費用効果を検討しなければならぬのであれば、学校施設を提供しながら民間やNPOに時間外を協力

していただく方法もあるかと思います。働く女性側の支援に本当になっているのかという、この視点をとらえた構築を強く要望させていただきたいと思います。

それから、子どもの見まもりでございすけれども、今後、各地域の皆様方と連携をとりながら子どもを守る取り組みを充させていただきますよう要望とさせていただきます。

それから、電子掲示板のほうですが、メール配信システムでございすけれども、メール配信システムは一つ間違えると逆に混乱を起こす、非常に慎重に扱わないといけないものでございますので、導入までにさまざまな想定される事項をクリアした状態で実施していただくことを要望とさせていただきます。

それから、中小企業の経営基盤の強化でございすが、本市の企業立地促進制度の申請状況と今後の制度の周知・啓発についての取り組みをお聞かせいただきたいと思います。また、将来を見据えて、若手起業家の金融支援や就労支援についての見解をお聞きして3回目の質問とさせていただきます。

人材育成と人事評価についてでございすけれども、本格実施に向けて、職員の皆さんが積極的に仕事に取り組んで、知恵を出して諸課題に対処し、仕事や能力の評価が公平に行われるような制度になることを望み、要望とさせていただきます。

そして、二つ目でございすが、SNSのことでございす。市政情報を多くの方に知ってもらうために、現在、インターネットの利用者の82%がSNSを利用されております。そういった報告書が出ておりますが、ここ数年で情報の流れが一方的な

ものから双方向的なものへと変化しました。情報伝播力とスピードのあるSNSの普及率は今後さらに増えると想定されます。佐賀県の武雄市では、この4月から秘書広報課のフェイスブック係からフェイスブック・シティ課となりました。神戸市ほか多くの市でも、市政情報や観光、イベント情報をタイムリーに発信しています。市民への情報発信の一つとして検討されることを要望とさせていただきたいと思います。

そして、最後に人間基礎教育についてでございます。市長が常におっしゃっております「人づくりはまちづくりである」といった言葉どおり、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約の心を大切に実践していくということは、摂津市だけではなく日本の将来を左右する基盤づくりであると思います。この摂津市の未来のために、心一つに人間基礎教育を実践していただくことを強く要望させていただきたいと思います。

この要望をお願いいたしまして、自民党会派の3回目の質問とさせていただきます。

以上でございます。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 公益活動補助制度の審査と市民参加につきましてのご質問でございますが、応募されました事業の審査につきましては、市民公益活動推進委員会での書類審査と公開プレゼンテーションを実施し、決定してまいります。同委員会は、学識経験者、市民活動の実践者、企業関係者及び公募の市民委員で構成しております。審査の透明性を確保し、また、市民目線での審査となるものと期待をいたしており、また、対象となります採択されました事業につきましては、これについては内容を広く市民の方にお伝えいたしまして、協働の取り組みの例として、好事例としてご紹介

する中でご理解をいただいてまいりたいと考えております。

それから、中小企業の企業立地条例の件でございますが、詳細の手持ち資料を持っておりませんが、先ほど申しましたように、企業立地条例については18件の申請で7件が中小企業ということで、今後とも周知してまいりたいと思いますが、周知につきましては、本年度、緊急雇用事業の中で事業所の実態調査を全事業所悉皆でやっております、その中で企業便利帳といったものを同時に配布をさせていただいております。こういったものの中で企業立地条例についてもPRをさせていただき、周知をいたしております、何件かのお問い合わせもいただいておりますし、また、特に今まであまりそういう市とのつながりのなかったような中小の企業の中からもお問い合わせをいただいておりますので、周知をしてまいりたいと思います。

また、就労支援の件でございますが、この厳しい雇用環境でございますので、就労に取り組まれる若い方、若い方だけではございませんが、こういった方に対して、できるだけ情報の提供をということで、産業振興課のほうにそういったパソコンで検索できるようなものも備えておりますし、また、就職フェアということで、3市1町、北摂地域と協働いたしまして、もちろんハローワークとも協働いたしましてでございますが、今後とも啓発をいたしたいと思っておりますし、また、市内事業所に呼びかけまして、特に福祉関係の事業所等についての人材の募集と応募者のミスマッチがどうもあるようでございますので、こういったことについても、そういう就職フェア的なものを開催しながら努力をしてまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 大澤議員、バスの問題は2回目、3回目を含めて要望として受けとめていいんですね。

○大澤千恵子議員 啓発の部分だけです。周知の仕方だけ。

○木村勝彦議長 ほんなら、答弁を土木下水道部長からさせます。土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 変更いたします市内循環バスルートの周知方法でございますが、3月1日付の広報紙にルート図と時刻表を掲載するとともに、近鉄バスの作成によりますカラーのチラシを、コミュニティプラザや公民館などへの提示や、特に現在のルートと大きく相違する別府・江口橋方面の地域などにつきましては、自治会などを通じ配布などを予定いたしております。また、ホームページの更新につきましては、3月15日までは現在の運行ルート、時刻表にて運行いたしますことから、3月16日以降に更新を予定いたしております。そのほかにも有効な周知法についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○木村勝彦議長 大澤議員の質問が終わりました。

次に、渡辺議員。(拍手)

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 それでは、高志会を代表いたしまして質問したいと思います。

先ほど大澤議員の質問の中で理解できる答弁がありましたので、割愛できるところは割愛し、また、会派として再度聞きたいところは聞かせていただきたいと思います。

ここ数か月でさまざまな国際的な事件が起きました。アルジェリアのガス田でのテロで多くの企業戦士の命が奪われました。心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。また、北朝鮮のミサイル実験及び核

実験、国際ルールを無視した暴挙に腹立たしい気持ちを募らせるとともに、日本の反核・反原発運動家が、この暴挙に関して沈黙していることが不思議でならない思いでいっぱいであります。また、尖閣・竹島の問題は、近隣諸国のナショナリズムの台頭が顕著になってきており、我が国の博愛精神が冷徹な外交関係に通じないことが国民の間で理解されつつあります。そして、昨年の12月、3年4か月続いた民主党を中心とする政権から自公連立政権が誕生いたしました。民主党政権の未熟な政権運営の結果、アメリカとの信頼関係は地に落ち、アジア重視で東アジア連合体という幻想を抱いた結果、その東アジアの国々からは侮られ、領土問題を含め、多くの外交あつれきが惹起してまいりました。頭で描いただけで裏づけする知識も情報もなく政治を語っている未熟者の政治家集団が国家のかじ取りをするということがいかに危険なことか思い知らされた3年4か月でありました。

今回、国民は政治の安定と落ちつきを求めた結果、安倍政権が誕生したわけですが、政権誕生と同時に株価は上がり、異常な円高は是正されつつあります。アベノミクスにより、日本経済も暗中模索する中、ほのかな光が差し込みつつあります。今後の安倍政権の仕事ぶりを期待を込めて見守っていきたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思いますが、まず初めの市民が元気に活動するまちづくり。これは、先ほど大澤議員の質問の答弁で非常に理解できましたので、この質問は割愛したいと思います。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて。

1番目、女性の視点・感性。これは、先ほどの質問はありましたけど、ちょっと違

う観点から質問したいと思いますので、よろしくお聞かせしたいと思います。

女性の視点からの防災専門委員会とはどのような活動をするのか、お尋ねしたいと思います。災害発生時は、自分と自分の家族を守るために、それぞれが必死に対応しなければならず、緊急時の避難所に性別に応じた対策をする余裕はないと思います。災害対応は男女共同参画事業の観点とは異なるように思います。避難生活が中期・長期的になった場合には、それなりの対応はできると思いますが、具体的にどのような論議が予想されるか、お聞かせしたいと思います。

2 番目は、事業所防災ネットワークについてであります。

例えば、敷地が広い事業所を避難所にするとか、社屋内に市民の食料や衣料等を備蓄するとか、インフラ整備や消火活動の要員を供出してもらうような企業と行政とのネットワークであるのか、具体的なお考えをお聞かせしたいと思います。

3 番目は、地域防災計画の改定や防災無線の更新など、さまざまな対策を検討されておりますが、「逃げる」という行為が横に置かれているのではないのでしょうか。市は、ハザードマップを作成し、地域住民に配布しておりますが、私がお年寄りの方々にお聞きしましたところ、「災害発生時に自分の家から避難所まで即座に逃げられるかどうか自信がない」という言葉が返ってまいりました。まずは迅速に安全区域に避難することが犠牲者をより少なくすることであり、逃げることの大切さを啓発することが一番重要でないかと思います。河田先生や片田先生のご講演でもありました。お考えをお聞かせしたいと思います。

4 番目は、昨年、本市は、全国でも珍し

い警察署への協力及び検挙措置等の要請まで盛り込み、一步踏み込んだ形の自転車安全利用倫理条例を制定されました。摂津警察などの協力・連携により、自転車利用者に対して指導・啓発を精力的に実施されてはいますが、依然として事故は起きております。私は、自転車道の整備や安全歩行空間を確保することが未然に事故を防げることになるのではないかと思います、どのような方法を考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

5 番目は、自転車安全利用倫理条例制定後、警察への検挙要請をして検挙された実例はあるのか、また、マナーの向上についての取り組みも併せてお聞かせしたいと思います。

次に、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて。

1 番目は、淀川河川敷の利用についてであります。

この質問は、過去から多くの議員が質問し、また、私も同じ質問をいたしました。国交省も淀川の有効利用には理解を示し、淀川河川公園の整備も行われつつあります。本市でもわいわいガヤガヤ祭や市民マラソン大会等、官民合わせてのイベントが開催されております。そこで、もっと淀川環境と自然のすばらしさをPRするために、環境フェスティバル等、自然を生かしたイベントを積極的に開催し、淀川を大きな資源としたまちづくりをするお考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

2 番目は、淀川河川敷に子どもたちが安心して自然観察できる場所づくりについてお尋ねいたします。

我が市には山や森はありませんが、母なる川・淀川があります。摂津市域の淀川を散策しますと、限られた地域でも多くの動

植物を見ることができます。そして、その豊かさに驚きを感じます。その豊かな自然環境を生かし、子どもたちに自然観察ができるような場所をつくっていただくお考えはないのか、お尋ねいたします。

次、暮らしにやさしく笑顔あふれるまちづくりについてであります。

1 番目は、マダニが媒介したウイルス感染症についてお尋ねしたいと思います。

昨年の1月30日、厚生省が、ダニが媒介する新しいウイルス感染症が国内で初めて確認されたと発表があり、国内でも少なくとも5人の死者が確認されました。感染症の名前はSFTS、重症熱性血小板減少症候群、ウイルス性の脳炎の一種で、病原体は日本脳炎と同じ分類のフレボウイルスで、ネズミ、マダニの間でウイルスが維持され、かまれますと、潜伏期間は1週間から2週間、インフルエンザのような症状があらわれ、そのうち3分の1は髄膜脳炎に進展し、けいれんや目まい、知覚異常になり、約1割の方が死に至るそうです。予防法はダニにかまれないことですが、このウイルスはもともと日本にあったという情報もあり、マダニは主に森林や公園、緑が多いところに生息しているようです。また、ペットの散策中にマダニが取りつき、そのマダニにかまれる可能性があるとのことでした。先日、厚労省から全国都道府県政令指定都市の自治体に実態調査の通達がなされたのですが、本市としてどのような対策を講じられるのかお尋ねしたいと思います。

2 番目は、「まるごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」についてであります。

現在、各自治体で高齢者の介護予防の観点からさまざまな取り組みがなされております。それぞれの自治体は、創意工夫を凝らし、楽しみながら体を鍛え、また健康を

維持する取り組みをしておられますが、本市もユニークな命名のもと、市民の体力増進を図られるとのことでした。その内容についてお尋ねしたいと思います。

3 番目は、「なす丸くん」についてお聞きしたいと思います。

ひこにゃんキャラクターから全国的にゆるキャラブームが起き、それぞれのお国自慢のキャラクターが登場し、また、そのコンテストも行われております。不景気が続く中、このキャラクターが市民の心をなごますことは周知のとおりであります。本市も先輩格のセッピィがあり、それなりに市民に定着しております。消費者被害を未然に防ぐキャラクターとして、今回「なす丸くん」を誕生させたとのこと、ちょっとゆるキャラのイメージからかけ離れた意図のキャラクターと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

誰もが学び、成長できるまちづくりについて。

1 番目は、生きる力を育む教育についてお聞きしたいと思います。

大津の中学校におけるいじめの問題、そして、桜宮高校における体罰の問題で自殺者が出てしまいました。このような悲劇は二度と起きてはならないことであります。当然、当事者は、そこまで追い込んだ生徒や先生には加害者としての責任があり、その報いを受けなくてはならないと思いますが、果たして彼らだけの責任でしょうか。私は、その責任を広げていけば、日本社会全体の責任ではないか、豊かさばかりを追求し、身勝手な個人主義がばっこしているこの世の中にも責任があるのではないかと思います。

今現在、「らしさ喪失の時代」と私は命名しましたが、子どもは子どもらしく、大

人は大人らしく、男は男らしく、女は女らしく、そして、先生は先生らしく、生徒は生徒らしくが失われているのではないかと思います。生徒が先生を敬う気持ちがなければ、指導しても、果たして生徒たちはその指導を素直に受け入れるでしょうか。

先日、私は、NHKの大河ドラマ「八重の桜」で有名になっております会津若松に行ってまいりました。会津のまちに入りますと、会津魂といいますが、会ったまちの人々に、その「らしさ」を感じてしまうのです。会津藩主の師弟が通う藩校、日新館を訪れますと、校門横に「什の掟」が書かれておりました。その真髄は、「ならぬことはならぬものです」という子どもたちに我慢を強いることです。そして、耐えることです。私は、今、教育に必要なことは、つらいことがあっても楽しいことがあっても、我慢し、耐える力を身につけさせることだと思います。つらいことがあったら、他人に当たったり、自暴自棄になったり、また、短絡的に自殺をしてしまう、そのような子どもたちがあらわれないような教育をすべきだと思います。会津では、その「什の掟」を現代風にアレンジして「あいづっこ宣言」を策定されました。そして、小学生にその宣言を唱えさせ、意識の高揚につなげておられます。そのことにより、会津では子どもたちの間に独特の気風が生まれているのであります。

本市では、市長が提唱しておられます人間基礎教育があります。その人間人間基礎教育の実践の意味から「せつつっこ宣言」なるものを策定し、摂津市の学校教育に生かしていくお考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

2番目は、よりよい教育を目指すため、教員にさまざまな地域・現場を経験しても

らうことについてお尋ねしたいと思います。

先日開催された教育フォーラムにおいて、他市の学校を経験した教員の方々が幅広い視野で学校づくりや学力向上について語っておられたとお聞きしました。地域連携の観点からは、同じ学校の勤務も重要であります。価値観の多様化する現代においては、さまざまな場所でさまざまな経験を積んでいただくことも重要であります。そうした点から、研修、交流など、さらなる活発化や異動の促進についてお考えをお聞きしたいと思います。

3番目は、摂津市指定有形文化財であります第6集会所についてであります。私が3年前に、第6集会所の存在を広く市の内外にPRし、この建物を保存して有効利用できないかと提言いたしましたところ、行政には、市内にあります歴史的な価値を持った建物を調査し、摂津市指定有形文化財として修理・保存に向けた取り組みをしていただきました。第1号としてこの集会所を指定していただき、今年度、約500万円をかけて補修されましたが、今後、この建物をどのように有効利用させるのか、お尋ねしたいと思います。

4番目は、クラブ活動の実態についてであります。

本市は、部活動振興相談員を各学校に派遣し、クラブ活動の活性化や運営、指導を行っておられます。先日もマスコミ等で大きく取り上げられ、全国的にも注目される場所でもあります。クラブ活動の運営は、各学校の独自性を生かし、それぞれが主体的に運営しておられます。そこで、現在、保護者や生徒たちの思いや意見を取り入れた運営はされているのか、また、実態に応じた運営がされているのかをお尋ねしたいと思います。

5 番目は、荒れている中学校についてお聞きしたいと思います。

最近、市内の某中学校において、一部の生徒の影響で授業継続が不可能な状態にあるという話を多方面から聞いております。また、先日、その中学校の生徒から、一部の生徒が騒いで授業が成立せず、勉強したいのにできない状況にあり、このままでは他校に学力で差をつけられるのではないかと不安であるとの相談を受けました。そこで、その中学校の授業を調査してみたところ、そのような実態があると確認いたしました。生徒たちは平等に教育を受ける権利があります。その中学校に通っている生徒だけがその権利を享受できないことは問題であります。今後どのような対応をなされるのか、お尋ねしたいと思います。

6 番目は、学力向上に向けての小中一貫してやるべき施策をどのようにされるのか、お聞きしたいと思います。

小学校低学年で授業についていけない子どもたちは、そのまま中学校でも授業についていけない子どもたちになるということで、小中一貫した授業の取り組みが必要であると教育委員会は受けとめ、ここ数年間、強化を図っておられるとお聞きいたしました。ところが、残念ながら、その結果もむなしく、大阪府の平均よりかなり下回っているとのことであります。今後、学力向上のため、どのような対策をお考えか、お尋ねしたいと思います。

次に、活力ある産業のまちづくりであります。これもさっきの大澤議員の質問の答弁である程度理解できましたが、再度聞きたいと思います。

1 番、(仮称) 摂津市産業振興アクションプランの具体的な内容についてお尋ねしたいと思います。

日本経済は、長く続いた不況から、今、少し回復基調になりつつあります。本市といたしましても、企業税収が全税収の中で大きなシェアを占めているとのこと、元気な企業を増やすためにアクションプランに大きな期待が寄せられております。どのような内容でアクションプランを策定されたのか、お聞きしたいと思います。

最後に、計画を実現する行政運営についてであります。

1 番目は、電子自治体の推進についてお尋ねいたします。

基幹業務のシステムが更新の時期を迎え、新しいものへの検討を進めるとのことですが、平成 20 年にシステムを刷新して以降の 5 年間を振り返り、今後の方向性を含めた総括をお聞きしたいと思います。

2 番目は、業績評価制度。これも質問のご答弁である程度理解できましたが、会派として再度お聞きしたいと思います。

人事評価制度を昇給、給与、賞与、人材育成により活用できる制度へと再構築するため、この制度を試行的に実施するものと理解しておりますが、具体的にどのように実施しようとされているのか、お尋ねしたいと思います。

これで 1 回目の質問を終わります。

○木村勝彦議長 暫時休憩します。

(午前 11 時 56 分 休憩)

(午後 1 時 再開)

○木村勝彦議長 休憩前に引き続き再開します。

答弁。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 高志会を代表されての渡辺議員の質問にお答えをいたします。

一部答弁の重なるところもあったかと思

いますが、ご理解をいただきたいと思えます。

まず、女性の視点からの防災対策専門委員会の活動についてのお問いでございますけれども、阪神淡路大震災や東日本大震災において、女性のプライバシーについて問題等もありましたことから、地域防災計画の見直しに合わせて、特に女性の立場から防災会議の専門委員会を設置して、そこでの議論や意見を地域防災計画の改定に反映させていきたいと思っています。質問の中にもありましたけれども、災害時のときには避難所におきまして時系列に状況が変化してまいります。最初は、ご指摘のありましたように、住民が避難所に殺到いたします。いろんなことでパニックってしまいます。まさに男子も女性もあったものではないと思いますが、しばらくいたしますと、今度は家族や個人のプライバシー等々の問題をはじめ、段ボールによる仕切り等々、いろんな場面が映し出されておりますけれども、そんな状況が想像されるわけです。災害直後のこういった混乱期が終わりまして、一定の落ちつきを見せまると、今度はより具体的な取り組み、これがまたいろいろ出てきて要望が出てきます。阪神淡路大震災のときもそうであったと思いますが、この間の東日本の地震もそうですけれども、トイレの問題とか、それから赤ちゃんにお乳をあげるとか、入浴とか、男性ではわかりにくい、そんないろんな問題が提起されたわけでありまして。そんなことを踏まえまして、女性の視点について意見を求めて反映していきたい、そういう考えでございます。

それから、事業所防災ネットワークについてでありますけれども、本市は事業所がたくさんございます。夜間人口より昼間人口が約1万人以上上回ります。もし昼間に

災害が発生いたしました場合は、事業所の存在、これは地域の防災に非常に大きな力となります。多くの事業所には企業の持つ人的・物的な資源に加え、地元企業ならではの知識や経験があります。その力を防災に生かすことができるよう、市の防災対策に関する情報の共有を図ることを目的としたネットワークの構築に向けて取り組んでまいります。

昨年10月より生活環境部が進める摂津市企業立地等促進啓発・市内事業所実態調査におきまして事業所ネットワークへの参加を呼びかけており、現在約3,000社の調査書を回収いたしております。今、分析を行っているところでございますが、より多くの事業所がこのネットワークに参加していただき、当面は市から過去の災害履歴や防災対策の情報を提供し、相互に情報を交換しながら防災意識の向上を目指してまいります。また、将来的には企業の設備や人員の状況、車両や機材の保有などを把握し、災害時に有効活用できる仕組みを構築していきたいと考えております。

地域防災計画の改定の内容についてのお問いでございますが、昨年8月に国の中央防災会議から南海トラフ巨大地震の被害想定が発表されました。今までの被害想定を大きく上回ることがわかりました。この発表を受けまして大阪府による被害想定が行われますが、その後、摂津市においても地域防災計画の改定を行うことになります。この改定につきましては、単に南海トラフ巨大地震の被害想定を変えるだけでなく、岩手県の釜石市で防災対策を進められた群馬大学の片田教授に防災アドバイザーを委嘱し、意見を求め、より実効性のある計画の策定を行っていききたいと思っています。

それから、災害時の情報伝達手段につい

てでございますが、移動系と呼ばれる車載・携帯用の無線をデジタル化に更新するとともに、同報系である小中学校に配置された屋外無線に配信する操作卓の更新を行うことで情報手段を確保していきたいと思っています。

自転車安全利用倫理条例についてのご質問でございますが、自転車事故などを未然に防ぐには、自転車専用道の整備等が有効な方策であることは十分承知をいたしておりますが、その用地や財源などのことを考えますと、なかなか容易なことではございません。さすれば、どうすればいいのか。最も大切なことは、やっぱり一人ひとりの市民の皆さんがルールを守ろう、そういったしっかりとした問題意識を持っていたかなくてはならないと思います。自転車条例は、摂津市が取り組んでおります人間基礎教育のよりわかりやすい具体的な取り組みの一つでもございますが、この条例の制定によりまして、その後、老人クラブや人権協会などの各種の団体が自発的に交通安全教室や啓発活動を実施されておられます。この条例制定によりまして交通安全に対する意識の広がりを感じているところでございますが、これからも警察署をはじめ56団体で構成されております摂津市交通安全推進協議会などを通じまして、大人から子どもまで全員が安全運転に努めるよう、きめの細かい啓発を行ってまいりたいと思います。子どもたちの啓発につきましても、小ちゃなときから繰り返し行う等々、家庭での教育とともに小学校等々でも安全・安心の教育にしっかりと目を向けていきたいと思っています。

それから、自転車の安全利用倫理条例の実績についてのお問いでありますけれども、昨年4月1日に、みんなが安全で快適に暮

らせるまちづくりの一環から本条例を施行いたしました。この自転車安全利用倫理条例のポイントでもあります、悪質な自転車運転を繰り返す利用者には警察署長へ検挙措置等の要請ができることを第13条で定めておりますけれども、幸いにも本条項を適用するような事例は今のところ発生をいたしておりません。

自転車の安全利用に関するマナー向上のための取り組みといたしましては、従前より実施いたしております各世代層に適応した交通安全教室を実施するとともに、摂津警察署及び条例第2条に規定いたしております関係団体のご協力をいただき、街頭キャンペーン等による啓発を行っております。また、自転車利用者の責務にも規定しておりますように、自転車利用者が道路交通法その他の法令を遵守し、自転車の安全な利用に努められるよう、摂津警察署とも連携を図り、自転車の安全な利用に向け、さらに指導・啓発をしてまいりたいと思います。

淀川を生かしたまちづくりについてでございますが、我がまち摂津では、地形的にはハードで粗削りな面もございますが、その中でもソフト面では母なる川・淀川という大変貴重な地域資源があります。これまでのまちの形成過程を見ますと、淀川はまさしく摂津市のバックグラウンド、生い立ちそのものであると言っても過言ではないと思います。まちづくりに当たっては、このような地域資源の特性を強みとしてとらえ、これを最大限生かすという視点が大変重要でございます。今後ともグラウンドの確保等々、ハードな一面も考慮に入れつつ、淀川というソフトで貴重な資源を生かしていくというイメージをしっかりと描きながら、摂津市をどういうまちにしていこうかを考えていきたいと思っています。

淀川の河川敷に子どもたちが安心して過ごせる場所をとる質問でございますが、本市では淀川はシンボリックな存在であり、河川敷には、現在、国において河川公園が整備されつつございます。河川敷で子どもたちが伸び伸びと遊び、自然に親しんでくれることは素晴らしいことだと思っています。議員ご提案の子どもたちが安心して観察できる場所をとることでございますが、河川公園の活用につきましては、河川保全利用委員会に諮ることになります。現在、河川公園で整備が進んでいます鳥飼仁和寺大橋の下流側の鳥飼下地区に自然を残したゾーンがありますので、ご提案の趣旨を踏まえ、淀川河川事務所に対しまして、その他のスポーツ関連施設などを含めて早急に整備を進めるよう強く要望してまいりたいと思います。

国内でマダニが媒介するウイルスで死者が出たことに伴う本市の対策についてありますが、マダニ類は国内の全域に分布しており、主に河川敷や公園などの屋外に生息しております。マダニ類が媒介するウイルスは、今回死者が出た重症熱性血小板減少症候群以外にもさまざまな病原性ウイルス等がございますが、これらの病気を予防するには、まずはマダニ類にはかまれないことが第一であります。市の対策といたしましては、国・府や関係機関から情報を集積し、市民への啓発を進めてまいりたいと思います。

「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」の具体的な内容についてのご質問でございますが、これは、以前「タウンギャラリー」という言葉がよく流行、はやったんですけれども、その健康版といったようなものでございますが、従来は健康を保つ上で医療や医学こそが欠かせないとい

う医療を中心とした健康観でございましたが、現在は、高齢化の進展や疾病構造が変化し、生活習慣病が増加するなどの状況から、社会環境や自然環境そのものも健康を保つ上で重要であるとの考えが主流になってきております。地域ぐるみで健康づくり活動に取り組み、大きな成果を上げている地域もございます。そこで、本市におきましても、まち全体を健康づくりの場として「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」と称した事業に取り組んでまいりたいと思います。これまでも公園みどり課においては、健康遊具を設置し、保健福祉課や産業振興課、生涯学習課などによりウォーキングコースを設定しておりますが、設置箇所や活用に隔たりがあります。そこで、「健康」をコンセプトに、関係部署や市民の皆様と協働で新たに健康遊具を設置し、史跡や名所などをつないだウォーキングコースを設定し、コースを歩きながら気軽に楽しく運動していただく環境整備を図り、活力ある健康な都市の実現に向け健康づくり運動を推進してまいります。

消費生活と鳥飼なすの関連性についての質問ですけれども、「なす丸くん」は、平成24年度の消費のテーマである「食の安全・安心」にちなみ、市民の方々に食に関する知識を見直しつつ、消費者問題をより身近に感じていただきたいとの思いから、本市の地域資源である鳥飼なすを消費生活相談ルームのシンボルとして採用いたしました。キャラクターは、大阪人間科学大学の学生からデザインと愛称を提供いただき、着ぐるみは、消費者行政活性化基金を活用し、製作をいたしました。今後は、消費者教育や啓発とともに、鳥飼なすへの理解も深めてもらえるような企画を検討してまいりたいと考えております。

生きる力を育む教育についての質問でございますが、今年も年初めから、いじめ、虐待、体罰等々、嫌なことが次から次へと起こっております。特に桜宮高校の事件以来、連日のように体罰の話が報道されておりますが、いろんな報道、またマスコミに登場するコメンテーターの話を聞いておりますと、どうも何もかも一緒くたになって事の本質が見えにくくなっていることが気になります。暴力は論外です。言うまでもありませんが、暴力は論外。そんな中で、ルールを守らない、指摘をする、言うことを聞かない、おしりの一つもたたいてもいいではないか、そういった意見があります。一方ではならんという意見もあります。子どもに対する愛情とは甘やかすことなのか、しっかりとしつけることなのか、みんなでしっかりと考えなくてはならないと思います。

いずれにいたしましても、先の質問者にもお答えしましたけれども、戦後、ルールを教えずして規制するとか、あれもしたらいかん、これもしたらいかん、これじゃ、子どもがどうしていいかわからない、また一方で手本となる大人がルールを犯してしまう、そういったことがまみえられるわけですから、その辺をしっかりおさめないといかん、これが摂津市の取り組んでおります人間基礎教育を説いている意味でもあります。

大津のいじめの問題、それから桜宮の自殺問題等々、どちらの事件もみんな学校任せになっているのか、学校任せ、教育委員会任せになってはいないですか、そういう反省があったと思います。そういう意味では、教育は学校だけじゃなくて地域社会、家庭、みんなで取り組まなくてはならない。私ども行政もお金を出すだけでなく、時

にはやっぱり言うべきことを言いながら、オール摂津でこういった問題に取り組んでまいりたいと思います。

ところで、人間基礎教育は9年目になりますが、より具体的なわかりやすい取り組み、これは常々皆さんからご指摘もいただき、私もいろいろと思案をしておるところでございますが、先ほど「せっつつこ宣言」なるご提唱をいただきました。教育委員会とも協議しながら、どういう形が可能なのか、また検討していきたいと思います。

仮称の摂津市産業振興アクションプランについてでありますけれども、本市では企業立地等促進条例の制定や事業資金融資の強化など、これまでもさまざまな支援策を打ち出してまいりましたけれども、平成25年度は、市内事業所実態調査の結果を踏まえ、アクションプランの策定に取り組み、市内商工業の振興に向けた具体策を包括的に検討してまいります。また、南千里丘地域での産業振興拠点の整備につきましても、このアクションプランの中で十分に検討してまいりたいと考えております。

システムの更新時期を迎え、この5年の総括についてのお問いであります。本市では、平成20年にオープンシステムを導入いたしました。この間、コンビニエンスストアで公金を納付できるサービスを開始するなど市民の利便性向上を図ってまいりました。また、従来大型汎用機からのシステムを見直したことにより大幅な経費の削減を行ったところであります。今回、基幹業務システムの更新におきましては、証明書等交付サービスの拡充など、市民の利便性を向上させ、快適な市民生活への情報化を進めてまいります。また、情報系ネットワークの再構築を行うことで、情報セキュリティを強化し、より適切な行政運営

に努めてまいります。

東日本大震災を機に、国では効率的で災害に強い電子自治体の実現に向けた施策が実施されております。本市におきましても、災害時にも業務を継続して確保する防災システムを充実するなど、ICTを活用して市民の生命・財産を守る取り組みを進めてまいります。

業績評価制度の基本的なあり方についてお答えをいたします。

業績評価制度は、目標管理制度とも言われ、既に4割以上の自治体で実施され、評価結果は多くの自治体で給与や賞与へ反映されていると聞いております。本市では既に人事考課制度として能力評価を実施しておりますが、両方の評価結果を適切に組み合わせることで、職員個々の能力や職務上の業績がより正確に把握できることになると考えています。その結果、今以上に職員の頑張りを正しく認識し、正しく評価することができ、昇給などへの反映などによりインセンティブを与えることができると考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○木村勝彦議長 教育長答弁。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります5点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、教員がさまざまな地域・現場を経験することについてでございます。

去る2月2日に開催いたしました教育改革フォーラムでは、小中学校からの実践報告者及びパネリストは、期間には差がございますが、すべて本市以外の学校現場を経験した教員でございました。本市の教育力の向上のため、角度を変え、視野を広げて検討することも必要ではないかとの考えから企画いたしましたものでございます。変化の

激しい昨今の社会情勢の中で、小中学校の教員には課題解決能力や人間関係にかかわる資質・能力、社会の変化に適応するための知識・技能が求められます。しかし、大半の教員は、学生から直接学校現場についている現状があります。より幅の広い経験が必要だと考えております。そのため、経験の浅い教員に対して勤務校を離れての研修や地域との連携の機会への積極的な参加を促しておりますが、一方では、異動は最大の研修であると考えております。現在、新規採用者は6年、その他の者については10年を目途とすることを原則として教職員の異動を行っておりますが、大阪府教育委員会と連携し、大阪教育大学附属小中学校や府立高校への異動や、チャレンジ交流や研修交流のシステムを活用し、地区内外の小中学校への異動も行ってきたところでございます。これらの異動は、数年の経験の後、本市の小中学校へ戻ることになっており、その経験を本市の教育に還元することを目的といたしております。また、市内では小中学校間の教職員異動もこれまで行ってまいりました。今後も教職員の力量向上と視野の拡大を図るため、さらに積極的に異動の促進を行ってまいりたいと考えております。

次に、摂津市指定有形文化財第6集会所の今後についてでございます。

市立第6集会所は、市民の郷土愛をはぐくむ上で貴重な財産であると考えており、平成24年度には文化財として維持・保存するための改修と顕彰板の設置を行っております。この保存改修に合わせ、天井裏、床下等を点検いたしましたところ、築100年の木造建築物であるため相応の経年劣化が見受けられました。平成25年度には記念イベントを開催し、ふるさと摂津案内

人による史跡めぐり、あるいは公民館などの生涯学習講座や新規事業の「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」等に組み込み、市民が文化財に直接触れ、実感できる機会を設けるなど、積極的な情報発信に取り組んでまいります。また、このような文化財に興味関心を持たれている方々に、その活用についてご意見をお聞きし、ご協力をいただくなど、行政と市民との協働によって郷土の貴重な文化資産の活用を図ってまいります。

次に、部活動編成の実態と今後の部活動についてでございます。

本市の中学校における部活動への入部率は、過去5年間85%から90%の間を推移しており、生徒にとって自発的・自主的に取り組むことができる大変有益な学校教育活動であると考えております。しかし、一方で「入学する中学校に入部したい部がない」という声や「専門的な指導が受けられない」という生徒や保護者の声が教育委員会に届いている実態もございます。部活動は学校教育の基盤であり、学校内での顧問教諭と生徒、あるいは生徒同士の関係性が重要であります。また、学校の施設や教員数の関係から部活動編成についての一定の限界もございます。そのような条件の中で、各校は主体的に部活動編成を行っているところでございます。

教育委員会では、各中学校の主体的な編成を支援するため、現在、外部指導者や部活動振興相談員の派遣を行っております。今後、生徒の思いなども含めた実態をさらに把握し、合同部活動や拠点校方式などの実現が編成の幅を広げることになるのではとの考えから、部活動振興相談員と連携し、検討委員会を設けるなど一層の取り組みを進めてまいります。

次に、市内の中学校で一部授業に支障を来している状況と対策についてでございます。

児童・生徒の問題行動については、小中学校からの報告を毎月集約し、いじめ事案や不登校、さらには生徒間暴力や器物破壊といった暴力行為などにつきまして、定例教育委員会において、発生件数だけではなく内容を報告、説明いたしております。その際、各教育委員が意見を交換し、改善策について協議いたしております。しかし、生徒の問題行動につきましては、その件数が減少には至らず、深刻に受けとめているところでございます。市内の中学校において、教員の指導に従わなかったり、集団で問題行動を起こすなど、時には授業進行の妨げになるといった一部の生徒の状況についての報告も受けており、私も学校を訪問し、実際に状況を見るとともに実態把握に努めております。

同時に、生徒のために夜遅くまで対応しております教職員の努力についても伺っているところでございます。教育委員会では、そうした状況の一日も早い改善のため、生徒指導担当の指導主事が学校を訪問し、管理職や生徒指導担当教員と協議を重ねるとともに、家庭や地域、関係機関とも連携を図り、協力をいただくなどの取り組みを進めており、生徒が安心して学ぶことのできる落ちついた学校づくりに今後一層努めてまいりたいと考えております。

最後に、本市の学力実態の認識についてでございます。

全国や大阪府の学力・学習状況調査の結果につきましては、大阪府の平均正答率との経年比較や無解答率の経年比較等においては、少しずつこれまでの取り組みの成果が出てきております。しかしながら、平均

正答率だけを比較した場合、小学校、中学校の各教科、各区分とも本市の平均正答率は大阪府を下回っております。この厳しい結果については危機感を持って受けとめ、児童・生徒にとって必要な学力を身につけるための取り組みをさらに進めなければならないと強く感じているところでもございます。学力調査の結果から明らかになっている課題については、小中学校共通のものがございます。各校の校長から学力向上についてのヒアリングを行う中で、中学校区として小中学校が情報を共有し、連携して取り組みを進めるよう指示したところでもございます。活用力をはぐくむ授業づくりや定着させる取り組みを小中学校が同時に行うことで、中学校区全体の学力向上が図れるのではないかと考えております。

以上でございます。

○木村勝彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、ちょっと時間がないので、省くところは省き、また要望するところは要望におきたいと思います。

一番最初の女性の視点ということなんですけど、当然、市長のご認識もあったように、いざ災害が起きると、たちまち生きる、逃げるということが率先してやられるわけであって、緊急避難的な場所に集合したときに男性も女性もないということ、これは認識のとおりだと、私もそういうふうに思います。

そこで、私は、女性のプライバシーというより家族、夫婦のプライバシーということが大切ではないかというふうに思うんです。例えば、独身の女性、独身の男性がそのような状況も、それは想定の中にあるかもしれないですけど、家族のプライバシー、

夫婦のプライバシーをいかに守るかということ、やっぱり被災者の中から男女関係なしにそれぞれの意見を聞きながらそういう対策をすることが必要だと思いますが、女性の視点から具体的にどのようなことを聞いて対応されるつもりでおるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

次に、2番目、事業所の件ですけど、さっきも言いましたように、被災時に事業所が地域の方々を支援するような果たして余裕はあるのか、また、事業所自身もやっぱり災害に遭うわけですから、さまざまな点でいっぱい点があるというふうに思います。具体的に市民の避難所として、例えば摂津市内には大きな企業がございますし、大きな敷地を保有されている企業があるわけですから、そこに避難しようとして、例えば一時的でもそういうテント、ブルーシートを設けて避難民が退避できるような場所をつくっていただけるような、そのようなことも考えておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、3番目ですけど、防災対策で、先日、片田先生の講演で、対策は万全である、そういう認識が逆に「逃げる」という行為を妨げて、この前の東日本大震災でもありましたように、十何メートルの防波堤があるからここは大丈夫やという認識のもとに、やっぱり「逃げる」という行為がとれなくなった方々もたくさんおるわけで、関西大学の河田教授もさまざまな被害想定のパターンを示しました。こういう点から、いかにその「逃げる」という行動につなげていくか、具体的にお聞きしたいと思います。

それから、4番目の例の自転車安全利用倫理条例ですけど、その制定される前から自転車の安全に向けての教室を子どもたち

にもしておられましたし、さまざまところでそういうことは以前からもされておったわけです。条例をひいて後、まだ事故が減らないということなので、具体的に警察と連携しながら、講習とか安全教室もそうなんですけど、何らかの物理的な対応ができないかということをお聞きしたいと思います。

それから、みどりうるおう環境を大切にするまちづくり、これはもう2回目のご答弁は結構でございますので、よく理解できました。

それから、暮らしにやさしく笑顔あふれるまちづくりのところなんですけど、1点だけ質問したいと思います。

マダニの件なんですけど、非常にこれはセアカゴケグモと違いまして、これは死亡率が高い、日本脳炎とよく似たようなウイルスらしいですね。そこで、そしたら調査して摂津市にもそういうダニがおったということになったら、非常に市民がパニックに陥るという危惧もあるんですけど、ただ、そやからいうて、さっきの質問とちょっと相反するかもしれませんが、淀川の河川敷でそういうダニが生息しておるということになったら、これも非常に市民の安心・安全を守るという観点から対応しなくてはならないというふうに思います。だから、厚労省からどのような通達がなされたのか、それを把握されているのか、また、その通達によって摂津市は具体的な対応をどうされるのか、お聞きしたいというふうに思います。

次に、誰もが学び、成長できるまちづくりなんですけど、これは、先ほど市長の、まず1点目、1番目、本当におっしゃるとおりでございます、今こそ私は市長の提唱されておりますこの人間基礎教育が生きてく

るのではないかというふうに思います。先ほども質問の中で言いましたが、「あいづっこ宣言」ですけど、これね、会津がほんなら果たしてずっと戦が終わった百何十年間、本当にきちとした教育をされているのかというふうに私は疑問を持って、そのときに日新館にいた、元教師のボランティアの方ですけど、その方に質問しましたら、実は10年前、会津の小中学校も荒れていたんですということらしいです。それで、この「仕の掟」という内容を読んでおりますと、これは江戸時代の初代の藩主の保科公がつくったことなので、こういうことが現実の現代の子どもたちに通用するかといいますと、これはなかなか難しいものがあると。しかし、この荒れた状況を何とか我々の先祖の知恵で克服できることはないかということで、これで「あいづっこ宣言」というのが生まれたんですね。この「あいづっこ宣言」ですけど、これは漫画つきでずっと解説してあるんですよ。「人をいたわります」とか、「ありがとうございますを言います」とか、「がまんをします」とか、「卑怯なふるまいをしません」、それから「会津を誇り年上を敬います」、そして「夢に向かってがんばります」、それで最後に「ならぬことはならぬものです」という言葉が入っているんです。我慢しなさい、耐えなさいというようなことをしっかりと教えているんです。

市長が提言されています人間基礎教育、その五つの言葉がありますね。節約、奉仕、あいさつ、感謝、思いやり、これを「せつつっこ宣言」に入れて、これを小学校1年生、小学校の低学年の段階からその宣言を唱えさすような、そのようなことが必要ではないかというふうに思いますので、その点をちょっと2回目にお聞きしたいと思い

ます。

それから、次に、2番目は結構でございます。

3番目の今回補修工事があった例の第6集会所の件ですけど、補修工事は終わったんですから、それなりに次は市の内外にPRして、あそこを、貸し会場じゃないんですけど、さまざまなイベントの会場として使ってもらうことが必要というふうに思います。ただ保存するだけではあかんわけであって、その辺、具体的にそういうお考えはないのか、担当部長のほうからしっかりと聞きしたいと思います。

それから、4番目、部活動の件ですけど、現実問題として物理的に部活動をする場所が少ない、例えば体育館なり運動場なんかは、従来のクラブが使っていて、なかなか新しいクラブが使えないというような物理的な状況というのはよく理解できるんですけど、その中で、やっぱりちょっとこう盛んでない本当に有名無実なクラブもあるというふうに思います。そういう点で、保護者やら当然子どもたち、生徒たちのニーズをしっかりと受けとめて、そのような新たなクラブをつくろうというような、そういう意気込みが本当に学校の現場から、いや、それはもうできないというような一つの言葉、そういう返事をもらって、なかなか新たなクラブ活動ができないというような状況にあるわけですけど、そういう点、何かそういうアイデアとかお知恵がありましたらお答えしていただきたいと思います。再度お願いします。

それから、5番目ですけど、授業が成り立たない状況の学校があるということなので、これは本当に私もこの前、その学校に行ってきました。非常に荒れた状況にあるんですけど、当然そこでまじめに授業を受

けようという子どもたちは、その授業が成り立たない状況で、果たして、たちまちこの中学校の3年間なんかは早いんですよね。2年になり3年になったときに、やっぱり受験が目の当たりに来るわけです。そのときに、やっぱりそのハンディキャップを負いながら、他校の生徒たちとライバルで競い合って高校に進学していかなければならないことで非常に不安を抱えているんです。そういう点で、何らかの方法、例えば補習授業をすとか、それから、そういう問題のある子を別室でしっかりと先生が対応すとか、そのような方法はないのか、お聞きしたいと思います。

それから、6番目ですけど、先日、泉佐野市が教育委員を5名から7名にするということで新聞に載っておりました。非常に学力向上に向けて費用もつけながら強化していくという形で新聞に書いてあったんですけど、そういう点で、学力向上にはやっぱりいろんな要素とか、逆にそういう地域の落ちつきとか家庭の落ちつきというのがあると思うんですけど、ただ、何か知らんけど、学校へ行っても、この摂津市の学校は本当にレベルが低いんやというようなことで、南千里丘に新しいマンションができて、新しい家庭、家族が越してきたときに、まずそのような印象を持たれるというのは、やっぱり不名誉なことです。せめて大阪府の平均をとれるような目標を立てていただいて、そういう努力に邁進していただくようなことはできないか、一遍その考えをお聞きしたいと思います。

それから、次に、活力ある産業のまちづくり、これは結構です。

それから、計画を実現する行政経営について。

1番目ですけど、電子自治体、これは5

年ほど前に業務運営で大きなシステムを変えられたというふうに聞きます。システムを変えて、それなりに運営するんですけど、ただ、いろんな法案とか国からの一つの指令、府からの指令で、例えばマイナンバーの問題とか、さまざまな突発的な一つの仕事が増えるというか、法律が増えたりする、それに対して一々予算立てをしながら対応していくということが本当に難しいというふうに思うんですが、その辺はどのようにお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、業績評価制度についてですけど、これも先ほど大澤議員のほうからの質問でいろいろあったんですけど、非常にこの制度に関して、例えば、課によっては市民課なんかやったらどのように評価していくのか、そういう点で非常に難しい問題があると思いますけど、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、ちょっと漏れましたけど、「なす丸くん」に関して。非常に「なす丸くん」、かわいらしいんですけど、商品登録上、これはしっかりとこの「なす丸くん」はちゃんとチェックした上での商品登録をされているのか、商品登録でそういう事例はないのか、そういう点をお聞きしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○木村勝彦議長 総務部長。

○有山総務部長 まず1点目、女性の視点ということで、どのような状況を考えているのかということでございます。また、どのような取り組みをするのかということについてでございますが、まず、昼間、女性もしくは子どもの世帯というのが結構多いかと思っております。そういった観点からいいまして、防災の知識の普及、訓練に

関することについても実際にどのような訓練をしていくのかというようなことを女性の視点から考えていただきたいというふうに考えております。本年、女性大学のほうで防災がカリキュラムに入れられております。こういう知識を持っていただいた方が実際にどのように女性の視点で考えられるのかということがまず1点かと思います。

それから、時系列で、先ほどまず「逃げる」ということが非常に重要であるというふうに私どもも考えておるところでございますが、その後の避難所運営、またそのあり方、事前に行います物資の備蓄に関しましても、例えば、私どもは今、女性の生理用品あるいは乳児用のミルクなどを備蓄しておるところでございますが、こういったところに利用していただく方として抜けがないのかどうかというようなことも視点を変えることで必要ではないかというふうに思っております。地域の防災計画、並びにその後に起こります復興計画につきましては、例えば生活の根底となる雇用の問題であるとか、そういったことも女性の視点が必要ではないかと思っております。

また、逃げるほうの立場からいたしまして、女性のみならず、例えば障害者、まさにその方たちが考えていかなければならないもの、私どもが教えていただかなければならないものとしたしましては、障害者と同様に妊産婦の問題がございます。今までこのようなことを私どものほうの防災計画のところでもとりたてて考えてきたところではないんですが、事実、東日本大震災のときには、津波にのまれて亡くなられた妊産婦や、あるいは助けられて避難所で出産をされたというようなこともございますので、この辺のようなあり方みたいなものも、やはり私どもの防災計画の中で考えていきた

いと考えているところでございます。

それから、事業所の防災対策の避難所としての提供ということでございますが、一昨年の東日本大震災以降、防災意識が非常に高まっております。私どもは、今まで市民グループあるいは自治会などを対象に出前講座をやっておりまして、「我が家の防災」というテーマで講座を行ってまいりました。地震、水害に対して3日間の食料の備蓄の準備やエリアメールなどを用いた情報収集の手段、住宅の耐震化など防災対策を紹介してきたところでございます。これらのことにつきましては、事業所に対しても同様に事業所自身が備えていただかなければならないというふうに考えております。従業員あるいは施設の安全、それから被災者をそういうことで増やすことのないように、事業所に対してこういうつながりを持っていきたいと考えているところでございます。

今後取り組む予定をしております事業所防災ネットワークでは、市が持つ防災対策の情報提供から始めたいと思っております。かなりハードルを上げるとネットワークそのものが成立しないかと思いますので、最初の部分では防災意識の向上、あるいは防災備蓄、それから事業所自身の耐震化、こういうことを情報提供しながら、ともに防災ネットワークを通じてさまざまな情報の発信から始めていきたいというふうに考えているところでございます。その後におきまして、ネットワークの中の事業者から保有する建物、資材などの情報を得て防災協定などに結びつけられれば、そういうことで私たちの安全がお互いに相互の部分が出てくるのではないかと考えているところでございます。

それから、「逃げる」行為の取り組みと

ということで、議員ご指摘のように、ハード面のことが実際に「逃げる」という行動をおくらせたという事実もでございます。また一方で、先の震災におきましては8メートルの津波が来るという情報が流れ、そこから情報が途絶してしまったということがございまして、初めに情報を得た人はずっと8メートルというイメージを持っておられたことが、「逃げる」という行動がおくれた要因だと言われております。釜石市でこういう防災教育を進められました群馬大学の片田教授ですが、子どもたちに教えていることは、「逃げる」という教育を子どもに浸透させて、3原則、「想定にとらわれるな」、「最善を尽くせ」、「率先して避難せよ」というような教育をされております。これは私どもの中でも大きなものになるというふうに考えております。ただ、片田教授にありましては、津波防災だけではなく、新潟県の三条市、あるいは愛知県の扶桑町などで河川はんらんに対する避難行動のマニュアルの作成に携わっております。本市も災害としては浸水災害というのが非常に懸念されるところでございまして、このアドバイスをいただく予定をいたしておるところでございます。また、自主防災組織リーダーへの防災意識の向上を目的とした会議の開催や防災教育を推進するための教職員の研修などもとり行ってまいります。

また一方で、今ご指摘のありました河田教授でございますが、昨年9月18日にコミュニティプラザで関西大学社会安全学部の河田教授を招き、教職員を対象に防災教育の研修を実施させていただいたところでございます。河田教授は国の中央防災会議及び東日本大震災復興構想会議に携わっておられまして、東日本災害直後、いち早く南海トラフ巨大地震の被害想定を公表する

など、地震メカニズムの専門家でございます。私どもがこの研修会を聞いておりまして、なるほど、工学的な観点からの地震メカニズムを研究されておられるということがよくわかりました。そういう被害状況、その備えの重要性について講演をいただきました。このことから、片田先生の「逃げる」という避難行動、河田教授の「災害を知る」という、この二つのことが2本柱で両先生の教えを請うということが生きてくるのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、私どもが平成20年に導入しました基幹業務でございます。ご指摘のとおり、毎年法改正などで私どもの取り組んでいる業務はかなり複雑な状況になっております。平成20年の大型汎用機による前システムから、このときにクライアントサーバー方式に切りかえまして、各担当課において、従来の仕事のフロー、やり方ですが、大幅に変更することになりました。このシステムは、少し時間がかかりましたが、新しいシステムに対応できたと思っております。

システムを切りかえたメリットでございますが、新制度への迅速な対応、それから、汎用機でのプログラム開発に対して費用や改修の工程数も抑えることが可能となりました。デメリットと言えるかどうかわかりませんが、導入時、想定していなかったこととして、オープンシステムは、全国標準仕様のパッケージを使用することで、法改正に係る費用については使用自治体で分散できるというふうに認識しておりましたが、システム改修には別途費用が発生しているというのが現在の状況でございます。今後予定をしております基幹業務のシステムの変更におきましては、法改正に係る経費の

高騰をできるだけ抑制しながらコスト縮減を図ってまいりたいと考えております。

議員ご指摘のように、マイナンバー制度をはじめとする新制度への対応ということですが、法制度の変更などにおきまして、職員の時間的、精神的な負担軽減とミスのない業務推進が図れるよう、法改正の対応をトラブルなくスムーズに進め、市民サービスを低下させることのないように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○木村勝彦議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 自転車安全利用倫理条例の実績についてのご質問にお答えいたします。

条例制定後の新たな取り組みといたしまして、自転車安全利用啓発に係ります専任の非常勤職員1名を配置し、摂津市自転車安全利用指導員設置要綱によりまして任命されました指導員とともに、市内各所におきまして車載マイクによる広報・啓発活動を週2回程度実施いたしております。そのほかにも、ひったくり防止を兼ねました自転車の安全利用啓発カバーを作成し、集客施設などにおきまして、自転車により買い物に來られました市民の方々に対しまして直接啓発カバーの取り付けを行うなど配布を行い、自転車の安全利用に対する意識の高揚とマナーの向上を図っておるところでございます。

また、条例第7条に規定いたしております自転車小売業者の責務といたしまして、市内に6店舗ございます自転車小売店を訪問し、条例の主要部分を抜粋いたしましたチラシや自転車の安全利用に関しますパンフレットを自転車反射材とともに設置いただき、条例の周知及び自転車の安全利用に

関する啓発にご協力をいただいております。さらに、摂津警察署とも連携を図り、主要交差点における自転車利用者指導を行い、自転車に関する事故を未然に防止するため、他人に危害を及ぼし、または迷惑をかけるような運転をする自転車利用者に対し必要な指導・警告を行っております。内容といたしましては、第三中学校前交差点、郵便局前交差点などなど、年6回の直接によります指導を行っておりまして、特に最近多く見られます携帯電話をしながらとかの自転車運転者に対してとか、信号無視をしている自転車運転者及び傘差し運転をされているとか、片手ハンドルとかいうような方々に対しまして、警察官みずから呼びかけ、とめて指導を行っておりますというような事例が実在しております。

自転車関連の事故件数につきましては、平成22年の165件から平成23年は128件と37件減少しており、平成24年の4月から12月におきましても前年より減少していると伺っております。

条例制定と周知啓発活動により、短期間におきまして効果を出すことは困難であります。今後粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 福永部長。

○福永保健福祉部長 マダニに関する2回目のご質問にお答えいたします。

マダニによって媒介され、国内で死亡例も出ている重症熱性血小板減少症候群でございますが、これは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令が2月22日に公布され、3月4日に施行されております。このことにより、同疾病は感染症法上の四類疾病に分類されましたので、この病気を疑われました医療機関は直ちに保健所に届

け出をしなければならないということになりました。また、一部報道によりますと、検査薬が都道府県や政令指定都市に配布されるとの記事もございましたが、大阪府に確認いたしましたところ、検査キット等の配布はいましばらく時間を要するようでございます。現在のところ、検体は大阪府を通じて国立感染症研究所での検査となるようでございます。ただ、この検査キットの配布はしばらくすると届くようで、近々府においても検査ができるようになるということでもございました。そのほか、マダニの生息調査やとか、それからウイルス保有率の調査等の指示はまだ大阪府にも届いていないようでございます。今後も大阪府と、また医師会等と連携を密にして、市民への情報提供に努めてまいりたいと思っております。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 「なす丸くん」の商標登録の関係でございます。

この「なす丸くん」という名称につきましては、広報等にも掲載いたしましたように、大阪人間科学大学の環境・建築デザイン科のほうに依頼をいたしまして、26作品の中から審査会を経て選んでおります。3月1日に広報紙に写真つきで広報し、その経緯も発表しておりますが、そのときによく似た名前の商標登録があるということのご指摘がございまして、調査いたしましたところ、市内業者、これは我々が鳥飼なすの栽培等についてのご協力いただいている方でございますが、こちらのほうが「鳥飼なす丸」という名前で商標登録されていることが判明いたしました。全く一緒ではございませんが、やはりよく似ているということですので早速連絡をいたしましたところ、その摂津市が使います「なす丸く

ん」というお名前について特に異議があるということではございませんでしたし、また、従前から協力をさせていただいている業者さんでございましたので、これについてはお互いにこの利用についての覚書を交わす等のことをお話しさせていただいて、まさに今、その作業を進めているところでございます。その中で、鳥飼なすというものが摂津市の資源であると、これが大前提でありますので、これを市がPRするためにするということをご理解いただくということと、また、お互いにこういう鳥飼なすを広げていくことについても協力をしていくということをお互いに覚書を交わしたいと考えております。

ただ、今回の経緯から申しまして、商標登録について十分な検索ができていなかったという点については、これは大きく反省すべき点と考えておりますので、今後はこういう名称等についての審査等については十分注意を払ってまいりたいと思います。

なお、市等がこういう名前を一たん公にしますと、今後、他の業者がこの名前を使って商標登録等を行うことはできないというふうに聞いております。

以上でございます。

○木村勝彦議長 教育次長。

○馬場教育次長 4点のご質問にお答え申し上げます。

まず、人間基礎教育をはじめ道德教育の推進についてのご質問でございます。

いじめや体罰の問題を原因として中高生が自殺した事件につきましては、決してよそごとではないと認識いたしております。本市におきましても、教員を対象に研修を行う等、生徒指導や人権教育の観点から改めて未然防止に努めているところでございます。未来を生きる尊い命がみずから失わ

れることは絶対にあってはならないことだと考えております。

子どもたちをはぐくむべき生きる力の基礎となる確かな学力、豊かな心、たくましく生きるための健康・体力のうち、豊かな心をしっかりと育てるためには、道德教育が重要であることは言うまでもありません。自己の生き方についての考え方を深め、家庭や地域社会との連携を図り、自然や崇高なものに触れる活動を通して子どもたちの道德性の育成を図ることは、未来を生きる子どもたちの礎となると考えております。摂津市が提唱いたしております人間基礎教育は、子どもたちに道德性を養うきっかけになるものであり、また、道德的実践を確認する指標ともなるものと考えております。これまで各小中学校におきまして同様な実践を行ってまいりましたが、それらを整理し、発達段階に応じた有効な実践について共有財産化を図ってまいりたいと考えております。

議員からただいまご提案いただきました「せっつつこ宣言」につきましても、市長部局と連携し、子どもたちにとってわかりやすく、人間基礎教育の導入の手だてを考える際の参考にさせていただき、今後検討を進めてまいります。

次に、中学校の部活動の編成について、保護者や生徒のニーズを受けとめる方策についてのご質問にお答えいたします。

中学校の部活動は、学校教育において大変意義があるものと認識いたしております。一方で、ご指摘のとおり、希望の部がないなどの声も届いております。このような状況を受け、本年度24年4月には、中学校部活動振興相談員を委嘱し、各中学校へ出向き、部活動担当教員から実態についての相談を受けております。今後、保護者や生

徒のニーズを踏まえ、部活動のあり方を全市的に考える組織を設け、例えば合同部活動や拠点校方式などについても検討を含め、今後何ができるか検討してまいりたいと思います。

次に、一部の生徒の生活実態により授業に支障が出ている場合の対応についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘の中学校におきましては、一部の生徒の暴力行為に対し、また、生活態度や授業態度の荒れに対し、教職員が一丸となって毅然とした態度で日々粘り強く対応いたしております。個別の生徒への生活指導だけではなく、学習規律や集団規律の必要性や重要性についても一人ひとりの生徒がしっかりと考える場を学校全体でつくりながら指導を進めているところでございます。さらに、保護者や地域の方に授業や生徒の様子を見に来ていただく時間を多く持ち、学校の状況を共有することで、さまざまな方からのご支援もいただいております。しかしながら、このような取り組みや指導においても生活態度や授業態度が残念ながら改善されずに授業に支障を来す行動をとる生徒への対応でございますが、他の生徒の教育を保障する観点から、別室での指導や保護者を交えた懇談、さらには関係機関との連携した対応などが必要になるのではないかと考えております。

一方、授業に支障があるような状況が発生する場合は、学習の状況に不安を持たせないために、放課後や定期考査前に希望する生徒に対して補習や学習会を行うことも重要であると思います。必要に応じて学習サポーター等の派遣を行ってまいりたいと考えます。教育委員会といたしましても、今後も学校の状況を十分把握し、家庭や地域、さらには関係機関の協力も得ながら、

安心して学べる落ちついた学校づくりのための助言や支援を行い、ともに取り組んでまいり所存でございます。

最後に、学力向上のための小中学校の一貫した取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本年度の学習状況調査の結果において、課題点といたしましては、ポスターなどの文章以外の情報から必要な要素を選択すること、複数のグラフから取り出した情報を組み合わせること、みずからの意見や解き方について説明することなどに本市の小中学校共通の課題があらわれておりました。教育委員会といたしましては、こうした課題の克服のため、活用力を問う調査問題を教材として授業研究を行うなど、各校での具体的な授業改善についての提案、指導を行ってまいりました。また、活用力の向上のためには、効果的な演習問題の設定も必要でございます。そこで、過去の調査で課題のあらわれていた問題を集め、各校が演習や宿題として利用できるように、大阪府教育委員会が作成した資料を教育委員会と学校を結ぶイントラネットのサーバーに保存し、学校で活用できるようにしております。

一方、学習状況調査結果からは、児童・生徒の基本的な生活習慣の定着や学習習慣の確立に共通の課題があらわれておりました。これらの課題の克服において小中学校が協働して進める必要がございます。同時に、児童・生徒の学習意欲を高める取り組みも必要でございます。課題となる力をはぐくむ授業内容の改善に加え、達成感や充実感など、みずからの成長が実感できる授業改善を進め、児童・生徒の学習意欲を高めてまいりたいと考えております。

以上です。

○木村勝彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 改修の終了いたしました第6集会所の活用策についてお答えいたします。

平成24年度の改修に当たりましては、将来的な確定した用途が未定でございまして、また財源上の課題もございましたので、文化財として保存するための最低限の修繕工事を行ったところでございます。平成25年度は記念イベント等を企画いたしておりますが、その活用につきましては、集会所であり、用途の制限はございますが、広く提案をいただきたいと考えております。それが現状利用を前提とするものであれば実施可能でありますし、大規模改修が伴うようなものでございましたら今後の課題となるものと考えております。これまでに市広報、ホームページに掲載し、情報提供しておりますが、情報発信だけでは周知できていないことは承知いたしております。今後は当文化財を実際にご覧いただき、本市の宝物を実感していただく機会を充実させ、皆様方とともに活用に取り組んでまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 時間がないので、2点ほど要望で終わりたいと思います。

昭和33年に当時の文部省は道德教育を取り入れるということをやったんですけど、当時の日教組がそれを阻止して、この何十年間、プチ文化大革命みたいなことをして、すべての道德教育、伝統教育を否定されたわけです。今こそ道德教育を復活するように、人間基礎教育を生かしながらやっていただきたいと思います。

それから、業績評価システムですけど、本当にやりがいがある、やる気、チャレンジ精神を持つ職員をしっかりと育てるよう

な評価システムにしていだきたいと思います。

以上で終わります。（発言終了のブザー音鳴る）

○木村勝彦議長 渡辺議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。（拍手）

（村上英明議員 登壇）

○村上英明議員 それでは、摂津市公明党議員団を代表いたしまして、森山市長の平成25年度市政運営の基本方針に基づきまして質問をさせていただきます。

先に午前中、また昼から各議員の質問と重なる項目につきましては、少し角度を変えて行いたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、1番目でございますけども、財政運営と今後の見通しについてでございますが、これまでに私たち公明党といたしまして、多額の予算を伴いますけども、大地震に備えて学校の耐震化100%の早期完成や老朽化した公共施設の緊急改修などを要望してまいりました。また、さらに平成25年度は、国民健康保険料を据え置かれるとともに、健康づくりに焦点を当てた「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」の展開や、市民の暮らしを守る施策としてセブィ商品券第5弾の実施、高齢者肺炎球菌ワクチン助成制度の創設や、その他の主要事業の内容につきましても、森山市長の積極性ある政治決断を高く評価するものであります。

しかし、基金の取り崩し額が約26億円となるなど、後年の財政運営につきましても一抹の不安があるところでもございます。市政運営の基本方針に、人づくり、お金づくり、夢づくりの3本柱のもと、間違いないハンドルを切ってまいりたいと言われ

ていますが、その根拠となる景気、税収の見通し、基金の取り崩し、事業の展開など、森山市長の予算総括での積極性ある政治決断をされた信条を市民にもよりわかるようにお聞かせ願いたいと思います。

2番目でございますが、市民が元気に活動するまちづくりについて、市民公益活動の活発化と協働の担い手づくりについてでございますけれども、本市におきましては、これまでも活動拠点施設を提供するなどの支援を行ってこられたと思いますし、昨年9月には摂津市における協働と市民公益活動支援の指針を策定され、本年度は新規団体の事業に対して資金支援を行うとされています。市民公益活動の活発化と協働の担い手づくりについて、市長はどのような考えで進めていかれるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

2番目に安威川以南のコミュニティ施設の整備に向けた取り組みについてですが、いよいよ別府の鯨生野団地跡地のコミュニティ施設の整備に向けた具体的な取り組みを進められますが、この安威川以南のコミュニティセンター構想を市長はどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、3番目、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて。

(1) 災害に強い摂津市の構築と地域防災計画の改定の方針についてですが、摂津市地域防災計画の改定においては、南海トラフなどによる巨大地震の被害想定による以外に、公明党は女性の視点を加えるよう強く訴えてきましたが、具体的にどうされるのか。また、防災教育を取り入れることの重要性について、森山市長の見解と施策の概略をお示しいただきたいと思います。また、さらなる被災地支援についてはどの

ように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、(2) 災害時の要援護者支援についてですが、「迅速な安否確認と避難誘導を目指し、同意を得た要援護者情報を市と地域で共有してまいります」とされています。現在の災害時ひとり暮らし高齢者名簿につきましましては、自治会と覚書を交わして情報提供されていますが、名簿閲覧に制限があることなどにより活用しづらいとの意見も聞きます。やはり有事の際に的確な援護を行うためには、現場で活用できることが大切なのではないかと思いますが、市長として要援護者情報を市と地域で共有していくとのことにつきましましてはどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

3番目の事業所防災ネットワークについてですが、災害時に企業の力を生かしてもらえよう応援協定締結先の拡大を図るとともに、事業所防災ネットワークへの参加を働きかけていくとのことですが、市内事業者は約3,800社あると思います。この防災ネットワークにつきましまして、市長はどのようなネットワークを思い描いておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、4番目の都市基盤整備についてですが、市政運営の基本方針にありますJR千里丘駅西口のまちづくりについては、3度目の計画策定となりますが、その概略と実現に向けた市長の思いを聞かせてください。

また、吹田操車場跡地のまちづくりにつきましましては、国立循環器病研究センターの岸辺駅前への誘致が大きな議題ですが、森山市長は以前にクリーンセンターと正雀処理場の廃止が本市の最優先課題であると述べられておりました。そのことは吹田市と

足並みをそろえて国立循環器病研究センター誘致を行う上でも大変重要なことだと思います。先ごろ、昭和40年の協定を尊重する中で新たに協定が交わされ、全面解決に向かっていていると聞いております。長年ご苦勞をかけてきた地元地域に届くよう、新協定の概略をお示しいただきたいと思ひます。

また、阪急京都線連続立体交差事業につきましては、阪急宝塚線連立に際して、豊中市では幾つかのまちづくり協議会を立ち上げて進められ、今も活動されているそうです。周辺住民とワークショップを開催するとのことですが、豊中市の取り組みを参考にしながら、協働によるまちづくりのモデルとなるような取り組みをお願いし、要望といたします。

そして、JR千里丘駅西口エレベーターの設置工事につきましては、地域の高齢者などの利便性向上の思ひを受けていただき、平成27年春完成予定を一日でも早くできるように鋭意働きかけをお願いするとともに、駅ホームの段差の解消と子どものすり抜ける手すりの取りかえを併せて実施できるように、JR西日本に強く要請いただくことをお願いし、要望といたします。

5番目の公共交通機関の充実に向けた取り組みについてですが、第4次摂津市総合計画の目標に「市域全体の公共交通網が充実し、公共交通機関の利用者が増えています」と掲げられておりますが、市民の足の確保と利便性向上に向けて市長はどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、6番目の交通事故の少ないまちづくりについてですが、昨年の市政運営の基本方針には、公明党として本会議で要望したこともあり、自転車安全利用倫理条例を

制定し、その取り組みが大きく取り上げられ、自転車のマナー向上に対する大きな期待が寄せられていましたが、今年の基本方針には自転車のマナーアップのことは一言も触れられていません。さらに取り組みを強化していくことが本当に必要ではないかというふうに認識をいたしますけれども、市長はどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

7番目の浸水対策についてですが、市政運営の基本方針で安威川以南における雨水対策が喫緊の課題とされています。昨年の8月14日に集中豪雨が発生し、市内各地で床上・床下浸水、道路冠水、また地下及び半地下駐車場における車の浸水などで大きな被害をもたらしました。公明党摂津市議団として、二度と浸水被害を出さないための対策を求める要望書を市長にも提出をさせていただきました。今後も市民の生命と財産を守り、そして摂津市に安心して住み続けていただくために、集中豪雨が生じても被害を二度と生じさせない対応が非常に重要であると思ひますので、市長の決意と対策についてご答弁をお願いいたします。

次に、4番目のみどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて。

(1) 地球温暖化防止地域計画についてであります。本市は2020年度に1990年度比で20%のCO2削減を目指し、市民、事業所との協働で省エネ・省二酸化炭素型ライフスタイルへの転換、再生可能エネルギーの普及などに取り組んでおられますが、本計画に基づき、低炭素社会の形成に向けた率先垂範の取り組みについて市長はどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、5番目の暮らしにやさしく笑顔が

あふれるまちづくりについて。

(1) 市民の健康向上に資するための施策の強化についてですが、本年度の健康施策として、健康せつつ21の改定や高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成制度の創設を表明され、また、健康づくりの重点的な取り組みとして「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」の実施については、積極的に市民の健康を守るとの市長をはじめ行政全体としての意気込みが強く感じられ、高く評価をいたします。本年度、重点施策として取り組まれる健康施策を市長はどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、6番目の誰もが学び、成長できるまちづくりについて。

(1) 生きる力を育む教育についてですが、次代を担う子どもたちがこれからの社会において必要となる生きる力を身につけてほしいと私も思っていますが、これまでの成果と今後の取り組みについてご答弁をお願いいたします。

2番目の非構造部材の耐震補強対策についてですが、近年の大震災の被害状況を見ると、構造部材の耐震も早期に進めていかなければいけませんが、天井や照明器具などの落下や本棚などの備品転倒、窓ガラスの破損、内壁・外壁の崩落など、非構造部材の破損や落下により児童・生徒の命にかかわる被害が発生をしております。このため、平成22年3月に学校施設の非構造部材の耐震化を推進するためのガイドブックを国が作成し、配布をされました。やはり子どもたちを守るために、学校の非構造部材の耐震化を早期に実施する必要があると思いますが、どのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

3番目の中学校給食の配膳室の設置につ

いてですが、平成27年度のデリバリー選択制方式での中学校給食の導入に向け、全校に配膳室を設置するための実施設計に取り組まれますが、給食導入を通して成長期にある中学生が食の大切さを学ぶとともに、生徒同士のつながりや先生と生徒との絆がさらに深まることが本当に大事であると思いますが、どのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

4番目の子どもの見守りと通学路の安全対策についてですが、子どもにかかわる不審者や、登下校中の児童などの列に自動車が入り込み、死傷者が発生するという痛ましい事故が相次いでいることを受け、通学路の安全確保というものが改めて重要視されております。本市における子どもの視点からの危険箇所や点検結果と通学路の安全対策の認識として取り組みについてご答弁をお願いいたします。

5番目のスポーツ環境の改善についてですが、だれもが生涯にわたってスポーツに親しみ、いつまでも健康で豊かな生活を送ることができるよう、多くの市民の方がスポーツに親しめる環境の整備が必要ですし、何よりもスポーツを通して市民同士のふれあい、つながりがさらに深まることも大事であると考えます。本市のスポーツ施策の考え方についてご答弁をお願いいたします。

次に、7番目の活力ある産業のまちづくりについて。

(1) 市内事業所の経営基盤強化支援についてですが、経営基盤強化の支援施策を（仮称）摂津市産業振興アクションプランとして策定されるところの方針を踏まえ、摂津市の産業振興に対する市長の夢と未来への展望についてご答弁をお願いいたします。

次に、8番目の計画を実現する行政経営

について、そのうちの1番目の質の高い行政経営の実現についてですが、市政運営の基本方針において、真に必要なサービスを持続的に供給できる行政基盤の確立が絶対条件であると思います。時代性と市民のニーズを的確にとらえ、新たなサービスを創造する質の高い行政運営を目指し、行政運営の軸である総合計画の諸施策を人材育成を含め実効性のあるものにすると述べられております。市長の目指しておられる行政運営の姿についてご答弁をお願いいたします。

(2)の電子自治体の推進についてですが、新年度の取り組みといたしましては、情報系ネットワークシステム及び基幹業務システムの更新や情報セキュリティの強化、また、市政情報をより多くの市民に知っていただくために、ソーシャルメディアを通じた情報発信の手法について検討を進められていますが、本市における電子自治体推進の将来像、また、重点施策についてご答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○木村勝彦議長 市長答弁。

(森山市長 登壇)

○森山市長 公明党を代表されての村上議員の質問にお答えをいたします。

最初に、財政運営と今後の見通しについてということでございますけれども、私が市長になって9年目になりますけれども、この間、一貫してお金づくり、人づくり、夢づくり、この3本柱で、やる気があれば不可能はないとの信念のもと、「やる気」・「元気」・「本気」で突っ走ってまいりました。振り返りますと、一般会計レベルでは、約500億円近くありました負債といえますか市債、半分近くまで何とか減ってまいりました。しかも、基金を取り崩すことな

くといえますか。その間、指数においては、大阪府下で財政力指数はトップクラスで今日を迎えております。これは、摂津市独特のといえますか、恵まれた税収構造もありますけれども、やっぱり一に、行政、そして議会の皆さん、市民の皆さん、心を一つにしてこの難局を乗り切っていこうという思いで行政改革にしっかり取り組んできた一つの結果ではないかと私は思っております。

ただ、少し怪しくなってきました。長引く景気の低迷、土地の下落等々、摂津市の独特の税収源といえますか、固定資産税、法人税の落ち込み、なかなか厳しゅうございまして、またぞろ摂津市の台所を直撃し始めていることも事実でございます。

そういうことで、先ほど来、話が出ておりますが、25年度の予算編成に際しましては、基金の半分近くを取り崩しました。このままほっとけば来年で基金が底をつくおそれがあります。きょうだけのことを考えておるのならばいいんですが、あしたもあさってもその次も考えていかないかん。その上で安全・安心を確保して、そして弱者の視点、こっちもしっかり守っていかないかん。相当の覚悟が私は要すると思います。そういう意味では、何としてもこの難局を乗り切らないかんと思っています。そういう意味では、新たな税収源を見つけることも含め、いろんな形がございまして、市の単独事業等々についても見直さざるを得ないでしょう。優先順位等々についてもチェックしなくてはならないでしょう。資産の運用等々、いろいろありますけれども、第4次の行政改革、これにしっかり取り組んで、そして知恵を絞り、工夫を凝らして、今までと同様、みんなが心を一つにしてしっかりと前を向いていけば、

この難局は私は乗り切れると確信をいたしております。そういうことで、また議会の皆さんにもいろいろとご協力いただくこともあろうかと思いますが、ご指導をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、市民公益活動の課題についての質問でございますけれども、協働のまちづくりでは、地域が抱えるさまざまな課題を市民が自分たちの問題として受けとめ、解決に向けてみずからの意思で主体的に取り組もうとする意識のある人々の思いが、ボランティアやNPOなどの活動に発展しております。本市におきましては、協働のまちづくりを目指し、市民公益活動が充実していくためには、資金面や人材確保など、多方面からの支援が必要とされております。今回の補助制度の運用開始により、新たな活動が芽生え、団体が自立・継続していくことを期待しております。今後とも市民公益活動の発展に向け、きめ細かな支援策の仕組みづくりを着実に実行に結びつけてまいりたいと考えております。

安威川以南のコミュニティ施設についてでありますけれども、安威川以南のコミュニティセンター構想につきましては、だれもが利用しやすく集える場づくりを目指し、総合計画に掲げる協働の理念を生かせるような施設の整備を考えております。特に旧鰯生野団地跡地の周辺には、建築後40年が経過し、老朽化が深刻化しております別府公民館がありますので、団地跡地の一部を活用して、公民館機能を勘案した施設を、平成28年度の開館を目指し、整備してまいります。また、今回の施設整備を進めるにおいて、地域の方により身近で使いやすい施設とするため、地域住民の皆様をはじめ、さまざまな立場の方が率直な意見交換できるワークショップを開催することとし

ております。

いずれにいたしましても、今後の地域コミュニティにおける中核的な施設として大いに期待されることから、多方面からのご意見などを参考にしながら、施設の位置付けや担うべき機能についてしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

災害に強い摂津市の構築と地域防災計画についてでありますけれども、昨年8月に国の中央防災会議から南海トラフ巨大地震の被害想定が発表されました。今までの被害想定を大きく上回るものであります。この発表を受け、大阪府による被害想定が行われますが、その後、摂津市においても地域防災計画の改定を行ってまいります。この改定につきましては、単に南海トラフ巨大地震の被害想定を変えるだけでなく、岩手県釜石市で防災対策を進められた群馬大学の片田教授に防災アドバイザーを委嘱し、意見を求め、より実効性のある計画の策定を行ってまいります。

新たに、阪神淡路大震災や東日本大震災で問題となりました女性のプライバシーについて、防災会議の専門委員会に全員が女性で構成される（仮称）女性の視点からの防災対策専門委員会を設置し、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に意見を反映させてまいります。また、専門委員代表の方には防災会議委員として防災会議に出席していただき、意見の反映が可能な体制を構築いたします。

次に、自主防災組織や防災教育への取り組みにつきましては、防災アドバイザーからの意見をいただきながら、意識向上につながる会議等を開催し、地域の防災力の向上や防災教育の推進を図り、防災に強い摂津市の実現を目指してまいります。

次に、今後の被災地支援についてであり

ますが、あの未曾有の災害であった東日本大震災から約2年が経過しようとしておりますが、被災地ではいまだ復興は遠く、高台への集団移転や生活の再建など、多くの課題を抱えた状況であると聞いております。摂津市は、震災後に被災地より職員2名を採用し、被災地である釜石市への派遣を行うなど被災地支援を行ってきました。その後も釜石市の人々との絆を大事にするため、昨年の12月議会に補正予算として義援金300万円を計上したところであります。

また、今回、大災害に備え、釜石市が経験した災害活動を共有できる仕組みを盛り込んだ災害時の相互応援協定を締結いたします。加えて、今年4月より半年間、釜石市へ事務職員1名を派遣する予定で調整を進めております。

災害時の要援護者情報の活用についてですが、現在、平成21年度に実施いたしました高齢者実態把握調査時に情報提供の同意をいただいた方の名簿を整備し、平成23年度から要援護者情報の一部として、災害時ひとり暮らしの高齢者名簿を民生児童委員、自治会へ情報提供させていただいておりますが、覚書の手続きの煩わしさ、自治会の大小にかかわらず平常時の名簿閲覧者に制限があること、ふだんの防災活動にも活用したいなどのご意見をいただいております。つきましては、新たに災害時ひとり暮らし高齢者名簿にかわります同意要援護者台帳を整備してまいります。今後、貴重なご意見を参考に整備を進めますとともに、地域支援組織との情報の共有を進め、災害時に迅速な安否確認と避難誘導に活用できますよう事業を進めてまいります。

事業所防災ネットワークについてですが、本市は事業所数が多く、夜間人口

より昼間人口が約1万人以上上回るという特性から、もし昼間に災害が発生した場合、事業所の存在は地域の防災に非常に大きな力となります。多くの事業所には、企業の持つ人的・物的な資源に加え、地元企業ならではの知識や経験があり、その力を防災に生かすことができるよう、市の防災対策に関する情報の共有を図ることを目的としたネットワーク構築に向けて取り組んでまいります。昨年10月より、生活環境部が進める摂津市企業立地等促進啓発市内事業所実態調査において事業所ネットワークへの参加を呼びかけており、現在約3,000社の調査書を回収し、分析を行っているところでございます。より多くの事業所がこのネットワークに参加していただき、当面は市から過去の災害履歴や防災対策の情報を提供し、その後、相互に情報交換しながら防災意識の向上を目指してまいります。また、将来的には、企業の設備や人員の状況、車両や機材の保有などを把握し、災害時に有効活用できる仕組みを構築したいと考えております。

都市基盤の整備についてであります。JR千里丘駅西口のまちづくりにつきましては、今日まで市が地元権利者とのかわりの中で、市が市街地再開発事業を前提に計画を策定し、地元と協議を重ねてまいりましたが、今回、地元権利者の意向を伺う中で、再開発準備組合が主体となることになりました。よって、行政が策定するのではなく、地元組織が中心となり国の補助が受けられる街区整備計画策定事業としてスタートいたします。この手法は、新たな制度であります。今回、そのための支援を行うものであります。

JR千里丘駅西口のまちづくりにつきましては、吹田操車場跡地のまちづくりとの

かわりからも、最も整備に取り組むべき重点地区と考えておりますので、今後におきましても、再開発準備組合との連携により、一層強固なものにしながら、本市がなすべき支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、正雀下水処理場の機能停止に伴う吹田市との協定内容についてでございますが、本協定につきましては、本年1月に吹田市との協議が整い、1月31日に締結したものでございます。この協定では、処理場の機能停止後における本市のし尿等の処理費に関して吹田市が応分の負担をすることになっていますが、これは、正雀下水処理場において本市のし尿を最後まで処理するとして昭和40年の協定書の趣旨を踏まえたものでございます。また、吹田市が10年以内という期間で処理場の一部施設を流量調整池として利用できるものとしておりますが、これは、本年9月末の処理場機能停止に向けて流量調整池が必要不可欠な施設であることを考慮したものでございます。この協定は、吹田・摂津両市が各条項の履行に必要な平成25年度予算案をそれぞれの議会に提出し、議決されることによりその効力が生ずるものでございますが、本協定が地域の方々が待ち望んでおられた処理場撤去を確実なものとし、操車場跡地のまちづくりを大きく前進させるものであることから、ご理解いただけるものと考えております。

公共交通機関の充実に向けた取り組みについてでございますが、平成25年度市政運営の基本方針で示しましたように、公共交通の取り組みとしましては、市内循環バスの運行路変更を行い、JR千里丘駅を起終点とすることで利用者の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。今後におき

ましては、第4次摂津市総合計画の施策に記載しております「公共交通が便利なまちにします」の基本方針に沿って、交通状況の変化に的確に対応して、市内全域の公共交通網を充実し、公共交通機関の利便性と機能の向上に向け、引き続きさらなる検討を進めてまいりたいと思います。

交通事故の少ないまちづくりについてでございますが、摂津市自転車安全利用倫理条例制定に至った原点は、私が常々申し上げております社会のルールを守る人づくりにございます。人間基礎教育をより具体化したものでございます。既に自転車に関するルールは道路交通法がありますが、近年、自転車の運転マナー低下による事故が社会問題ともなっております。自転車のマナーアップに向けましては、大人から子どもまで全員が節度ある安全運転に努めるよう、摂津市、摂津警察署をはじめ56団体で構成されております摂津市交通安全推進協議会などを通じて啓発を行っております。また、老人クラブや人権協会などの各種団体が自発的に交通安全教室や啓発活動を実施されておられることから、この条例制定により交通安全に対する意識の広がりを感じているところでございます。今後とも摂津警察署との強い連携のもと、あらゆる機会をとらえ、粘り強く交通安全の普及啓発活動に取り組み、家庭での教育とともに、小学校等での安全教育を小さな子どものうちから繰り返し行うことにより、安全・安心な市民生活の向上に努めてまいります。

浸水対策についてでございますけれども、昨年8月14日の大雨では、計画降雨を超えたものでありまして、床下・床上浸水で多くの被害を出すものでありました。摂津市全域に被害が発生しておりますが、安威川以南のほうに隔たりがあります。本市の

雨水整備は安威川以北と以南とで排除方式が異なり、以北ではおおむね整備が完了しておりますが、以南では主要幹線と既存水路に頼っているのが現状であります。まだまだ課題が残っております。近年は強い雨が降ることも多く、雨水整備の重要性がますます高くなってきておりますことから、来年度より安威川以南地域では鳥飼八町及び東別府雨水幹線の整備に向けた準備を進めてまいります。今後も市民の皆さんに安心してお住まいいただけるよう、一日も早い雨水整備を進めていく所存であります。

地球温暖化防止地域計画についてですが、本計画につきましては、温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を抑制するため、平成23年12月に策定いたしましたものであります。平成23年3月に発生しました東日本大震災に伴います福島原子力発電所の事故以来、エネルギー問題につきましては非常に関心が高まり、国をあげて節電・省エネに取り組んでおり、本市におきましてもセッツ電隊を組織し、節電に取り組むとともに、地球温暖化防止の市民啓発に努めております。今後も本計画に基づき、市民、事業者、行政の3者が相互に連携・協力を図り、節電・省エネを通じ、二酸化炭素の削減に向け取り組んでまいります。

本年度の重点施策の健康施策に対する思いでありますけれども、我が国における健康状態を示す包括的指標である平均寿命は、世界で最も高い水準を示しておりますが、高齢化の進展により医療や介護にかかわる負担が一層増加することが予想されております。このような状況下ではございますが、活力あるまちづくりを目指し、医療費などの抑制にもつながるよう健康寿命を延ばすことがより重要になってくると認識をいた

しております。つきましては、平成25年度には平成24年度に策定されている国・府の次期健康増進計画方針を踏まえて、今後10年間の健康せつつ21の次期計画を策定し、健康増進事業の強化を図ってまいります。その他、法定接種となりました子宮頸がんワクチン、小児のヒブ・肺炎球菌ワクチンの無料化のみならず、死亡原因としては4位と高い肺炎の予防として、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種助成制度を創設してまいります。

その中でも、特に摂津のまち全体を健康づくりの場として「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」と称した事業を進めてまいります。これまでも健康遊具の設置やウォーキングコースの設定などを行っておりますが、市域全体を眺めてみると、まだまだ展開できるところがあると感じております。そこで、「健康」をコンセプトに、関係部署や市民の皆様と協働で新たに健康遊具も設置しながら、史跡や名所などをつないだウォーキングコースを設定し、コースを歩きながら気軽に楽しく運動していただく環境整備を図り、活力ある健康な都市の実現に向け、健康づくり運動を推進してまいります。

経営基盤強化の支援策等々についてでございますが、長引く景気低迷の影響により、国内の経済雇用情勢はもとより、本市を取り巻く経済雇用環境は依然厳しい状況が続いております。このような中、本市では経営指導をはじめ金融支援や研修支援、販路開拓のほか、セッピー商品券の発行と商店街振興など、さまざまな支援を行っているところでございます。今後は市内事業所へのさらなる支援をアクションプランに盛り込み、積極的かつ効果的な支援を展開してまいります。事業活動が活発になることは

就労機会や消費活動の拡大に結びつくものと考えており、今後も活力ある産業のまち摂津の実現に向けて産業の活性化に努めてまいります。

続きまして、目指す行政運営の姿はどの質問でありますけれども、私は、これまでできる限り地域に出向き、さまざまな行事に参加をし、そして直接市民の皆さんと対話をするということを大切にしていまいりました。そこで感じたことは、地域にはまちづくりへの熱い思いを持っておられる方々がたくさんおられるということであります。これからの行政運営にとって大事なことは、これら地域で活動されている方々とともにネットワークでもって課題に対処して解決していくということではないかと考えております。現在取り組んでおります虐待防止ネットワークや災害時の要援護者支援などの試みは、その端的なものと言えるのではないのでしょうか。行政と市民、地域が有機的につながり、そして地域に根差した行政運営を実現していく、このことが今後のまちづくりにとって大変重要ではないかと思っております。

電子自治体の将来像についてであります。本市ではオープンシステムの導入に伴い、電子自治体の基礎となるネットワークを構築しました。そのことにより、市民が市役所の窓口、時間にとらわれずに、パソコンとインターネットで行政サービスを受けることが可能となりました。インターネットは今やテレビ、ラジオ、新聞などを超える情報媒体となっております。今後、この情報媒体を通じての情報発信など、市民へよりきめ細かな行政サービスの情報提供を図ってまいります。また、国においては、電子自治体の推進が地域を元気にする便利な行政サービスを提供し、効率的で災害に

強い電子自治体の実現に向けて取り組むとしております。市における業務の多くが情報システムやネットワークに依存していることから、さらなる情報セキュリティ対策を強化し、市民の財産や個人情報を守り、安全・安心な電子行政サービスの提供に努めてまいります。

東日本大震災のような大災害が発生した場合でも、地方公共団体の重要業務を継続していく市民に対して適切かつ敏速なサービスの提供が行われるよう、BCP、業務継続計画を視点とした各種施策の整備を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からのご答弁といたします。

○木村勝彦議長 教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります5点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、生きる力を育む教育についてでございます。

生きる力は、前回の学習指導要領から引き続いて、現行の学習指導要領においても学校教育の大きな理念の一つとして位置付けられております。これは、変化の激しい時代の中で、どんな状況になっても生き抜いていける力だと言われております。生きる力をはぐくむためには、確かな学力、豊かな心、たくましく生きるための健康・体力が基盤とならなければなりません。これまで本市でも、それらの力を子どもたちが身につけるためにさまざまな取り組みを進めてまいりました。学力や体力の調査の得点や生徒指導上の問題行動件数など、数値的にはまだまだ目に見える成果は上がっておりません。しかし、今年度、15校の小中学校のうち6校が研究発表会を行い、子どもたちに生きる力をはぐくむため、みずから学び、みずから考え、判断し、表現で

きること、規範意識を身につけること、学習も含め適切な生活習慣を身につけ、体力に自信を持つこと、夢を持つことなどの取り組みが着実に進められ、その成果が広く発信されております。

また、10年間開催いたしてまいりました摂津市教育改革フォーラムには、毎年200名を超える教職員や市民の皆様にご参加をいただき、子どもたちにはぐくまなければならない力について思いを共有でき、つながりの教育の前進を実感いたしております。

私は、今後、学校や家庭、地域のつながりをさらに強固なものにする中で、徐々にではあっても子どもたちの生きる力は着実ににはぐくまれるものと考えております。「生きる」とは、みずから生きることであり、「生きる力」とは、よりよい未来へと生き抜く力でもあります。子どもたちを取り巻く環境は大変厳しく、課題は山積いたしておりますが、人とのつながりの中で思いやりのあるたくましい摂津の子どもたちをはぐくめるよう、今後とも学校教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、非構造部材の耐震補強についてでございます。

学校施設の外壁の非構造部材につきましては、耐震化工事と合わせて改修を行う計画をいたしております。今回新たに実施いたします小中学校体育館内部の非構造部材の耐震化は、東日本大震災において天井材や照明器具の落下、また窓ガラスの破壊などが多く発生したことから、落下物やガラス飛散防止などの安全対策を講じるものでございます。非構造部材の耐震補強に当たっては、学校体育館は児童・生徒などの活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果た

すことから、優先して取り組むべき必要があると考えております。地震による落下物などから子どもたちを守り、また避難所として安全に活用できるよう、順次計画的に取り組んでまいります。

次に、中学校給食についてのご質問でございます。

中学校給食の実施に当たりましては、成長期にある中学生に栄養バランスのとれた給食を提供するにとどまらず、給食の提供を通して、中学生が食事の大切さ、食事の喜び、楽しみを理解し、食物に関心を持って望ましい栄養や食事のとり方を学び、みずからの食生活を管理して健康に生活できる力をはぐくんでいくことが大切であると考えております。生徒たちがこのような力をはぐくんでいくためには、学校現場における指導が重要となってまいります。家庭からのお弁当を持参してくる生徒と給食を注文する生徒が混在する中で、食を通して生徒間、あるいは先生と生徒間の交流を深め、食に関するマナーや文化をはぐくむためには、食事の時間を共有しているという雰囲気の中で給食指導が必要になってまいります。また、昼の時間のみならず、さまざまな機会をとらえ、給食を活用した食育の取り組みが重要です。今後、食育担当にとどまらず、学校全体として給食指導や給食を活用した食育の取り組みが進むよう努めてまいります。

次に、子どもの見守りと通学路の安全対策についてでございます。

昨年4月に発生した亀岡市での事故などを受けて、通学路の安全対策につきましては国においても議論され、市町村に対して合同安全点検の実施を行うようにとの通知がなされました。本市におきましても、これを受けて対応を行ってきたところでござ

います。登下校時における安全を確保するに当たっては、ハード面での整備のみならず、児童・生徒への安全指導、ドライバーや自転車利用者への注意喚起、啓発、見守り活動など、さまざまな観点から総合的な対策を実施する必要があると考えております。そのためには、学校、地域、関係機関などと連携をさらに強化して取り組むことが必要であると認識いたしております。通学路の安全対策につきましては、今年度実施いたしました合同安全点検を活用して、持続的に、かつ幅広い取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、市のスポーツ環境の改善についてでございます。

スポーツは心身の健康保持・増進に重要な役割を果たすものであり、高齢化社会を迎え、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に必要不可欠なものであります。また、さらに人と人、地域と地域の交流を促進し、希薄化する今日の人間関係、地域社会の再生に寄与するものであると考えております。また、競技を通して、ルールを守ること、我慢する心を養うなど、青少年の健全人格形成に大きな役割を果たすものであり、本市が提唱する社会のルールを守れる人づくり、人間基礎教育の実践に通じるものでもあると考えております。さらに、スポーツには、人々に夢と感動を与え、一瞬にして心を一つにするはかり知れない力があります。本市においても著名なアスリートが輩出され、市民に夢と感動と自信をいただいたことは記憶に新しいところであります。このように、スポーツは活気のあるまちづくりにつながるものであり、これからもスポーツ環境の整備を図り、だれもが気軽にスポーツを楽しむ機会の充実に努めてまいります。

以上です。

○木村勝彦議長 暫時休憩します。

(午後 3 時 2 分 休憩)

(午後 3 時 3 0 分 再開)

○木村勝彦議長 休憩前に引き続き再開します。

村上議員。

○村上英明議員 それでは、2 回目の質問をさせていただきます。

1 番目の財政運営と今後の見通しについてですが、先ほど市長より平成 2 5 年度予算に対しまして、景気のこと、また、やる気のこと、さらにまた前向きにやっていく、そういったことも含めて総括的な信条を聞かせていただきましたけども、もう少し具体的な認識をお聞かせいただきたいというふうに思います。

1 点目に、平成 2 5 年度に予定されていた学校耐震工事など約 1 1 億 7, 1 0 0 万円が前倒しとなり、平成 2 4 年度補正予算に組まれていますけども、平成 2 5 年度一般会計予算と合わせると約 3 3 6 億 4, 4 0 0 万円となります。これは昨年より約 4. 8 % 増の、やや大型予算となっております。このことにつきまして、どのように認識されておられるのでしょうか。

2 点目に、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金を合わせた基金の取り崩しが、平成 2 4 年度では約 1 9 億円、平成 2 5 年度では約 2 6 億円となっておりますが、平成 2 4 年度末、2 5 年度末の基金残高をどの程度と見ておられるのでしょうか。

3 点目に、昨年 1 0 月の中期財政見通しでは、平成 2 5 年度の基金残高は 3 9 億 1 0 0 万円とされていますけども、この乖離についてどのように認識しておられるのか。

それぞれご答弁をお願いいたします。

2の(1)市民公益活動についてですが、市民、企業、行政の役割分担を見直し、新たな連携が今後さらに必要であると思います。特に市民が主体となって、継続的、そして自発的に行う新しい力が必要ですし、その役割を発展的に継続できる支援をお願いし、この点は要望いたします。

2番目の安威川以南のコミュニティ施設の整備についてですが、ご答弁にもありましたが、だれもが利用しやすく、そして気軽に集える地域の拠点となるよう、地域の皆さんと協働でつくり上げていただきたいと思います。地域住民の皆様をはじめ、さまざまな立場の方々が参加し、率直な意見交換の場となるワークショップを開催して基本構想を策定されますが、具体的な建設スケジュールとして、ワークショップの開催について改めてご答弁をお願いしたいと思います。

次に、3の(1)地域防災計画の改定についてですが、今後、女性の視点を生かした女性だけの専門委員会が設置され、意見が反映できる体制を構築することです。ありますけれども、このことにつきましては大いに期待をしていきたいと思います。メンバーの人数に当たっては、さまざまな意見が集約できるように最大配慮をお願いし、要望いたします。また、群馬大学の片田教授に本市の防災アドバイザーを委嘱し、意見を求められるそうですが、森山市長の防災にける熱い思いが感じられますし、防災教育にも十分に組み込んでいただきますようお願いいたします。

また、さらなる被災地支援につきましては、釜石市と災害時の相互応援協定を締結され、新たに職員の派遣などが予定されているとのこと。私たちは今後も見える形で被災地支援ができるように取り組んで

まいりたいと思います。

中央道の笹子トンネル事故に象徴されるように、公共施設の老朽化による災害を減らすため、公明党として防災・減災ニューディールを提唱し、また、昨年の政権交代後の基本方針に防災・減災対策が取り入れられましたが、本市の河川施設や橋梁、歩道橋など、防災・減災対策についての本市の取り組みについてご答弁をお願いいたします。防災・減災対策につきましては、国・大阪府・摂津市の管轄を越えて、市内施設の聖域なき一斉点検を実施し、全体像をつかむことが重要であると思いますが、市としての認識についてご答弁をお願いいたします。

2番目の災害時の要援護者支援についてでありますけれども、災害時の初動活動が生命に大きくかわかることで大変重要であります。改めて3点お聞きしたいと思います。1点目に、要援護者情報を市と地域で共有とありますが、市と地域の役割をどのように考えておられるのか。

2点目に、初動活動においては地域住民の協力が必要不可欠であると思います。要援護者の状況というのはそれぞれ違うと思いますが、個人の状況をどのように情報提供していかれるのか。

3点目に、情報提供をためらっている方は、平成23年度に災害時要援護者支援システムにおきまして一元的な管理を行っているとされていますが、災害時での停電等においては通信機器が使用できない等のことも想定されますので、どのような内容で援護できる体制をとられるのか。

それぞれご答弁をお願いいたします。

(3)事業所防災ネットワークについてですが、このネットワークというのは本当に防災・減災等々につきましても大変重要

であると思います。ここで改めて3点お聞きしたいと思います。

1点目に、ネットワークに参加していただき、防災・減災などに力を借りるのですから、平時より自主防災組織との情報交流や防災訓練への参加などを行っていただければ、市民の方もさらに安心されるのではないかと思います。本市としてどのように考えておられるのか。

そして2点目に、過日の新聞に、事業所の協力においては耐震も課題の一つであると掲載されていましたが、本市として事業所防災ネットワークに参加していただける事業所への耐震対応をどのように考えておられるのか。

3点目に、災害発生時においては、府道や中央環状線が通行規制されることも考えられますが、物資などを輸送する事業所の一般車両の通行許可には時間を要すると聞いています。災害発生時には時間が大切でありますので、事前に救援物資輸送車両としての届け出を行い、有事の際には許可証受領を速やかに行うことが大切なのではないかと思います。どのように考えておられるのか。

それぞれご答弁をお願いいたします。

次に、4番目の都市基盤整備についてですが、JR千里丘駅西口の再開発につきましては、地元千里丘はもとより利用されている多くの市民の願いでもあります。3番目の正直となるよう、準備組合に対しまして最大支援をいただきますようお願いし、要望いたします。

また、クリーンセンター正雀処理場問題についてですが、新たな協定が締結され、長年の問題が解決された以上、吹田市とともに国立循環器病研究センターの誘致に全力を尽くしていただくとともに、地元自治

会に対しまして早い段階で協定内容などの説明会やクリーンセンターの解体工事説明会を実施するとともに、摂津市の担当窓口を設けて、吹田市が実施する正雀処理場解体工事、道路整備・公園整備工事の説明会が実施されるよう調整する仕組みをお願いし、要望いたします。

5番目の公共交通機関の充実に向けた取り組みですが、公共交通のあり方、充実に向けてのご答弁をいただきました。もう少し具体的に3点お聞きします。

1点目に、公共交通網の充実のために、今までどのような検討をされ、そして、今回の循環バスの変更になるまでの経緯について、2点目に、十三高槻線正雀工区の開通に伴って、阪急正雀駅周辺への乗り入れについての構想について、3点目に、現在の既存バス路線から外れた空白地域の対応策についてどのように考えておられるのか、それぞれご答弁をお願いいたします。

次に、6番目の自転車のマナーアップの取り組みについてですが、地道な取り組みが本当に必要だと思いますけども、担当部におかれましては、自転車のマナーの向上につくまして、市民レベルでの運動が活発に展開できるようなさらなる取り組みをお願いし、これは要望いたします。

7番目の浸水対策についてですが、安威川以南では既存の水路に頼っているということも集中豪雨における浸水被害の一因ではないかと思います。

改めて2点お聞きしたいと思いますけども、1点目に、今後の雨水整備をどのように考えておられるのか、2点目に、市民の財産を守る意味からも、地下及び半地下駐車場を設置する場合の浸水対策の指導強化をすることも必要と思いますが、どのように考えておられるのか、ご答弁をお願いい

たします。

4の(1)地球温暖化防止地域計画についてですが、本計画に基づきまして、市民、事業所との協働でCO2削減に取り組まれるというご答弁をいただきました。もう少し具体的にお聞きしますが、1点目に、環境家計簿の取り組みなど、市民との協働でCO2削減に取り組んでいただいておりますが、新年度の具体的な取り組みについて、そして2点目に、せつつ・エコオフィス推進プログラムⅢに基づき、電気自動車を追加配備するとともに、公用車のカーシェアリング拡大を進め、環境に配慮した取り組みを実践されますが、どのように進められるのか、それぞれご答弁をお願いいたします。

5の(1)市民の健康向上の件についてですが、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、感染予防事業として70歳から5歳刻みで節目年齢の方を対処にワクチン接種助成制度を創設されるとありますが、1点目に、実施に当たり、対処年齢など事業の中身はどのように設定されたのか、2点目に、今後につきましてはどのようなお考えであるのか、それぞれご答弁をお願いいたします。

また、健康せつつ21の改定や「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」の実施につきましては、市民の声も反映しつつ、健康宣言都市摂津らしく、市民から愛され、有効活用されるような健康づくりの環境整備に期待し、要望いたします。

6の(1)生きる力を育む教育についてですが、思いやりのあるたくましい子どもたちや負けない強い子どもを育てることも重要であると思います。我が党も、昨年7月にいじめ問題の取り組み強化を求める緊急要望書を教育長にも提出させていただきました。

ました。不登校もいじめと無関係ではなく、さまざまな要因をはらんでいますが、楽しい学校生活を送れるよう、防止策に全力を注いでいただきたいと思います。また、スポーツ関係での体罰についても問題となっていますが、不登校の未然防止と体罰防止に向けての対策については、どのように現場で行おうと考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

2番目の非構造部材の件ですが、災害はいつ来るかわかりませんので、子どもたちや地域の方々の命を守るため、非構造部材の耐震補強を計画性を持ってしっかりと早急に進めていただけるようお願いし、これは要望とさせていただきます。

3番目の中学校給食の配膳室についてですが、給食導入に向けまして、1点目に、栄養バランスに配慮した取り組みや申し込み方法について、2点目に、食物アレルギー対策について、3点目に、配膳室の確保について、4点目に、試食会の実施について、それぞれご答弁をお願いしたいと思います。

4番目の子どもの見守りと通学路の安全対策についてですが、1点目に、合同点検の結果と対策の現状はどのようなになっているのか、そして2点目に、昨年、公明党議員団から（仮称）通学路安全委員対策協議会の設置を要望していますが、まだ設置をされていない現状でもございます。今後どのような取り組みをされるのか、ご答弁をお願いいたします。

5番目のスポーツ環境の改善についてですが、市政運営の基本方針で取り上げられる新年度の施策と体育施設の整備拡充をどのように取り組んでいかれるのか、ご答弁をお願いいたします。

7の(1)市内事業所の経営基盤強化支

援についてですが、市内事業者の現状を踏まえた施策を産業振興アクションプランに盛り込み、事業活動の活発化を図るとのご答弁でございました。また、今年度もセッピー商品券第5弾の発行をご決断いただきましたけども、市長の英断を高く評価いたします。地域に根差し、人と人とのつながりの上に成り立つ商店街の活性化に大きな役割を持ちつつあるセッピー商品券です。発行も今まで以上に工夫を凝らし、地元商店街により密着した取り組みとなるよう、ぜひ頑張ってくださいと思います。

また、商工会も立地環境を整え、産業振興の重要な担い手として、多くの人が気軽に足を運び、相談事業などができ、市内で生産している品物や市のキャラクターなどを紹介するアンテナショップとしての機能を持たせた産業振興の発信拠点として多角的な活動ができるようにすれば、さらなる活動の活発化と有効活用ができると考えます。市長の産業活性化への強い決意に裏づけされた活力ある産業のまち摂津の一日も早い実現に期待し、要望いたします。

8の(1)質の高い行政経営についてですが、1点目に、人材育成実施計画と少数精鋭体制の構築、及び定年延長制を視野に入れた適正人数の考え方について。

2点目に、職員みずからが設定した目標の達成度合いを客観的に評価する業績評価制度の本格実施に取り組むとありますが、これについて、人材育成実施計画では、所属長を人材育成リーダーとし、目標管理制度を通じて職員と目標設定を行い、そして、それぞれに応じた指導・助言を行うとし、人事制度においては計画的な異動を行い、採用10年間で複数の職場経験が得られるようにすると記されております。本年は平成23年度から27年度の間年となりま

す。所属長と職員がともに異動を繰り返していく職場環境になって、少なくとも平成23年度、24年度の間、職員のモチベーションアップやキャリアプランに効果としてあらわれているのか、現状についてご答弁をお願いいたします。

2番目の電子自治体の推進についてですが、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図ることや、そして、セキュリティ対策の強化などが求められているのは認識しています。以前に(仮称)セッピーメール配信サービスと名づけ、提案をさせていただきましたが、何よりも市政の情報を迅速に、そしてより多くの市民の方へ発信することも近年はさらに求められております。市政運営の基本方針でソーシャルメディアを通じた情報発信の手法について検討を進められていますが、希望者の方にイベント情報、講演会の情報、そして暮らしの安全・安心情報、市内交通機関情報、あるいは徘徊高齢者SOS情報などを、多く世代の方が利用するEメールを活用した情報発信を実施することについて、どのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○木村勝彦議長 総務部長。

○有山総務部長 それでは、私のほうから財政運営と今後の見通しについてご答弁申し上げます。

国の緊急経済対策に合わせまして、平成24年度補正予算で約11億7,000万円を計上させていただいております。ご指摘のとおり、当初予算と合計しますと前年度比で大きな増額となっております。補正予算の大部分が義務教育施設の耐震補強事業であり、東日本大震災の影響もあり、速やかに対応することが求められております。

これらの事業については、緊急防災・減債事業債など手厚い財源手当が見込まれるため、計上いたしましたものでございます。

財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金、主要３基金の残高ですが、予算ベースで申し上げますと、２４年度末現在高は５２億８，６９５万８，０００円、２５年度末現在高は２８億９，７２０万９，０００円でございます。歳入面では、景気動向により市税収入等が増減します。また、歳出面では予算執行の合理化、効率化により不用額も生じます。このように、今後の基金残高については、外部環境の変化、予算執行における節減努力により増減してまいります。いずれにしましても、一定規模の基金残高を確保し、持続可能な行財政運営を行ってまいります。

また、昨年１０月にお示ししました中期財政見通しでは、主要基金の２５年度末現在高は３９億１００万円でございます。先ほどご答弁しました２８億９，７２０万９，０００円と比較しますと約１０億円乖離をいたしております。中期財政見通しの数値は決算ベースで積算しております。２５年度決算においては、中期財政見通しの基金残高を確保できるような適正な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、事業所と自主防災組織との連携についてお答えいたします。

今回構築を目指しております事業所防災ネットワークは、特に平日昼間における災害時の地域防災力の強化を目的としております。市内には旧の小学校区を含め１２の自主防災組織がございます。災害が発生した場合には、自主防災組織が中心となり、自助・共助の意識のもとに活動できるよう地域の連携に努めていただく必要があります。この自主防災組織に加え、地元にある

事業所との連携ができれば、より大きな防災力となります。また、各小学校にある防災資機材や自治会等が保有されている資機材などで活動されることとなります。事業所には車両、資機材、人員を保有しておられ、救助作業には大きな力となります。今後、事業所ネットワークを通じ、自主防災組織と事業所が連携できる仕組みや訓練が実施できるよう取り組んでまいります。

次に、事業所の耐震化についてお答えします。

事業所防災ネットワークの目的の一つに、一時避難所の提供をしていただける防災協定の締結がございます。安威川以南区域においては、ハザードマップで示しておりますとおり、大規模な浸水被害が予想され、ネットワークに参加される事業所の社屋が市民の皆様の一時避難所にできれば、避難する時間や距離が短縮されることとなります。また、事業所の耐震化についても、市の防災対策として市民の方々へ住宅の耐震化をお願いしていると同様に、事業所にも必要なことだと考えております。事業所が倒壊してしまえば従業員の命や財産を脅かすこととなります。事業所の防災対策として、ネットワークを通じ、耐震化の促進や事業所での備蓄などを呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、災害時の緊急交通路の事前通行許可についてでございます。

地域防災計画では、災害発生時に救急・救助、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めることとなっております。中央環状線や大阪高槻線など府道を中心に広域緊急交通路や地域緊急交通路をあらかじめ定め、災害発生直後においては災害応急対策に当たるため、緊急通行車両の通行

を最優先で確保することとなっております。この緊急交通路を通行できる車両は、行政機関の車両のほか、医療関係者が使用する車両、医薬品等を運搬する車両、患者等運送車両、建設用重機、道路警戒作業用車両等に限定されております。その他の車両は警察による通行許可が必要になります。警察による通行許可の申請には通常時間を要するという事情があります。今後、事業者から支援の申し出内容を確認しながら警察と協議してまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化防止地域計画ということで、その具体的な例としての電気自動車の追加配備とカーシェアリングの拡大というご質問にお答えいたします。

防災管財課では、現在、他部署からの予約可能な公用車両10台を保有しております。公用車のカーシェアリングの稼働率は、トラック2台を除けば、ほぼ100%の状況でございます。また、非常時の電源確保や二酸化炭素削減を目的に電気自動車を導入しております。今後は、コスト削減と有効活用を考えながら、現在保有する公用車両100台のうち特殊車両44台を除く56台に対して、稼働率や必要性を精査し、二酸化炭素削減、地球温暖化防止地域計画に沿った公用車のカーシェアリングの拡大を進めてまいります。

以上です。

○木村勝彦議長 市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、旧鰯生野団地跡地に建設するコミュニティセンターの建設スケジュールとワークショップの開催についてのご質問にお答えいたします。

安威川以南のコミュニティセンターの整備に向けては、これまでに庁内検討会議を立ち上げ、先進的な取り組みをしている他市への視察を行うとともに、地域特性を踏

まえた施設の目的や地理的配置のバランス、施設の機能、整備費の財源、管理運営等について検討を進めてまいりました。旧鰯生野団地跡地での施設整備スケジュールにつきましては、まずは平成25年度に地域でのワークショップを開催し、そこでの意見提案を踏まえて基本構想及び基本設計を策定してまいります。そして、平成26年度に実施設計を行って、27年度で建設工事に着工し、28年度の開館を目指してまいりたいと考えております。また、平成25年度に開催を予定しておりますワークショップにつきましては、6月ごろから計7回程度を予定しております。このワークショップでは、施設として必要とされている機能や管理運営方法等について、さまざまな立場の方々の活発な意見交換や議論をしていただき、それを踏まえて基本構想を策定してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、人材育成実施計画と少数精鋭体制の構築及び定年延長を踏まえた職員の適正人数についてお答え申し上げます。

人材育成実施計画では、厳しい行財政環境のもとでの超高齢社会や地方分権といった外部環境、さらには団塊の世代の大量退職という内部環境を踏まえ、目指すべき職員像の実現のための考え方、方策を示しており、少数精鋭体制での職員個々のレベルアップを期待しているものでございます。将来的な職員数は、行財政改革実施計画に示される項目との関連が不可避であり、その意味で、自治体の担う業務や事業のボリュームに加えて、実際に市職員が担う直営レベルの割合を加味する必要があると考えております。したがって、適正人数は施策の内容を踏まえた定数管理的な考えに基づく人数になるものと考えております。

続きまして、業績評価制度と人材育成実施計画、人事制度等のあり方等を踏まえた職員のモチベーションアップやキャリアプランの効果についてお答えいたします。

業績評価制度は、人材育成実施計画において人事制度改革の一つのツールとして定義しているもので、達成すべき目標を明確化することで取り組むべき業務とそのスケジュール管理を組織で共有することができるとともに、それに向けた職員個々の自発的な取り組み、行動が期待できます。また、目標の達成度、すなわち評価結果を給与制度へ反映させることで、職員のモチベーションアップ等の効果を期待しております。さらに、人事制度としての計画的な人事異動ということでは、幅広い知識の吸収とさまざまな経験に裏打ちされたバランス感覚にすぐれた人材育成を目指しております。広い知識は物事を考える際に非常に有益であり、経験は人としての成長に不可欠であると考えております。このことが結果的に職員のモチベーションアップやキャリアプランにつながるものと考えております。

現状の効果ということでは、制度化したこともあります。平成24年度に自主研究グループが発足し、みずから行政課題に取り組む姿勢が確認できたこと、職員表彰制度にも幾つかの推薦があったことで、自発的な取り組みのあることもわかりました。さらには、職場の中で課題への対応プロジェクトの存在も確認しており、徐々に効果があらわれているものと考えております。また、管理職以外の職員に対してはキャリアシートを配布し、職員みずからがどんな資格を有しているか、自身でどのように自己啓発に取り組んでいるかといったことを申告できるようにしたことで、職員個々の特性がより細かなところまで把握できるよ

うになりました。今後も人材育成実施計画に基づく目指す職員像の実現に向けて、職員の特性を踏まえつつ育成に努めてまいりたいと考えております。

それから、メールなどの活用による市政情報の発信についてでございますが、メールでの情報提供は、防災情報や犯罪情報など、登録されている方に直接配信され、いち早く情報を入手できるサービスとして普及しており、情報発信として有効な手段の一つであると承知しております。現在、市では、広報せつつ及び市ホームページを中心に、わかりやすくできるだけ早く情報を発信するように努めておりますが、緊急を要する情報を即時に市民にお届けするまでには至っておりません。今後、急を要する情報、またイベント情報など関心のある情報の発信について、受け手である市民の情報受信に係る環境も考慮し、必要な人に必要な情報が届く手法について研究してまいりたいと考えております。

ご提案のメール配信につきましては、新年度において教育委員会が導入を予定しており、そのシステム構築に当たって運用や効果を検討する中で、全庁的に広げられるものかどうかについて関係各課を交え検討してまいりたいと考えているところでございます。

○木村勝彦議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 要援護者支援において、市と地域の役割、情報提供の内容及び災害時のシステムの運用についてのご質問にお答えいたします。

要援護者支援につきましては、災害時の初期活動においては地域での支援が大変重要でございますことから、行政は災害発生に備えて平素から地域の皆様と要援護者の支援について連携を深めていかなければな

らないと考えております。現在、ふだんの防災訓練からご活用いただけるよう、同意要援護者台帳の整備を進めているところでございますが、平成25年度からは、行政と社会福祉協議会が連携し、地域の方々とともに災害時に備えての要援護者支援を目的とした支え合いのシステム構築をモデル地区にて進めてまいります。

情報提供の内容につきましては、初期活動において必要な事項でございます氏名、性別、年齢、住所、要援護者の区分等を記載した要援護者台帳を準備しております。また、災害時のシステムの運用につきましては、災害時には停電等の要因でシステムを起動することができない状況も想定されますことから、要援護者台帳は12の自主防災組織ごとに印刷し、災害時に活用できるよう備えております。

続きまして、高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成制度について、対象年齢、事業の内容についてのご質問にお答えいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチンの対象者は、70歳以上の5歳ごとの節目年齢の方とし、1回3,000円を助成するものです。平成24年12月時点での大阪府内市町村における助成状況は、10市3町1村で実施されておりますが、対象年齢は多くが70歳以上であり、助成額が3,000円であることや、死亡原因が肺炎となる割合が75歳以上で急増することなどから、本市におきましては70歳以上、1回3,000円助成といたしました。また、本ワクチンの予防効果は5年以上持続するとされ、初回接種から少なくとも5年が経過していれば再接種が可能と認められていますことから、5歳ごとの節目年齢の方といたしました。

今後につきましては、厚生科学審議会感

染症分科会予防接種部会で、高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましても法定接種とするか否かについて議論が継続しております。国の動向を注視し、改正された場合は、その際に再検討いたしたいと存じます。

○木村勝彦議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 河川、橋梁、歩道橋の減災対策についてのご質問にお答えいたします。

近年では、地球温暖化に伴います気候変化などにより、降雨量の増加、またその影響によります治水安全度の低下、東日本大震災のような想定規模以上の災害への対応など、新たな課題も発生しております。こうした中、河川管理者であります大阪府に対しまして、被害軽減対策などにつきまして検討を進める要望を行ってまいります。

次に、河川の一斉点検でございますが、毎年出水期前に河川安全点検週間を定め、大阪府と河川敷内施設占有者などと合同で河川安全点検を実施しております。点検結果につきましては、各施設管理者が必要に応じて補修などの対策を講じ、来るべき出水期に備えております。また、関係地域に対し、速やかに点検結果を公表されております。

次に、橋梁、歩道橋の減災対策についてでございますが、大阪府では災害時の緊急交通路としまして府道重点14路線について耐震補強を進められ、摂津市域では府道大阪中央環状線及び大阪高槻京都線がその重点路線となっております。中央環状線では、既に味舌橋、鶴野橋及び一津屋の各歩道橋におきまして耐震補強が完了しておりますが、大阪高槻京都線の山田川にかかる味舌橋の耐震補強につきましては未着手と伺っております。なお、大阪府では橋梁について5年ごとに定期点検を実施している

と伺っております。しかしながら、府道の横断歩道橋につきましては、構造上、耐震化は橋台の補強など限られた対策になると聞いております。

続きまして、本市の状況では、本市が管理しております市道の延長は約200キロメートルで、河川や水路を横断する箇所には169の道路橋がかかっております。本市では、阪神淡路大震災後の平成8年度に橋長10メートル以上の道路橋を対象に保守点検を実施し、平成10年度から橋梁補修事業により、天神橋、柳田橋、念仏橋など合わせて9橋の沓座拡張、落橋防止装置、落橋防止変位制限装置などを設置する震災時の落橋防止対策を進めてまいりました。その後、平成21年度に橋長10メートル以上の道路橋36橋につきまして保守点検を実施し、橋本体はほぼ健全な状況にあるという点検結果報告を受けております。この保守点検に基づきまして、平成24年度に橋梁長寿命化修繕事業の取り組みとしまして長寿命化修繕計画の策定を行う予定となっております。

次に、道路の減災対策といたしましては、舗装や街路灯など道路構造物の状況を把握するための一斉点検を実施し、各施設の修繕計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共交通機関の充実に向けた取り組みについての2回目のご質問にお答えいたします。

市内バスルートの再編につきましては、現在まで関係機関との協議・検討を重ねてまいり、主に鳥飼地域を運行しております公共施設巡回バスが無料であることから、公平性の問題から別府、正雀、千里丘といった地域からも同様のバスを運行できないのかといったご意見もちょうだいし、中央

環状線以西地域での公共施設巡回バスの運行について検討を行う中で、現在、市内循環バスを補助運行いたしております近鉄バスとも路線の競合が問題となってくることから、補助金の廃止もしくは減額なども含め協議を重ねてまいりました。検討内容では、市内循環バスの路線に無料バスを運行することは利用者の減少につながることから、最悪の事態としましては路線バスの撤退もあり得ることなどが考えられ、本市が運行いたしますバスは、あくまでも路線バスを補完することが目的であることから、現在のところ実現には至っておりません。

次に、市内循環バスの利用経過でございますが、現在の南北2ルートに変更する前の状況では、JR千里丘を起終点とし、1ルートにより土曜日も運行いたしておりましたことから、平成15年度から平成17年度までの平均値で、年間約293日の運行により約1万9,000人、1便当たり7.2人程度の利用状況でありましたが、土曜日の利用者が少なく、運行経費が年間約650万円程度の赤字ということもあり、平成18年11月から、現在の平日のみ南北2ルート年間約243日の運行に変更となったものでございます。利用者につきましては、平成19年度以降の平均値でございますが、南ルートが年間2,390人、1便当たり1.7人、北ルートが年間8,360人、1便当たり4.3人の利用状況となっており、別府・江口橋方面の利用者が特に少ない状況となっております。

ルート変更経過といたしましては、現在の運行ルートであります摂津市役所玄関前を起終点とし、阪急摂津市駅からJR千里丘・千里丘東方面を循環いたします北ルートに比較し、別府・江口橋方面を循環いたします南ルートの利用が極端に少ない状況

や、市民アンケートによる調査結果からも、阪急摂津市駅やＪＲ千里丘駅への直通便がなく、市民のニーズに沿った経過となっていないことが原因であると考えられたことから、今回のルート変更により、最終便を除くすべての便を、別府・江口橋方面の方々が阪急摂津市駅やＪＲ千里丘へ行ける便が増えることにより、利用者の増と利便性の向上を図ることを目的に運行を実施し、今後の利用状況を見きわめた上で市域全体の公共交通網の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、正雀駅前周辺への市内循環バスの乗り入れにつきましては、府道十三高槻線正雀工区の工事進捗を見きわめながら、乗り入れルートやバス回転場の確保に向け、関係機関と協議を進め、側道などの利用により可能かどうかの検討を行ってまいりたいと考えております。

また、既存路線バスとの競合などの理由により公共交通が空白となっております地域への対応策としましては、今後どのような方策が適しているのかなど、市民協力のもと引き続き検討いたしてまいります。

続きまして、安威川以南地域の雨水整備の状況についてのご質問にお答えいたします。

安威川以南の地域につきましては、下水の排除方式は分流式であり、汚水整備を先行させていただいております。安威川以南地域の雨に対する現状では、既存水路を活用することにより雨水の排除を行っておりまして、公共下水道の雨水整備率は現在３３．８％となっております。雨水の整備につきましては、１０年に１回降る雨に対応する時間降雨強度４８．４ミリで計画しており、これをもとに整備を進めております。近年では、昨年８月１４日の豪雨で浸水被

害の多かった東別府地域の雨水排除の問題を解決するため、東別府雨水幹線の整備を計画し、予定としましては、平成２５年度より実施設計、その後、整備工事をおおむね２か年程度の期間で考えております。

続きまして、地下及び半地下駐車場を設置する場合、浸水対策の強化を指導することのご質問ですが、昨年の８月１４日の豪雨でマンションなどの地下及び半地下駐車場に浸水する事象が発生し、駐車していた車がつかってしまう事態となりました。その近くの家屋の車両ではそのようなことがなく、地下や半地下という構造が原因であると考えております。

このような経過を踏まえ、来年度より改正いたします開発協議基準の中で、道路面より低い位置にガレージや居室などを設ける場合、雨水流入防止対策や排水方法を検討するとともに、利用者や管理者などに「集中豪雨のときには被害が及ぶ場合もあることを周知すること」という項目を追加する予定でございます。これによりまして、建築者及び居住者に対しまして、豪雨時の雨水浸入の可能性について認識していただき、その対策について検討を促す役割を果たすものと考えております。

以上です。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 環境家計簿などの具体的な取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

地球温暖化防止への取り組みにつきましては、まずは日常生活におけるエネルギーの使用量を知ってもらう必要があると考えており、そのため、平成２４年度では環境家計簿の参加者の増加を図るため、公民館での説明会の開催や、室内温度を下げる効果があるグリーンカーテンを実感してもら

うため、ゴーヤの苗の配布などを行ってまいりました。また、市民の方々の環境への取り組みをサポートするため、環境への取り組みに対しポイントを付与する本市独自のせつつエコポイント制度も創設しております。二酸化炭素の削減につきましては、市民一人ひとりが節電や省エネ意識を持ち、無理なく継続していくことが必要と考えており、平成25年度におきましても24年度の施策を引き続き実施し、特に環境家計簿については、より多くの方に参加していただけるよう引き続き普及に努めてまいります。

また、市役所におきましても、日々の業務における節電や省エネへの取り組み等、エコオフィスⅢに基づく取り組みと合わせ、また、市域全域の防犯灯のLED化や、さらなるごみの減量化や廃プラスチックのリサイクル化などにつきましても、CO2削減に向け取り組んでまいります。

○木村勝彦議長 教育次長。

○馬場教育次長 不登校の未然防止の取り組みと体罰防止に向けての対策についてのご質問にお答えいたします。

本市の小中学校における不登校児童・生徒の数は、平成20年度よりほぼ横ばいの状態でございます。学校だけで生きる力にはぐくまれません、学校や学級が児童・生徒の社会性のはぐくみに大きな影響を与えるものであると考えており、不登校児童・生徒の学校復帰は大きな願いでございます。小中学校では、不登校児童・生徒の家庭訪問や登校渋りの児童・生徒への働きかけを積極的に行い、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えてケース会議を行い、いじめなどがその原因となっていないかなど原因を分析し、不登校の改善や未然防止に努めて

おります。

教育委員会では、不登校対策担当者連絡会議を開催し、研修や情報交換を行い、また、児童や保護者からの相談も受けつけております。さらには、適応指導教室では通室者の学校復帰を目指し、学習面でのケアに加えてソーシャルスキルの向上にも取り組んでおります。ソーシャルスキルの向上に関しましては、新年度、小学生を対象に教育センターでプログラムの実施を予定いたしております。

次に、体罰防止に向けての対策でございますが、2月14日に体罰防止研修を小中学校の管理職及び生徒指導担当を対象に行いました。内容といたしましては、服務上及び学校経営、生徒指導、人権教育、部活動の四つの観点から体罰の防止について考えました。マスコミにも取り上げられました部活動振興相談員の学校巡回指導でございますが、経験の浅い教員が、部活動経営がうまくいかず体罰などの誤った指導に陥らないよう、昨年4月から各中学校を巡回し、指導・助言を行っているものでございます。また、一昨年4月からは、学校教育相談員が初任者教員などの経験の浅い教員の学級経営や教科指導についての指導・助言のため小中学校を巡回しており、教員の指導力向上を図っているところでございます。

このように、不登校の未然防止や体罰防止のため、教員の指導力向上や体制づくりに取り組んでおりますが、一方で、各学校においては、子どもたちがたくましく生き抜く力を身につけられるよう教育課程の編成に努めており、授業改善も含め、教育委員会ではさらに学校支援に努めてまいります。

以上です。

○木村勝彦議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 中学校給食についてのご質問にお答えします。

デリバリー給食につきましては、市の栄養士が献立を作成し、食材の選定につきましても関与しまして、中学生にとって必要な栄養のバランスがとれた給食を提供できるようにしてまいります。栄養バランスを心配しておられる保護者にとりましては、デリバリー選択制給食が家庭や生徒の状況等に合わせて給食の選択肢を増やすことができると考えております。申し込み方法につきましては、献立のメニューを参照していただき、インターネットや携帯電話からの予約や食券購入、また、マークシート方式などさまざまな方法がございます。メニューを見ながら生徒と保護者が会話することにより、家庭での食育の一助となるのではないかと考えております。

食物アレルギーへの対応につきましては、先行している自治体の取り組みを参考に研究・検討してまいります。

配膳室を設計するに当たりましては、各中学校により生徒数などの条件が異なりますが、他市で全員喫食を実施している場合での配膳室の大きさは、ほぼ1教室分程度とお聞きしております。目標を上回る注文があった場合でも十分な対応ができるよう、設備備品等を設置するスペースなども考慮し、実施設計時には十分に対応できるよう配膳室の面積を確保したいと考えております。

また、試食会の実施につきましては、保護者の方々にも安心して給食を申し込んでいただけるためにも必要であると考えておりますので、給食の実施前や実施後におきまして、多くの方々に試食していただけるよう検討してまいります。

次に、通学路の安全対策でございますが、今年度を実施いたしました合同安全点検につきましては、教育委員会、土木下水道部、摂津警察署、茨木土木事務所が参加し、各学校から報告のあった箇所について確認をしてまいりました。報告箇所数は計54か所で、このうち何らかの対応を行ったものが15か所、今後実施予定は4か所、学校で指導をしていただくこととしているものが4か所、検討中が23か所、対応が困難なものが8か所となっております。

実施済みの主な内容は、注意喚起の看板の設置、路面表示の整備、学校敷地へのミラーや通用門の設置などでございます。実施予定の内容といたしましては、見通しの悪くなった場合の植樹の剪定や路面表示の復旧などでございます。

昨年の第2回定例会にてご質問のございました通学路安全対策協議会についてでございますが、平成24年度は、合同安全点検を実施するに当たって、関係者が協議する場を用い、合同点検や学校との意見交換を行ってまいりました。協議会という組織ではございませんが、問題点や対応方法について一定の共通認識を持つことができたと思っております。今後は継続した取り組みを行うとともに、PTAや地域も含めました安全確保の体制を構築していくことが課題であると認識しております。

○木村勝彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 体育施設の整備・拡充についてのご質問にお答えいたします。

平成25年度は、国の元気臨時交付金を活用し、三宅及び味舌のスポーツセンター体育館と柳田及びくすの木公園のテニス施設の全面改修、温水プールのプール槽の入れかえなどを予定いたしております。いずれも経年劣化した施設であり、改修後の利

便性は格段に向上するものと考えております。運用面におきましても、スポーツセンター運動広場の利用について、市内在住・在勤・在学者が優先使用できるよう申し込み方法を変更するなど、利便性の向上を図ってまいります。また、小中学校の学校施設をはじめ、府立高校、私立学校、企業が有する体育施設の開放を依頼しております。どの施設も貸し出しいただく余裕のない状況となっておりますが、今後も継続してお願いしてまいります。なお、新校舎を建築中でありました摂津支援学校のグラウンドが平成25年度から再度学校開放いただけるとのことで、現在協議を進めております。

市民生活にスポーツの果たす大きな効用を考えますと、高まる需要の中で施設を整備・拡充し、スポーツ環境を整えることが市の責務であると認識しております。限られた施設でございますが、あらゆる機会を見つけて施設の充実を図ってまいります。

○木村勝彦議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

1番目の財政運営と今後の見通しですが、今回創設された元気臨時交付金の情報不足や、また、さまざまな要因から財政見直しを見きわめるのは大変難しい状況だったと思いますけれども、そうした中で、平成25年度決算時に基金をどの程度温存できるかというのが極めて重要であります。この基金の温存につきましては、今後最大限努力していただくことをお願いし、要望いたします。

2の(2)安威川以南のコミュニティ施設の整備についてですが、ワークショップの開催におきましては、子育て世代の方など多くの世代の方から意見も反映できるようにお願いをしたいと思います。また、市

立第19集会所及びちびっこ広場の機能維持や公民館機能の融合など、さまざまな課題があると思いますが、例えば、安威川以北にあって安威川以南にない児童センターなどの機能を反映するなど、多くのご意見を聞き、市民主体のコミュニティの拠点となるようお願いし、これは要望いたします。

次に、3の(1)地域防災計画についてですが、防災・減災対策につきましては、地域の一斉点検で修繕箇所をボトムアップして予算が配分されるようになっていることから、関係機関と綿密な連携をとり、市内各施設の実態把握を行うとともに、年次計画を策定し、より災害に安全な摂津市の構築に全力を尽くすよう、これもお願いし、要望いたします。

2番目の災害時の要援護者支援についてでありますけれども、ご答弁にもありましたように、要援護者と地域の方との連携というのが深まるように、そして、現場で活用できる情報提供や体制を整えていただきますようお願いし、要望いたします。

そしてまた、本年4月から始まりますけれども、認知症高齢者等徘徊SOSネットワークにつきましても、この広報に掲載してから1か月少々でございますけれども、本当に市民の方から安心できることが一つ増えたということで、そういう高い評価も聞いております。また今後も有効性あるネットワークとなるよう期待し、要望いたします。

3番目の事業所防災ネットワークについてでありますけれども、ネットワークを通して一社でも多くの協力をいただくとともに、自主防災組織との情報交流や防災訓練への参加、また、あるいは救援物資輸送車両としての事前届け出につきましても、市民の

安心向上につながると思いますので、その体制を整えていただきますように、これも要望としてお願いをいたします。

5番目の公共交通機関の充実についてですが、市民との協働で多くのご意見を聞き、そして一つ一つの声を形にできるよう取り組むことが大切であると思います。既存のバス路線から外れた空白地域への対応策につきましては、例えば、民間活力を導入した乗り合いタクシーの導入などを視野に入れた検討をお願いし、要望といたします。

7番目の浸水対策についてですが、先ほどご答弁で10年に1回に対応する整備ということを言われておりましたけれども、集中豪雨も地球温暖化などにより回数が増えることも十分考えられます。そしてまた、今後は想定外との言葉では済まされないこともあると思います。摂津市開発協議基準の改正案では、これまで訴えてきましたけれども、分割した開発についての規制、またあるいは浸水しやすい地下、半地下駐車場設置についての指導強化、そして自治会加入に対する開発者の努力強化などが盛り込まれており、これは一定評価をしておりますけれども、さらに検討を加え、実効性ある基準としていただくとともに、運用するための人材確保と業者に対する毅然たる態度を貫いていただきたいというふうに思います。

また、協働のまちづくりの一つとして、例えば、梅雨時期前に全市をあげて排水口の清掃あるいは周囲の片づけなどを行う摂津市一斉大掃除を行うことも検討してはどうかと思います。今後もさらに浸水対策にしっかりと取り組んでいただくことをお願いし、要望といたします。

4の(1)地球温暖化についてですが、本市におきましては、阪急摂津市駅を含め、

環境に配慮した南千里丘まちづくりを進められましたし、このたび民間事業所がおおさか優良緑化賞と知事賞を、また、保健センターとコミュニティプラザも奨励賞を受賞されました。また、環境創造都市の宣言都市としまして、さらに地球温暖化防止対策に努め、よりよい自然環境を次の世代へ引き継いでいくことが今の大事な責務であると思います。また、市民との協働で実施していただいている環境家計簿の取り組みにつきましても、さらに啓発推進されますようお願いし、要望といたします。

5の(1)市民の健康向上に資するについてでございますけれども、1回目のご質問の折に、市長からは平均寿命、また健康寿命というお話もございました。今、この平均寿命というものにつきましても、医療技術の発達等々におきまして延びてきておりますけれども、それに比例して健康寿命というのはまだ延びてきていないというのが現状でもあるかと思っておりますので、そういう意味で、今後ともこの健康寿命を延ばしていただきたいというふうに思います。その意味で、このワクチン接種事業の創設につきましても、高齢化の現状に則した有効な施策であると、高くこれも評価をいたします。先ほどご答弁で他市の状況を見据えながらということ、70歳からが対象になっているということでありましたけれども、死亡原因の上位を占める肺炎予防の接種開始年齢、また助成額の拡大などを今後の検討課題として取り組んでいただいて、そして、健康施策のさらなる充実が医療費の上昇抑制にも資する施策となるように、これも期待し、要望といたします。

6の(1)生きる力についてでございますけれども、やはり子どもこそ主役との理念に基づきまして、子どもたちの個性、能力、

創造性、そして思いやりの心を伸ばし、生きる力をしっかりと身につけていただくことを最優先していただきたいというふうに思います。また、教育の原点は子どもたちの幸福であると思います。その子どもたち一人ひとりの幸福を実現するために、社会のための教育ではなく、教育のための社会の構築も認識していただいて、不登校児童・生徒への対応や体罰防止などに教育委員会としてしっかりと取り組んでいただきたいというふうにも思いますし、また、教育委員会と学校現場がしっかりと連携をして、そして協力し合いながら取り組んでいただくようお願いし、要望いたします。

3番目の中学校給食の配膳室の設置についてでありますけれども、具体的にご答弁をいただきました。どうかこの成長期にある生徒への栄養バランスにも配慮した給食の提供とともに、申し込み方法や、特にこのアレルギー対策につきましては命にかかわるということでもございますので、その適切な対応をお願いしたいと思います。また、十分な配膳室の確保や安全に短時間で給食を渡せるよう工夫をしていただくことをお願いしたいと思います。

そして、保護者はもちろん、地域の方へ呼びかけていただいて、試食会の実施の検討もお願いしたいと思います。そして、この取り組みが学校、家庭、地域のさらなるつながりの向上や給食の時間が生きる力をはぐくむコミュニケーションの場になりますようお願いし、要望いたします。

4番目の通学路の安全対策についてでありますけれども、子どもが関係する事故は、道路横断中、下校時間の午後2時から6時、また自宅から500メートル以内の場所で多く発生しているということでもあります。この件で、千葉県鎌ケ谷市では、交差点ハ

ンプや歩道整備などで年間平均事故が整備前の22.6件から6.6件と約75%も減少し、大きな成果を上げられておられます。子どもの見守り向上や通学路の安全対策、そして昨年から要望している（仮称）通学路安全委員対策協議会の設置を速やかに推進されるよう要望いたします。

5番目のスポーツ環境の改善についてですが、施設を整備・充実し、スポーツ環境を整えることは市の責務であるというご答弁もいただきました。摂津市には、北摂地域などの大きな枠組みでの大会ができるようなスポーツ施設をぜひ建設してほしいということで、多くのスポーツ関係団体の皆さんからの声があります。このことにつきましては本当に胸が詰まる思いで認識していただいているというふうに思いますけれども、国や大阪府と連携して、淀川河川公園や吹田操車場跡地にできる防災公園を有効活用し、関係機関、関係各課で検討していただき、そしてスポーツもできる公園にするなど、今ある土地を有効利用できるようにオール摂津で取り組んでいただきたいというふうに思います。摂津市はサッカーの本田圭佑選手をはじめ多くのアスリートを輩出しております。学校のナイター設備の充実も含めて、摂津の未来の宝である子どもたちがスポーツに親しめる環境の整備をどうか図っていただきますようお願いし、要望いたします。

8の（1）質の高い行政運営の実現についてでありますけれども、少数精鋭体制の構築及び定年延長制を視野に入れた適正人数の考え方につきましては、ご答弁もありましたように、定義づけることは決して簡単ではないと思います。しかし、現実問題として、目の前に迫っている重要な課題であり、きちんと道筋をつけなければなりません。

ん。質の高い行政経営の核となる適正人数による少数精鋭体制を掲げるのであれば、一刻も早くこの問題の解決に着手し、ただ輪郭のみを示すのではなく、明確な方向性を示されるべきであると考えます。

人材育成実施計画と業績評価制度の本格実施につきましては、キャリアシートへの申告などを通して個々の特性の把握をするなど、所属長と職員がともに異動を繰り返していく職場環境への配慮という点については一定の成果を上げているとされています。仕事の効率と対価の関係性の調査では、必ずしも対価と効率の高さは比例せず、自発能動の行動がモチベーションと効率の高さに比例するとの結果でありました。一定の成果につきましては、職員の皆さんの前向きな姿勢と努力のたまものであると高く評価をいたします。今後、少数精鋭体制構築のための職員の育成と市民サービスのエキスパートたる職員像の実現に取り組み、平成27年度が人材育成の基盤確立の意義ある年度となるよう要望いたします。

2番目の電子自治体の推進についてでありますけれども、電子自治体の推進につきましては、Eメール、いわゆるソーシャルメディアを通じた情報発信については、何よりも行政が一体となり関係各課のコミュニケーション連携が大事であると認識をいたします。メール配信などの情報を、オール摂津で行政の情報を迅速に、そしてより多くの方へ発信できるよう、実施に向けて検討していただくようお願いし、要望いたします。

以上で公明党摂津市議団を代表しての質問を終わります。

○木村勝彦議長 村上議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時36分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 木村勝彦

摂津市議会議員 野原修

摂津市議会議員 川端福江

摂津市議会継続会会議録

平成25年3月7日

(第3日)

平成25年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成25年3月7日（木曜日）
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員（22名）

1 番	村 上 英 明	2 番	本 保 加津枝
3 番	大 澤 千恵子	4 番	野 原 修
5 番	川 端 福 江	6 番	藤 浦 雅 彦
7 番	南 野 直 司	8 番	渡 辺 慎 吾
9 番	三 宅 秀 明	10 番	上 村 高 義
11 番	森 内 一 蔵	12 番	山 本 靖 一
13 番	弘 豊	14 番	山 崎 雅 数
15 番	木 村 勝 彦	16 番	森 西 正
17 番	嶋 野 浩一朗	18 番	柴 田 繁 勝
19 番	三 好 義 治	20 番	原 田 平
21 番	安 藤 薫	22 番	野 口 博

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	和 島 剛	市長公室長兼 会計管理	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生活環境部長	杉 本 正 彦
保健福祉部長	福 永 富 美 子	都市整備部長	吉 田 和 生
土木下水道部長	藤 井 義 己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬 場 博
教育委員会 教育総務部長	登 阪 弘	教育委員会 生涯学習部長	宮 部 善 隆
水 道 部 長	宮 川 茂 行	消 防 長	北 居 一

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
事務局総括参与	野 杵 雄 三		

1 議 事 日 程

1,

代表質問

新生クラブ 森内 一蔵 議員

市民ネットワーク 森西 正 議員

民主党 三好 義治 議員

日本共産党 山崎 雅教 議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前 10 時 開議)

○木村勝彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、藤浦議員、南野議員を指名します。

日程 1、代表質問を行います。

順次質問を許可します。森内議員。(拍手)

(森内一蔵議員 登壇)

○森内一蔵議員 それでは、皆さん、おはようございます。

新生クラブを代表いたしまして質問をさせていただきます。

昨年末の衆議院選挙で自公連立政権が誕生し、日本経済の低迷を回避するために新政権の喫緊の課題である景気対策が政府・日銀の間で進められておりますが、我が国の景気は世界景気の減速等を背景に弱い動きとなっております。東日本大震災から 2 年がたとうとしておりますが、復興需要が引き続き期待される中、内需の面では緩やかな回復傾向が見られますが、欧州の債務問題や新興国の経済の減速など、外需の面では厳しい状況が続いております。関西経済でも例外ではなく、輸出企業を中心に大きな影響を受け、先行きに不透明感が強まっております。

このように、地方自治体にとっても財政面において厳しい状況下にあります。地方分権改革を進め、限られた財源で効率的な行財政運営を推進し、市民の期待に応える施策の実現はもとより、地域の特性を生かした個性あるまちづくり、そして、将来を見据えた諸施策が着実に進展するために、平成 25 年度市政運営の基本方針が出されました。これについて順次質問をしていきます。

まず第 1 に、市民が元気に活動するまち

づくりについてであります。

その一つといたしまして、市民の協働意識と市民公益活動についてであります。協働については先日も質問がありましたが、少子・高齢化、核家族化や情報社会の環境の変化が著しい時代において、市民の意識や価値観、ライフスタイルも変わり、市民ニーズも高度・多様化する中で、協働という言葉が市民にどう理解されているのか、行政のいう協働と市民意識の協働について浸透はどうか、また、市民公益活動の支援について、まず公益活動とはどういうものなのか、それに対してどのように支援をしていかれるのか、お尋ねをいたします。

2 番目に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについてであります。

その(1)といたしまして、地域防災計画における防災体制と都市基盤整備について。

阪神・淡路大震災や東日本大震災、そして今後発生が予測される東南海地震など、地震等に対する防災対策が進められてはおりますが、地域防災計画の改定に向けて取り組まれている中で、災害に強いまちづくりのためには、避難場所の整備やさまざまな検討が必要と思われますが、都市計画マスタープランの策定とどう連携させていかれるのか、お尋ねをいたします。

次に、(2)の民活防災としての事業所防災ネットワークについてであります。

災害時に企業の力を生かし、応援協定の締結を図り、民間企業の知識や経験を防災ネットワークに生かしていこうとしておられますが、本市のように洪水災害が懸念される地域経済において、どのようにネットワークを構築されていかれるのか、お聞きをいたします。

3 番目に、みどりうるおう環境を大切に

するまちづくりについてであります。

(1) といまして、地球温暖化防止地域計画と緑の基本計画についてであります。

地球環境問題は、国際社会でなく日本においても重要課題であります。本市においても低炭素化社会の形成に努めているところではありますが、二酸化炭素排出量の抑制を図るため取り組みはどうなっているのか、お尋ねをいたします。また、緑の基本計画について、その成果といまして、平成22年に阪急摂津市駅駅舎が大阪府知事賞・生物多様性賞を受賞され、23年にはおおさか優良緑化賞をユニエス南千里丘が、そして、平成24年度のおおさか優良緑化賞に三星ダイヤモンド社が、奨励賞にコミュニティプラザ、保健センター、そしてJSBの摂津エコセンタービルが受賞されるなど、企業においても緑化に対する関心が伺えますが、緑の基本計画に地球温暖化防止や市民の関心度をどう生かしていけるのか、お尋ねをいたします。

(2) といまして、騒音、振動、悪臭、ばい煙等の公害対策についてお尋ねをいたします。

さまざまな環境への取り組みがなされている今日において、騒音、振動、悪臭に地球温暖化や大気汚染につながるばい煙などの公害対策として、工場などに対し、行政として指導監督にどのように取り組まれておられるのか、お尋ねをいたします。

4番目といまして、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについてであります。

その(1) といまして、市民の健康づくり運動「健康せつつ21」の改定についてお尋ねをいたします。

近年、生活環境の改善や医学の進歩によ

り感染症が減少する一方で、がんや循環器疾患など生活習慣病が増加し、疾病構造が大きく変化し、健康状態を示す包括的指標である平均年齢にしてみますと、日本は世界において高い水準を示しております。特に女性は昭和60年から今日に至るまで世界一の水準を示しておりますが、こうした成果は、日本の高い教育、経済水準、健康医療水準等、生活習慣の改善に支えられ、今後さらに平均寿命が延び、将来推計では2060年には男性で84.19歳、女性では90.93歳に達するという予測がされる中で、健康づくり運動「健康せつつ21」をどのように改定されていけるのか、お伺いをいたします。

(2) といまして、ロコモティブシンドロームと「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」についてであります。

ロコモティブシンドローム、運動器症候群は、運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態をいいますが、メタボリックシンドロームはよく知られておりますが、ロコモはメタボに次ぐ国民病とも言われて、予防の重要性が認知されれば人々の行動も変わるものと思われそうですが、このロコモティブシンドロームという言葉の概念と認知度を高めることが必要であると第2次健康日本21においても指標として設定され、ロコモ予防のため「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」と合わせた取り組みについてお聞きをいたします。

5番目の、誰もが学び、成長できるまちづくりについてであります。

(1) といまして、中学校部活動振興相談員の役割と部活動の学校間格差の是正と活性化に向けた取り組みについてであります。昨日も問題になっておりました

が、部活動において体罰が社会問題となる中、教育の場として部活動に力を入れ、学校部活動振興相談員の巡回事業がテレビニュースとして取り上げられておりますが、配置と、そしてその役割について、また学校間の部活動格差是正と活性化に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。

6番目の活力ある産業のまちづくりについてであります。

その1番目といたしまして、産業振興アクションプランの策定と地域産業の活性化についてであります。新興国の経済発展や産業経済のグローバル化などがますます進む中で、製造業などの拠点流出などにより、地域における経済環境は大きく変化しつつあります。このような環境変化に的確に対応し、産業界と行政の連携により産業活性化への取り組みが必要とされ、市内事業所実態調査を実施され、そのアンケートのデータをどのように活用してプランを策定されるのか、また、地域産業の活性化に向けた取り組みにどう生かしていけるのか、お尋ねをいたします。

7番目の計画を実現する行政経営についてであります。その1番目といたしまして、地方分権における権限移譲と財源確保についてであります。

地方分権は、国が持っている地方に関する決定権や仕事をするために必要なお金を地方に移して、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにすることです。ありますが、権限移譲を受け入れるに当たって、財源確保と人員体制について基本的な考えをお伺いいたします。

(2)番目といたしまして、人材育成実施計画と業績評価制度の取り組みについてであります。人材育成実施計画は、平成23年度から27年までの5年間として取

り組まれておりますが、常に市民の目線で行動し、前例にとらわれず、みずから考え勇気を持って行動する職員を育成し、百年の計を立てるならば、人を育てることが肝要であると言われておりますが、これまでの取り組みと業績評価制度はどういう形で実施されるのか、お尋ねをいたします。

三つ目としまして、第4次行財政改革の理念である5本の柱、その中間実績についてお尋ねをいたします。

実施計画の理念の5本の柱というのは、一つに、簡素でわかりやすい組織・機構づくり、二つ目に、民間活力導入と職員再配置で、スリムで効率性のある職員体制、660人体制をつくるということですね。そして、三つ目に、少数精鋭でスピード感ある行政経営システムの構築、四つ目に、前例にとらわれず、みずから考え勇気を持って行動する職員を育てるとことの人事制度の改革、五つ目に、健全で安定した財政基盤の確立とありますが、現在までの取り組みの成果をお聞きいたしたいと思えます。

以上で1回目の質問といたします。

○木村勝彦議長 市長答弁。

(森山市長 登壇)

○森山市長 新生クラブを代表しての森内議員の質問にお答えをいたします。

まず、協働についてのご質問でございますが、最近では淀川わいわいガヤガヤ祭の取り組みをはじめ、協働による取り組みが広がりを見せ始めております。現状におきましては将来に向けての土壌づくりの段階でございますが、先日開催いたしましたロックミュージアムでは、南千里丘まちづくり事業の継承として、地元商店会さん、事業者さん、行政のそれぞれができることを無理なく実践し、若者を引き寄せ、まちを

盛り上げることができました。そのほか、事業者さんとともにスイーツコンテストを開催し、参加者からは「次回は自分たちもやってみたい」という声をいただきました。今後、さまざまな分野で市民、事業者、行政などの多様な担い手が少しずつ連携・協力の輪を広げられるよう、市民公益活動をはぐくむ支援の取り組みを進めていきたいと思っています。

地域防災計画についての質問でございますが、本市では第4次の摂津市の総合計画など上位計画の改定に伴い、本市都市計画マスタープランを平成24年度から26年度にかけて見直しを図り、検討を進めているところでございます。防災面での検討の取り組みとしまして、東日本大震災や阪神・淡路大震災では広域な範囲に甚大な被害をもたらしたことによる教訓を踏まえ、防災機能の強化及び建築物の安全化により災害による被害を最小限とするとともに、安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくりを目指すために、一つ目は、人や物資の緊急輸送路となる幹線道路や鉄道、河川を軸とした安全軸の整備、二つ目に、避難地への避難路となる道路ネットワークなど、連続的な防災空間や延焼遮断空間となる都市公園などの整備、三つ目は、建築物の耐震化や不燃化の推進があげられます。具体的な防災面のまちづくり整備方針として検討が必要となっておりまして、今後、地域防災計画の改定と合わせて、都市計画マスタープランにおきましても、防災面の考え方を視野に入れて、地域特性を認識しながら連携を図りつつ検討してまいりたいと思っています。

事業所防災ネットワークについてでございますが、本市は事業所数が多く、夜間人口より昼間人口が約1万人以上上回るという

特性から、もし昼間に災害が発生した場合、事業所の存在は地域の防災に非常に大きな力となります。多くの事業所には、企業の持つ人的・物的な資源に加え、地元企業ならではの知識や経験があります。その力を防災に生かすことができるよう、市の防災対策に関する情報の共有を図ることを目的としたネットワークを構築してまいりたいと思っています。より多くの事業所がこのネットワークに参加していただき、当面は市から過去の災害履歴や防災対策の情報を提供し、その後、相互に情報交換しながら防災意識の向上を目指します。特に摂津市においては過去から浸水被害と闘ってきた歴史があります。市内の事業所の方々に過去の浸水被害を伝えることで防災対策を整備していただければと考えております。

地球温暖化防止地域計画と緑の基本計画についてのお問いでございますが、地球温暖化防止地域計画につきましては、温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素排出量の抑制を図るため、2020年度の二酸化炭素排出量を1990年度に比べて20%の削減目標を掲げ、市民、事業者、行政の3者が相互に連携・協力のもと取り組んでいるものでございます。この地域計画では、ヒートアイランド現象の緩和として、施策の一つに緑化が位置付けられております。二酸化炭素の排出削減に効果があるものと考えております。

緑の基本計画では、これらに加え、緑の役割に、生物に生息の場を提供し、季節感を提供し、景観や郷土の意識を高めていただくことで保養・休養の場を提供でき、精神的充足、健康の増進にもつながっていくものとして策定に取り組んでおります。南千里丘地区のまちづくりにおいて、事業者を含め市民や行政が緑化のために努力して

きたものが数々の事象として実を結んだものであるものと思っております。この精神を受け継ぎまして、平成24年度から改定作業を進めております緑の基本計画におきましても、緑の目標や施策などの重要な部分において、地球温暖化防止計画を踏まえながら市民の意見も取り入れて策定してまいりたいと考えております。

騒音、振動、悪臭等々公害対策についてありますが、工場、事業所などから出る騒音、振動などの公害対策につきましては、騒音規制法をはじめとする環境関係法令や条例が定められております。それらの法令等に基づき調査・指導を行っております。公害などの発生に際しましては、速やかに現場に赴き、現状確認を行うなど早急な対応に努めているところであります。また、事前の法令等に基づく届け出や立ち入り調査などにより公害の未然防止にも努めてまいります。

現在の健康せつつ21の成果や課題についてでありますけれども、健康せつつ21は、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸などの実現を目的とし、国民が一体となって取り組む健康づくり運動「健康日本21」を摂津市において展開する市の計画として策定したものであります。平成24年度が最終年度であり、ただいま成果の検証を行っている最中であります。成果として、庁内全面禁煙の取り組みや摂津市独自の健康体操の普及、健康づくり推進リーダーの育成と健康づくり自主グループの育成、ウォーキングコースの設置、各種健診の受診率の向上など、目標設定項目の約6割が改善いたしました。残る課題として、特定健診や各種がん検診の受診率のさらなる向上、生活習慣病の発症予防や重症化予防により医療費の伸びを抑制することなど課題もあ

ります。平成25年度に次期10年間の計画策定を予定しております。

「まちごとフィットネス！」とロコモティブシンドローム予防についての質問にお答えをいたします。

日本の平均寿命は世界でもトップクラスで喜ばしいことですが、70歳以上では多くの方が徐々に生活の自立度が低下していくと言われております。足腰の痛みに限らず、全身の関節や筋肉などの運動器の衰え、寝たきりや要介護の危険性が高くなる状態であるロコモティブシンドロームの予防は、高齢者の健康づくりを推進することが重要と言われております。また、高齢者のみならず30歳代、40歳代の壮年層の中にも、生活様式の変化などにより運動器の衰えが忍び寄っていると言われております。「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」の取り組みは、まち全体を健康づくりの場として、子どもから高齢者まで運動が気軽に取り組める環境整備を図ってまいりますので、本事業がロコモティブシンドロームの予防にもつながるものと考えております。

産業振興アクションプランの質問であります。平成24年度に実施しております市内事業所実態調査では、事業所訪問によるアンケート調査により市内事業者から貴重なご意見をいただいております。この調査により得られた情報は、分析の上、（仮称）産業振興アクションプランの策定における基礎データとして活用してまいります。策定いたしましたプランは、事業者にもフィードバックを行い、事業運営に役立てていただくとともに、今後の本市産業の活性化の行程表として活用してまいりたいと考えております。

地方分権に対する市の基本的な考えであ

りますが、我々基礎自治体は市民にとって一番身近な行政であります。つまり、どのような権限があれば市民サービスの向上につながるかは、国や都道府県よりも知っているわけであります。それゆえに、市民サービスの向上に直結する事務につきましては、待ちの姿勢ではなく、みずから権限を取りに行くという気概を持って臨んでまいり所存であります。また、財源措置が伴っていない権限移譲事務が多いのも事実であります。この点につきましても、さまざまな機会をとらえ、市政を預かるリーダーとして、国や府に対して言うべきこと、伝えるべきことをしっかりと進言してまいりたいと思います。

人材育成実施計画と業績評価制度についてであります。人材育成実施計画において業績評価制度は重要な位置付けにあると認識をいたしております。人材育成実施計画の3本柱である職場研修制度、人事制度のいずれとも関連があり、職員がそれぞれの目標を明確にすることで組織の活性化や組織全体の成長が期待できるものであります。したがって、人材育成の観点でも導入の意義は大きいものと考えております。

次に、第4次の行財政改革実施計画の中間評価であります。ご質問にありましたように、同計画には少数精鋭体制でスピード感のある行政経営システムの構築をはじめ、5本の柱を掲げております。この間の取り組みとして、まず主たる項目である市役所内の仕事のあり方、やり方を徹底的に洗い出し、市役所内の内なる改革を行い、少数精鋭の職員体制を構築していく取り組みを行ってまいりました。また、企業誘致を行うなど歳入の確保にも取り組み、財政調整基金などの主要基金の温存を図りながら、増嵩する扶助費への対応、がん予防対

策など健康増進施策、エアコン設置など教育環境の向上、こども園の開設、阪急摂津市駅の誘致など南千里丘地域の開発、吹田操車場跡地への対応などの諸施策にも取り組んでまいりました。今後とも市民サービスの向上を目指しつつ、健全で安定した財政基盤の確保をしていくためには、さらなる行財政改革への取り組みが必要になると考えております。

以上、私からの答弁にかえさせていただきます。

○木村勝彦議長 教育長答弁。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります中学校部活動振興相談員の役割や活動の状況についてのご質問にご答弁を申し上げます。

本市の中学校における部活動入部率は、85%から90%でここ数年推移しており、生徒の期待とともに教育的効果も大変大きなものと考えております。しかし、学校の小規模化などから生じたさまざまな課題もあることから、本市の中学校部活動のあり方を考え、さらに活性化することを目指して、部活動振興相談員を平成24年度当初から配置いたしました。部活動振興相談員は、各中学校を巡回し、部活動の意義や指導に当たっての留意点などについて、経験の浅い教員を対象に丁寧に指導してまいりました。特に、勝利至上主義に陥り、行き過ぎた指導を行ったり、生徒の主体性を伸ばすことをとめてしまうことがないように、生徒の意欲と可能性を引き出す指導を行うよう助言してきたところでございます。

また、今年1月から2月にかけては、各中学校で行われた部活動部長会議に出席し、仲間と部活動をする意義とともに、悩んだときには一人で抱えず、早く信頼できる学校の先生に思いを話すようにとのメッセー

ジを伝えたところでございます。

次年度からは、これまでの取り組みに加え、部活動振興相談員を中心に、各学校での部活動のさまざまな課題について、生徒や保護者の思いも含め、さまざまな角度から実態把握を行い、本市の中学校部活動活性化のための具体的な方向性について検討してまいります。

以上です。

○木村勝彦議長 森内議員。

○森内一蔵議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1番目の（１）といたしまして、市民の協働意識と市民公益活動支援についてでありますけれども、協働という意識が市民にどれぐらい浸透しているかということをまずお尋ねしたいと思います。公益活動については、昨年、公益活動推進委員会設置要綱がつくられまして、市民の公募によって8月に立ち上げられたわけでありまして、その具体的な内容と今後どういうふうな取り組みをしていかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、（２）の地域防災計画における防災体制と都市基盤整備についてでありますけれども、地域防災計画の改定は今後どのような改定をされるのか、内容について一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、今年の正月でしたか、洪水ハザードマップを配布されたんですけれども、これの活用を今後どういうふうに生かしていかれるのか、地域防災計画の中にどういうふうに取り入れられていくのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、淀川や安威川の危険箇所、これはどの程度把握されておられるのか。淀川なんかの場合は、国土交通省がきちっとした指針を出して、鳥飼西地域に危険度B

というふうなところもありますけれども、安威川についても現在どうなっているのか、そういうところもお聞かせいただきたいと思います。

それから、さまざまな災害に備えて、都市防災の観点から、都市計画マスタープランにそういうふうな危険箇所とか、それから避難も含めて、今後、策定に向けた取り組みをどういうふうにされていかれるのか、お尋ねをいたします。

次に、民活防災としての事業所防災ネットワークについてでありますけれども、例えば、淀川や安威川がはんらんすれば、市内の相当な面積が浸水してしまうわけでありまして、市民に対しては防災啓発をさまざまな形でしておられますけれども、事業所に対して、例えば洪水になったらこういうふうな形になりますよというのは各事業所はご存じないと思いますので、そういうところの啓発も必要かなと思います。それには今年配布されましたハザードマップの配布なんかは有効じゃないかなと思うんですけれども、その辺のところについて、配布はどうかということもお聞かせいただけたらと思います。

それから、3番目の一つといたしまして、地球温暖化防止地域計画と緑の基本計画についてでありますけれども、先ほど市長もご答弁がありましたけれども、二酸化炭素の排出量を、1990年を基準にして、2020年に20%のCO₂の削減という目標をあげておられますけれども、このCO₂の削減ということなんですけど、この20%という目標、CO₂の量自体がどういうふうに把握されておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、緑化については、今、行政、市民、企業で取り組んでおられて、成果を

出しておられますけれども、緑の基本計画を改定中ということですが、その内容と25年度のスケジュールについて教えていただきたいと思います。

それから、次の騒音、振動、悪臭、ばい煙等の公害対策についてでありますけれども、騒音、振動測定はもとより、悪臭や今問題となっておる大気汚染の原因であるばい煙、その中にPM2.5、それから新たにPM10といった健康被害をもたらす物質への対応というのはこれから重要となってくるんですけれども、その辺のところもお聞かせいただけたらと思います。

次に、4番目の一つといたしまして、市民の健康づくり運動「健康せつつ21」の改定についてでありますけれども、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会、それから次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会が、平成24年の7月に健康日本21の推進に関する参考資料に、日本における近年の社会変化とともに急激な少子・高齢化が進む中で、10年後の人口動態を見据え、目指す姿を明らかにするとあげられておりますが、健康せつつ21の改定では、生きがいを持ってみずからの健康づくりに取り組むことができる社会環境を構築することが重要であると思いますが、取り組みについてお尋ねをいたします。

それから、新しい言葉ではありますけれども、次にロコモティブシンドロームと「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」についてお尋ねをいたします。

この「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」にロコモティブシンドロームの予防をどう生かしていくか、ひとつお聞かせいただきたいんですけれども、先日、このロコモティブシンドロームを取り上げたこういう冊子が出ました。「くらしの百

科」というんですけど、ある新聞社が出しておるんですけれども、その中で大きく取り上げられて、今後、メタボの次にはこのロコモの対策というのが必要であるということで、健康づくりには欠かせないということですので、このまちづくり、「まちごとフィットネス！」、これにどう生かされていけるのか、啓発方法についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、中学校の部活動の振興相談員の役割と部活動の学校間格差の是正と活性化に向けた取り組みでありますけれども、クラブ活動というのは本当に重要な教育の一環であると思います。学校間の格差はもとより、クラブの数とか、それから、あの学校にはしたいクラブがないとかいうので、本市には五つの中学校があるんですけど、かなり格差があるんじゃないかと思います。それから、活性化に向けた取り組みなんですけれども、例えば、あるクラブの顧問の先生、指導者の先生が転校してしまうと、そのクラブが衰退してしまうというような実情があるんですけれども、これについて、先生方、その指導者をどう育成するかということが一つの大きな問題でありますので、この辺についてどういうふうを考えておられるのか。

それから、今回の振興相談員さんというのはスポーツを中心にした相談員さんということで、サッカーが取り上げられて、テレビでも放送されたんですけれども、クラブ活動全般にいいますと、やはり文科系のクラブの相談員さんも必要じゃないかなと思いますので、その辺のところもお聞かせいただきたいと思います。

次に、6番の一つといたしまして、産業振興アクションプランの策定と地域産業の活性化についてでありますけれども、アク

シヨンプランの策定の基礎資料となる事業所実態調査が行われて、多くこの回答が寄せられたということですけれども、途中経過としてどういうふうな形になっているのか教えていただきたいと思います。

それから、7番目の一つといたしまして、地方分権における権限移譲と財源確保についてでありますけれども、地方分権の流れというのは非常に早く流れておるという感じであります。法律改正等によって多くの権限移譲、それから事務が昨年も受けてきたと思いますけれども、事務の状況とそれに伴う財源措置はどうなっているのか。それから、今、大阪府でも「大阪発“地方分権改革”ビジョン」というようなものが出されておりますけれども、今後の地方分権による権限移譲、102項目というふうなことを聞いておりますけれども、本市にかかわり合いのない、本市ができないような権限移譲などは除外して、今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、次に人材育成実施計画と業績評価制度の取り組みについてでありますけれども、どうも人材育成のこれまでの成果というのはどういうものかというのと、先ほどもご答弁ありましたけれども、なかなか成果としてあらわれにくいのが実情であると思います。そして、今回、業績評価制度というんですけれども、例えば営業とか、それからセールス、それから生産業、品物をつくるといった分野であれば業績というのはしっかりと出てくるんですけれども、この行政サービスというのは非常に尺度が難しい。何を基本にして業績を評価されるのか、その辺のところ、基準を一度お聞かせいただきたいと思います。

最後に、第4次行財政改革の理念である5本の柱の中間実績についてでありますけ

れども、平成22年度から26年の5年間の目標で実施計画に取り組んでおられますが、今年、来年と中間期間になるんですけれども、どういうふうな評価を現在されておられるのか、今後、職員体制も含めてどのように展開されていかれるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 協働の意識がどのように浸透しているかということでございますけれども、先ほど市長答弁でもございましたように、地域のさまざまな活動の中で確実にその種がまかれ、育ってきているのではないかなというふうに感じております。今後は、より一層協働の担い手づくりを進めるような土壌づくりに取り組んでまいりたいと思います。

市民公益活動支援につきましては、摂津市における協働と市民公益活動支援の指針に基づき、市が取り組む支援方策を取りまとめるため、市民公益活動推進委員会を昨年8月に立ち上げております。この委員会は、第4次総合計画から市民公益活動の指針作成に携わっていただきました久先生のほか、市民活動の実践者や事業所関係者、公募委員で構成されています。24年度には市民活動支援のガイドラインを取りまとめていただきましたし、また、25年度の補助制度の審査にも携わっていただく予定といたしております。市民公益活動の活発化に向けまして、市民公益活動を実践する主体者、支援するサポーター、そして調整役のコーディネーター、それぞれの役割を担っていただく方々が連携・協力し合える仕組みづくりを今後も進めてまいりたいと考えております。

次に、CO₂の把握ということでございますが、二酸化炭素の把握の方法につきましては、計画でCO₂排出量全体でございますが、国が地域計画策定マニュアルを作成しておりますので、これに基づき、産業、家庭、業務、運輸、そして廃棄物の5部門に分類され算定されるものでございます。具体的には電力やガスなどのエネルギーの使用量から二酸化炭素の排出量を算定し、人口や工業出荷額に応じ、都道府県・市町村別に案分されたもので、個別に測定されるものではございません。

また、二酸化炭素の排出量は経済活動などに大きく影響され、家庭部門においては猛暑や暖冬など気温変動による影響もございます。このように、二酸化炭素の排出量を把握することは難しいものがございまして、また、いろいろな要因で大きく左右されるものでございますが、数字に左右されることなく、日常生活において常に節電や省エネを意識し、無理なく継続していただけるよう市民啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

公害対策の具体的な内容でございますが、公害発生に伴います苦情につきましては、速やかに現地に赴き、現状把握を行うとともに、苦情の申立者及び発生源の事業者に対し聞き取り調査を行い、事業者には対策等の指導を行っております。

騒音、振動につきましては、測定機器を所有しており、測定することは可能でございますが、測定結果だけで解決することは困難な場合が多いことから、できるだけ双方の意見を聞き、事業者の協力が得られるよう指導しているところでございます。

また、大気汚染や水質汚濁など、大阪府が指導権限を持っております事案への対応につきましては、大阪府と合同で事業所へ

の立ち入り調査を行い、公害の未然防止や発生源対策を行っております。最近問題になっております中国に端を発しますPM_{2.5}等による広域的な大気汚染問題につきましても、先日、国より注意喚起の指針が示されておりますので、今後も大阪府と連携しながら対応を図ってまいります。

次に、アクションプランの件でございます。市内事業所調査を行っておりますが、調査票の配付と回収のため、調査員が市内全事業所を直接訪問する事業で、この2月22日現在で4,135事業所を訪問し、3,311事業所よりご回答をいただいております。内容を見てみますと、今後の経営で必要な対策として、顧客・市場開拓、人材育成、営業・販売力の強化といった回答が多く、また、行政に期待することとして、取引先の紹介やあっせん、技術者育成への支援といった回答を多くいただいております。今後、回答内容の詳しい分析を進め、企業ニーズをしっかりと把握した上で、いかに適切な支援策を導き出せるかを検討いたしてまいりたいと思ひ、このような視点でアクションプランを作成してまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の地域防災計画の見直しとハザードマップの活用についてですが、昨年8月に国の中央防災会議から南海トラフ巨大地震の被害想定が発表され、今までの被害想定を大きく上回るものとなりました。この発表を受け、大阪府による被害想定が行われ、その後、本市においても地域防災計画の改定を行っております。また、浸水被害につきましても、地区ごとのハザードマップに記載されている避難行動の考え方に沿った内容を盛り込んでまいります。この改定につきましては、単に南

海トラフ巨大地震の被害想定を変えるだけでなく、岩手県釜石市で防災対策を進められた群馬大学の片田教授に防災アドバイザーを委嘱し、意見を求め、より実効性のある計画の策定を行ってまいります。

次に、今年1月に配布いたしました地区ごとのハザードマップについてでございますが、このマップは、平成18年3月に発行・作成しましたハザードマップをベースに、淀川や安威川がはんらんしたことを想定し、浸水する深さを表示しております。また、自主防災組織の単位である小学校区ごとに、柳田地区については2枚に分割して、全13種類を地区ごとに配布いたしました。淀川や安威川のはんらんについてでございますが、今年2月に大阪府より安威川洪水リスク図が公表され、破堤、堤防の決壊の可能性のあるポイントが明記されています。今のところ淀川に関しては作成されていませんが、河川による洪水へのリスクは、ハザードマップを通じ、周辺に居住されている住民の方々には認識をしていただきたい重要な内容であると考えております。

次に、地域防災での活用でございますが、このハザードマップでは建物ごとの避難行動を記載しており、浸水深や建物の高さにより、むしろ避難所へ逃げることのほうが危険であり、その方には垂直避難を呼びかける内容となっております。また、地区ごとに作成したことにより、地域の防災訓練に利用していただき、避難経路の確認や避難場所、高い建物の確認を考えていただくのも有効活用がされるよう、今後も働きかけていきたいと考えております。

次に、ご質問の市内事業所の防災対策についてでございますが、地区ごとのハザードマップにもありますように、淀川、安威

川がはんらんした場合、市内の大部分は浸水し、特に安威川以南の区域はほぼ全域が浸水する区域となっております。市民の方々には、自主防災訓練や出前講座を通じて、メディア媒体からの防災情報の収集と行政からの防災情報に注意していただくことをお願いしております。この対応は、市民に限ったことではなく、市内にある事業所の方々にも認識をしていただきたいことで、そのときの避難行動も日ごろから考えてもらう必要がございます。この事業所防災ネットワークを通じて防災対策の情報を伝えていきたいと、議員ご指摘の今回作成した地域ごとのハザードマップについても事業所に配布を検討してまいります。

○木村勝彦議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 地域防災計画にかかわります都市計画マスタープラン策定に向けての取り組み状況についてご答弁を申し上げます。

都市防災の観点といたしましては、大雨洪水の災害にかかわりませず、さまざまな災害が想定されますことから、都市計画マスタープランの策定におきましては、本市における人口や産業、そして土地利用の動向などの把握状況とともに、道路をはじめ、河川、下水道、公園や農地などを含めた都市内に位置いたします都市機能など、市域全体にわたってまちづくりの目標や整備方針を検討してまいります。本市における地形条件も前提として検討の中に織り込みながら、さまざまな災害による被害をどのように減災化が図れるかを地域防災計画と連動しながら検討する必要があるものと考えております。

都市基盤施設にかかわります道路整備や公共施設の耐震化などのハード面の施策と、民間建築物などの耐震化や不燃化の促進な

どのソフト面の施策も図るための防災面のまちづくりへの展開として、今後の都市計画マスタープランの策定過程において、有識者や市民による策定委員会や、さらに庁内若手職員と市民が参加する検討作業部会などの中で、地域別の課題の抽出などについて議論を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、地球温暖化防止地域計画と緑の基本計画についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、作業を進めております緑の基本計画の改定作業では、平成24年度で平成9年度から現在に至ります緑の量の変化や市民アンケート、緑化団体、企業への緑化に対するヒアリングを実施して、市民の方々の関心のある要素や考え方を収集・整理しております。平成25年度では、これらの資料の検討を踏まえまして、学識経験者、緑化推進団体、公募市民の方々などの9名で構成しております緑の基本計画改定懇談会のご意見を伺いながら、緑の目標、施策などを検討してまいりたいというふうに考えております。併せまして、地球温暖化防止地域計画とも整合を図れる計画といたしてまいりたいと考えております。今後、計画がまとまり次第、パブリックコメントを実施し、さらに議会へもご報告を申し上げながら、最終的には大阪府へ報告してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○木村勝彦議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 健康せつつ21の具体的な取り組みについてのご質問にお答えいたします。

健康せつつ21は、健康づくりを進めるために八つの分野、1番目に栄養・食生活、2番目に運動・身体活動、3番目に休養・

こころの健康づくり、4番目、たばこ対策、5番目、アルコール対策、6番目、歯の健康、7番目、健診とフォロー体制、8番目、人にやさしい安心でクリーンなまちづくりに項目分類し、個人が取り組むこと、組織・団体が取り組むこと、公が取り組むことなどを明らかにしながら、数値目標の設定も取り入れて取り組んでまいりました。具体的には、特定健診をはじめ各種がん検診の受診率を向上させるために、無料クーポン券の導入や未受診者への受診勧奨などに取り組み、受診率が向上しているものの、まだ最終目標には達しておりません。また、計画策定時には11%であった高齢化率も、この1月末では21%になっております。健康増進や介護予防の取り組みとして、健康体操の普及や健康づくり自主グループの育成など相応の成果も上げてきておりますが、今後ますます重要になってくる課題であると認識しております。平成25年度は、24年度に実施しております健康調査の分析と合わせて次期計画を作成していきたいと考えております。

次に、ロコモティブシンドロームの具体的予防策についてのご質問にお答えいたします。

ロコモティブシンドロームは、加齢に伴う変形性膝関節症や関節リウマチなど、さまざまな運動器の疾患や、病気とまではいなくても、日々の生活様式などにより筋肉量の減少や筋力の低下、骨量が減少して骨がもろくなるなどの状態を指したものでございます。予防策といたしましては、私たち全員がロコモティブシンドロームの予備軍であることを認識して、日ごろからバランスのよい食事をとることや、体操や歩行などの運動を行い、筋肉や骨、関節、靱帯などの運動器機能の維持・向上を図って

いただくことが効果的と言われております。

そこで、平成25年度に策定を予定しております健康せつつ21の次期計画におきましても、特にロコモティブシンドロームに着眼し、健康づくりグループやスポーツクラブなど、市民とともに「まちごとフィットネス！ヘルシータウン事業」で充実させる予定のウォーキングコースを活用しての取り組みなども展開してまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 教育次長。

○馬場教育次長 部活動を活性化するための方策についてのご質問にお答えいたします。

部活動に関しましては、教員数や施設など、さまざまな実態を配置し、各中学校が主体的に編制するものでございます。しかし、学校の小規模化に伴い、部活動数は減少し、必ずしも生徒の期待に応えられていない現状がございます。重要な教育活動であるからこそ、生徒や保護者の声に耳を傾け、編制の幅を広げる工夫も必要であると考えております。また、部活動振興委員は、現在、運動部を中心に巡回指導を行っておりますが、文化部についても、より一層実態把握は必要であると考えております。すべての学校が同じように部活動編制をすることは、現状では困難でございますが、今後、部活動振興相談員とともに、実態を踏まえた上で、合同部活動や拠点校方式の実現についての検討を進め、本市の中学校部活動のさらなる活性化を図りたいと思います。

○木村勝彦議長 学校間格差の問題とか指導者の育成の問題についての質問があったと思うんですが。教育次長。

○馬場教育次長 先ほど申し上げましたように、学校が小規模化することによりまして、学校間で設置されている部活動の数、種類

が異なって、そういった面で格差が生じているということだと思いますので、そういった実態を踏まえまして、先ほど申し上げましたように、例えば、複数の学校で合同部活動をすることによって学校間の格差を解消したり、拠点校方式でもちまして、一つの学校に生徒が集まって希望する部活動ができる、そういった形で格差の解消に努めたいと思います。

また、教員の指導につきましては、部活動振興相談員を中心に経験の浅い教員について指導をしていき、指導の向上に努めたいと思います。

○木村勝彦議長 市長公室長。

○乾市長公室長 地方分権に関する本市の状況等につきましてのご質問でございますが、権限移譲事務は、大きく分けて大阪府の事務処理特例条例に基づく事務と、国の地域主権戦略大綱に基づき、いわゆる地方分権一括法として関係法令が改正され、基礎自治体の事務となったものの2種類がございます。

まず、大阪府からの権限移譲事務につきましては、平成23年度は身体障害者手帳の交付事務をはじめとする34事務、平成24年度は高圧ガス保安法に基づく許認可事務をはじめとする14事務を受けてまいりました。平成25年度はパスポート発給事務の1事務を受け、平成26年1月から市民課窓口で実施し、市民の利便性向上を図ってまいります。

次に、法律改正に伴う権限移譲事務につきましては、大阪府の権限移譲事務と重複するものもございしますが、平成24年度は特定優良賃貸住宅の供給計画認定事務をはじめとする38事務を市の事務として受けてまいりました。平成25年度は未熟児等の保健医療事務をはじめとする5事務を受

けてまいりたいと考えております。これらの財政措置につきましては、大阪府からの権限移譲事務は、初期経費やランニングコストについて交付金措置が一定なされている一方で、法律改正に伴う権限移譲事務は、地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

なお、今後の見通しでございますが、大阪府からの権限移譲につきましては、事務内容をしっかり精査し、見きわめた上で受け入れの判断をしてみまいりたいと考えております。また、法律改正に伴う権限移譲事務につきましては、現在、3次の地方分権の一括法案が閉会中審査の状態であり、基礎自治体への義務づけ、枠づけの見直しによる条例制定権の拡大を進める内容であるとは聞いておりますが、引き続き動向に注視し、適切に対応してみまいりたいと思います。いずれにいたしましても、市民サービスの向上につながる事務につきましては積極的に受け、そのための行政基盤の強化につきましてもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

それから、次に人材育成、業績評価等のお問いでございます。

平成24年度に二つの事柄を制度化いたしました。一つは自主研究グループへの支援でございます。さまざまな行政課題に対しまして、庁内の有志が自主的に研究を行う際に、グループ並びに研究テーマについて庁内的にオーソライズできる機会を設けるとともに、先進市等への視察への配慮や講師の紹介、会議室利用など、できる範囲での支援を行う考えで、既に4グループが活動を進めるとともに、中間的な報告も受けており、今月には最終報告がある予定でございます。また、新たな視点での職員表彰制度も設けており、各職場から幾つかの

推薦を受けており、今後審査する予定となっております。このような自主・自発的な行動と物事に進んで取り組もうとする意欲というものは、目指す職員像と一致するものでございまして、今後も職員の自立・自発的な行動を受け入れる、また行動を起こしやすい組織風土の醸成に努めてまいりたいと考えております。

次に、業績評価制度の課題についてでございますが、まず、試行的に実施しております現時点での課題といたしましては、設定する目標のレベルの差異の把握でございます。これは業務遂行上の難易度と最終到達点を見据えた中での効果・成果の測定が必要となり、公正な評価結果のためにも、その差は明らかにしなければならないと考えております。また、将来的な課題としましては、やはり昇給や勤勉手当への反映手法となります。結果として職員のモチベーションが向上しなければ意味がございません。頑張っている職員を客観的に選び、インセンティブを与えることは容易ではございませんけれども、人材育成の観点からも実施すべき事柄であると認識しており、今後、課題の解決に取り組んでまいります。

それから、行革の評価等のご質問でございます。行革の状況といたしましては、平成24年3月31日現在で83項目が実施済みでございます。それから、40項目がまだ未実施というような状態でございます。平成22年、23年度で効果額といたしましては11億3,026万3,000円というふうに総括しているところでございます。

それから、人員の体制の問題でございますが、これまで事務職の6割補充と技能労務職の採用凍結を前提に第4次行財政改革実施計画における目標であった660人体

います。

それから、地球温暖化の問題ですけれども、これは本当に私一人が温暖化に努めても焼け石に水というような感覚で皆さんおられると思うんですけれども、やっぱり一人ひとりの意識というのが大事ですので、今後の啓発に努めていただきたいと思います。

それから、緑の基本計画なんですけれども、これも各事業所においては、ある程度熱心なところはしっかりやっておられると思いますけれども、これは開発に伴う指導も含めてですから、もう少し啓発もしていかなければならないと思います。それから、ゴーヤの苗とか、これは一つの啓発としてはいいことだと思いますので、さらなる拡大をしていただきたいと思います。

それから、騒音、振動、悪臭については、細かいようですけれども、昨年9月に、ある自治会の住民の方なんですけれども、被害を訴えられて、自治会をあげてその事業所に抗議をされたというか申し入れをされた経過があります。そういうときに本市としてどういうふうな対策ができるのか。環境政策課に専門家を置いて、こういうことでこういうふうにやったらどうですかという、この指導監督をできる体制をとっていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

健康づくりの中で、今度、健康せつつ21も改定されるということなんですけれども、国が出している健康日本21というものの、これも基本にして一度また改定に参考にいただけたらと思います。

それから、ロコモの問題ですけれども、これは今、「まちごとフィットネス！ヘルシータウン」にマッチした対策ですね。ロコモ対策だと思いますので、ウォーキングコースに運動器具を設置ということなんで

すけれども、この運動器具の使い方次第でいろいろな可能性があると思うんです。例えば、階段とか踏み台一つでも使い方によってはいい運動器具になりますので、そのアドバイザーというものも必要じゃないかなと思いますので、検討していただけたらと思います。

それから、中学校の部活動の、今度体罰とかいろいろ問題がありましたけれども、そういうことで顧問の先生になりたくないとか、それから、頼んでしょうがないから受けますわというようなことでは困りますので、その辺のところについて、やはり人材確保というものが重要だと思いますので、この辺について一度。それから、先ほども言いましたけれども、体育系のクラブだけじゃなしに文化系のクラブに対しても、一つの振興指導員さんというのが必要じゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

あとは、地方分権に向けて、今649名ということなんですけれども、果たしてこの人員体制でいけるのかと。人員、正職員は減ったけれども、あとアルバイト、それから臨時職員というようところで増やしていれば何にもならないということです。それから、ちょっと一つお聞きしたいのは、実績調査なんですけれども、これはアルバイト、それから臨時職員に対しても行われるのか、尺度はひとつよろしく願いしたい。終わっておきます。（発言終了のブザー音鳴る）

○木村勝彦議長 総務部長。

○有山総務部長 では、ご質問いただきました事業所の防災対策の備えについてお答えいたします。

防災対策は、市内の事業所においても備えていただくべきものであると考えており

ます。事業所自身の備えができていなければ、従業員や施設の安全が確保できない、発災したときに従業員が避難難民になるようでは、私どもの体制からいうと逆に負担になるというふうに思います。そういうことから、被災者を増やす結果とならないためにも、事業所で市民にお願いしているような3日間の食料の備蓄ということが一つの目安になるかと思っております。今後取り組みます事業所防災ネットワークでは、市が持つ防災対策の情報の提供、事業所の防災意識の向上をまずは目指していきたいと。その結果、事業所みずから災害のときの備蓄、あるいは議員から提案のありましたボートの配備等をいただくように、こちらからお願いをしてまいりたいと考えております。

それから、今、防災の倉庫等で、いろいろな資機材の設置場所がございますが、これにつきましては、自主防災組織などを通じて地元と話をしながら検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○木村勝彦議長 森内議員、部活動については要望ですか。

○森内一蔵議員 要望にしておきます。

○木村勝彦議長 森内議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。(拍手)

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、市民ネットワークを代表して、市長より示されました平成25年度市政運営の基本方針に沿って質問をさせていただきます。他の会派の質問と重複する部分がありますが、少し視点が違いますので、ご理解をいただいて、ご丁寧な答弁をよろしくお願いしたいというふうに思います。

1、「市民が元気に活動するまちづくり」についてですけれども、(1)「協働」の取り組みにおける「顔が見える関係性」を生かすことについて。

本市の強みである「顔が見える関係性」とありますが、どのようなものなのか、また、「顔が見える関係性」をどのように生かしていくのか、お聞きをしたいというふうに思います。

(2)安威川以南の味生地域におけるコミュニティ施設の整備についてですが、具体的な取り組みを進めてまいりますとありますが、進め方についてお聞きをしたいというふうに思います。

2、「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」について。

(1)公共施設の維持管理について。

小中学校の耐震化については、5の(4)といたしまして教育委員会に質問をさせていただきますので、それ以外の公共施設の耐震化の現状と今後の予定についてお聞きをします。

(2)「都市計画マスタープラン」素案の策定について。

市民アンケートを実施し、策定とありますが、基本的な考えや取り組みをお聞きします。

(3)JR千里丘駅西口のまちづくりにおいて「街区整備計画(案)」策定の支援について。

再開発事業に対する市長の熱意と西口の駅前交通広場を含めて、将来の安全なまちづくりをどのように考えているのかお聞きをします。

(4)吹田操車場跡地まちづくりについて。

ア、国立循環器病研究センターの移転について。

建替整備構想検討委員会において、循環器病研究センターの移転先は箕面市船場地区が有力候補となっております。市長は、今年のある新年会において、100%近い高い数字をあげられて、吹田操車場跡地地区への国立循環器病研究センターの移転に自信を持っているような発言をされたと聞いております。何か発言に対して確信があるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

イ、クリーンセンター問題について。

正雀下水道処理場機能停止後、他の自治体でし尿及び浄化槽汚泥処理することに伴う問題もあると思われますが、どのような課題があり、対応をどのように考えていますか。お聞きをしたいというふうに思います。

(5) 阪急京都線連続立体交差事業の推進について。

現在の状況と今後の取り組みについてお聞きをします。連続立体交差事業に対する市長の熱意についてもお聞きしたいというふうに思います。

(6) JR千里丘駅西口エレベーターの設置について。

現在、JR西日本と協議を行い、平成26年度末完成に向けて進められておりますが、現在の状況と今後のスケジュールについてお聞きをします。

(7) 市内循環バスの運行路変更について。

公共交通の充実に向けた取り組みとして、市内循環バスの運行路変更を行い、JR千里丘駅を起終点とすることで利用者の利便性向上を図るとありますが、市が補助金を交付し、運行を行っている市内循環バスの運行路を平成18年11月に現在の南北ルートに変更され、6年半で変更するに至っ

た経緯についてお聞きをします。

3、「みどりうるおう環境を大切にするまちづくり」について。

(1) 市内全防犯灯のLED切り替えについて。

一般質問で、私は市内の防犯灯をLED化にすべきではないかと質問をさせていただきまして、早速平成25年度には全防犯灯をLED化されることになりました。これは高く評価したいというふうに思います。それでは、市のLED化の考えをお聞きしたいというふうに思います。

(2) 廃プラスチック処理施設の整備について。

(3) 食品トレーの資源分別回収の試行実施について。

これら二つ、廃プラスチック処理施設と食品トレーの資源分別回収の考えをお聞きしたいというふうに思います。

4、「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」について。

(1)「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」について。

日本国憲法の改正の是非は、最終的には国民投票で決まりますが、その前段となる改正の発議自体が至難のわざであります。衆議院は既に自公両党だけで3分の2以上の議席を確保しています。参議院選挙の結果、これら憲法改正を唱える政党獲得議席次第で衆参ともに3分の2以上を占める可能性が出てきました。

摂津市においては、昭和58年3月30日に、国際社会の新たな秩序と安定が求められている今日、平和のうちに生存する権利並びに人間としての尊厳及び幸福追求の権利が尊重されることが全人類の切実な願いになっています。ここに、摂津市は国内外の平和を愛する人たちとともに、豊かで

明るく住みよい社会の建設を積極的に推し進めることを決意し、憲法を守り人間を尊重する平和都市になることを宣言しています。

ところで、日本維新の会の橋下徹共同代表は、「参議院選挙の結果次第で初めて憲法改正を発議できる環境が整う可能性がある。僕はそうなると信じていますし、そうしたいです。」と発言しています。市としての見解をお聞かせください。

(2) 南千里丘地域での民間保育所開設について。

今後の進め方についてお聞きしたいというふうに思います。

(3) 鳥飼なすをモチーフにした消費生活キャラクター「なす丸くん」の活用について。

市のキャラクター「セッピー」がある中で、なぜ新たなキャラクターを作成したのか、お聞きをしたいというふうに思います。

5、「誰もが学び、成長できるまちづくり」について。

(1) いじめ、体罰について。

本市のいじめ、体罰についての現状と教育委員会の考えについてお聞きをします。

(2) 「小中一貫教育実践の手引き」の活用について。

今年度策定している手引きについて、どのような内容でどのように活用していくのか、お聞きします。

(3) 部活動の活性化について。

小中一貫の観点からも部活動の活性化は重要であると考えますが、見解を問います。

(4) 各小中学校で耐震化に向けた取り組みについて。

各小中学校の耐震化と劣化に伴う改修計画はどのようなになっているのか、お聞きをします。

(5) モノづくりの最前線である市内事業所を巡る社会見学の開催について。

どういった内容でどのような効果をねらっているのか、お聞きをします。

6、「活力ある産業のまちづくり」について。

(1) TPPに参加した場合の産業への影響について。

本市は約3,800の事業所が集約し、昼夜人口比率も府下トップクラスの産業のまちであるとありますが、本市への影響をどのように見ているのか、お聞きをします。

(2) 南千里丘地域での産業振興拠点の整備に向けた取り組みについて。

産業振興拠点の考えについてお聞きします。

(3) プレミアム付き「セッピー商品券」について。

第5弾の実施について見解をお聞きします。

7、「計画を実現する行政経営」について。

(1) 「業績評価制度」の本格実施について。

本格実施を考えているということについてお聞きをします。試行実施と本格実施とはどのような違いがあるのか。

(2) 指定管理者制度について。

摂津市立せつつ桜苑について、市立せつつ桜苑の民営化方針についての考えをお聞きしたいというふうに思います。

1回目は以上です。

○木村勝彦議長 市長答弁。

(森山市長 登壇)

○森山市長 市民ネットワークを代表されての森西議員の質問にお答えをいたします。

「顔の見える関係性」についてのご質問でございますけれども、私は常々よく言っ

ていますけれども、1年を通じて約500回ぐらいの行事に参加をいたします。単純に考えますと過去8年で4,000回行事に出ていることになるんですけれども、必ず行事に顔を出しますと、二言三言、身近なわかりやすい言葉といいますか、市の状況、また私の思いを伝えることにいたしております。どこへ行きましても、市民の皆さんの眼に触れますと、らんらんと目が輝いていると言ってもいいと思います。一度たりとも白けていたことはございません。それだけに市民の皆さんはまちづくりに関心をお持ちでありまして、リーダーが何を言うのか、何を思っているのか、しっかりと耳を傾けていただいていると思います。いつもそのとき感じることは、自分たちのまちは、自分たちのことはできるだけ自分たちでやるから、行政もしっかり頑張ってくれよという思いが伝わってまいります。私は、その都度、新たな緊張感を覚えております。この関係は、まちづくりにとって、私からいえばイロハのイ、非常に大切なことではないかと思っております。

こんなことができるといいますか、実感として体に伝わってくる、目の当たりができる。これは、やっぱり摂津市の面積が15平方キロ、人口が10万未満という、非常にコンパクトといいますか、なおかつ山も谷もない平坦なところということで、これが非常に可能なんです。大きな都市では、これはやろうと思ったってできないと思いますが、あとは行政の姿勢、これに尽きるわけでありまして、そういうことが、私は「顔の見える」、簡単なごくごくわかりやすい言葉でございまして、こちらからも見えますが、こちらから見ようとする、見えるとなると、必ず市民の皆さんもやっぱり見ようと関心を持っていただく。まず

こちらからの、待っているんじゃないくて、行政から市民の皆さんに能動的にまちづくりについて働きかけていくという姿勢、これが「顔の見える関係性」でございます。このことを繰り返しておれば、協働のまちづくりは必ず一つの形になってあらわれてくると思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

味生地域におけるコミュニティ施設の話でございますけれども、今日まで何度もこのことについてはいろんな角度からご答弁を申し上げておりますけれども、味生地域には築40年を経過した老朽化が進んでおります別府公民館がございまして。この施設は、現在の耐震基準に基づいて設計されたものではございません。早期に対応していかなければならないわけでありまして。また、鯉生野団地跡地の活用について、別府の連合自治会をはじめ多くの方々から熱心なご意見、ご要望が出されております。地域における熟度が相当高くなっているように感じております。これらのことから、平成28年度の開館を目指し、旧鯉生野団地跡地の一部を活用して、だれもが利用しやすく集える場として、公民館機能を勘案した協働の理念を生かせる施設として整備を進めてまいりたいと考えております。

公共の耐震化についてお答えをいたします。

公共施設の耐震化率は、今年度に第二中学校体育館の耐震化工事を実施し、70.8%となっております。平成25年度として小中学校5校の耐震工事の実施を予定しておりますが、そのほかに避難所である三宅スポーツセンターや味舌スポーツセンターの耐震工事の実施、防災拠点である消防署鳥飼出張所の耐震診断や多くの市民が集まる文化ホールの耐震設計の実施を予定い

たしております。

都市計画マスタープランの素案の策定についてでありますけれども、都市計画の基本方針である都市計画マスタープランの策定につきましては、上位計画であります本市の第4次の総合計画や大阪府の北部大阪都市計画区域マスタープランが改定されたことによりまして、本市の都市計画マスタープランの見直しを行うものであります。策定につきましては、平成24年度から26年度までの3か年計画で取り組んでおります。平成24年度は、基礎調査や課題抽出を実施し、市民参加による都市計画マスタープラン策定委員会を設置し、さらに庁内におきましては、若手職員や市民参加で構成する都市計画マスタープラン庁内検討作業部会を設置し、検討を進めております。来年度につきましては、市民アンケートを実施しながら市民意見を十分にお聞きいたしてまいりたいと考えております。本マスタープランは、将来の都市構造をグランドデザインするために策定するものでありまして、今後も市民参加による協働を基本にしながら策定に取り組んでまいりたいと考えております。

J R千里丘駅西口のお問い合わせでございますけれども、千里丘西地区では、地区内の関係権利者による再開発準備組合が主体となり取り組まれ、これまで地権者同意や社会経済状況の影響もあり、長年活動が停滞しておりましたけれども、今回、街区整備事業を活用した新たな事業手法も視野に入れて検討されており、準備組合としても事業実現に向けて再び士気が高まっている状況でございます。本市といたしましても、千里丘西地区の再開発事業は何としてでもやり遂げないといけない事業だと考えており、準備組合と連携を図り、支援をしてまいり

たいと考えております。

西口駅前の安全対策につきましても、駅前交通広場等の交通施設の再配置などについて、準備組合が主体となり策定されます「街区整備計画（案）」とリンクさせながら検討してまいります。

吹田操車場跡地のまちづくりについてのお問い合わせでございますが、平成24年6月に公表されました国立循環器病研究センターの建替整備検討委員会報告書によりますと、箕面市船場地区が用地確保が一定期間内に保証されるという条件で可能性があるという意見が大半でありました。その後、国立循環器病研究センターみずから箕面市船場地区への移転に関する可能性調査を行っておりますが、国立循環器病研究センターが予定している移転スケジュールから考えますと、課題があるようにも聞き及んでおり、確実に同センターのスケジュールとの整合性が図られる点から、移転可能性がある箇所は吹田操車場地区しかないと考えております。将来の建替用地である吹田市正雀下水処理場の問題が解決したことも本地区への移転に弾みがついたものだとの確信をしているところでございます。吹田操車場跡地地区への国立循環器病研究センターの移転につきましては、本市は吹田市の最大の協力者であり、本市としましては、引き続き吹田市と連携しながら、移転が実現できるよう協力してまいりたいと考えております。

100%間違いない、何か確証があるのかというような質問だったと思いますが、確証はございませんが、今申し上げました状況証拠と言ったら何ですが、から、そして今日までの関係者のご苦勞、そして両市の熱心な取り組み等々から、私の長い間の政治勘で間違いなくここに来る、そういう

信念を持ってこれからも働きかけていきたいと思えます。

クリーンセンター問題についてのご質問でございますが、正雀下水処理場の機能停止後、し尿及び浄化槽汚泥は他の自治体で処理する予定といたしております。処分先が遠方になることから、災害等緊急時における対応が課題と考えておりますが、これにつきましては、災害の規模にもよりますが、本市のみで対応できない場合には、近隣の自治体に支援協力を求めるほか、災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関して大阪府と大阪府衛生管理協同組合が交わした災害時団体救援協定書に基づき、大阪府に支援協力を求めることで対応できるものと考えております。

阪急京都線の連続立体交差事業の話ですが、平成23年度に事業主体である大阪府において、大阪府都市整備中期計画（案）に位置付けられ、今後10年以内に着手する予定となっております。平成24年度には、大阪府建設事業評価審議会に諮られ、事業実施が適切との審議結果を受け、大阪府として事業実施との対応方針を決定されました。大阪府は平成25年度の国費要望を行っており、補助決定されますと、本市は大阪府が実施する現地測量や土地調査などの着工準備に協力し、地元説明会や周辺住民の方々とのワークショップを開催する運びとなります。阪急京都線連続立体交差事業は、今後の基盤整備の中でも最重要課題であり、本市としましては、今後も大阪府との強い連携のもと事業実施の道筋をつけられるように全力で取り組んでまいります。

J R西口エレベーターの設置についてですが、西口エレベーターの設置につきましては、平成23年度からJ R西日本

鉄道・運輸機構と本市との3者による協議会を設け、設置に関し協議を重ねてまいっております。事業着手に当たりましては、平成24年度よりJ R西日本が事業主体となり、実施設計や支障移転工事の準備を進めていただいております。これまで事業着手に当たり、J R西日本の社内の意思決定がおくれたことによりまして、当初の計画より少し手続きがおくれておりますが、基本的に完成予定時期につきましては、J R西日本に平成26年末完成目標で作業を進めてもらっているところであります。今後のスケジュールにつきましては、平成25年度中にエレベーターの本体の工事着手ができるようにJ R西日本と協議を進めており、今後、できる限り早期に千里丘駅西口エレベーターが完成できるよう協議を進めてまいります。

市内循環バスの運行路線についてであります。市政運営の基本方針で申し上げましたように、公共交通の充実に向けた取り組みといたしまして、市内循環バスの運行路変更を行い、J R千里丘駅を起終点とすることで利用者の利便性向上を図ってまいります。

市内循環バスのJ R千里丘駅を起終点としたルート変更の経過でございますが、昭和46年から開始いたしました市内循環バスは、近鉄バス株式会社に補助金を交付し、運行いたしております。現在のバスルートは、平成18年11月より摂津市役所玄関前に乗り入れを開始し、市役所玄関前を起終点とした北ルート、南ルートの2ルートで運行いたしております。市内循環バスの利用者の利便性向上に向け、市内の公共交通網の再編・整備につきましては、幾度となく検討を重ねてまいりましたが、一昨年から実施いたしました懇談会や市民アンケ

ートの調査結果では、市民のニーズは市役所よりもＪＲ千里丘、阪急摂津市駅等の鉄道駅へのニーズが強いと考えられますことから、交付しております補助金を最大限活用してもらい、現行ルートよりよくなる運行ルートへの見直しをバス事業者に求め、今回のルート変更に至ったところでございます。

市内の防犯灯のＬＥＤ化についてであります。２１世紀は環境の世紀とも呼ばれており、国際社会でなく日本国内においても地球環境に配慮した省エネルギー化や省電力化の取り組みは重要課題として位置付けられております。こうした動きの中、本市は全防犯灯を環境への負荷が少ないＬＥＤ灯に切り替えるとともに、電気料金や維持補修費の削減も図ってまいります。併せて、避難所付近には停電時にも点灯する蓄電式のＬＥＤ防犯灯を整備してまいります。

廃プラスチック処理施設の整備と食品トレーの資源分別回収についての質問であります。廃プラスチック処理施設の整備につきましては、循環型社会の実現に向けて、市民、事業者、行政の３者協働によるごみの減量と資源ごみのリサイクルをさらに推進するために行うものであります。平成２５年度は基本計画の策定に着手をいたします。

また、食品トレー資源分別回収の試行実施につきましては、燃えないごみの中で組成割合が高いプラスチック製容器包装ごみを資源化することがリサイクル率の向上に有効と考え、処理施設が整備されるまでの間、試行的に実施するものであります。

憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言についてのご質問でございますが、憲法は守るのが当たり前でありまして、守らなければ何なりません、きのうも違憲とい

う判決が出ましたが、国権の立法機関であるような状況であります。何をか言わんやでありますけれども、それはそれとして、憲法改正をめぐる議論、いろいろありますけれども、この議論につきましては、その論点や考え方もさまざまでございます。また、改正に伴う手続きの緩和に向けた動きも活発になっておりますことについては承知をいたしております。維新の会の代表の方がその考えを述べられていることも承知をいたしております。ただ、本市が提唱いたします「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」は、憲法が保障する基本的人権の共有並びに世界の恒久平和の実現に貢献することを踏まえ、平和を愛する国内外の人たちとともに、人間として喜びがあふれる社会の実現を積極的に推し進めるといふ普遍の決意を示したものであります。今後もその趣旨は変わりません。

市のキャラクター「セッピー」がある中で、なぜまた新しいのをつくったんだという質問だったと思いますが、「なす丸くん」は、低年齢化する消費者被害の未然防止のための啓発活動や、摂津市消費生活相談ルームのイメージアップを図るため、市民の方々に消費者問題をより身近に感じていただけるよう、食の安全・安心の観点も含め、本市の特産品である鳥飼なすを基調としたキャラクターを制作いたしました。なお、「セッピー」の着ぐるみは、摂津市を広く周知するため平成２２年度に作成し、消費生活相談窓口の所在の周知や相談業務の充実を図るため活用してまいりましたが、今後は「なす丸くん」を消費生活相談ルームのオリジナルキャラクターとして活用し、消費者教育や啓発の強化に努めてまいりたいと考えております。

ＴＰＰに参加した場合の産業への影響で

ありますけれども、先般、政府は米国との共同声明を発表し、ＴＰＰへの交渉参加に前向きな姿勢を示した段階であります。ご質問の本市の産業への影響につきましては、農業分野において専業農家はなく、自家消費を中心とする都市型農業の形態であること、また、商工業の分野においては、市内事業所の輸出入にかかわる詳細なデータを把握していないこともあり、ＴＰＰ交渉参加により今後どのような影響があるか、現時点では判断できない状況でございます。今後の国の動向に注視するとともに、市内の商工業への影響について鋭意調査を進めてまいります。

産業振興拠点の考えについてであります。本市は中小企業の集積する産業のまちの特色を持つことから、地域での雇用や消費を生み出す企業の事業継続や発展が重要な課題であります。これを踏まえ、本市は平成２３年度より企業立地等促進条例を制定するなど、積極的な企業支援に努めているところでございます。また、摂津市商工会から南千里丘のモデルルーム跡に入居を希望する要望書を受けており、今後、市と商工会が両輪となって市内企業に対する効果的な支援を行えるよう、新たな拠点づくりを進めたいと考えております。

セッピー商品券の第５弾の実施についてであります。セッピー商品券は、平成２１年度に緊急経済対策として発売して以来、４回目が間もなく終了を迎えます。当初は多くの課題がありましたが、商工会、商店連合会、各商店会の協力を受け、毎年完売することができ、消費意欲の促進、商業活性化に向けて一定の効果があつたのではないかと思います。平成２５年度におきましても、過去の実績を踏まえ、より利用しやすい商品券となるよう、また小規模店舗の

振興にもつながるよう、より効果的・効率的な方法で実施したいと考えております。

業績評価制度の本格実施の考え方についてであります。現在、業績評価制度を課長級以上の管理職を対象に試行的に実施しておりますが、職員のモチベーション向上や公務能率向上など、人材育成の観点、さらには組織の活性化の観点からも早期に実施したいと考えております。試行と本格実施の違いは、大きくは評価結果の活用であります。業績評価の結果だけをとらえ、活用するものではありませんが、市政運営への多大な貢献、市民サービスの向上等に尽力した職員へは、昇給や勤勉手当、昇任などの反映で報いる必要があると考えております。

最後に、市立せつつ桜苑の民営化についてのお問いでございます。せつつ桜苑につきましては、開設当時とは状況が異なり、特別養護老人ホーム事業を行い得る高齢者福祉の民間市場が成熟し、本市においても平成１８年度からせつつ桜苑を業務委託方式から指定管理制度による運営とし、この結果、事業者の自立性が高まり、市民サービスも高い水準が確保され、民営化しても独立した運営を継続できることが検証されております。また、有期の指定期間が設定されている指定管理者制度から民営化を図ることで、長期的視点に立った人事計画や介護計画の策定、施設管理が可能となり、この結果、入所者に対するサービスの向上、また、入所者が継続的なサービスを安心して受けることが可能になると考えられることから、平成２６年４月に施設の民間法人への譲渡による民営化を行うものでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○木村勝彦議長 教育長答弁。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります6点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、南千里丘地域での民間保育所の開設についてでございます。

安威川以北地域、とりわけ南千里丘地域は、大規模マンション開発などにより待機児童が増加いたしております。その解消のため、南千里丘地域において、民間保育所の開設を目指して、具体的な場所も含めて庁内で検討してまいりました。具体的には、本市の保有する敷地に設置されている民間事業者のマンションモデルルームを利用するという内容を考えております。

今後の進め方につきましては、市内で保育所を運営しておられる社会福祉法人を対象として公募を行い、実施法人を決定し、市と賃貸契約を締結して保育所の運営を行っていただくという流れを考えております。なお、法人によって保育方針も異なりますことから、施設の改修は法人にお願いする方向で調整をいたしております。保護者が安心して子どもを預けることができ、豊かな保育環境が整備できるよう今後取り組みを進めてまいります。

次に、本市でのいじめ、体罰に対する教育委員会の考え方についてでございます。

いじめと体罰については少し意味合いが異なりますが、子どもたちが安心して学校生活を送るといった視点では、どちらも学校にはあってはならないものであります。いじめや体罰が原因で自殺した他市の中高生の事案からも、改めて未然防止に努めなければならないと強く決意しているところでもございます。いじめについては、どの学校でもどの子どもにも起こり得るものでありますが、決して許されるものではないと考えております。とりわけ学校のいじめ

は絶対に許されないという強い姿勢が重要であると考えております。家庭、地域とも連携して、未然防止、早期対応、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

一方、体罰については法令でも禁止されており、いかなる場合にも許されるものではございません。先月実施した教職員対象の体罰防止研修の内容や府教委作成の体罰防止マニュアル等を活用して、引き続き各学校での啓発に努めるよう指導いたしてまいり所存でございます。

次に、「小中一貫教育実践の手引き」の活用についてでございます。

これまで本市では、小中学校の教職員、学識経験者、教育委員会事務局職員で構成する小中一貫教育推進協議会を設置し、教科教育及び生徒指導を中心に、9年間の一貫性と連続性を考えた教育活動について研究・協議・実践を行ってまいりました。今年度、これまで取り組んだ内容をまとめ、本市の小中一貫教育の方向性を示す指針として「小中一貫教育実践の手引き」を作成しております。小中学校の教職員が義務教育を連続的にとらえ、9年間ではぐくみたい力を同じ中学校区の小中学校で共有し、特色ある取り組みを推進するためのハンドブックとして活用してまいります。

手引きには、本市における小中一貫教育の理念や就学前教育との関連、中学校区ごとの目指す子ども像、具体的な実践事例を掲載いたします。この手引きを活用することで、これまでのそれぞれの中学校区での取り組みが全市的に共有化でき、取り組みのさらなる拡大・発展につながるものと期待をいたしております。

次に、部活動の活性化についてでございますが、生徒間の望ましい人間関係を形成することがその目的の一つである部活動は、

異年齢集団による活動という点でも、生徒の豊かな心をはぐくむ大変重要な活動であると考えております。小中一貫教育は、子どもたちの生きる力をはぐくむため、9年間を一貫的・連続的にとらえるものでありますが、現在、小学校と中学校のスムーズな接続を中心に考え、中学校教員による小学校高学年対象の授業や小学6年生の中学校での授業体験などに取り組んでいるところでございます。また、小学6年生は、中学校での部活動体験を3学期に行い、中学校の吹奏楽部や陸上部が小学校の運動会で入場行進の演奏やリレー競技に出場するなどの形で参加している学校もでございます。中学生が部活動で頑張る姿を見ることで、小学生は進学への期待感を膨らませ、中学生は上級生としての自覚が高まります。小中学校の垣根を越えて、部活動が豊かな人間関係を構築する一助となっていると実感いたしております。そのような点からも部活動の活性化は大変重要であると考えております。

次に、各小中学校で耐震化に向けた取り組みについてでございます。

本市の小中学校耐震化率は、現在67.7%であり、平成25年度末には81.5%となるよう計画を進めております。今後におきましても、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画が平成27年度までとなっており、国の交付金がかさ上げされる期間を有効に活用して、平成27年度末までに小中学校すべての耐震化を終えるよう、引き続き計画を進めてまいります。また、耐震工事を実施する施設につきましては、劣化に伴う外壁等の改修も同時に行う計画をいたしておりますが、それ以外の施設につきましては、緊急性の高い施設を除き、耐震工事はすべて完了後

に改修を順次計画的に進めてまいりたいと考えております。

最後に、モノづくりの最前線である市内事業所を巡る社会見学の開催についてでございます。

平成25年度より生涯学習機会拡充の一環として、摂津市内の事業者と協働し、成人を対象とした社会見学会を実施いたします。本事業は、摂津市には世界に誇れるものづくり企業があることから、ふだん見ることができないそれら企業のものづくりの過程を実際に見学し、また、企業の歴史や技術力、ものづくりへの思いなどを学ぶことで、摂津市の魅力や特徴を理解していただき、ひいては市の特性を生かした地域づくりにつなげるという地域学習を目的いたしております。また、社会見学という身近で親しみやすいテーマ設定により、特に若い世代に対して知ること、学ぶことのすばらしさに気づいていただき、新たな学習者層の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木村勝彦議長 暫時休憩します。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時 再開)

○木村勝彦議長 休憩前に引き続き再開します。

森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

「協働」の取り組みにおける「顔が見える関係性」を生かすことについてですけれども、第4次総合計画において、市民、事業者、行政が目標と課題を共有し、知恵を出し合い歩んでいく協働が不可欠であるとなっております。私は、協働の市民の部分

の基本は自治会であるというふうに考えております。今後の協働の取り組みにおいて、自治会のあるべき姿について見解をお聞きます。

安威川以南の味生地域におけるコミュニティ施設の整備についてですけれども、旧鰯生野団地跡地については、平成24年度に土地売却収入を予算化され、今回の補正予算におきまして減額補正を上程されております。コミュニティ施設の残地の売却部分はどこを考えているのか、また、施設整備の具体的なスケジュールについてお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、公共施設の維持管理についてですけれども、いまだに未実施の公共施設の耐震化をどのような方針で行っていくのか、特に防災拠点である消防施設について、災害時に市民を救助する施設が倒壊し、救急車や消防車が破損してしまつては、安全は守れないと思いますけれども、見解をお聞きしたいというふうに思います。

都市計画マスタープラン素案の策定についてですけれども、かつての都市計画マスタープランは都市核を中心とした計画でありました。現実に東部都市核は機能しておらず、現実性のない計画になってしまいました。しかし、既存にある鉄軌道、道路、施設だけで計画をつくってしまうと、新たな将来像や夢がない計画になってしまいます。目標は現実的な目標とし、夢を持てる将来像のマスタープランを作成いただきたいというふうに思いますので、要望とさせていただきます。

J R千里丘駅西口のまちづくりにおいて「街区整備計画（案）」策定の支援についてですけれども、昨年の市長選挙のときに、千里丘駅西口の安全対策につきまして新聞報道がされました。まちづくりについては、

今まで地権者との交渉をなされてきて、ご努力をされてきたのは十分理解をしております。準備組合と連携を図りながら、将来的な再開発事業の実現を大いに期待しておりますので、これは要望とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

吹田操車場跡地まちづくりについてですけれども、国立循環器病研究センターの移転についてですが、この点は、市民ネットワークといたしましても、国立循環器病研究センターが吹田操車場跡地に移転が決まることを、これは期待をしております。吹田市と連携をとりながら移転が進むことを要望とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたしますというふうに思います。

クリーンセンター問題につきまして、処分先が遠方になることから、災害時、緊急時における対応が課題であるというふうなご答弁でありますけれども、昨年8月の集中豪雨において、道路冠水に伴い便槽に雨水が浸入し、緊急のくみ取りを行い、クリーンセンターに投入したと伺っております。本年10月以降は処分先が遠方になりますけれども、この点どのように対応されますか。お聞きをしたいというふうに思います。

阪急京都線連続立体交差事業の推進についてですけれども、大阪府において、平成23年度には今後10年以内に着手する予定となり、平成24年度には事業実施との対応方針の決定がなされました。平成25年度に補助採択がされ、事業実施ができますように、これは大阪府と密な連絡をとっていただいて、実現を強く期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

J R千里丘駅西口エレベーターの設置についてですけれども、J R西日本は、エレベーター完成を当初は平成27年度完成ということをおっしゃられてきたというふうに聞き

及んでおります。市民が長年望まれたエレベーター設置であるから、市は何としても平成26年度末の完成は譲れないとJR西日本と交渉されたと聞いております。これからも早期設置に向けて努力をしていただきたいというふうに思いますので、この点も要望とさせていただきます。

続いて、市内循環バスの運航路変更についてですけれども、市内循環バス路線の再編成として市内循環バスの運行ルートを変更されますが、もう一方の公共施設巡回バスは現行のままの運行なのか、安威川以北にありますみきの路等への延伸することはできないのか。市役所から中央環状線を北進し、みきの路をUターンして中環を南進しますと、路線バスとの競合はないと思います。見解をお聞きしたいというふうに思います。

続いて、市内全防犯灯のLED切り替えについてですけれども、切り替えのスケジュール、自治会への防犯灯維持管理費補助金等についてお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、廃プラスチック処理施設の整備についてですけれども、廃プラスチック処理施設の整備のスケジュールとリサイクルプラザの将来像についてお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、食品トレーの資源分別回収の試行実施についてですけれども、試行実施の内容や規模についてお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」についてですけれども、これからも人権尊重と恒久平和の実現への貢献を誓うことを、これは切に要望したいというふうに思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

続いて、南千里丘地域での民間保育所開設についてですけれども、既存建物の一部を利用して保育所設置基準に適合するのか、また、募集に当たってはどのような検討をしているのか、また、マンションモデルルームについて、情報を得ている範囲で結構ですけれども、どのようになっているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、鳥飼なすをモチーフにした消費生活キャラクター「なす丸くん」の、今後の「なす丸くん」をどのように活用していくのか、また、着ぐるみの貸し出し等は考えられているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、いじめ、体罰についてです。本市におけるいじめ、体罰防止に向けた具体的な対策についてお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、「小中一貫教育実践の手引き」の活用について。手引きを作成する過程での成果や手引きの活用方法の具体例についてお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、部活動の活性化について。小学校で行っていたスポーツやクラブを中学校の部活動で頑張ろうと思って入学しても、ないということが多々あります。このことは、生徒の夢、将来を途絶えさせてしまうことであります。教育委員会といたしましては、児童・生徒の選択の幅を広くすることであり、さまざまな選択肢の中から自分の将来を決定させるべきだというふうに思いますので、この点は他の議員からも質問がありましたけれども、ぜひ成果を出していただきたいというふうに思いますので、要望とさせていただきます。

続いて、各小中学校での耐震化に向けた取り組みについてですけれども、具体的な計画の内容はどのようになっているのか。

東日本大震災の影響で重機や資材などが不足していると聞き及んでいますけれども、平成27年度までに計画どおり進めることは可能なのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、モノづくりの最前線である市内事業所を巡る社会見学の開催についてですけれども、「産業観光」という言葉があります。産業観光とは、工場や機械などの産業文化財や産業製品を通じてのものづくりの心に触れることを目的とした観光をいいます。ＪＲ東海の須田寛初代社長が「産業観光」を提唱されました。私は、かつて、何か動いてほしいという期待を込めて、須田氏に新幹線鳥飼基地は産業観光に最適ではないかというようなことでアプローチをさせていただいたことがあります。以前、摂津市の小学校は鳥飼基地を社会見学できておりました。この点は、今はないですけれども、教育委員会にはぜひとも社会見学の復活をＪＲ東海に要求していただきたいというふうに思います。多くの人が摂津市に社会見学に来られて、市内の事業所並びに商店の活性になれば素晴らしいことだというふうに私は思っております。現時点では生涯学習の観点ですけれども、観光・産業ということで、産業振興課や商工会と協力をし合い、大きくなればと期待をしておりますので、この点は要望いたしますので、ぜひ頑張ってください。

続きまして、ＴＰＰに参加した場合の産業への影響についてですけれども、調査を進めていただいて影響が出るようならば報告いただきますように、この点はよろしくお願いしたいというふうに思います。

続いて、南千里丘地域での産業振興拠点の整備に向けた取り組みについてですけれども、産業振興拠点の取り組み状況につい

てお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、プレミアム付き「セッピー商品券」につきまして、第４弾までの総括と第５弾に向けての取り組みについて、どのように考えているのか、お聞きをいたします。

続いて、業績評価制度の本格実施についてですけれども、本格実施に向けたスケジュールと課題についてお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、指定管理者制度について、市立せつつ桜苑の民営化におきまして、民間法人への譲渡方法については、不公平は生じないのか、この点お聞きしたいというふうに思います。

２回目の質問を終わります。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 今後の協働の取り組みにおいて、自治会のあるべき姿についてということでお答えをいたします。

自治会は、地域社会にあるさまざまな組織の中で最も歴史ある組織で、基本的かつ重要組織であることは今後も何ら変わらないものと考えております。しかし、時代の変化とともに単一地域だけで解決不可能な問題も多く発生しております。今まで自治会で培ってこられた地元地域の問題解決能力を生かして、例えば自治会と全市を普遍的に見渡す組織、ＮＰＯ等がコラボすることにより、より高いレベルの問題解決が可能になるのではないかと考え、こういうことが理想ではないかと考えております。そのためには、これからは自治会の活動もより変化が求められるものと思います。今後、自治会の方々とも十分協議をし、新しい時代にふさわしい自治会をつくり上げていきたいと考えております。

次に、防犯灯のＬＥＤでございますが、切り替えに係るスケジュール等のご質問か

と思います。

ＬＥＤの切り替えのスケジュールにつきましては、５月中に入札と契約を行い、９月末までに工事を完了させたいと考えております。また、切り替え工事の際に管理番号を付番したプレートを全灯に設置いたします。ＬＥＤ化工事が完了しますと、今後、市が直接防犯灯を管理するため、これまで各自治会へ補助しておりました防犯灯維持管理費補助金については、９月までの６か月分の補助金として、１灯当たり２０ワット以下４００円、２１ワット以上５００円を交付し、９月末の廃止を予定いたしております。

なお、市内全灯をＬＥＤ化することにより、１年で温室効果ガスの排出削減量は１灯当たりで２４．８キログラムの減、全灯で約１５万９，０００キログラムの減となり、現状の６２．２％が削減できる見込みであります。これは、杉の木の年間吸収量に換算いたしますと約１万１，０００本、原油ドラム缶で約５００本分に相当するものでございます。

廃プラスチック施設整備のスケジュールとリサイクルプラザの将来的なイメージについてのご質問にお答えをいたします。

現時点での施設整備の考え方といたしましては、平成２５年度に基本設計と各種調査を行い、平成２６年度に実施設計、平成２７年度に建設工事に着手し、平成２８年度の本格稼働を目指します。

次に、リサイクルプラザの将来像についてでございますが、焼却残渣等の埋め立て処分を行っているフェニックス最終処分場の容量がわずかとなってきており、各自治体のさらなるごみ減量が必要となっております。このような状況を踏まえ、次の段階といたしましては、プラスチック製容器包

装類の資源化を行う中間処理施設の整備が喫緊の課題と考えております。

次に、食品トレー資源分別回収の試行内容と規模についてのご質問でございますが、いろいろな種類のトレーがある中で、スーパーで肉や魚の販売に比較的好く販売されている発砲トレーの回収と資源化を試行的に実施いたします。実施の規模につきましては、安威川以北・以南の約２，０００世帯を対象に考えており、現在、何か所かの自治会に対し協力を依頼させていただいているところでございます。

今後、「なす丸くん」をどのように活用していくかのご質問でございます。また、着ぐるみの貸し出し等は考えているのかということでございますが、消費者への教育や啓発は、平成２４年１２月に施行された消費者教育の推進に関する法律により、行政の責務となっております。本市におきましては、キャラクターの着ぐるみを利用し、駅前や公共施設、店舗前等を利用した街頭啓発や出前講座、市のイベント内での消費生活相談などを充実させるとともに、キャラクターグッズを配布するなどして市民の皆様には消費者被害の未然防止を呼びかけてまいります。また、産業活性化の観点から、地域資源である鳥飼なすのＰＲを兼ねた消費者啓発も検討してまいります。

なお、着ぐるみの貸し出しにつきましては、利用時の安全面などを考慮し、条件を設定した上で庁内での貸し出しを基本にしたいと考えております。

産業振興拠点の取り組み状況についてのご質問でございます。

産業振興拠点の取り組み状況につきましては、平成２４年１０月に、商工会より摂津市産業支援センターの整備及び摂津市産業支援センター構想の提言・提案を受けて

おります。内容といたしましては、三井不動産レジデンシャル株式会社がモデルルームとして使用している南千里丘地区の施設が、平成26年2月に市へ移管されると見込まれる状況であることから、モデルルームの有効活用を図ろうということが趣旨でございます。また、平成24年12月には、同施設への商工会の移転に係る要望書が提出され、移転に向け協議を進めているところでございます。本市では、中小企業が数多く活動し、その企業活動が地域の活性に大きく影響していることから、今後の事業所支援といたしまして、基地局を設け、市内事業所の約半数が会員となっている商工会と連携し、事業所がワンストップで相談や支援に利用できる施設の構築は大変重要であると考えております。

セッピー商品券でございます。

第4弾までのセッピー商品券事業では、抽選会の実施や商店会独自のイベントの実施等により商業者間の連携が図られ、着実に集客を伸ばすことができ、消費の拡大と商業の活性化に一定の効果があつたものと思われます。

本年度に発行いたしました第4弾のセッピー商品券では、公共施設の販売場所を増やし、従来の13か所から17か所にいたしました。購入者からは、地域密着で場所がわかりやすく、買いやすかったとの声をいただいております。利用状況は、372店舗の登録により、既に10万9,708枚が換金されており、前年度並みの利用が見込まれております。さらに、商工会の協力により、小規模店での利用者を対象としたセッピーお年玉企画を実施し、小規模店での利用促進を図るとともに、商店会以外の各店舗でもワゴンセールなど積極的な取り組みをしていただいております。

これらの取り組みにより、小規模店での利用が前回より約3%伸び、取扱店からは、新しいお客様が増えた、近隣店舗との交流が図れたなどの感想をいただいております。25年度の第5弾に向けて、商業者との調整を重ね、よりよい商品券の発売ができるよう連携を図ってまいります。

○木村勝彦議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の今後の公共施設の耐震化につきましてお答えいたします。

公共施設の耐震化の方針について、平成12年、耐震計画を策定しました。計画策定に際し、最優先に耐震化を進める施設としまして、学校施設、その次に避難所の位置付けをしておりますスポーツセンターや公民館、防災拠点等を順次耐震化していくこととしております。

お問い合わせの消防施設につきましては、防災拠点の位置付けがある災害時に重要な施設であります。現時点で千里丘出張所と鳥飼出張所が耐震化できていない状況でございます。今年度は鳥飼出張所の耐震診断を実施する予定でございます。その他の施設も含めまして、できるだけ早期に耐震化ができますよう、国の補助金等の財源手当を図りながら施設管理所管部と調整してまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 市長公室長。

○乾市長公室長 味生地域でのコミュニティ施設整備のスケジュールと残地売却部分についてのお問い合わせでございますが、味生地域での施設整備につきましては、平成25年度に地域でのワークショップを開催し、そこでの意見提案を踏まえ、基本構想及び基本計画を策定してまいります。そして、平成26年度に実施設計を行い、27年度で建設工事に着工し、28年度の開館を目指してまいりたいと考えております。

また、跡地の売却につきましては、旧鯉生野団地跡地の南側半分程度を考えておりますが、平成25年度に開催を予定しておりますワークショップで、施設として必要とされている規模や機能、管理運営方法等について、さまざまな立場の方の活発な意見交換や議論を踏まえ、また、建設に要する費用とその財源について、しっかり検討した上で、建設用地及び残地を確定し、残地については建設財源として売却してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、業績評価の本格実施に向けたスケジュールと課題についてでございますが、業績評価制度の運用サイクルは、基本的に半年ごとの目標設定とその評価を考えており、現時点では平成24年度の上期と下期を試行的に実施しているところで、平成25年度の上期、すなわち4月から9月の業績評価から本格実施を前提とした運用を行っていきたいと考えております。本格実施の際の評価結果の反映は、特に昇給と勤勉手当を想定しており、平成26年度以降の昇給または勤勉手当における反映を予定しております。まずは管理職からとなりますが、結果を踏まえて対象範囲を広げることも考えております。

いずれにいたしましても、職員の能力や実績に基づく合理的な人事管理が課題であり、それが可能となるよう、また、職員の士気向上、組織全体としての公務能率の向上に資するよう取り組んでまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 クリーンセンター機能停止後におけます大雨に伴う緊急くみ取りについてのご質問にお答えいたします。

昨年8月の集中豪雨では、一部地域で道路冠水が発生し、これに伴い便槽に雨水が

浸入したところがありました。このときには、し尿収集運搬委託業者により臨時くみ取りを行い、クリーンセンターに投入することができましたが、クリーンセンター廃止後は、処分先が遠方になることや処理能力の問題などから、発生規模によっては、すべてくみ取って処理するという従来のような対応は難しいと考えております。このため、現在、くみ取り世帯に対して、道路冠水が発生しても便槽に雨水が流入しないような措置を講じるよう指導しているところでございます。また、市や業者が所有するバキューム車に一時的に貯留することや、さらには各戸に一時貯留用の容器を置くことなどを検討しているところでございます。

次に、公共交通の利便性の向上についての、公共施設巡回バスを安威川以北、特に既存の路線バスの競合していないみきの路などへ延伸することはできないかとのお問い合わせでございますが、現在、公共施設巡回バスは、主に鳥飼地区を中心に、摂津市役所玄関前からふれあいの里間を1日5往復、無料運行いたしております。安威川以北の公共施設みきの路などへの延伸ということになりますと、施設巡回バスの1便当たりの所要時間による1日当たりの便数への影響、そして、安威川以北という延伸地域、さらには公共施設の特性などをトータル的に判断するとともに、今後、市内循環バスのルート変更によります利用状況なども検証し、市域全体の公共交通網の整備を図っていく中で検討してまいります。

以上です。

○木村勝彦議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 南千里丘地域での民間保育所の開設についてご答弁申し上げます。

保育所設置基準の適合についてでございますが、これまで大阪府などと協議を行い、

設置基準上は特に問題はないと考えております。ただ、現状では、建物に関しましては階段部分が適合していないとの指摘を受けており、何らかの対応は必要であると認識しております。

保育所開設に当たっての市としての財政面での援助でございますが、国の補助制度を活用した上で、本市の民間保育所施設整備補助金において改修費用の支援を考えております。実施法人が決定し、一定の方向性が確認できた時点で、平成25年度の補正予算を上程させていただき、ご審議いただくことになろうかと思っております。

南千里丘のマンション開発につきましては、平成26年春に第2期建設分の入居が開始されとの情報を得ております。マンションモデルルームを利用するという制約があり、改修工事や検査に数か月の日程が必要であることを考慮しますと、入居と同時に保育所を開設するのは困難でございますが、建設される戸数が470戸と大きく、保育ニーズが大幅に高まることが予測されるため、平成26年度中にできるだけ早く開設できるよう取り組んでまいります。

次に、学校施設耐震工事についてでございますが、具体的な計画といたしましては、平成25年度工事としまして、平成24年度の補正予算にて要求をさせていただいております。該当する施設は、別府小学校体育館、味生小学校校舎2棟、鳥飼西小学校校舎1棟、千里丘小学校校舎2棟、第二中学校校舎3棟でございます。平成26年度には、摂津小学校校舎2棟、鳥飼小学校校舎1棟、第三中学校校舎2棟、第四中学校校舎2棟、平成27年度には、別府小学校校舎1棟、第一中学校校舎2棟、第二中学校校舎2棟を施工し、すべての学校の耐震化を終えることとなります。

次に、重機や資材の調達でございますが、東日本の震災の影響に加えて、近隣各市におきましても耐震化工事を数多く実施されますことから、今後どのようなになるか、現時点で想定することは難しいと思われまいます。このような状況を勘案しますと、いかに早く契約を済ませ工事を発注するということが必要であると考えております。今回、補正予算で対応することにより、契約事務を早い時期から進められることから、できるだけ早期に工事着工し、工期におくれがないよう、建築課、財政課とも協議しながら進めてまいります。

○木村勝彦議長 教育次長。

○馬場教育次長 二つのご質問にお答えいたします。

まず、いじめや体罰の防止に向けた具体的な対策についてお答えいたします。

まず、いじめへの対策でございますが、未然防止、早期対応、再発防止が基本的な方針でございます。具体的には、本年度は全小中学校で2学期と3学期に記名式でアンケートを実施いたしました。児童・生徒の発信する小さなシグナルを見逃さないことを目的とし、気になる回答を記入した児童・生徒については個別面談を行っております。自分自身のことだけでなく、周りで困っている人のことや嫌だと思ふ場面についての自由記載も求めていますので、本アンケートはいじめの早期発見と同時に抑止効果もあるものと考えております。次年度以降も、各学校での工夫も加え、継続的に実施してまいります。

なお、各学校で把握いたしましたいじめ事案につきましては、各学校に配置している対策委員会で情報集約と対応について協議し、学校全体での情報共有を図っております。さらに、各校から報告された事案に

については、定例教育委員会で説明し、教育委員による議論と検証を行っております。さらに、児童・生徒の相談体制の充実のために、全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、また、関係機関との連携をコーディネートするため、中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置いたしております。

次に、体罰防止の具体的取り組みでありますが、これまでも校長会や教頭会で体罰を起こさない校内体制づくりや教員の指導力の向上について指導してまいりましたが、2月14日に各校の管理職と生徒指導担当者を対象とした体罰防止研修を行ったところでございます。法令遵守や生徒指導のあり方といった観点だけでなく、体罰は人権侵害であり、児童・生徒の保護者のみならず、社会全体の学校に対する信頼を著しく失墜させる行為であることから根絶しなければならないと確認いたしました。また、引き続き部活動振興相談員や学校教育相談員による初任者等経験の浅い教員の指導や相談を行うことにより、教員の指導力向上を図ってまいります。子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、今後とも引き続き未然防止の取り組みを進めてまいり所存でございます。

次に、今年度作成中の「小中一貫教育実践の手引き」の具体的な活用方法についてお答えいたします。

今年度、間もなく完成を予定いたしております「小中一貫教育実践の手引き」には、本市の小中一貫教育の理念や中学校区での教育目標とも言える目指す子ども像や、はぐくみたい力をわかりやすく記載しております。特に中学校区での小中学校が協働した取り組みの実践事例については、準備から実施までのスケジュールや留意点なども

掲載しております。また、他市の先進事例も掲載することで、より多くの実践を取り入れられるよう工夫いたしております。

作成する過程での成果でございますが、本年度は、手引き作成のために小中一貫教育推進協議会を4回、ワーキング会議を8回開催いたしました。両会合で協議を重ねることで、各中学校区での現状を踏まえた本市の小中一貫教育の方向性を具体化させることができました。また、小中学校から参加した教員の小中一貫教育に対する意識が高まり、掲載される他校区での実践を自校でも取り入れようとしております。

今後の具体的な活用方法ですが、本市の小中一貫教育推進協議会は25年度も4回開催する予定でございます。推進協議会では、実践の手引きに掲載した実践事例をもとに、各中学校区で統一した取り組みや拡充する取り組みについて協議してまいります。また、全中学校区で実施しております合同研修会でも実践の手引きを活用し、目指す子ども像、はぐくみたい力のはぐくみについて具体的に議論することで、各中学校区において学力の課題や生徒指導上の課題の克服について研究を進める予定でございます。

○木村勝彦議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 桜苑の民間法人への譲渡の方法について、不公平感は生じないかについてのご質問にお答えいたします。

桜苑の民営化に当たりましては、一定の条件を満たす市内の社会福祉法人の中から公募したいと考えております。建物につきましては、建物を有償譲渡する場合、国・府補助金の返還義務が生じるため、無償譲渡といたします。土地につきましては、施設整備に当たって、補助金等だけではなく市費の負担も大きかったことから、譲渡法

人に相当の負担を求めることが妥当であると考え、有償譲渡といたします。また、せつつ桜苑は、建物15億277万円、土地4億4,133万3,000円、計19億4,410万3,000円で整備をし、民間法人に業務委託をし、平成18年度からは指定管理者制度での運営を行ってまいりました。せつつ桜苑整備当時におきまして、仮に民間法人がこの施設を整備した場合の費用負担としましては、土地を除く整備費用のうち国が2分の1、府が4分の1、市が8分の1、残りの8分の1が民間法人の負担となり、試算額としましては約1億8,800万円となります。

せつつ桜苑開設当時は、特別養護老人ホームは市内に1か所しかなく、待機者が増加傾向にありました。手厚い施設補助制度があったにもかかわらず、整備がなかなか進まない状況であったために、市の方針として、公設民営という運営方法で開設し、運営には営利を目的とするのではなく、公共性の高い法人として適正な運営が強く求められ、福祉の担い手としてふさわしい事業を営むことが使命である社会福祉法人に委託をしておりました。

また、介護保険制度が創設された以降には、運営法人との覚書により、委託料として法人に支出した中から減価償却相当分の年間1,100万円を捻出していただき、実際に施設整備の修繕に充当した額との差額を返還していただき、大規模改修に備えているところでございます。

○木村勝彦議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

協働についてですが、NPO法人や市民活動団体の活性化を推進していかなければなりませんけれども、まず、協働と

して自治会組織を強化することだというふうには私は思っております。私は、以前から協働の取り組みということは、今新たにということではなくて、なされていたというふうには思っております。昔のほうが市民と行政の協力関係は今よりも強かったというふうには思っております。自治会加入アップに向けて今まで以上の知恵と力を注いでいただきますように、これは要望とさせていただきますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

続いて、安威川以南の味生地域におけるコミュニティ施設の整備についてですが、旧鯉生野団地の解体においては、地元の声により解体工事が当初予定より延期されました。延びました。当然、地元の声は尊重すべきであります。ワークショップにおきまして意見交換や議論を慎重に行っていただき、しっかり検討していただきたいというふうに思いますので、これは要望とさせていただきますというふうに思います。

続いて、公共施設の維持管理についてですが、早期全棟耐震化実現に向けてよろしくお願いいたしますというふうに思います。また、耐震化だけでなく、外壁の崩落、コンクリートの落下などが発生しないように、これは目視による検査だけでなく、検査体制を充実させ、検査をしっかりといただくように要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

続いて、吹田操車場跡地まちづくりについてですが、クリーンセンター問題についてですが、緊急時の対応について、いろいろ検討されているようですが、想定外ということにならないように対策を講じていただきますように要望させていただきます。

続いて、バスの件ですけれども、安威川以北であっても路線バスと競合しない地域、例えば桜町、学園町、鶴野などの地域において公共施設巡回バスを検討してもいいのではないかというふうに私は思っておりますので、これもぜひとも検討の中に入れていただきますように要望とさせていただきます。

続いて、市内全防犯灯のLED切り替えについてですけれども、今まで防犯灯は自治会が管理をしていたため、比較的速やかに灯の交換がなされてきたのではないかとこのように考えております。切れているときの報告していただく体制づくりや自治会の協力など、まだまだ検討していただく部分は多々あるかというふうに思いますので、この点は要望とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、廃プラスチック処理施設の整備についてですけれども、プラスチック製容器包装類の資源化を行う中間処理施設の整備が喫緊の課題であるということですが、課題解消に向けて早急に対応されることを要望いたしますというふうに思います。廃プラスチック処理施設整備や中間処理施設の整備において、現在の現有人員で可能なかというふうなことは、また改めてお示しをいただきたいというふうに思いますので、また違うときに報告をいただきたいというふうに思います。

続いて、食品トレーの資源分別回収の試行実施について、この点は市民が混乱しないようお願いをしたいというふうに思います。

続いて、南千里丘地域での民間保育所開設についてですけれども、この点は、早期に関係機関と協議に入っていただきますように要望したいというふうに思います。

続いて、鳥飼なすをモチーフにした消費生活キャラクター「なす丸くん」の活用についてですけれども、昨日の渡辺議員の質問において、商標登録の件で覚書を交わすというような答弁がありましたけれども、この点は事前に調査すべきことだというふうに思いますので、この辺は私も指摘をしたいというふうに思います。そして、「セッピー」と「なす丸くん」、これはどちらがどちらかということで、片一方が埋もれることがないように、両方が市のキャラクターというふうな形で出るようにぜひとも要望したいというふうに思います。

続いて、いじめ、体罰についてですけれども、いじめ、体罰は許されるべきものではありません。摂津市からいじめ、体罰は一つも出さないよう努力していただきますように、これは要望とさせていただきます。

続いて、「小中一貫教育実践の手引き」の活用についてですけれども、「小中一貫教育実践の手引き」の作成の前に「就学前教育の実践の手引き」を作成されましたけれども、有効活用していただいているのか、活用が見えてきておりません。「就学前教育の実践の手引き」から「小中一貫教育実践の手引き」は一貫のものであるというふうに思いますけれども、活用については、これは改めて別の機会でご報告をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

続いて、各小中学校での耐震化に向けた取り組みについてですけれども、平成27年度までに国の交付金がかさ上げされる期間を、これは有効に活用していただきたいというふうに思いますので、おくれることのないように要望したいというふうに思

ます。

続いて、南千里丘地域の産業振興拠点の整備に向けた取り組みについてですが、摂津市商工会の移転が進むことを、これは期待したいというふうに思います。ただ、民間保育所が先に入って、後から商工会が入る場合、保育園に園児がおりながら工事がなされると、工事の音や振動の問題が生じる可能性がありますので、これは意見とさせていただきますので、そういうことがないようによろしくお願いします。

続いて、プレミアム付き「セッピー商品券」についてですが、小規模店での利用促進になったのか、この点、市内消費が拡大してきたのか、その辺はどういうふうな見解を持っておられるのかわからないですが、答弁では大型店の利用が多いような答弁がございました。市外の方が摂津市内で利用していただくことも、これも必要であろうかというふうに思いますし、例えば、市外の職員に購入をしていただいて市内の小規模店で利用していただくような、そういうふうなことも検討していただけたらというふうに思います。市民と商店とが両方とも利がある商品券になるということを期待して要望とさせていただきたいというふうに思います。

続いて、業績評価制度の本格実施についてですが、実施することによって職員の士気が低下しないよう、公務能率が低下しないよう、この点、ぜひとも注意をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしますというふうに思います。

続いて、指定管理者制度について、せつつ桜苑の民間委託についてですが、仮に民間法人がせつつ桜苑と同規模の施設を整備した

場合には、市は1億8,800万円の持ち出しになるというふうなことでありますけれども、では、市がせつつ桜苑に今までどれだけの費用を負担してきたのか、土地購入費、建物の整備費の国や府からの補助金以外の一般財源、起債の元金と、それに係る利息は幾らになるのか、今までのせつつ桜苑の整備にかかった費用をお聞きしたいというふうに思います。

以上で市民ネットワークの質問を終わりたいというふうに思います。

○木村勝彦議長 市内循環バスのやつは要望ということになりましたね。

○森西正議員 はい。

○木村勝彦議長 答弁を準備していますけれども、それは要望でとどめます。

そしたら、桜苑の問題。保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 当初建設費用のうち、補助金を除いた公費負担額についてのご質問にお答えいたします。

建設費用15億277万円のうち、補助金が6億1,567万8,000円を除きました8億8,710万円でございます。また、平成25年度末までの起債の利子額は2億9,491万円でございますので、合計、市のこれまでの負担額は11億8,201万円となっております。

○木村勝彦議長 森西議員の質問が終わりました。

次に、三好議員。(拍手)

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 それでは、民主党摂津市議団を代表いたしまして、市政運営に関する市長の所信と施策の大綱について質問を行っていきたいというふうに思います。

首都北京を含む中国の北部は、この冬、有害なスモッグに覆われている日が多い。そして、北京では一部の工場が操業停止に

追い込まれ、航空便がキャンセルされるなど経済への影響が出ております。海を隔てた我が国への越境汚染の不安も現実味を増しております。わけても懸念されるのは、PM2.5と呼ばれる微小粒子状物質の影響です。直径2.5マイクロメートル以下と極めて小さく、肺の奥まで入りやすいため、健康被害も深刻なおそれが指摘されております。「水が汚染されればボトルの水を飲み、粉ミルクが汚染されれば輸入品を使えばいい。空気が汚染されればどう呼吸すればいいのか。」中国のネット上にこんな書き込みが登場したということが読売新聞の記事に記載されておりました。言うまでもなく、北京など北部を中心に深刻な大気汚染に対する怒りの声で、日本においてもこれからの春を迎える中、花粉、黄砂、PM2.5の三重苦に対して、我々地方自治体としても対応を考えていかなければならない状況でございます。

北朝鮮は、国際社会の強い危惧と懸念、自制を求める声を無視して、昨年12月、人工衛星と称する弾道ミサイルを発射、さらに今年2月には3度目の核実験を強行するなど、地域のみならず国際社会全体の平和と安全に対する脅威であり、断固として認めるわけにはいきません。政府は追加制裁を検討するとともに、関係各国と連携しつつ、北朝鮮がミサイル発射や核実験などの挑発的な行為を繰り返すことのないよう国際社会に働きかけるべきものと考えております。また、忘れてはならないのが拉致問題の早期解決であり、風化させないためにも今後とも国際社会と連携していく取り組みが必要であります。

また、日本の領土問題では、尖閣諸島や竹島、北方四島はもとより、我が国固有の領土であることは歴史的にも国際上も疑い

のないところでございます。これらのことについて、領有権の問題は存在しないということをやより一層周知徹底し、政府は今後とも毅然とした外交姿勢を貫き、平和的な解決をしていかなければならないと思っております。

国内においては、東日本大震災から2年、被災地では、政府がいまだに具体的な振興計画が示せていない中で、一人ひとりが耐え忍んで頑張っているのが現状で、早期復興を望みます。首都直下型地震をはじめ、関西でも南海・東南海の巨大地震の可能性も示唆され、国民に不安が広がる中、我々現役世代は何をなすべきかを考えなければなりません。それは、阪神・淡路大震災及び東日本大震災から得た教訓を次世代へと確実に引き継ぎ、生かすことと思います。

今年度も世界の社会経済情勢、国内の社会経済情勢もまだまだ不透明でございますが、摂津市のまちづくりを一步も後退させることはできません。最近、近隣市を含め、首長と業者との癒着問題の疑惑等で議会が紛糾している市もありますが、本市におきましては、森山市長の2期8年間の市政運営では、人間基礎教育を提唱し、多様化する市民ニーズに対応してこられました。森山市長の市政運営を高く民主党として評価しているところでございます。今後も健康に留意され、市政運営に邁進されるようお願い申し上げたいというふうに思います。私ども民主党摂津市議団といたしましても、行政の提案される予算、条例、事業各案にわたって、市民の代弁者としてチェック機能を果たすこととともに、まちづくりに貢献していきたいというふうに思っております。

今年は第4次摂津市総合計画第3期実施計画の初年度になります。第4次摂津市総

合計画を実現するには、摂津市独自で解決できるもの、国・府・近隣市との広域行政連携で行わなければならない案件も数多くあります。今回の代表質問は、このような視点に立って行っていきたいというふうに思っております。

それでは、第1に「市民が元気に活動するまちづくり」のうち、市民公益活動の活性化と協働の担い手づくりの推進のための資金援助を行うことについて質問を行います。これは昨日からる質問がありました。違う視点での質問ですので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

第4次行財政改革では、各種団体への補助金を見直す流れになっております。今回の場合は、その他の団体との整合性をどのようにしていくのかについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、安威川以南のコミュニティセンターについては、安威川以南地域の方々の強い要望があり、ようやく動き出すことは評価いたします。しかし、安威川以南は、今回建設予定になっております別府地区、味生地区と、一方では中央環状線を挟んで鳥飼地区もございます。別府地区での建設は、あくまで別府公民館老朽化に伴う建替であり、今後は鳥飼地区にも建設していく必要があると思いますが、整備をしていく考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

第2に「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」のうち、防災体制の整備についてですが、昨年8月14日早朝の集中豪雨で、摂津市においても床上・床下浸水がありました。摂津市は地震対策も必要ですが、やはり水害対策は急務の課題でございます。その中でも、安威川の下流域に位置する本市としては、早期に安威川ダムの建

設を望むものでありまして、安威川ダム建設の進捗状況とダム本体の着手年度と完成年度、さらに完成までの間の洪水防止と安威川堤防天端の一部低い箇所対策は今年度どのようになされているのか、お聞かせください。

次に、災害時要援護者支援事業についてですが、災害時に迅速な安否確認と避難誘導を目指して、同意を得た要援護者情報を市と地域で共有するとありますが、個人情報保護の関係から地域にて管理が難しいと思いますが、現状及び今後の活用についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、消防広域連携についてでございます。

吹田市、茨木市、摂津市の3市での消防指令業務の共同運用を検討されていると先の定例本会議及び常任委員会で報告を受けております。その後、どのような方向性を持って進んでいるのか。また、指令業務の共同運用が進み、指令センターが本市以外に設置された場合でも、消防本部庁舎は、本市防災拠点及び本市消防の活動拠点として、消防・救急車両は言うまでもなく、救急情報システムの端末や無線設備等を運用する施設として、いかなる場合でもその機能を維持することが不可欠だと考えております。現在の消防本部庁舎の耐震は大丈夫なのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、JR千里丘西地区「街区整備計画」についてですが、今日までもいろいろな課題もあり、議論もなされておりまして、今年度、将来的な再開発事業の実現を見据えて、西地区準備組合と連携して街区計画を策定するということがあって、地権者に認知されているかということで第1回目の

質問を用意しておりましたが、これまで西街区の質問は市長の答弁の方向性が見えております。ただ、2回目、より具体的なことを部長に質問していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、摂津市水道ビジョンと大阪広域水道企業団についてですが、先日、大阪府下43市町村の首長会議が開催され、企業団と大阪市が統合する方向で進んでいると聞きました。その中で、大阪市が企業団と統合するときには、大阪市の資産や負債などをすべて企業団に継承されるとなっております。本市が企業団と統合するときには、太中浄水場をはじめとする施設はどのようなのか、また、摂津市水道ビジョンと企業団との関係とのかかわりはどのようなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

もう1点は、摂津市第4次総合計画が平成23年度に策定されました。水道部においても、その中で安全な水を安定的に供給できるまちにすることで計画を立てられました。今回策定される水道ビジョンは総合計画に記載されていない中で、どのような位置付けでどのような関係で策定されるのか、お聞かせください。

次に、一津屋交差点及びその周辺の渋滞解消の取り組みとして、鳥飼大橋架け替え事業並びに近畿道及び阪神高速ジャンクション化について質問をしたいというふうに思います。

旧鳥飼大橋が昨年末に解体され、いよいよ3車線化が進む工事計画と進捗状況で当初の計画どおりに進むのか、また、完成後、歩道の導線、一津屋堤防から中央環状線行きの渋滞は解消されるのかについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

もう1点、近畿自動車道及び阪神高速ジャンクション化が平成25年度完成と聞いております。完成後、一津屋交差点の渋滞は解消されるのか、また、計画どおりに進んでいるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

第3に「みどりうるおう環境を大切にすまちづくり」の地球温暖化防止地域行動計画の進捗状況の把握についてでございます。これも何人かから質問がありましたが、私はまた違った視点で質問したいというふうに思っております。

近年、環境やエネルギーの問題が顕在化しております。国際社会では、平成9年の地球温暖化防止京都会議において、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が合意されました。平成20年の北海道洞爺湖サミットでは、平成25年度以降の温暖化防止の国際枠組みが議論されました。本市におきましては、政令市を除く地方自治体では他市に先駆けて地球温暖化防止地域行動計画を策定されました。実効性のある計画にしなければならないと思っておりますが、平成24年度の取り組み実績と平成25年度の計画についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

第4に「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」で、総合計画に記載されている「安心して医療が受けられるまちにします」の中で、夜間休日応急診療所、三島救命救急センターの動向が非常に気になります。本市の市民も小児科医療では多数お世話になっておりますが、三島救命救急センターの経営状況はどのような状況なのか、また、建替えの動きもあるように伺っておりますが、その状況についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

第5に「誰もが学び、成長できるまちづ

くり」のうち、小中学校における不登校、いじめ、虐待。この教育委員会につきましては、昨日からの質問の答弁でもう理解いたしましたので、答弁は結構でございます。方針に基づいて取り組んでいただくことを期待しておきます。

第6に「活力ある産業のまちづくり」で、これまで何回となく産業振興施策について私も質問をしてまいりました。その結果、平成24年度において、市内事業所の実態調査のためのアンケート調査がなされました。もとよりアンケート調査が目的ではなく、摂津市内事業者の活性化で将来商工業が発展する施策構築が目的でございます。平成24年度に実施している企業立地等促進啓発及び市内事業者のアンケート結果、そして摂津市産業振興アクションプランの関連についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

第7に「計画を実現する行政経営」についての質問のうち、指定管理者制度についてですが、これも何回となく質問を行ってまいりました。あり方検討委員会では平成26年度に原則公募となっております。そのスケジュールからすると、今月末には指定管理者制度導入の指針（第2次改訂版）を提案しなければならないと思いますが、策定の動きはどのようになっているのか。

次に、摂津市の魅力づくりの中で、市政運営の基本方針でも示されておりますウォーキングコースのマップづくりのイメージについてお聞かせいただきたいと思います。

朝日新聞の記事を読みますと、「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」とウォーキングコースは別々のものと記載されているように感じました。同じものと理解しておりますが、整理する意味も含めて説明をお願いしたいというふうに思いま

す。

次に、摂津市行財政改革第4次実施計画の評価についてですが、平成23年度末現在の進行状況で、改革項目83項目中40項目が未実施でございました。そのうち平成24年度中に実施できた項目は何項目で、いまだに未実施は幾ら残っているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、摂津市の財政運営について質問いたします。

平成24年度当初予算では、主要基金を約26億円取り崩すことになっております。これは、規模としては近年にない大きな額であり、市税収入や臨時財政対策債減少の影響で予算編成に相当苦勞されたという印象を持っております。

さて、大阪府が公表しております23年度決算、市民一人当たりのランキングを分析してみますと、歳入面では市税収入が2位であります。この要因は、法人市民税、固定資産税が高位にあることで、摂津市の財政上の強みと言えます。当然、地方交付税は最下位であり、国に頼らず財政運営ができたと考えております。一方、歳出面では、私が注目しておりますのは、単独扶助費が1位、繰出金が5位。これらの要因は、歳入面での強みを生かし、児童福祉、高齢者福祉、国民健康保険特別会計繰出金など社会保障制度に水準を超える一般財源を投入してきたからだと考えております。厳しい財政状況の中、市民生活を第一に市政運営が行われてきたのは大いに評価いたします。しかし、平成24年度は普通交付税交付団体になり、歳入面での強みが失われつつあります。冒頭に指摘しましたとおり、主要基金の残高が気になります。持続可能な財政運営をどのように行うのか、市長のお考えをお聞かせいただきたいというふう

に思います。

第1回目の質問を終わります。

○木村勝彦議長 市長答弁。

(森山市長 登壇)

○森山市長 民主党を代表しての三好議員の質問にお答えをいたします。

これまでの市政の運営に高い評価をいただきまして、ありがとうございます。

まず、市民公益活動補助金制度についてでありますけれども、第4次の総合計画の「市民が元気に活動するまちづくり」に向け、多様な共同事業を展開し、市民活動の促進を図ることとしておりまして、本年度から、立ち上げ間もない団体が取り組む公益的な活動に対し、資金面での支援として事業補助制度をスタートさせるものでございます。今後、市民公益活動が広がり、まちづくりを支えよう、応援しようとしていただける取り組みが、事業者、市民の方に浸透し、寄附という形などの財源応援を求めていければと考えております。

安威川以南のコミュニティセンターについての質問でございますが、安威川以南のコミュニティセンター構想につきましては、平成25年度から別府地域でのワークショップを開催し、旧鯉生野団地跡地の一部を活用して、公民館機能を勘案した施設を平成28年度の開館を目指して整備してまいります。

また、鳥飼地域での施設整備につきましては、市営鳥飼野々団地の跡地を候補地の一つとしてとらえておりますが、旧鯉生野団地跡地での整備と時を同じくして進めていくことは財政的に非常に困難であります。まずもって旧鯉生野団地跡地での整備から始め、その後に鳥飼地域の環境、状況等をしっかりと踏まえて、鳥飼地域における整備について検討してまいりたいと考えてお

ります。

防災体制の整備で、安威川ダムについてのご質問でございますが、安威川ダムは大阪府が事業主体の多目的ダムとして、昭和42年の北摂豪雨により安威川流域において多大な被害を受けたことを契機に計画をされております。かねてより大阪府では、安威川の治水対策は100年に1回の大雨に対応できるよう、河川改修とダムによる治水手法を行っております。この対策により、時間雨量80ミリ程度の大雨で想定される被害を防ぐことができます。

安威川ダム建設の進捗状況でございますが、昨年12月よりダム本体工事の準備となりますダムサイト左岸側に水路トンネルを築造します工事に着手しております。平成27年2月には完成する予定と伺っております。ダム本体の工事は、この準備工事の完成後、速やかに現地で工事着手できますよう、必要な検討と手続きを進め、大阪府都市整備中期計画内である平成32年度末の概成を目標としていると伺っております。

ダム本体工事の完成までの洪水防止の対策であります。安威川は、現時点での治水対策は10年に1回の大雨、時間雨量50ミリ程度の大雨に対応できますが、それ以上の大雨には対応できないことから、昨年11月に安威川の土砂の堆積が目立つようになってきておりますので、小野副市長が大阪府へ出向きまして、しゅんせつの要望を行っておるところでございます。また、安威川堤防の一部低い箇所につきましては、今後、大阪府に対しまして調査・点検等の要望を行います。引き続きまして流域地元市といたしましても、水害の危険から住民の生命・財産を守るため、早期にダム本体工事に着手し、安威川ダムが一日も早く完

成することを大阪府に要望してまいります。

災害時の要援護者支援事業についての質問であります。平成23年度から高齢者、障害者、介護認定受給者の情報を一元的に管理いたします要援護者支援システムの導入を行い、要援護者台帳の整備を進めてまいりました。平成24年度には、災害発生時の避難支援及び日ごろの訓練時にも地域支援組織への情報提供をしていただけることを条件に、手上げ方式により要援護者の申請の受付を開始いたしました。今後は、自治会、老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、障害者団体等の福祉団体のご協力をいただきながら、同意要援護者台帳への登録者を増やし、地域で実施されます避難訓練にも参加いただくなど、要援護者の方々が安心して暮らしていただけますよう事業を進めてまいります。

消防広域連携についてであります。近年、災害が複雑多様化・大規模化する中で、高度かつ敏速な対応が求められております。特に大規模災害時には、近隣との連携を強化し、広域的に消防力を運用することが重要であると考えております。現在、広域連携の一つといたしまして、近隣市と消防指令業務の共同運用に向けて、具体的に検討を進めております。平成25年度は、消防救急デジタル無線の共同整備に当たり、実施設計を行ってまいります。また、消防本部庁舎の耐震化につきましても、避難所となる公共施設の耐震補強工事の推進と合わせ、重要な課題であると認識をいたしております。

（仮称）摂津市水道ビジョンについてのご質問であります。高度成長時代にインフラ整備した施設が、現在、急速に老朽化してきております。また、少子・高齢化時代による人口減少社会の到来や、市民の

方々の節水意識の高まりにより、水需要の減少傾向に拍車がかかっております。私も水道事業を預かる者として、これからも安心・安全な水を供給していくために、施設の更新状況を見ながら経営することが必要でございます。このような観点から、今回、（仮称）摂津市水道ビジョンを策定し、今後の水道事業の経営に生かしていくものでございます。したがって、統合する折には、今回策定する水道ビジョンにつきましては、大阪府広域水道企業団の中にできる摂津市域水道事業会計に引き継がれていくものでございます。また、資産につきましても、企業債等の負債も含め、水道事業すべてを企業団に引き継ぐこととなります。

鳥飼大橋の架け替えについてであります。まず、府道大阪中央環状線の鳥飼大橋架け替え事業でございますが、平成22年春に車道部3車線の新橋が完成し、車道のみ部分供用を開始しているところでございます。また、工事を担当しております大阪府では、平成25年度末には架け替え工事が完成する予定としておりましたが、府の財政状況の悪化等により、当初の事業計画を変更し、平成24年から25年度にかけて、摂津市側の橋台及び橋脚3基の撤去を行う予定でございます。引き続き河川敷内の橋脚の撤去を行い、その後、車道と歩道整備に着手すると聞いております。

鳥飼大橋の歩道整備及びこれに接続する中央環状線の歩道整備につきましては、摂津市民にとって非常に利便性や安全性が高いとされる事業でございますので、早期の整備完了に向け、大阪府へ強く働きかけてまいります。

次に、近畿自動車道及び阪神高速ジャンクション化の計画の進捗状況でございます

が、近畿自動車道と阪神高速12号守口線を直結いたします守口ジャンクションは、本年1月末現在70%の進捗状況であります。予定どおり平成25年度末に完成すると伺っております。守口ジャンクションが完成いたしますと、近畿自動車道と阪神高速12号守口線の直結により、府道大阪中央環状線では交通混雑が緩和されるなど、スムーズな交通運用が可能になるとされております。

地球温暖化防止地域計画の進捗状況でありますけれども、計画の策定につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律により、特例市以上の自治体に策定を義務づけられたものでありますが、本市もいち早く計画を策定し、二酸化炭素の削減に取り組んでいるところであります。目標の達成のためには、市民、事業者、行政それぞれが相互に連携・協力を図ることが必要でありますことから、環境家計簿への取り組みを通してPR・啓発に努めております。平成25年度におきましても、より多くの方々に地球温暖化問題に関心を持っていただき、継続的に節電や省エネに取り組んでいただけるよう、平成24年度の取り組み実績などを示しながら引き続き啓発に努めてまいります。

三島救命救急センターの運営についてのご質問でありますけれども、本市は三島二次医療圏に属しております。三次救急医療機関である本センターは、各医療圏に1か所の整備が大阪府保健医療計画において定められております。昨年度、三島二次医療圏を構成する高槻市、茨木市、島本町、本市の3市1町でまとめました三島二次医療圏における救急医療体制の確保についての報告書をもとに、今後の安定した救急医療体制の構築について協議した結果、本セン

ターを活用するに当たり、3市1町の共通認識のもと連携・協力し、各市町の規模や活用状況等に応じた運営経費を負担することとなりました。今後は、本センターを運営する公益財団法人大阪府三島救急医療センターの理事会へ平成25年度から新たに参画し、経営にもかかわり、本センターのあり方や建替え等につきまして経営者の視点から精査するとともに、大阪府や医療関係者等と協議を重ね、検討を行ってまいります。

企業立地等促進啓発及び市内事業所実態調査についての質問であります。平成24年度は、市内全事業所を訪問して支援施策の啓発と事業所実態調査を行い、併せて近畿2府4県の経済団体や事業者支援団体にもアンケートを送付し、市外の情報収集にも取り組んでいるところであります。また、回答をいただきましたアンケートの分析・検証を行い、第4次総合計画の最終年度であります平成32年度の本市産業のあるべき姿を実現するための実施計画として、（仮称）摂津市産業振興アクションプランを策定してまいります。

「計画を実現する行政経営」についてであります。まず、指定管理者制度についてであります。ご質問の導入の指針（第2次改訂版）は、平成22年6月に策定いたしました指針、第1次の改訂版にお示しいたしましたように、今年度中に策定いたします。なお、あり方検討委員会から提言書をいただいた後、政策担当課で指針の素案を策定し、数回にわたる関係課長会議を経て、現在は関係部長会議で最終調整を行っているところであります。

ウォーキングコースのマップづくりのイメージについてであります。市政方針の第7「計画を実現する行政経営」の項目に

は、摂津市の魅力づくりとして、本市の資源を生かしたウォークラリーやまち歩きなど魅力を高める取り組みを述べております。これは、第4「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」の項目で申しました「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」事業を中心として、健康づくりの環境整備を図り、本市のまちの魅力を市内外に向けて情報を発信していくものであります。これまでに市内のウォーキングコースの設定やマップの作成は、産業振興課や生涯学習課、保健福祉課が担当課の目的に沿ってそれぞれに作成してきております。市域全体を見ると、まだ設置されていない地域もありますので、これまでのコースに加えて、健康をコンセプトにして、関係各課が連携して地域の特徴を生かしたコースを新たに設定してまいります。本事業で、子どもから高齢者まですべての住民が地域の輪づくりや健康づくり、介護予防に楽しく利用できる工夫やイベントを開催するなど、活用して、まち全体を健康づくりの場として、より魅力あるまちづくりを推進してまいります。

次に、第4次の行財政改革の実施計画についてであります。ご質問にありましたように、平成23年度末現在において、未実施の項目は83項目中40項目でございます。未実施の40項目のうち、平成23年度末までに実施すると計画した項目が26項目、平成24年度に実施すると計画した項目が6項目であります。長引く景気低迷の中、市民生活との影響を考えながら、個々の項目について協議・検討を行い、実施してまいりました。なお、平成24年度には土地開発公社の健全化や国保料のコンビニ収納の実施など10項目を実施し、平成25年度には市民課の窓口委託、地域包

括支援センターの委託などを行う予定をしており、その他の項目についても個々に協議・検討を重ねながら計画を着実に遂行する方針でございます。

最後に、摂津市の財政運営についてのご質問でございますが、リーマンショック以降、厳しい財政状況が続く中、市民生活を第一に考え市政運営をしてまいりました。ご指摘の社会保障関連経費につきましては、高齢化の進展に伴い、毎年増加してまいります。また、市税をはじめ歳入面の状況もよろしくありません。このため、多額の主要基金を取り崩し、予算を編成したところでございます。景気の先行き不透明な状況に変わりはありませんが、昨今の円安、株高など、日本経済がデフレ脱却に向けた明るい動きも見られます。経済状況をしっかりと注視しながら、社会保障関連経費については、本市財政の身の丈に合った制度に変革することも持続可能な財政運営にとって必要であると認識をいたしております。

以上、私からの答弁にかえさせていただきます。

○木村勝彦議長 三好議員。

○三好義治議員 それでは、2回目の質問をさせていただきますというふうに思います。

1点目は、市民公益活動の活性化と協働の担い手づくりでございます。協働のまちづくりでは、全体の育成、人材の発掘と人材の育成それぞれが得意分野で発揮する協働のまちづくりに不可欠ということもご答弁もいただきました。ただ、ややもすると、これまで協力していただいた団体、個人をないがしろにして、新たな団体のみに手厚い補助になりかねないかと思っております。摂津市行財政改革第4次実施計画では、その他の各種団体につきましては、団体補助から事業補助に変える検討がなされ

ております。各種イベントにしてでも統廃合を検討されておりますが、これらとの整合性はどのように図っていくのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

安威川以南のコミュニティセンターにつきましては、鳥飼地区においても今後検討していきたいという、いいご答弁をいただきました。やはりいろいろな会合、それからコミュニティセンターというのは身近なところにありたいというのが市民の要望でございまして、今後、鳥飼地区に対してでも早い段階で検討の結論を出すようお願い申し上げます。

防災体制の整備についてでございますが、市民啓発としていろいろとハザードマップが配布されました。先ほどご質問いたしましたように、やはり摂津市の多くの地域は、大雨による洪水時に住んでいるところが低いところなので、安威川ダムの早期完成というのは必要不可欠だというふうに思っておりますし、それまでの洪水対策についても非常に心配でございます。だから、安威川の先ほど言った天端を含めて、しゅんせつを含めて、より具体的な取り組みを今年度どうされるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、災害時の要援護者支援についてでございますが、これも取り組みについては非常にいい取り組みだというふうに思っております。ただ、先ほども言いましたように、今、全体の中で半分ぐらいは手を挙げて了解いただいているというふうに聞いておりますが、これ以降取り組む段階の中で、要援護者支援システムで手上げ方式で挙げていただいても、実際に預かる各種団体の方々が、やはり個人情報保護法並びに団体の長が年々かわるということの中で非常に気にされております。ですから、

この部分についての最終的な目的のイメージを改めてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、消防広域連携については、先ほどのご答弁で吹田市と摂津市が連携をしていくという明確な答弁をいただきました。それに向かって邁進していただいたらいいと思うんですが、ただ、今後、指令業務の共同運営に当たって、吹田市と摂津市の連携のスケジュールというのはどのようなスケジュールになっているのか、そして、メリットはどのようなメリットが発生してくるのかということと、防災拠点となる消防本部庁舎については、耐震化はできているというふうに先ほどご答弁いただいたんですが、ただ、建物の躯体の耐震改修や、それとか電子通信機を置いたときにフロアの免震化というのが問われてくると思うんですが、こういった免震化についてでもどのように考えているのか、消防本部としてのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、ＪＲ千里丘西地区は、１回目、市長の答弁は類似答弁なので割愛させていただきましたが、２回目として、より具体的な部分の中で、準備組合が設立され、これまでの長い期間、いろんな課題を蓄積しながら、るる検討していたんですね、準備組合も。今回、新たに街区整備計画が出されました。ただ、気になるのが、いろいろな形で、もう決断をする時期に来ているのではないかなと。だから、そういった面では、この街区整備計画のまちづくりのめどをいつごろに定めているのか、この点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、摂津市水道ビジョンと大阪広域水道企業団についてですが、これも答弁を

いただいて、摂津市水道ビジョンと広域水道企業団は別々というような答弁はいただきましたが、私は、摂津市水道ビジョンは今後の水道事業がどうあるべきかということとつくられるというふうに伺いましたが、総合計画ではその辺がまず全然述べられていなかったんですね。新たにこの水道ビジョンというのが打ち出されました。総合計画策定時に本来計画しておくべきだというふうに思っているんですが、この総合計画は平成23年につくられたんですよね。今年度はまだ平成24年度なんです。その間にどういう変化があって、なぜこういうビジョンをつくらなければならないのか。何せ計画に一貫性がなかったのと違うのかということをご指摘しながら答弁をお願いしたいというふうに思います。

それと、大阪広域水道企業団と統合した場合に、水道が今抱えている資産をすべて継承されるということですが、今、大阪市が問題になっている水道の浄水場ですね。摂津市も太中浄水場があるんですが、送受水関係設備の関係も含めて水道企業団との統合の中に組み込まれるんやったら、これからの改修というのは非常に無駄ではないのかと、こういった考えも持っておりますので、この点についてもご答弁いただきたいというふうに思います。

それから、鳥飼大橋架け替え事業並びに近畿道と阪神高速のジャンクション化でございますが、答弁にありましたように、鳥飼大橋は平成25年末で完成予定でございますが、今は古い橋を壊されて、新規は今めどが立たないというご答弁もいただきましたけども、やはり早期完成というのは、安全上の問題で、あそこの渋滞を解消し、歩行者の安全確保のために必要不可欠だというふうに思っているんですね。だから、

今のこの工事というのは、当初の工事内容はどうであったのか、今、実際にいつ完成できるのか、大阪府にどういうふうな今働きかけをしているのか、改めて聞きたいというふうに思っております。

もう一方での近畿自動車道と阪神高速守口ジャンクション、これが完成いたしますと、一津屋交差点の渋滞解消というのは相当解消されると、前回質問したときにも答弁いただきました。その点については、計画段階と現状とはそんなに変わっていないのかということの中で、解消はどれぐらいできるのかということのご答弁をいただきたいというふうに思います。

地球温暖化防止計画についてですが、これは、やはり全国に先駆けて、この地球温暖化防止は政令都市を除くといち早くつくられました。やはりつくった以上は実効性のあるものにしなければならないと思っております。私が今回質問しているのも、23年からつくられながら、24年度の実績、ややもするとそれが抜けてしまうのではないということの中で、改めて、そういうふうな実績も含めながら、25年度はどういうふうに取り組んでいくのかということ、進捗状況を含めて再度お聞かせいただきたいというふうに思います。

三島救急センターにつきましては、これから大きな課題にぶち当たると思いますが、市民のやっぱり安全・安心のため、医療の確保のために十分協議をいただくよう要望しておきます。

それから、「活力ある産業のまちづくり」でございますが、これも何回となく質問もしてまいりました。ようやく切り口として、摂津市内の企業、産業、ものづくり事業者、こういったところが調査をされるようになりました。非常に感慨深い思いで

ございまして、ただ、これが、アンケートというのはあくまでも手段でございまして、やっぱり目的は企業の活性化でございまして。今回のアンケート、それぞれものづくり事業者には2種類、産業分野には2種類、計4種類のアンケートを配られました。その中での末尾の中での市政への要望その他について、こういった回答が十数項目、17項目上がってきているんやったら、中身を読みますと、非常にこれからの展望で期待が持てるアンケートだというふうに思っております。だから、これを集計した中で、早い段階で事業者のニーズをとらまえた中での展開が僕は必要だというふうに思っているんですよ。ですから、これも実現してきたのが、我々は岡谷市やらいろんなところに視察に行っまいりました。それを議会で提言をしてきた、これが実績だというふうに思っているんですが、そういった中で、今後のこのアンケートを生かした中でのアクションプランをどのように考えているのか、改めてお聞かせいただきたいのと、やはりこういった中小企業の方々のやっぱり拠点も必要だというふうに思うんですよ、いろんな施策展開をやるのに。その中では、商工会館の移転と合わせて南千里丘のモデルルームをいかに活用していくかということについて、産業振興課の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、指定管理者制度についてでございまして、これも何回となく質問をしてきました。これもひとえに、そこに働く職員の雇用の不安をいかに解消していくかということで私は質問をしてまいりました。昨年12月の一般質問で、最終的には副市長にご答弁もいただきましたが、第2次実施計画の改訂版を早い時期に出すという

答弁でございました。第1次改訂版では、やはり平成26年には、非公募、公募にしろ、もう実践しなければならないと。逆算いたしますと、今年の平成25年度の早い時期に答申をしなければならないと思うんですが、私は今月にでも出てくるというふうに期待しております。こういったスケジュールも含めて、今言える範囲の中でご答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、摂津市の魅力づくりについて、ウォーキングコース並びに「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」は十分わかりました。ただ、私が今回質問しながら調べていったら、産業振興課も阪急電鉄マップというのがあるし、健康推進課も持っていますし、いろんな各課、生涯学習課も持っているんですよ。史跡・旧跡ね。そういったことをいろいろ持っているんですね。市長、こういったやつは、それぞればらばらじゃなしに、私も見せてもらったら、どれがどういうことで何の目的を持ってやっているのか、それぞれ目的はあったと思うんですけど、せっかくこれだけのことをやるんでしたら、それぞれ各課統合の中で、一つAコース、Bコース、Cコース、Dコース、Eコースとか、コース名に及んだこういったことを考えられたらどうかなというふうに思うんですよ。この際、整理をされたらどうかということについて、原課から結構なので、ご答弁をお願いします。

それから、摂津市の行財政第4次実施計画についてでございまして、平成23年度にできていなかったのが、組織・機構改革、部長会、政策推進会議の機能強化、関係部長会議の設置関係、これは何でできていなかったのかという点と、公共施設附属駐車場の有料化について、これも検討課題で

きておりませんでした。今の進捗状況と検討内容についてお聞かせいただきたいと思います。それから、集会所の適正配置・適正運営についてもお考えをお聞かせください。そして、使用料、保育料の受益者負担についても今後の進め方についてお聞かせください。

それと、平成26年実施する予定で検討しておる下水道における地方公営企業法の適用について、下水道の企業会計導入に当たっての経過も含めて、水道企業団の関連も含めながらお聞かせいただきたいと思います。

それから、財政運営についてでございますが、歳出の下方硬直性によって、よく言われることです。特に福祉についての行政の継続性が問われることから、旧来の制度を維持してきたと思いますけども、国では税と社会保障の一体改革の具体的な議論が進められようとしております。本市においても、現在の社会情勢に応じた思い切った制度改革、ばらまきではなく弱者の定義をしっかりと考えていく必要があると思っております。財政担当部長として持続可能な財政運営を行うための具体的な方策を持っているのか、お聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

これで2回目を終わります。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 市民公益活動補助につきましてのご質問でございます。

今回の補助制度は、摂津市における協働と市民公益活動の指針で示しております市民公益活動のバックアップ策の一つの取り組みでございまして、新たに市民公益活動を行う団体に対する初動期の資金面での支援制度となっております。一方、既存団体におきましては、これまで市と連携し、さ

まざまな活動を展開されていることは承知しておりますが、今回の補助制度の対象とはいたしておりません。ただし、既存団体のメンバーや会員が新たな団体を立ち上げられ、メンバーを募って公益的な活動を展開されていく場合には対象といたしております。これは、市民公益活動の活発化を図り、協働の担い手を増やすことを目的としているからでございます。

次に、行財政改革との整合性につきましては、本来、補助金につきましては団体の自立育成に資するものであり、一定の目的が果たされたときに補助金の支給は終了するということが本来であったかと思いますが、これが団体支給として残ってきおったということで、行財政の第4次の実施計画におきましては団体の補助の見直しが記載されてございます。その中では、団体補助から事業費補助への転換ということになっておるかと思えます。

今回の公益活動の補助制度は、協働のまちづくりに向けて新たに取り組まれます市民公益活動の立ち上げ支援を目的といたしております。事業支援の要素が主でございますので、今後、その効果を十分検証しながら運用を行ってまいりたいと考えております。

地球温暖化防止計画の具体的な取り組みと進捗状況の把握についてでございます。

地球温暖化防止への取り組みは、まずは日常生活におけるエネルギーの使用量を知っていただき、その上で節電や省エネによる削減効果を実感してもらう必要があると考えております。平成24年度では、環境家計簿へ参加を呼びかけるため、説明会の開催、集会、イベントなどでのPR・啓発とともに、環境を身近な問題として知っていただくため、大阪府地球温暖化防止活動

推進センターより講師を招き、エコライフ講座の開催も行っております。また、市民環境フェスティバルでは、グリーンカーテンコンテストの表彰式をはじめ、市民団体や事業者などと一緒に節電や省エネ、ごみの減量、エコドライブなどを身近に感じていただきながら啓発に努めております。

しかし、二酸化炭素はあらゆる活動の中で発生するものでありますことから、これらの活動を二酸化炭素の削減量として定量的に評価することは困難であります。環境省が発表する二酸化炭素の市町村別排出量の集計をはじめ、皆さんが行っていただける節電や省エネの取り組みをできるだけわかりやすい指標を使い、示してまいりたいと考えております。

平成25年度におきましても、本市の取り組みの状況を示しながら、市民、事業者、行政それぞれが相互に連携・協力を図りながら二酸化炭素の削減に取り組んでいただけるよう、できるだけ多くの機会をとらえ、PR・啓発に努めてまいります。

市内事業所実態調査の活用についての質問でございます。

支援施策の啓発につきましては、事業所向け支援施策一覧、企業便利帳を作成し、事業所への配付を行ったところ、各種支援施策に関する問い合わせが増えており、一定の効果が得られたのではないかと考えております。また、事業所実態調査につきましては、平成25年2月22日時点で4,135件の事業所に調査票を配付、現在3,311件の回答をいただいております。内容といたしましては、事業所の経営における今後の課題や行政に期待することなどさまざまありますが、今回の調査票は、ご指摘のありましたように、事業所規模や業種ごとに作成しておりますので、それぞれ

の状況をよりきめ細かく分析できるのではないかと考えております。

また、市外団体への調査では、近畿圏内の商工団体や金融機関など146団体からご回答いただいておりますので、各団体が取り組んでおられる先進事例の中から、本市の特徴に合致しているものはないか、これから検証してまいりたいと考えております。

今回の事業所実態調査は、緊急雇用創出基金を活用して実施しておりますので、今後も継続して実施できるものではございません。それゆえに、この調査から得られた情報は、時期を逸することなく、事業所の情報発信のあり方を含めて、市内の産業振興のために最大限活用してまいりたいと考えております。

また、ご質問の中で中小企業の拠点が必要とのお話でございましたが、我々も同様のことを考えておりまして、商工会の移転と合わせた南千里丘モデルルーム跡の活用方法などの諸課題についても、25年度に実施をいたします産業振興アクションプランの中でその方向性を打ち出せるよう、実効性のあるプランの策定に努めてまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 防災体制の整備につきまして、その中で特に雨の対策及び25年度の取り組みということでございまして、まず安威川でございます。安威川は、先ほどの市長の答弁にもございましたように、安威川の上流部に位置します安威川ダム、平成32年に概成するということを聞いておりますので、その早期完了に向け今後とも要請してまいる所存でございます。

続きまして、その安威川で、先ほど市長の答弁もありましたように、しゅんせつも

併せ持って昨年度要望しておりまして、今年度してもらえるように働きかけていきたいと思っております。

続きまして、内水排除といたしましては、公共下水道で受け持っております、本市におけます公共下水道の整備は、大きく安威川を挟みまして以南、以北。まず、以北は合流管をもちまして整備する予定でございます、ほぼでき上がっております。以南につきましては分流の方針をとっております、約４割の雨水整備ができ上がっておりますが、特に２５年度といたしましては、東別府地域の浸水を解除できるということで、東別府雨水幹線の実施設計に取り組む予定をしております、その後に実施工事をする予定となっております。

もう一方、平成２２年に設置されました番田水門、このことにつきまして、内水は公共下水道で受け持つ部分ということになっておりまして、これにつきましては上流高槻市の一部の水が入ってくるということがございまして、この水を排除するがために、鳥飼八町雨水幹線の実施設計も続きまして２５年度にやっけていき、その後に実施工事をする予定となっております。

以上が雨に対する２５年度の取り組みでございます。

続きまして、鳥飼大橋架け替え並びに近畿自動車道の阪神高速ジャンクション化の進捗状況についての２回目のご質問にお答えいたします。

鳥飼大橋架け替え事業の内容で、先ほどの市長答弁にもありましたように、平成２２年春に車道部３車線の部分供用をいたしましたわけですが、その後の内容としましては、下流側にあと１車線を拡幅し、合計４車線の幅をつくり、最下流部の１車線の部分を歩道にすることで鳥飼大橋の架

け替えが完成するものであります。現在、上流部へ車線を張り出す構造をつくるため、旧橋の上部及び橋脚撤去工事を２５年度までの予定で進められております。その後、先ほど申し上げました最終の形態へ整備されるわけですが、現在のところ、財政状況から旧橋撤去後の着手めどが立っていないとの見解を伺っております。したがって、中央環状線の歩道整備につきましても、大阪府では鳥飼大橋の歩道整備及び信号機の設置に合わせて実施すると伺っております。本市では、大阪府が鳥飼大橋架け替え工事の着手前に地元へ説明いたしました鳥飼和道地区の歩道整備を早期に実現されるようにと書面にて申し入れているところでございますが、今後さらに強く要望を重ねていくことを考えております。また、信号機設置につきましても、歩行者の安全が第一でございますが、府道中央環状線及び正雀一津屋線の交通混雑状況を十分考察していただき、効率的な設置を求めているように、摂津警察署及び大阪府へ申し入れてまいります。

また、守口ジャンクション完成後の通過交通量につきましては、大阪府が平成３２年における交通量予測をしております、府道大阪中央環状線の１日当たりの交通量は約８万４，１００台と予測し、守口ジャンクション完成により鳥飼大橋の通過交通量は１日当たり約４，０００台が減少し、約８万台になるものと予測されております。

一津屋交差点での混雑解消につきましては、本市の都市計画道路新在家鳥飼上線の拡幅整備事業の完成時には交通導線の誘導により混雑緩和が図れるものがあると考えておりますが、大阪中央環状線の本線と側道の市道新在家５５号線との取り合いによ

る影響や信号処理によります安全確保など、摂津警察署や大阪府との協議が必要とされる要件が多々ございます。今後、一津屋交差点周辺での慢性的な交通混雑解消は、本市のまちづくりにも大きくかわりますことから、道路管理者であります大阪府と協議を進めていきたいと考えております。

次に、摂津市行財政改革第4次実施計画におきまして示しております下水道事業における地方公営企業法の適用についてのごとでございますが、本市の公共下水道事業におきましては、本格的な維持管理の時代を迎える中、経営状況の明確化などの観点から地方公営企業法の適用を予定しております。本市行財政改革第4次実施計画では法適用の時期を平成26年度としておりますが、法適用に当たりましては、法適化後におけます市財政運営の影響を見きわめる必要があることや、企業会計に精通する人材の確保などクリアすべき条件がございます。このため、本年度実施しております資産台帳作成業務委託によりまして資産状況を明らかにした上で、市財政への影響を見きわめることとしているほか、引き続き人材育成・確保に努めてまいります。

また、下水道事業の法適化に当たり、水道部との組織統合を予定しておりますが、水道企業団に向けた動きもあることから、その場合の影響などについても考慮する必要があります。これらを踏まえまして、改めて法適化の時期を決めたいと考えております。

以上です。

○木村勝彦議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 災害時要援護者の地域での名簿管理及び最終的な目標についてのご質問にお答えいたします。

地域での名簿の管理につきましては、先

行して行いました同意をいただいたひとり暮らし高齢者の名簿の自治会への提供では、個人情報の機密保持、名簿の適正管理等につきまして覚書を交わし、名簿の提供を行ってまいりました。今後は、ひとり暮らし高齢者の名簿にご登録いただいている方を対象に、同意要援護者台帳へ申請の勧奨を民生児童委員のご協力をいただきながら進め、ひとり暮らし高齢者名簿から同意要援護者台帳へと切りかえていきたいと考えております。しかし、同意要援護者台帳には、高齢者の方の情報だけでなく障害者の方や介護認定受給者の方の情報も含まれますことから、提供を受けていただきます地域支援組織の方々には、個人情報等についての研修を受講いただくなど、一層慎重に取り扱っていただく配慮が必要と考えております。また、最終的な目標につきましては、要援護者の方々お一人おひとりに地域支援組織のご協力をいただきながら個別支援プランを作成し、災害に備えていくことと考えております。

続きまして、「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」についてご答弁申し上げます。

この事業は、庁内の関係各課の連携をはじめ、健康遊具の設置箇所やウォーキングコースの設定等に関して、地域の自治会や老人クラブ、ふるさと案内人、総合型地域スポーツクラブなどの市民の方々にもご参画いただき、コースに歩数や距離などを表示する案内板の設置や、健康遊具を設置した公園やコースに樹木や草花を植えるなど工夫を凝らし、市民の皆様と協働してつくっていく予定です。これまではウォーキングコースやマップをそれぞれの課がそれぞれにおいて作成しておりますが、平成25年度に取り組みます本事業では健康をコン

セプトとしていることから、保健福祉課が中心となり、公園みどり課や政策推進課等の関係各課も新たに加わっていただき、連絡会議を持ち、事業を集約して効率的に進めてまいります。また、市民の方々も入っていただくプロジェクト会議を開催し、コースの設定だけではなく今後の運用にもかかわっていただき、まち全体の健康づくり運動となるように努めてまいります。

○木村勝彦議長 消防長。

○北居消防長 それでは、消防本部にかかわります3点のご質問にお答えいたします。

まず、指令業務の共同運用に向けての現在の進捗状況、それと今後のスケジュールでございますが、昨年から吹田市、茨木市、本市の3市を構成市としまして、共同運用についての検討をしてまいりましたが、茨木市においては3市での共同運用について不調となりまして、現在、吹田市、摂津市の2市で指令業務の共同運用に向けての具体的な検討に入ったところでございます。今後、消防長間で吹田市及び摂津市における消防指令業務の共同運用に係る基本的事項に関する確認書を交わす予定でございます。

今後のスケジュールにつきましては、平成25年度は消防救急デジタル無線の実施設計、26年度に消防指令システムの設計、27年度に消防救急デジタル無線及び指令システムの整備、そして28年度には共同指令センターの運用開始を目指すものでございます。

なお、地方自治法の規定によります協議会設立に際しましては、吹田市と足並みを合わせ、一定時期に市議会でのご意見をいただけるよう上程いたしてまいりたいと考えております。

次に、2点目のこの指令業務の共同運用

によるメリットでございますが、消防力の効果的運用や費用面での節減効果、そして市民サービスの向上と行財政上の効果が期待できるものでございます。消防通信指令施設の更新に当たりましては、高額な費用を要しますことから、共同で整備することでスケールメリットにより費用の低廉化を図ることができ、また、災害の対応に応じて連携・応援を強化し、広域的に消防力を運用することが可能となるものであります。特に隣接地域での災害では、より高い効果が望めるものと考えております。

次に、3点目の消防本部庁舎の耐震化についてでございますが、指令業務の共同運用を実現する中で重要な課題であると深く認識をいたしております。共同指令センターが吹田市に配置されることになりましても、本市消防本部庁舎は本市の防災拠点であることには変わりございません。したがって、消防車両、救急車両をはじめ、消防緊急情報システムの遠隔制御機器及び無線設備、指令業務に係る端末機器を配備いたすわけでございますから、相当の耐震性を有し、本市防災拠点としての機能を維持する必要があります。消防本部庁舎は、平成3年に建設され、昭和56年の建築基準法改正による新基準をクリアしている建物ではありますが、今後は、ご提案の免震化につきましても、大規模災害時に司令塔となります市の災害対策本部が設置される建物と合わせまして、防災拠点となります消防本部庁舎の機能の維持を重要課題ととらえ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木村勝彦議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 千里丘西地区の「街区整備計画（案）」にかかわります事業に対する判断時期の考え方についてご答弁を申

し上げます。

今回の再開発準備組合が主体となりまして実施を予定いたしております街区整備計画、それにかかわる調査につきましては、本制度は平成17年度に施行されました制度であり、その制度内容といたしましては、調査期間が5年とし、まちづくり計画素案づくり、合意形成活動などの取り組みに対する補助であり、その期間内で3回の補助が活用できる仕組みとなっております。この制度につきましては準備組合もご理解をいただいております、5か年の期間を一定の判断すべき期間のめどと認識していただいているものと思っております。基本的には、再開発事業に対する判断は、地権者による組織でもあります準備組合が行うこととなりますが、今後、本市におきましても、準備組合と共通の認識の中で事業に対する判断時期の旬を見きわめながら、市と準備組合と協調して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○木村勝彦議長 市長公室長。

○乾市長公室長 計画を実現する行政経営についてのご質問にお答えいたします。

まず、指定管理者制度についてでございますが、あり方検討委員会から提言書をいただいた後、政策推進課におきまして指針の素案を作成し、これまでに関係課長会議を3回、関係部長会議を2回開催しております。今後、関係部長会議で意見集約を行い、庁議において最終のまとめを行う予定であります。指針の内容といたしましては、指定管理者制度の概要、指定管理者制度についての市の基本的な考え方、指定管理者の募集、指定管理者の候補者の選定、モニタリングの実施、苦情対応など、指定管理者制度全体における市としての導入に関す

る指針となっております。指針の素案の個別内容につきましては、あり方検討委員会からの提言書を参考に策定いたしており、関係部長会で協議を重ねておりますが、候補者の選定に当たって、制度本来の趣旨からすると公募が原則となっておりますことから、非公募による指定管理者の取り扱いについての協議に時間を費やしている状況でございます。担当といたしましては、市長からのご答弁にもありましたように、今月中に庁内の取りまとめを完了し、4月にはできるだけ速やかに議会をはじめ関係者にご説明を行っていく予定をいたしているところでございます。

それから、第4次行財政改革実施計画についてでございます。

まず、1点目の部長会、政策推進会議の機能強化についてでございますが、ご質問にありましたように、内部改革の一つであって、内部協議において実施できる項目でありますので、早急に実施の方向で協議してまいりたいと考えております。

それから、部長会の規定には設けておりませんが、実際には行革項目やモデルルームの活用、指定管理者制度の指針策定など、関係部長が集まって協議・検討を行っていることや、政策推進会議におきまして、国の緊急雇用事業の活用や元氣臨時交付金の活用につきまして、情報の共有化を図り、それぞれの会議の活性化を図っておるところでございます。

次に、公共施設附帯駐車場の有料化、使用料、保育料等受益者負担の適正化につきましては、庁内で検討を行っておりますが、申しわけないんですが、意見集約にまでは至っていない状況であり、実際、実施に当たりまして意見集約ができた段階には、議会をはじめ関係者の方々に市の考え方を説

明してまいりたいと考えております。

次に、行革の実施項目の修正、追加、削除に関しましては、第4次行財政改革実施計画の見直しの中で検討し、精査を行う予定をいたしておるところでございます。

○木村勝彦議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の公共施設の附属駐車場の有料化についてでございますが、公共施設駐車場の有料化は、行財政改革第4次実施計画において、平成26年度に有料化するとしております。防災管財課では、来庁者駐車場の有効活用によるコスト削減、収益性の向上、管理レベルの向上を目的として、施設利用目的以外の駐車につきまして有料化、施設利用者には一定時間での無料サービスの導入について検討してまいりました。検討におきましては、実際に施設利用者の出入りや利用時間などの調査を実施し、収益性を算出しました。また、第2駐車場であります近畿自動車道高架下を管理しますNEXCO西日本との協議を行いました。この協議の中で占有物件での収益は禁止であるという見解でございました。これらの結果から、第1駐車場、第2駐車場を総合的に管理し、有料化を実施しますと、運営や管理業務の面でのコスト削減には至らず、逆に費用負担が生じる試算となっております。有料化の導入を見合わせているのが現状でございます。また、その他公共施設、青少年運動広場やふれあい広場等は、利用者に減免サービスを導入すれば、同時に採算性が確保できないというような状況になります。導入にはさらなる庁内での協議と検討が必要であります。

次に、ご質問の集会所の適正配置・適正運営についてお答えいたします。

市立集会所は、地域の文化、福祉の向上を図るとともに、市民のコミュニケーショ

ンの場を提供するために設置しているものでございます。地域の世帯数や地域的なバランスなどを考慮して、市内に53か所設置しており、そのうち老人常設集会所が40か所併設をされております。集会所の適正運営は、利用していただいている利用者のニーズや管理している自治会との協議を進めながら、よりよい集会所の適正運営を図っており、また、現在は集会所の老朽化が大きな課題となっております。老朽化に伴う集会所の建替えや再配置は、地域性や利用状況、利用内容など総合的な判断が必要不可欠であります。今後、集会所を利用していただいている利用者や管理していただいている自治会との協議を進めながら、適正配置・適正運営について検討してまいりたいと考えております。

次に、持続可能な行財政運営を行うための具体的な方策についてお答えいたします。

本市の65歳以上の人口のピークは、平成31年度と予測しております。少なくともピーク時まで社会保障関連経費は右肩上がりに増加してまいります。これまで扶助費等の増を人件費の減で相殺して、何とか基金残高を温存することができました。しかし、人件費も、団塊の世代の退職が終了し、これまでの単価差による減額効果が見込めない状態でございます。持続可能な財政運営のため具体的な方策ということですが、歳入面では市債発行と基金繰り入れのバランスを図ること、市有財産の有効活用を図ること、歳出面では、人件費について、さらなるアウトソーシングを行い、定数削減をすることなど、まず内なる改革を行い、社会保障関連経費については、所得制限など制度設計をどのようにするのかといった点を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○木村勝彦議長 水道部長。

○宮川水道部長 （仮称）摂津市水道ビジョンと大阪広域水道企業団についての2回目のご質問にお答え申し上げます。

本市の水道は100%の普及率となっている状況でございます。これからは施設の更新と維持管理が中心となってきております。水道事業を取り巻く環境につきましては、ますます厳しいものとなってきておりまして、今後予想されます大規模な施設更新をしつつ、健全な事業経営をしていかなければならない状況でございます。

このような課題に適切に対処していくためには、水道事業を取り巻きます環境などを総合的に分析した上で経営戦略を策定し、それを計画的に実施していくことが求められております。そのようなことから、今回、（仮称）摂津市水道ビジョンを策定し、安全で安心な水を供給していくものでございます。

ご指摘をいただいております点でございますが、今後、総合計画を進めていく上で、実施計画の中で整合していきたいと考えております。

また、太中浄水場のことでございますが、この施設につきましては、危機管理上からも、また複数水源の観点からも非常に大事なものと認識しておりまして、今後も継承してまいりたいと、このように考えております。また、統合により企業団に引き継いだ後におきましても、市町村の意向が尊重されますことから、原則としまして本市の市民の方のために活用されることになるものと聞き及んでおります。今後の改修の件につきましても、従前どおり実施してまいりたいと考えております。これは、統合におきましても摂津市域水道事業会計に引き継いでいくという、こういうことから行っ

てまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○木村勝彦議長 三好議員。

○三好義治議員 3回目はすべて要望にとどめておきますので。

きょう質問させていただきましたのは、冒頭申し上げましたように、本市における第4次総合計画の第3次実施計画の初年度に当たるという位置付けの中で質問させていただきました。その中身につきましては、国・府、それから近隣市にかかわる広域行政部分をいかに進めていくかということで、それぞれ確認をさせていただきました。その中で特に気になる部分につきましては、近隣市、それから大阪府との関連事業でございまして、市長が大阪府会議員時代ときにそれぞれ手をつけていただきました淀川の鳥飼大橋の架け替えなり千里丘のガードの拡幅なり、それから吹操なり、いろいろと事業は進んできておりますが、ただ、今ストップしている部分について、大阪府に対してぜひ働きかけていただきたいというふうに思っております。

もう2点につきましては、第4次行財政改革の進捗状況について、きょうは大きく確認をさせていただきました。これまでやっぱり組織機構改革、行財政改革の中での簡素化、合理化、定員管理の適正化、給与等の適正化、財政運営、事務改善、民間委託とか、いろんなことに取り組んでいただきました。ただ、今回の平成23年度の結果を見てみますと、やはり改革を行っていくのに直接手をかけるのは原課でございまして、政策推進課ではないということが明白でございまして、さらに、各担当部課で進んでいない部分については、ややもすると改革に対する自覚の不十分な方、さらには前から言うているように慣例主義の方が

おられて改革が進んでいないというのが一方では見え隠れしているのではないかなと。これからの改革に対しましては、改めて一丸となって取り組んでいただきたい。これが将来に向かって摂津市の市民の幸せにつながると確信をしておりますので、よろしくお願いいたします。

そういった中で、集会所につきましては、市民の協働と、それから、これからの小地域ネットワークのかかわりの中で、確かに10平米のところから狭いところもあります。そういったことも含めて、これからの協働のまちづくりで地元集会所は必要だということを申し上げて質問を終わります。

（発言終了のブザー音鳴る）

○木村勝彦議長 三好議員の質問が終わりました。

次に、山崎議員。（拍手）

（山崎雅数議員 登壇）

○山崎雅数議員 では、共産党市会議員団を代表して質問をいたします。

きのうからの質問ですので、重なっているとところは少しちょっと突っ込んだ聞き方をするかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

先の総選挙で発足をしました第2次安倍政権、弱肉強食の新自由主義の全面的な復活を目指して、憲法9条改定を現実の政治の日程にのせ、さらに過去の侵略戦争を美化する靖国派をその中枢に据える、これは日本の前途にとって極めて危険なものだと言わざるを得ません。加えて、日本維新の会という憲法改定と新自由主義の突撃隊とも言えるべき潮流が衆議院で第三党を占めたことも重大です。

こういう今の日本の政治は、その表面だけを見れば、逆流が猛威を振るっているように見えますけれども、60年間続いた古

い政治は、国民との矛盾という点で崩壊的危機に陥っている不安定な政権となっているということが明瞭になっています。財界中心の政治で、働く人たちの所得が減り続け、先進諸国では唯一経済成長がとまった例外国家となり、ヨーロッパ諸国では暮らしを守る社会のルールがありますけれども、日本では1990年代以降、わずかにあったルールも規制緩和の名のもとに取り払われ、異常な長時間労働、不安定雇用の拡大、最低水準の最低賃金、男女の賃金格差、低過ぎる社会保障制度、大企業と中小企業の不公正など、あらゆる面で欧州諸国との格差が大きく広がりました。もう一つ、アメリカ言いなりの政治で、戦争が終わって68年もたつのに、いまだに132もの米軍基地が存在し、また、食料輸入とエネルギー、原油と核燃料の輸入という経済の根幹においてもアメリカに押さえ込まれています。

こうした中、最初に国の緊急経済対策等と、そして摂津市の予算案について伺います。

安倍政権が打ち出した緊急経済対策に基づく大型補正予算と新年度政府予算案は、公共事業のばらまきの予算を復活させ、国も地方も大変な借金の拡大になります。これには消費税の増税を当て込んでいます。同時に、震災復興など必要なものもあります。本市では、今回の補正予算で8億円近い新規の市債を発行し、2013年度全体での新規市債発行額は30億円を超えるとという異常な事態になります。地域の元気交付金や補正予算債を使いますが、その特徴点についてお聞きをいたします。また、元気交付金等の活用によって、事業ごとに予定していた本来の来年度予算の一般財源で使える軽減分を市民の暮らしを守る

ために活用するという視点が必要だと思います。この点についての答弁を求めます。

次に、権限移譲、民営化、民間委託と職員体制について3点お聞きをします。

本市の行革の中心点の一つが、公的仕事の民間委託、民営化です。来年度は、地域包括支援センターの業務委託をはじめ、小学校給食業務は3校目、桜苑の民営化、そして7月より市民課窓口の民間委託を計画し、どんどん市役所としての責任が弱まり、税金で運営されている自治体の姿が変質していきます。自治体現場の民間委託は住民サービスの後退にならないか、そこで働く労働者の雇用条件の切り下げに加担することにならないか、常に念頭に置くべきです。そういう点について、来年度の切りかえに向けての作業で、本市の指定管理において、そうした観点が貫かれてきたのか、お聞きします。また、桜苑の民営化計画については、売り渡す直前になぜ6,000万円の税金を投入して建物を改修するのかということについて、市民的にも批判の声が広がっています。当初の公設民営という設立当時の趣旨からして後退ではないかという点について認識をお聞きします。

さらに、職員体制について。第4次行革での目標であった660人体制は1年間で達成され、今年4月初めで642人の正職員と聞いています。その一方で、官製ワーキングプアが社会的にも大きな問題になっています。本市でも40%近くまで非正規が広がってきている状況です。職員体制については、全体の奉仕者として、みずからの仕事を市民的に評価しつつ、必要な部署には必要な配置を、それを基本に置いて全体で議論すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

次に、第4次行革についてです。

4次行革が実施をされて3年がたちました。本市の行革の中心点は、市民生活関連施策の廃止・縮小であり、市職員の削減、公的仕事の民間委託、アウトソーシングです。加えて、森山市政1期目では多額の公共料金の引き上げでした。市長、行革本来の目的は市民の暮らしを守ることであり、市民にとって市政をよくすることです。本市の市民の平均所得は、この14年間で72万円減少しています。第4次行革メニューで未着手の中には、敬老祝金廃止をはじめ、市としての責任を後退させる項目があげられています。市民の暮らしをしっかりと支え、守るために行革を行うべきではありませんか。答弁を求めます。

また、先日、大阪広域水道企業団が4月から料金を1立方メートル当たり3円値下げすると発表されました。本市としても約2,300万円ほど軽減されると思います。市民から声が上がっている北摂7市で最も高い上水道料金の値下げを検討すべきだと思います。この点についても答弁を求めます。

次に、憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言30周年と平和の取り組みについてです。

今日、世界の核廃絶をめぐる動き、それから、福島原発事故後の国内での動きを見たときに、最も住民にとって身近な自治体としての取り組みが重要ではないかと思います。安倍政権は、原子力委員会が7月にも制定するとしている新安全基準という安全神話をてこに原発再稼働を強行しようとしています。そうした中、本市では今回、啓発冊子の作成など幾つかの取り組みが計画されておりますけれども、その主な内容と、自治体として草の根から平和の取り組みの重要性について、また、本市も加盟し

ている平和市長会議の第8回総会が8月に広島で開催予定ですが、市長として参加すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、市民活動について3点お聞きします。

一つは、昨年の公益活動の指針の策定に続き、今度は団体への資金援助、安威川以南のコミュニティ施設建設への動きと伺っております。目指すべき協働の姿に照らして、今の到達点について伺います。

二つ目に、コミュニティプラザに設置されている市民活動支援課の役割について。公共施設の貸し館業務と南千里丘全体を含めたソフト事業などを勘案しても、直営を堅持することが適当だと考えますが、この点について、なぜ指定管理者に移行していかなくてはならないのか伺います。

三つ目に、行政と市民、事業所との協働と言っておりますが、常につきまといっている行政の単なる下請け、市職員を減らす手段だという位置付けであれば、公的責任の放棄でしかないと言わざるを得ません。きちんと情報公開、市民参加を確立し、重要な政策課題についても、ともに考え決定していくシステムをつくり、積み重ねていくことが必要だと思います。こういう点で情報公開、市民参加についてお聞きします。

次に、旧の味舌小学校跡地活用、そして市有地売却問題についてです。

旧の味舌小学校跡地はスポーツセンターとして使用されておりますが、地元の市民団体が活用を進め、売却はしないほしいという趣旨で市への要望も出されて、4年間で市との懇談も8回にわたって行っています。市長にも直接市民の意見を聞いてほしいという点で出席を求めておられますが、これまでご出席いただいております。

ん。市民協働で市政を進めていくという点では、やはりこういう懇談にも市長が出席されるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、旧味舌小学校跡地の活用についてはどうお考えでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

特に、土地売却の問題を地元は非常に気にしております。市有地の売却にはどういう方針で臨まれるのか。きのう、山本議員の質問で、鯉生野団地の売却が延びるなど、市民との間で隔たりがある状態で進んでいるのではないかとお聞きしました。市民の意見集約はどう図っておられるのか、土地の利用に対して現状と見通しを市民に示していく、こういう情報公開は細かく行って理解を得ていく必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

次に、参政権を保障する投票所のあり方についてです。

27か所あった投票所が2か所廃止をされ、25か所となりました。施設の廃止、施設の狭小、構造上バリアフリー化が図りにくい、駐車場がないなどと、統廃合の根拠として説明されてきました。この先、こういう理由で投票所の見直しをかければ、幾つの投票所が廃止されるのでしょうか。お聞きをいたします。選挙管理委員会の役割は、いかにして選挙民の関心を高めつつ、期日前投票所の増設や投票所の改善、さらに身近なところに投票所をつくることなど、国民の参政権を保障していくことです。この間の統廃合で投票所が遠くなって行きづらいという声がたくさん寄せられています。これ以上の統廃合はせずに、充実・改善を図るべきです。見解を伺います。

次に、地域防災計画を実効性あるものにするについてです。

昨年8月に国が公開した南海トラフ巨大

地震による被害想定を受けて、ようやく本市の計画の見直しが今回計画をされると、きのうからも質問がされております。本市として、災害想定を中心点は地震と豪雨による災害でありますけれども、計画見直しに当たっては改めて次のことが重要だと思います。1、阪神・淡路大震災の教訓は、まず建物の倒壊を防ぐことです。本市の建物倒壊の課題についてしっかりとまとめること。そして、二つ目、災害発生時の時間帯や内容によってさまざまな問題がありますけれども、市民の目線、そこで働く人たち、被災者の目線で防災計画をチェックすること。そして、3番目として、復興まで含めた防災計画にすること。4番目に、まちの隅々まで暮らしを守るネットワークが大きな役割を果たすことにつながります。行政と公務労働のあり方をきちんと検討すること。この4点が視点として大事であります。防災管財課の体制補充の問題と併せて見解を伺います。

次に、異常気象による集中豪雨対策について伺います。

昨年8月14日、安威川以北で時間当たり最大降雨量76ミリ、以南66ミリの集中豪雨が降り、市内各所で浸水被害が出ました。今回、喫緊の課題として鳥飼八町と東別府雨水幹線の実施設設計費が組まれました。これで以南の幹線整備比率の33.8%が多少上がるにしても、100%近い整備比率の合流地域の安威川以北でも被害は出ております。浸水被害の解決策が示されておられません。今の財政事情から一度にということにはいきませんが、来年度以降の整備計画もしっかりと策定すべきだと考えます。さらに、今年度末では水税法12条による負担金が1億円を超えた安威川ダムの建設でも、この異常気象による

浸水被害を防ぐことはできません。ダムに頼らない災害対策こそ必要ではないでしょうか。改めて市長の見解を求めます。

次に、施設の耐震化、道路、橋梁の劣化対策ですけれども、耐震のことはきのうからも大分聞かれました。1点だけ、平成12年度に作成された年度ごとの耐震計画に基づいて優先する学校施設の耐震化に取り組んでこられましたけれども、元金交付金で補助金がついた事業、公共施設の耐震化、これらは今年、どこの自治体でも組まれるということになります。先の東日本大震災で、業者や資材、設計作業員、不足している状況が伝えられています。生コンが不足をして、東北では国が生コンプラントを新設まで始めたという状態です。せっかく予算を組んでも入札ができないことにならないか懸念をされます。現状をどのように把握されているのか、その対策は取り組まれているのか、お聞きをしたいと思います。また、落札に至らない場合はどのようなのか、単独事業として取り組むのか、お聞きをいたします。

次に、公共バス網の充実についてです。

今年度、基本方針から公共事業の充実について、検討という文言すらなくなりました。多くの市民が期待していた巡回バスの新路線運行は先送り、あるいは中止とされてしまうのでしょうか。市長がこれまで述べられてきた公共交通の充実とは、既存のバス路線の見直しを3年間も検討することだったのでしょうか。交通弱者と言われる方々の社会参加を促して、健康促進、環境保全などさまざまな積極的意義を持っているバス網の充実・拡充を求めるものですが、いかがでしょうか。とりわけ千里丘地域の路線確保について、民間バス路線の復活も含めて市長の見解をお聞きしたいと思います。

す。

次に、吹田操車場跡地開発など開発問題に対する基本的考え方について伺います。

吹田操車場跡地のまちづくりは、必要性や採算性、環境への影響などを問題視してきましたが、とりわけ周辺地域の環境悪化をもたらす反対の市民運動になりました。吹田貨物駅の開業式典も行われました。専用道路の出入口は吹田側に設けられて、直接摂津市域にトラックの交通量が増えないとしておりますけれども、排気ガスの環境汚染がないとは決して言えません。これまでも指摘をしてきた大気汚染や騒音、振動などの調査がどのようになされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、一般廃棄物の処理基本計画とし尿処理の計画について伺います。

摂津市の一般廃棄物処理計画は、2011年5月に2020年まで10年間の計画期間として策定され、2013年度は3年目を迎えます。この計画で、中間処理施設、リサイクルプラザの建設は大きな柱の一つです。1年おくれとなりましたが、今年度から着工に向け、基本設計にかかることを表明されました。施設の建設に一番のかぎは地元の同意、協力を得られるかということにかかっていると思います。理解が得られるように努力はもちろんのこと、スケジュールにおくれることのないようお願いしております。また、浄化槽汚泥、し尿処理については、今年度9月をもってクリーンセンターの機能停止を決めました。吹田市と交渉の結果、年間3,400キロリットルのし尿を年間200キロリットルずつ減少させ、17年間で終えるとして補償金額の同意を得ましたが、一日も早く解消していくために摂津市の具体的な取り組みが求められます。現一般廃棄物基本計画には位置

付けされておられません。し尿処理の計画、改めて本格的な議論が必要だと考えます。リサイクルプラザとし尿処理の計画について見解を伺います。

次に、救急医療体制の充実について伺います。

三島医療圏における救急医療検討会が、2月、三島医療圏における救急医療体制の確保についての最終報告書をまとめ、三島保健医療協議会に報告されたと聞いております。その中身と併せて、小児救急の医療体制の広域化、その影響についてお聞かせください。

次に、国民健康保険にかかわる問題ですが、安倍首相が訪米し、TPP参加へ前向きな共同声明を交わし、週明けにも参加を表明すると言っております。特に市場開放の点で、アメリカからは名指しで医療保険について進出の条件を整えよと非関税障壁も声明に盛り込まれました。医師会などからも反対をされています。また、自治体の格差是正などの理由で、厚労省は国保の広域化の方針を打ち出して法制化を着々と進めています。ますます自治体での国保の運営に厳しい状況が生まれると考えますけれども、いかがでしょうか。そうした中、来年度も保険料の料率据え置きを決断をされたことは評価をしております。この水準を維持していくための努力は今後必要だと考えますけれども、今の国保会計の状況など、取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

後期高齢者医療制度は、保険料の経過措置や自己負担の割合の引き上げ、これは国民運動によってブレーキをかけている状況でしたが、徐々に外されてきました。きのう、追加の議案が出ましたけれども、高齢者自身、もしくは高齢者を持つ家族に負担

が大きくなってくる、こういうことが予想されます。これに対する怒りが政権交代を実現したわけですが、この後期高齢者医療制度をスタートさせた自民党に政権が戻り、後期高齢者医療制度の廃止がとまってしまうのか、高齢者が安心して医療にかかれる摂津市をどうつくっていくのか、現状とお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

次に、高齢者施策、介護保険制度について伺います。

昨年代表質問でも、後期高齢者医療制度や介護の保険料は引き上がってきた、ひとり暮らしの高齢者の水道料金減免廃止など、この間の高齢者に対して相次ぐ負担増を指摘しました。今後も減り続ける年金、生活保護基準引き下げに伴うさらなる負担増が予想されます。市民の暮らしを守る立場に立ったきめ細やかな福祉の充実が求められます。見解を伺います。

次に、障害者施策です。

この数年間の障害者施策の改変によって、当事者、関係諸団体の状況も大きく揺れ動いています。まず1番目として、本市として取り組んできた施策はどうだったか、2番目として、制度変化に対する認識、3番目として、障害者福祉の姿に対する市長の考え、そして4番目に、障害者当事者の願いにどう向き合ってきたのか、お聞きしたいと思います。

次に、市税、国保徴収問題です。

近年、市税や国保料の徴収業務で差し押さえの件数が増えていると聞いております。税、国保料など徴収事務がどうなっているのか、権限が拡大されていないのか、状況をお聞かせいただきたいと思っています。

次に、中小企業支援について、産業振興アクションプランについては、きのうから

たくさん出てきました。しかし、この25年度の支援には間に合わないのではないか、今すぐできることは何か、不況のさなか、市内企業はすぐに支援が必要なのではないでしょうか。中小企業の支援策についてお考えをお聞かせください。

次に、生活保護の要綱は、厚生労働大臣の独断で国会の採決なく行えます。生活保護の基準の引き下げはこの秋からとされています。我が党は、不正受給の問題を大々的に喧伝し、感情的に基準の引き下げへの恣意的なやり方が行われていたということ批判して、ナショナルミニマムの生活保護基準の引き下げ、この根拠は何もない、むしろ最低生活が保障されない低賃金、年金の支給水準こそ引き上げが必要だと訴えてまいりました。こうした中、本市で現行制度で生活保護行政において法の遵守がなされているか、世論を背景に排除が行われていないか、現状をお聞きしたいと思います。

次に、子育てと教育について伺います。

摂津市としては先進的に乳幼児の医療助成にはこれまで取り組んでこられて、小学校3年生まで通院、入院で中学校まで拡充されてきておりますが、今や多くの自治体で義務教育、中学校卒業までの医療助成を行っています。本市としてさらなる拡充について見通しをお聞きします。そして、今年度までは支援で自己負担が必要だった子宮頸がん予防、そして、ヒブ・肺炎球菌ワクチンなどについて法制化して自己負担がなくなりますけれども、その接種率など状況についてお聞かせください。

また、今、報道等で小学校入学前の子どもたちの居どころが不明になっているという問題があって、子どもの定期健診が注目されておりますけれども、この状況につい

て伺いたいと思います。同時に、子育て世代のお母さん方は、子どもの健診には行くけれども、ご本人の健診は保育ができるということが普通の健診の案内にはなくて行きにくいという声もあるんですけれども、健診時の保育などについては取り組まれているのか、お聞きしたいと思います。

次に、子育て支援と公的保育のあり方についてです。

昨年8月、民主・自民・公明3党の密室協議によって可決成立した子ども・子育て関連3法は、当時削除されていた市町村の保育実施義務を保育関係者などの反対運動によって残すことはできたものの、公的責任の後退、保育・福祉の営利化、規制緩和などによって保育の質を引き下げかねない大きな問題があります。当市の抱える子育て支援の課題は、急増する待機児童の解消に向けた保育所の新增設や、昨年開設した幼保一体のべふこども園の運営などがあり、保育における公的責任のこれまで以上の充実が求められていると考えております。新法の抱える問題点をどのように認識しておられますか。また、保育の質を後退させず待機児の解消など、市の課題をどのように克服していこうとお考えでしょうか。お聞かせください。

次に、就学援助金制度の改悪をやめて、もとに戻すことについて伺います。

昨年4月、当市は、就学援助の所得認定基準を4人家族で26万4,000円引き下げて、その結果、受給する児童・生徒を200人も削りました。そして、今年4月、さらに昨年を上回る36万8,000円を引き下げる予定です。昨年から今年にかけて、子ども手当の廃止による支給額の引き下げ、年少扶養控除の廃止による増税などで、例えば年収300万円の40歳以上の

4人世帯で、2015年時点での可処分所得が2011年、4年前と比べ24万円以上も減少すると試算されています。まさに空前の規模の子育て世帯のいじめです。生活破壊が引き起こされようとしている、こういうときに、子育て支援策の大きな柱として当市が頑張ってきた就学援助金制度の基準の引き下げはやめて、もとに戻すべきです。当市の子育て世代の現状をどのように把握しているのかも含めてお答えをいただきたいと思います。

次に、少人数学級の推進と教職員の確保について質問します。

先般、自民・公明政府は、文科省の2013年から5年間で公立小中学校の全学年で35人学級を実現する計画を、費用対効果、公務員の人件費削減の観点から見送る方針を固めました。しかし、昨年9月の文科省の検討会議で報告されているように、教育現場の実情は、かつてないほど学級担任に負担は増大しており、子どもたち一人ひとりにしっかりと向き合い、質の高い行き届いた授業、生徒指導等を行っていくために、教員定数の改善を進めることは必要不可欠です。摂津市の学校現場では、全国最低の給与水準、競争と強制を押しつける大阪の教育行政の弊害による教職員不足、講師不足の影響で教職員に欠員が続く状況です。摂津市の子どもたちの豊かな学校生活と学力を保障するためにも、少人数学級と教職員の確保は緊急の課題です。見解を伺います。

次に、いじめと体罰について伺います。

きのうも議論をされております。市長は、暴力は論外だと言っていました。生きる力を育てる教育は、上下関係を押しつけて絶対服従で辛抱や我慢を教え込むことでは決してありません。日本共産党は、昨

年11月に『いじめ』のない学校と社会を」という提言を發表しました。それは、いじめはいかなる形をとろうとも人権侵害であり、暴力だという立場で、社会が目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜く緊急の取り組みとともに、いじめがなぜここまで深刻になったのか考え、その要因をなくしていく根本的な対策をあげています。また、二度と過ちを起こさないために、教員、学校、教育委員会などに対して提言する大津の市立中学校におけるいじめ自殺事件の第三者委員会の報告書など、さまざまな経験を生かした取り組みが必要だと考えます。摂津市としていじめ問題にどのように対処していこうとしているのか、改めてお聞かせください。

暴力、体罰の問題も深刻です。大阪の高校の部活で教員の暴力により生徒が自殺するという痛ましい事件が起きました。この事件は氷山の一角で、いまだに教育の場で暴力、体罰が少なからずあることを示しています。肉体的な苦痛で、恐怖、子どもにこれで言うことを聞かせるということは、成長途上の子どもの体だけでなく心に複雑な深い傷を残します。体罰や暴力を教育の場で行うことは絶対に許されません。しかし、政界の一部には体罰肯定する風潮もあり、克服される必要があります。摂津市をあげて、なぜ体罰がいけないのか、多くの方々と根本から考え、なくしていく取り組みが必要だと考えておりますが、いかがでしょうか。

次に、中学校給食実施についてです。

2年後に実施を予定している中学校給食について、11月に設置をされた中学校給食検討委員会での検討課題を含め、この間の市教委の姿勢と教育委員会としての学校給食をどのように考えているのか、2点に

ついて伺います。

検討委員会は、よりよい中学校給食を求める市民の署名運動などを背景に設置されました。しかし、検討委員会に参加した保護者や傍聴した市民から、最初からデリバリー選択制という結論ありきの検討委員会だったのではないかと疑問の声が上がっています。それは、検討委員会の進め方に大きな問題があったからではないでしょうか。最初から開催回数3回と決め、第3回の検討委員会で委員からデリバリー選択制には重大な問題があると問題提起がありながら、終了10分前に既に作成済みの提言書を提示し、委員の了解を得ようとしたこと、委員の問題提起を掘り下げて検討することも、先例の事例などの調査をすることなども、実態と課題の客観的な調査・分析のないまま検討会が終了してしまったことは、結果はどうあれ、市民の信頼を損なう市政と言わなければなりません。どうお考えでしょうか。

また、学校給食は、努力義務とはいえ、学校給食法に定められた教育の一環であり、だからこそ全国多くの自治体で全員喫食の完全給食が実施をされています。やるべき教育の課題を大阪の教育行政が怠ってきたがゆえに、つくられた弁当文化のせいにとしたり、全国の圧倒的多数の自治体で実施し、また大阪府内でもデリバリー方式やスクールランチ方式から自校調理等へ改善が図られていると、この事実にも目をつぶり、財政のせいにする姿勢は、およそ教育に責任を持つ教育委員会として恥ずかしい態度であり、ここにも市民の教育委員会に対する不信感を増大させる姿勢があると思います。中学校給食の実施まで2年ありますが、一体どんな目的で何をよりどころに検討を進めていくのか伺いたいと思います。

以上です。

○木村勝彦議長 暫時休憩します。

(午後 3 時 4 4 分 休憩)

(午後 4 時 1 5 分 再開)

○木村勝彦議長 休憩前に引き続いて再開します。

市長答弁。

(森山市長 登壇)

○森山市長 共産党を代表されましての山崎議員の質問にお答えをいたします。

ピーク時、摂津市の税収は約 200 億円ほどあったと思いますね。どんどんどんどん不景気等々で減り続けて、今や 160 億円台になってしまいました。一方で、保健医療、年金等々、扶助費ね。俗に言う社会保障費、これは待ったなしです。とどまることを知らない。どんどんどんどん増えてまいります。税収がどんどん減るのに、これをどうしようかな、みんなで悩み続けたと思います。でこぼこ道、ちょっと待ってくださいと、こっち先ですということで公共事業を抑えてまいりました。そして、職員の皆さんにも辛抱してくれ、退職者不補充、これを貫き通してまいりました。給与のカットもありました。要するに人件費を削ってこの部分に充ててきました。何とかつじつまが合ってきましたけれども、もうそれも限度になりかけております。一切無駄な金は使っていないと私は思っています。

きのうも言いましたけれども、私は市長就任時のことを思い出しますが、ちょうど特別会計合わせて摂津市の借金は約 1,000 億円近くあったと思います。この 8 年の間に、基金を取り崩すことなくといいますか、一般会計ベースでいいですと借金も半分に減りました。指数も当時は全国でワ

ースト 5 だったと思います。もう摂津市つぶれるでと新聞に出たことがあります、そんな中、今日、大阪府下でも、指数ではありませんけれども、トップクラスの財政力指数を保つことができたと思います。きのうも言いましたけれども、これは行政だけでなく、議会の皆さん、市民の皆さん、みんなが心を一つにしてこの難局を何とか乗り切ろうやないかと、そういう思いが結果につながってきたと思います。なぜ共産党さんも、我々は一生懸命頑張ってきたから今日があるんですよ、皆さん、もっと頑張らしましょうよと言っていただけじゃないのか、私は不可解です。あれもあかん、これもあかんでまちはよくなりません。まちづくりはお金づくりだけじゃないです。人づくり、夢づくり、三つの柱がうまくバランスしないとまちはうまく前に進んでまいりません。そういう意味では、限られた財源、限られたマンパワーでいかにうまく最大公約数をつくっていくか、これが私の責任であり使命でございます。

もう一つ一つについて反論はいたしませんけれども、しませんけれども、例えば、こういった中、もうとつくになくなっていくはずの二つの小学校の用地、今あるじゃないですか。何とかして歯を食いしばって売らないで今日まで持ちこたえて、そして、一方で福祉も後退さすことなく、一生懸命、議会も一緒になって頑張ってきているはずなんです。まだ売るとも言っていないのに、あしたにでも売るかのようなことでoooooooooooooooooooo、私は心外だと思います。(「そんなことを言わんでいいんだよ」と呼ぶ者あり) いや、はっきり、これは答弁の一つです。

○木村勝彦議長 静粛に。

○森山市長 ということで、私は共産党さん

も自信を持って、今、今日、このまちはよみがえって、これからも厳しくなるときに、ともに力を合わせて、何とか市民の皆さんにお力をいただいて、これから発展し続けるように言っていってほしいんです。これが摂津市の協働につながっていくと思いますので、よろしく冒頭をお願いをいたします。

それでは、国の緊急経済対策と摂津市の予算案についての質問にお答えをいたします。

政権が交代し、1月11日に緊急経済対策が閣議決定されました。2月26日に参議院で24年度の補正予算が可決されたところでございます。補正予算の内容は、大規模な追加公共事業が計上されており、それらにかかわる地方負担についても大規模になるということで、地域の元気臨時交付金1兆3,980億円が創設されたところでございます。本市におきましても、義務教育施設の耐震工事等を国の補正予算に対応すべく、24年度一般会計補正予算（第5号）に計上いたしました地域の元気臨時交付金の詳細は明らかになっておりませんが、この交付金の活用を前提に25年度当初予算に事業を盛り込んでおります。厳しい財政状況が続く中、公共施設の耐震化、老朽化対策に取り組んでいかなければなりません。国の施策に歩調を合わせることで手厚い財源手当が可能であると判断し、予算計上したところでございます。

次に、地域の元気臨時交付金等による一般財源の軽減分を市民の暮らしを守る事業に活用することについてですが、これまで安全・安心を機軸に本当の弱者を大切にする思いを持ち、予算編成に取り組んできました。25年度当初予算についても、同じ思いで市民生活を第一に考え、予算編成を

いたしましたところでございます。

次に、指定管理者制度についてでありますけれども、ご質問がありましたように、現在の指定管理者は平成26年4月に更新手続きを行う必要があります。先に答弁いたしましたように、今年度中に新たな指針を策定し、平成25年度にその指針に沿った手続きを進める予定であります。指定管理者制度とは、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図り、かつ経費の節減等を図ることを目的に創設された制度であり、その趣旨の達成を主眼に運用に努めてまいります。また、あり方検討委員会から総務省自治行政局長通知や外郭団体の件について提言をいただいております、そのことも念頭に置きながら制度の運用に努めてまいります。

せつつ桜苑の民営化についてのお問いでございますけれども、せつつ桜苑の運営は、平成9年度に公設民営で開始されてまいりました。その後、平成12年度に介護保険制度が創設され、現在では特別養護老人ホーム事業を行い得る高齢者福祉の民間市場が成熟し、運営については、公立・私立を問わず、国の定める特別養護老人ホームの設備と運営に関する基準に従い実施することから、開設当時とは状況が異なっており、平成26年4月より民営化を行うものでございます。現在、運営は社会福祉法人ではありますが、公の施設であり、建物自体の管理責任は当然本市にあるものでございます。

民間法人へ譲渡する方針の中で、市が改修費用を負担することについてのお問いでございますけれども、この施設は開設から16年が経過しております。施設の老朽化が進んでおります。どの法人に対してでも同じであります、施設管理及び事業運営

に支障がないよう、市の責任で必要最低限の改修を実施し、譲渡するのが市としての姿勢でございます。

次に、職員体制の現状と今後の考え方についてであります。平成24年度4月現在、職員数は649名となっております。この数字は、現時点で担っている行政サービスの質と量において適正であろうと認識していますが、地方自治体を取り巻く社会経済環境を踏まえれば、さらなる定員管理が必要であると考えています。さらなる定員管理を踏まえた職員体制については、民間委託、民営化等アウトソーシングの積極的な推進など、行財政改革に基づいたものになると考えています。一方、権限移譲や学校校舎の耐震や大規模修繕、道路や橋梁等の維持補修に係る業務量の増大など、新たな職員配置が必要と想定される課題もあります。今後、この双方の視点を踏まえた中での定員管理に取り組んでまいります。

第4次の行革についてであります。先に答弁いたしましたように、市民サービスの向上を目指し、健全で安定した財政基盤を確保していくため、行財政改革の取り組みが必要でございます。そのため、少数精鋭体制でスピード感のある行政経営システムの構築を図るため、これまで内なる改革を中心に第4次行財政改革に取り組んでおり、今後もその方向で進めてまいります。行財政改革実施計画には、扶助費の見直し、受益者負担、保険料の見直しなどの項目もありますが、企業誘致などによる財源の確保に努め、現時点では、先に申し上げましたように、内なる改革を中心に民間活力の導入を図りながらサービスの維持・向上に努めているところでございます。

続きまして、第4次行政改革についての

うち、水道料金にかかわる質問でございますが、平成25年4月1日より、大阪広域水道企業団の用水供給料金が1立方メートル当たり3円の値下げが実施されます。しかしながら、今後見込まれる施設の計画的な更新が不可欠であり、また、年々給水収益が減少していく中、厳しい経営をしていかなければいけません。議員ご指摘の、北摂7市の中では上水道料金が高いことにつきましては、確かに北摂では高い位置にあります。それぞれの条件の違いがございます。同じ条件でこの状況であればご指摘を受けてもと思いますが、大阪府下においては平均値を保っている状況も認めていただきたところでございます。したがって、今回3円の値下げにより生まれる約2,300万円につきましては、今後の更新費用の原資とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

憲法を守り人間を尊重することについての質問でありますけれども、世界で唯一の被爆国の国民として、今もなお繰り返し核実験及び核兵器の開発につながる行為が行われていることを大変遺憾に思うと同時に、核実験の報道に触れるたび、市議会ともども、当時、国に対して抗議文を送付し、本市の非核・平和に対する強い思いを伝えております。戦後60年以上が経過し、戦争や被爆体験そのものが風化しつつある中、戦争の悲惨さや命の尊さ、平和の大切さを次世代に語り継ぐことが行政に与えられた使命であると考えます。今年度は、憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言から30年、また、世界人権宣言が国連で採択されてから65年という節目の年に当たりますことから、戦時中の資料の展示や演劇祭の開催、また本市の平和施策をまとめた冊子

の作成等の取り組みを通して、家族が集い、ともに平和について考える機会を提供してまいります。

また、平和市長会議につきましては、私の提案により平和首長会議に名称を変更される運びとなったところでありますが、本年8月に開催予定の総会につきましては、公務を調整し、可能な範囲で参加に向け検討してまいります。

協働についての質問でございますが、本市は、「みんなが育むつながりのまち摂津」の実現に向けて、市民公益活動の活発化を図り、協働のまちづくりを進展させたいと考えており、そのための取り組みとして、市民活動支援課では、市民活動支援講座や井戸端会議などを開催し、市民活動にかかわる団体や個人の交流を図り、市民活動を支援しているところであります。また、今回創設いたします補助金制度は、市民公益活動がより活発化するよう、立ち上げ間もない団体に取り組む公益的な活動に対して資金支援するものであります。

次に、コミュニティプラザの運営につきましては、効率的な運営管理の手法である指定管理者制度の導入を検討してまいります。市民活動の中間支援などのソフト事業につきましては、現状から判断して、当面、市で担ってまいりたいと考えております。

次に、情報公開と政策決定過程における協働の取り組みにつきましては、適宜適切な情報公開、提供に努めるとともに、その情報の共有化を図り、さらなる市政への市民参画を図っていくということは大変重要であると認識しております。昨年9月に策定しました摂津市における協働と市民公益活動支援の指針においてもお示しをされており、今後のまちづくりの推進に当たって

は、さまざまな情報提供を行い、積極的に市民公益活動のバックアップを行うことが必要であります。また、政策形成過程や企画立案への市民の参画につきましても、その手法として、ワークショップや懇談会の開催をはじめ多様な形態を活用することが必要であると考えております。

続いて、旧味舌小学校の跡地活用についてでございますが、この活用につきましては、体育館の恒久活用とグラウンド及び校舎の一部の暫定利用を決定し、また、その期間を更新してきたところでございます。現在、グラウンド及び校舎につきましては、平成26年3月31日までの暫定活用ということでありますので、平成26年度以降の活用方針については、市全体のまちづくりの観点からさらに検討を進め、本年秋ごろをめどに一定の方向性をお示ししたいと考えております。なお、跡地活用を考える会の皆様との8回にわたる懇談会の内容等につきましては、署名や書面要望を含め、その都度、関係部課長から報告を受け、承知いたしております。

参政権を保障する投票所のあり方についてのご質問でございますが、参政権を保障する投票所のあり方の質問につきましては、この件につきましては、選挙管理委員会の専権事項でございますので、私から意見を言う立場にはありませんけれども、従前から選挙管理委員会において、あるべき投票所の姿を鋭意検討していただけるものと思っております。

建物の耐震化の現状についてでございますが、市内の民間建物の耐震化については、耐震化率が平成24年度74.6%で、摂津市住宅建築物耐震改修促進計画に基づき、目標年次の平成27年度までの耐震化率90%を目標として、耐震診断及び改修の普

及啓発に取り組み、耐震化を促進してまいったところであります。

次に、災害発生時の時間帯からの被害想定についてでございますが、南海トラフの巨大地震に対する被害想定は、その地震が発生する時刻や季節などを考慮した想定となっており、その最大の被害となるケースは冬の深夜のケースで、死者・行方不明者が32万3,000人と発表されています。市の夜間人口より昼間人口が多い特性から、夜間と平日の昼間に災害が発生した場合への対応は異なるものとなります。事業所防災ネットワークの取り組みもこの特性が起因しており、防災計画の見直しに当たっては考慮してまいりたいと考えています。

次に、復興計画についてであります。被災者の住宅確保について、公営住宅や民間住宅の借り上げのほかに仮設住宅建設があります。現計画では、仮設住宅の建設する予定地につきましては、青少年広場や鳥飼西のスポーツ広場、市場池公園などとしておりますが、今後、見直し等も含め検討してまいります。また、復興計画につきましては、災害の規模や被害の状況によって対策が異なります。また、即応性と柔軟な対応が求められます。復興計画を地域防災計画に盛り込むことについても検討してまいります。

次に、現在の防災担当の体制についてお答えします。

現在、防災管財課5名が防災を担当しておりますが、府下の防災担当と比較し、行政の規模などから、決して人員が少ないとの認識はございません。しかし、市民の安全は最優先の課題であり、今後の防災の取り組みや実情を考慮しながら体制を検討してまいりたいと思います。

異常気象による集中豪雨対策についての

質問であります。雨水管の整備につきましては、10年に1回降る雨に対応する時間降雨強度48.4ミリで計算しており、これをもとに整備を進めております。今後の整備計画といたしまして、昨年8月の豪雨で浸水被害が多かった東別府地域の雨水排除の問題を解決するため、東別府雨水幹線の整備を予定しております。平成25年度より実施設計、その後、整備工事を予定しております。整備工事は、おおむね2年程度の期間が必要であると考えております。また、番田水路の内水対策に資するため、鳥飼八町の雨水管の実施設計を行う予定であります。

ダムに頼らない災害対策が必要ではないかとの質問にお答えいたします。

大阪府では、安威川の治水対策は100年に1回の大雨に対応できますよう河川改修とダムによる治水手法を行っております。この対策により、時間雨量80ミリ程度の大雨で想定される被害を防ぐことができます。本市の雨水管と安威川ダムの整備を進めることは、本市の浸水対策の根幹と考えるものでございます。

公共施設の耐震化、道路、橋梁の劣化対策についての質問であります。まず、公共の耐震化についてお答えいたします。

公共施設の耐震化率は、今年度に第二中学校体育館の耐震化工事を実施し、70.8%となっております。特に、教育施設であり、また避難所となる小中学校におきましては、平成27年度までの耐震工事の実施を目標としており、平成25年度として千里丘、味生、鳥飼西小学校、別府小学校の屋内運動場及び第二中学校で耐震工事の実施を予定しております。また、その他に避難所である三宅スポーツセンターや味舌スポーツセンターの耐震工事の実施、防災

拠点である消防署鳥飼出張所の耐震診断や、多くの市民が集まる文化ホールの耐震設計の実施を予定しており、耐震化率は80%となる見込みです。

続きまして、道路、橋梁の劣化対策についてでございますが、市内の道路は、通過する車両の大型化や、整備後相当の年月が経過し、舗装の経年変化などによる劣化や損傷が多く見受けられます。道路舗装の劣化対策といたしましては、道路交通の安全性を確保するとともに、事故防止の観点から交通量の多い道路に重点を置き、毎年道路状況を把握し、緊急を要する箇所から補修事業や修繕事業を実施し、道路交通の安全性の確保に努めているところでございます。道路、橋梁につきましても、今後は老朽化する橋梁も見られることから、予防保全対策として市内の地域緊急交通路、避難路などに指定された橋梁を対象として、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、平成25年度から事業を実施してまいります。

公共バス網の整備についてでございますが、今までの市政運営の基本方針で申し上げましたように、本市の実情に即したバス路線網等の再編を含めた公共交通のあり方につきまして、るる検討してまいりました。いつも言っておりますけれども、あくまでこの市の循環バスは路線バスを補完するものでありまして、それ以上のものではございませんが、昨年秋に一定の方向をお示しし、今回、市政運営の基本方針で申し上げましたように、公共交通の充実に向けた取り組みといたしまして、市内循環バスの運行路の変更を行い、JR千里丘駅を起終点とすることで利用者の利便性向上を図ってまいります。今後、市内循環バスのルート変更による利用状況等も検証するとともに、市域全体の公共交通網につきまして、引き

続き検討してまいりたいと考えております。

吹田操車場跡地についての質問でございますが、吹田貨物ターミナル駅開業後の環境影響の監視につきましては、吹田貨物ターミナル駅建設事業におきまして、環境アセスメントの実施が義務づけられている事業となっており、事業の実施に当たり、あらかじめ環境影響評価を行うとともに、吹田貨物駅開業後につきましても事後監視を実施することになっております。また、事業実施前の平成18年2月には、大阪府、吹田市、鉄道運輸機構、JR貨物及び本市の5者にて吹田貨物ターミナル駅建設事業の着手合意協定書を締結しており、その協定書におきまして、貨物取扱量、貨物専用道路、環境対策等につきまして遵守事項を掲げております。今後、鉄道運輸機構が大気汚染、騒音、振動等に関する事後監視を吹田貨物駅開業後1年間実施することとなっておりますので、本市としましても確実に事後監視が行われるよう注視してまいりたいと思います。

一般廃棄物処理基本計画の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

摂津市一般廃棄物処理基本計画につきましては、平成23年5月に策定し、本年5月で2年が経過いたします。計画の進捗状況でございますが、ごみ処理基本計画につきましては、おおむね順調に推移しており、平成25年度はプラスチック製容器包装ごみを資源化する廃プラスチック処理施設の整備に向けて基本計画の策定と各種調査に着手いたします。また、これと並行して地元への説明も行っております。

また、生活排水処理基本計画につきましては、正雀下水処理場の機能停止に伴い、本年10月以降、し尿及び浄化槽汚泥の処理方法を変更することから、本年9月を目

途に見直すこととしております。本計画では、処理の方法、発生量の見込み、災害と緊急時における対応ほか、し尿等の抑制のための方策などについて定める予定でございます。

三島二次医療圏における救急医療体制の充実についてのご質問であります。本医療圏におきましては、救急医療体制について、医療関係者をはじめ多くの関係者からご意見をいただいております。今後の救急医療体制の方針を定めるため、昨年度に三島二次医療圏における救急医療体制の確保についての報告書を医療関係者等の協力もいただきながら3市1町でまとめました。今年度は、本報告書をもとに3市1町で協議を重ね、初期・二次・三次救急医療機関をはじめ、小児救急医療体制や救急搬送体制などの課題を検討し、市民が安心して暮らせる救急医療体制を構築するため、3市1町が共通認識を持ち、連携・協力して高槻島本夜間休日応急診療所及び三島救命救急センターの運営に参画していくことになりました。今後もさまざまな課題を解決するため、大阪府や医療機関関係者などとも協議を重ねて今後の救急医療体制の充実を図ってまいります。

くらしと営業を守るまちづくりについてであります。まず、国民健康保険、後期高齢者医療制度、医療を守る制度についてお答えをいたします。

国民健康保険につきましては、非常に厳しい状況の中ではありますが、市民生活に与える影響を考慮し、平成25年度の料率の据え置きを決断いたしました。しかしながら、平成27年度から広域化のため医療費の2分の1を都道府県単位で平準化することが法制化され、保険財政共同安定化事業拠出金が大幅に増加する見込みとなって

おります。医療費の増加や各種拠出金の増加により、今後、国民健康保険財政は一層厳しい状況となることが予想されますが、医療費の平準化については国の制度改正であり、適正に激変緩和措置が図られるよう国・府に強く要望してまいります。また、今後の医療制度でございますが、後期高齢者医療制度も含め、政府は現在行われております社会保障制度改革国民会議での審議結果等を踏まえて必要な措置を講じることとなっておりますので、社会保障制度改革国民会議の動向を注視し、必要に応じて制度の改正の要望を国・府に行ってまいります。

高齢者を取り巻く現状についてであります。高齢社会を迎え、年金や生活保護基準など社会保障制度について見直しが行われる中、健康保険や介護保険をはじめとする社会保障関係経費の増大による保険料の増額により、高齢者の生活が厳しいものとなっていることは認識をいたしております。高齢者は、加齢に伴う心身の機能低下から、日常生活に支障を来し、介護保険制度を利用される方が増えることが介護保険料の上昇の一つの要因となっております。介護保険料は、介護が必要となった方の給付に係る費用のほか、介護にかかる状態にならないための介護予防の費用にも充てられております。介護が必要な方には適切に介護サービスが提供されるよう制度の周知に努めるとともに、介護を必要としないよう介護予防事業の充実に取り組み、高齢者の皆さんがいつまでも健康な生活が送れるように努めることが介護保険料の抑制にも効果がもたらされるものと考えております。

また、高齢者施策としましては、認知症高齢者等徘徊SOSネットワークや要援護者台帳など、地域全体で高齢者の生活を支

える仕組みを今後も進め、高齢者福祉施策の充実に努めてまいります。

障害者施策についてのご質問でありますけれども、ここ数年、国の障害者施策は目まぐるしく変更され、本年4月からも障害者自立支援法が新たに障害者総合支援法として施行されるなど、本年も大きな転換点となっております。これらのたびたび変わる制度改正の中で、市として適時適切な対応を実施し、新年度も揺るぎなく新しい法制度に対応してまいりたいと思います。新たに障害児相談支援を摂津市障害児童センターで実施し、摂津市立みきの路には理学療法士を配置するなど、障害者福祉都市、ふれあい都市宣言の精神を踏まえ、ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある方が安心して暮らせる市政を進めてまいります。

税、国保料などの徴収強化問題についてのお問いでございますが、税金や保険料の徴収については、ご事情により納付が困難な方々には、できるだけ早期の納付相談をお願いし、よくご事情をお聞きした上で分割納付等によって納付をいただいております。しかしながら、納付に応じていただけない、あるいは資産、財産をお持ちにもかかわらず納付されないなどの場合につきましては、滞納処分を実施しているところがございます。納期内納付をされておられます多くの市民の皆さんの信託に応えるためにも、今後とも市債権の確保と公平公正な負担の実現に努めてまいります。

（仮称）産業振興アクションプランの策定についての質問であります。本市は中小企業の経営安定や発展を図るために、事業資金融資や企業立地等促進制度をはじめ、経営指導、研修支援などを行っておりますが、新たに金融機関との連携協定を活用し

て、事業所間の交流を深める機会を設けたいと考えております。また、平成25年度に策定いたしますアクションプランは、現行の支援制度を検証し、事業所が真に必要なとする支援策が効果的に打ち出せるよう、継続性と実効性に視点を置いて進めたいと考えております。

生活保護制度を守ることにありますが、近年、受給者数が過去最高を更新する中、不正受給の問題や、法律上は問題がなくても道義上好ましくない事例が報道機関等で頻繁に取り上げられております。国民の関心を集めているところであります。また、年金との整合性や保護基準と最低賃金の逆転現象は不公平感やモラルハザードを招いております。

このような中、昨年末の総選挙で政権与党が変わり、生活保護の見直しが図られる状況にございますが、本市の生活保護受給者の状況につきましては、全国的な状況と同じく、平成20年の世界的な金融危機以降、一時期10%を超える増加率となっておりますが、ここ一、二年は4%前後の増加と穏やかになってきております。その取り組みといたしましては、過去から生活保護制度が最後のセーフティネットとして、真に生活に困窮されている方へ速やかに保護を開始し、支援ができるよう、また不正受給などにつきましては厳正な対応を行うことで制度の適正運営に最大限努力をしてまいりました。今後も引き続き生活保護の理念に基づき、市民の方々に信頼される制度となるよう努めてまいります。

また、現場で働く自治体といたしましては、被保護者の方々の実情を十分把握した中で、生活保護制度の本来あるべき姿が損なわれないよう、必要な項目につきましては市長会等を通じて国に要望してまいりま

す。

予防接種、定期健診の質問についてお答えをいたします。

子どもの予防接種について、厚生労働省は予防接種法のあり方の抜本的な見直しを進めてきております。平成24年度までは任意接種であった子宮頸がん予防、ヒブ・肺炎球菌の3ワクチンにつきましては、緊急促進事業の基金に基づく助成で実施してまいりましたが、平成25年度におきましては法定接種として改正され、自己負担はなしで接種いただく準備を進めてきております。今後も定期接種の対象疾病の追加などの検討がなされておりますので、経過を注視してまいります。

子どもの定期健診の状況につきましては、健診受診率の向上に努め、定期健診未受診の場合は、未受診者に対しての受診勧奨や保健師による状況把握を行っております。成人健診時の保育については、保育担当者はつけておりませんが、保育が必要な場合は当日スタッフで対応しております。

以上、私からの答弁にかえさせていただきます。

○木村勝彦議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります6点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、子どもの医療費助成制度についてでございます。

本市では、全国に先駆けて乳幼児の医療費助成制度を実施してまいりました。現行の市制度では、大阪府の制度に上乗せする形で年齢を拡大し、所得制限を設けず助成を実施しております。府制度につきまして

は、平成25年度に向けた年齢拡大の検討が行われましたが、国における動きが流動的であることなどから見送られることになったとお聞きいたしております。

子育て支援の観点から、本制度の充実を実施することの重要性は認識いたしておりますが、府制度の拡充がない状況においては年齢拡大は財政的な負担が大きくなることから、平成25年度につきましては実施を見送りすることといたしました。本市といたしましては、国に対して制度の新設を、府に対しましては年齢の拡充を要望し、市制度の年齢拡大が実現するよう働きかけてまいります。

次に、子育て支援と公的保育のあり方についてでございます。

子どもは社会の宝、未来への希望であり、一人ひとりの子どもがかけがえのない存在として大切に育てられる社会の実現は、社会全体で取り組むべき大きな課題であります。しかし、近年の核家族化の進行に伴う家族構成の変化や地域のつながり力の低下により、子育てに不安や孤独感を感じる方も少なくありません。そのような中、地域の特性を生かしながら、乳幼児の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に支援する仕組みとして、平成24年8月、国において子ども・子育て関連3法が公布されました。これに基づき、平成25年度に国に設置されます子ども・子育て会議において、より具体的な検討が進められ、消費税の10%引き上げの時期を踏まえて、平成27年度から新制度による支援が本格的にスタートする予定でございます。新制度では、各市町村が実施主体となり、質の高い乳幼児の学校教育、保育の総合的な提供、子育て相談や一時預かりの場を増やすなど、地域における子育ての充実、待機児

童解消を目的とした保育受け入れ人数の拡充などに取り組んでいくこととなっております。

本市におきましても、平成25年度に子育て世帯を対象に子ども・子育てに係るニーズ調査を実施するほか、保護者、関係機関、学識経験者等で構成する摂津市子ども・子育て会議を設置し、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、子どもと子育て家庭を社会全体で支える摂津市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、準備を進めてまいります。

ご質問の、保育の公的責任のあり方につきましては、今後も保護者や保育の必要な子どもに対し、安全で安心できる保育サービスを提供できるよう、潜在的ニーズも踏まえて本計画策定の中で検討いたしてまいります。

次に、小中学校における就学援助制度についてでございます。

就学援助につきましては、平成24年度、平成25年度の2か年をかけて、所得基準を段階的に引き下げるとともに、新たな支給項目を設けて、低所得世帯に対してより手厚い制度にすることといたしております。新たな支給項目である生徒会費、PTA会費は、就学援助制度としては大阪府内において本市が初めて支給することになったものでございます。なお、平成25年度は、この2項目につきましては、いずれも支給金額を平成24年度の2倍に増額して実施いたしてまいります。

次に、少人数学級の推進についてでございます。

現在、小学校一、二年生において35人学級が実施されておりますが、個に応じたきめ細かな指導の充実のためには、義務教育においては、中学校も含め、全学年での

35人学級の実現が望ましいと考えております。これまで本市では、独自に小学1年生等学級補助員や学校読書活動推進サポーターなどを配置し、学校教育の充実に努めてまいりましたが、小中学校における安心できる学びの場の実現と教育指導充実に向けて、義務標準法の改正による35人学級の拡充を今後とも都市教育長協議会を通して国や大阪府に要望してまいります。

次に、来年度の教職員の確保についてでございますが、教職員の確保につきましましては、任命権者である大阪府教育委員会による採用・任免等に従い、年度当初の教職員の適正な配置を目指して尽力しているところでございます。しかし、来年度、大阪府では教員欠員数を充足するだけの新規採用者を確保できておらず、大阪府内全域で欠員補充講師の確保に苦心する状況が予想されます。特に中学校における一部教科では、講師の確保が極めて厳しい状況になっております。このような状況ではございますが、児童・生徒の学習権の保障のためには、大阪府教育委員会をはじめ他市町村や近隣大学にも情報提供を求め、講師確保について今後も全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本市でのいじめ、体罰に対する教育委員会の考え方についてでございます。

集団で営まれる小中学校での児童・生徒の生活において、いじめは起こり得るものであると認識いたしておりますが、いじめは重大な人権侵害であり、根絶すべき教育課題であります。教育委員会をはじめ、すべての教職員がいじめは絶対に許さないという強い決意のもとに指導に当たっております。また、体罰につきましては、学校教育法でも明確に禁止されており、子どもたちの人権を侵害するものであります。心に

はそうかもしれませんが、議会のルールとしてはそういうことではないということを、これは改めて確認していただきたいと思うんです。理事者の反問権を認めていく、これは大事なことだと思うんです。これからの議会のあり方としては、そういうことは望ましい方向かもしれませんが、現在の議会のルールというのは、拡大をして質問されていないことに次々答えていくと、これは違うというふうに私は思います。市長の思いはいろんなところでお聞きしていますから、それはそれとして私は一つ一つ重いものとして受けとめていますし、尊重していますから、この点の二つについて改めて整理をしていただきたいと、事実に基づいて整理をしていただきたいということをお願いしております。

○木村勝彦議長 反問権が認めておられない現状で反問することについては、私も異議があると思います。しかし、先ほど申し上げましたように、市長の思いまでその制限をかけていくということは、あれは私は反問というとらえ方をしております。そういう点では、思いを言うことまで制限をかけるべきではないと私は思っております。（「議事進行」と山本靖一議員呼ぶ）山本靖一議員。

○山本靖一議員 議長の見解は承りました。しかし、先ほど言いましたけれども、質問をしていないことにお答えになるというのは、これは今のルールの中ではそうではないというふうに私は思っているわけですし、皆さんも同じ思いだと思います。共産党に対するそういういろんなことじゃなしに、議会のルールとして今まで来たのではないかというふうに思うわけですね。したがって、この点でもう一度幹事長の方、あるいは議運の方に集まっていたいて、ちょっ

と整理をしていただけたら、これはありがたいと思います。（「議事進行」と三好義治議員呼ぶ）

○木村勝彦議長 三好議員。

○三好義治議員 今の山本靖一議員の議事進行に対して、理事者の反問権で今、議長がさばいていただきました。私どもといたしましてでも、共産党の代表質問でまくら言葉があるように、市長の思いも十分あってしかるべきものと思っております。先ほどの内容につきましては、決して私は反問権とは思っておりません。先ほども代表質問の中で2期8年の市長の成果について高く評価させていただいた立場といたしまして、しっかりと自分の思いを訴えていただいたと、こういうふうな理解をしておりますので、議長、よろしくお願いいたします。

さらに、それぞれの案件に対する反対に対しましては、過去、私も共産党議員の当初予算において賛成をしたことを記憶にございませぬ。そういった中で、やはり議会の中での市長の思いとし、理事者の思いといたしまして、当初予算、そして条例に賛成をいただいた中でそういった判断もできるのではないかと、こういった思いも持っておりますので、ぜひご判断をお願いしたいと思います。

○木村勝彦議長 山本靖一議員、今の三好議員の議事進行については、摂津市においては、過去において市長の提案に対して、共産党さんも与党であった時期もありましたから、賛成されたこともありますし、そういう点では若干事実とは違いますから、それは別として、やはり政治家として一生懸命努力して借金も減らしてきた、いろんな施策を展開してきた、一生懸命頑張っているのに何で認めてくれへんという、その市長の思いがあったと私は思うんですけど、

その思いを言うことが、やっぱり質問にないことやということで決めつけてしまうことについては、私は若干異議を持っています。

どうぞ。

○山本靖一議員 何回も言いますけれども、市長の思いとか、それは尊重しますし、一つ一つ重いものだというふうに受けとめています。それで、一つ一つの質問の中ちゃんと反論と言ったらおかしいですけども、説明なり答弁をされたら十分だというふうに思いますし、冒頭の中で、事実でない、私はそういうふうに思っているわけです。さっき言いましたように、運動団体がoooooooooooooooooooo、そういうことも含めておっしゃっていましたが、これは違いますよと、そういうことの整理もお願いしたいということです。

それから、先ほどおっしゃったけれど、議案に賛成しようがしまいが、それは全く関係のない話ですから、それは違うところでやっていただきたいというふうに思うんですけれども。

○木村勝彦議長 とりあえず暫時休憩します。

(午後５時１３分 休憩)

(午後５時３３分 再開)

○木村勝彦議長 休憩前に引き続いて再開します。

ただいまの山本靖一議員の議事進行につきまして、ooooに関する問題につきましては、後刻速記録を改めた上で処置をしますので、ご了承願いたいと思います。

議事を続けます。山崎議員。

○山崎雅数議員 では、引き続き２回目の質問をさせていただきます。

１回目の質問で、私は乳幼児の助成制度で小学校３年生までと言ってしまいました

けれども、就学前までが現状ですので、修正方をお願いしたいと思います。

それから、細かい数字ですとか、投票所のあり方問題などは選挙管理委員会にかかわる部分、こういった部分は、部長のところで２回目の質問が終わった後でまた答弁できるところをお願いしたいと思います。

ちょっと時間が残り思ったよりもないので、はしょってまいります。

まず、１の（２）の民営化のことなんですけれども、まず、多くの民営化の方針、これは見直すべきではないかと尋ねたつもりなんです。まず、民営化で削られるということは、削られる予算というお金、これは、そこに携わる労働者の賃金が減らされる、細切れの労働で拘束時間は長いのに賃金が払われていない、こういう現実がある。臨時の教職員などは、もう毎年の更新、１年ごとの採用と。こんな働かせ方というか、労働者にとって残酷な制度はないという訴えもあります。格差をつくってきた社会にならって不安定雇用を生み出して、官製ワーキングプアなどと非難されるのではなくて、労働者擁護の立場で市役所が社会の規範ともなるべきではないでしょうか。公契約条例など労働基準の確立、こういったことも必要だと考えます。こういった意味で民営化、民間委託方針の見解を伺いたいと思います。

そういう意味で、桜苑の民営化がなぜ必要なのかが理解できない。指定管理者制度がそぐわないということであれば、直営にというか市立の民営、これは戻したらなぜいけないのかと。丸ごとお渡ししてしまうという批判に答え切れていないのではないのでしょうか。見解を伺いたいと思います。

次に、行革ですけれども、きのうからの審議の中で、４次行革の名前で切り捨てら

れた福祉の制度、こういったことにはほかの会派からのほとんど指摘がありません。扶助費の削減、市民負担の増大、これは福祉の切り捨てであって行政改革ではないと思います。これまで必要としてきた水道料金の減免、それから就学援助金の制度、これは必要なくなったというのはおかしいと思います。行革ストップを求めたいと思って伺っております。見解を伺います。

次に、市有地売却、市民との協働の点です。

震災の地域でも復興に住民が意見を持ち寄って参加する動きが活発になってきている。この間、国の予算は復旧にはついても、新しいまちをつくりたいとかいうところの道路にはお金がつかない。現場の意見が吸い上げられていないからお金のつき方がおかしい、こういったことがやられているんですけれども、市民の意見を聞いて市政をどうしていくかということを考えるのが必要なのではないのでしょうか。味舌のスポーツセンターでも、旧の給食設備ですとかピアノの備品などを生かさないのはもったいないとか、使いたいという団体、個人がたくさんいると。売却問題にしても、その施設がどのくらい重要かということを市民の声を聞く。味舌小学校跡地は、正雀の地域では避難場所としては唯一と言って過言ではないと思っています。災害時の避難を保障するというところでは、ほかに確保ができない。売却という決断はできないと思います。あと、市長が言われたようなワークショップ、懇談会も、市民の提言は入ってくるでしょうけれども、これは市からの方針が示されて行われているということではないと思います。先のお答えでは、味舌スポーツセンターの活用がこの先図られるのかどうかちょっとわからない。売却につい

てもケース・バイ・ケースでは理解できない。事実としてみやけ幼稚園の跡地が売却され、鯉生野の住宅が予定に入り、機能は残しても桜苑の底地売却、次はどこですかとなってくるわけで、市民の声を生かした市政運営という点で納得いける状況は見えてこない。市民との協働について再度お答えいただきたいと思います。

次に、4の(2)に飛びます。介護保険は介護の社会化をうたって導入されましたけれども、今、介護の問題を苦にして殺人、心中、こういう不幸な事件を生まないための制度ではなかったかと。必要なときにきちんとサービスを受けられる法の整備、利用料負担の軽減について求めたいと思います。65歳以上の保険料、低所得者に負担が大き過ぎます。軽減を求めたいと思います。多くの年金暮らしの高齢者がじわりじわりと生活が切り縮められていく思い、先の展望が見えないという思いを持っています。年金だけでは生きていけない。少なくとも高齢者が生活保護を今利用しています。最後のセーフティネットとしての生活保護制度が改悪されようとしている、この動きに歯どめをかけるとともに、高齢者の暮らしを守るセーフティネットの網を二重三重に重ねていくことが大事です。高齢者が生きる希望と喜びを感じられる摂津市にするためにも、敬老祝金事業などはしっかり継続していくことを求めたいと思います。

そして、社会福祉の構造改革路線の流れの中でつくられた障害者施策、支援費制度、障害者自立支援法、これは基本にサービスは買うもの、応益負担の考えが導入されました。福祉や保健を支援といったものに置きかえて、基本を有償に変えた。当事者の実態や願いを無視してつくられた制度に怒りがあります。一番身近で市民の声を聞

く自治体が姿勢を問われます。事業所の運営安定化補助金の活用、総合支援センターの利用者の要望に応じて土日夜間も使えるようにする、こういった障害者対策の充実こそ必要なのではないのでしょうか。見解を伺います。

次に、国保、市税の滞納で差し押さえが増えている状況をどう見るのかと、徴収強化ではないかということについて、ちょっと答えていただけていないように思います。民事でも、平成17年に改正された破産法、それから国税徴収法でも、基本通達で国民の生活を根こそぎ破壊するというような差し押さえ、徴収は禁止をされています。市税、国保料なども国税徴収法に準拠することになっておりますけれども、行き過ぎた差し押さえを行っていないか、改めて見直してほしいと思います。

破産法では、99万円までの現金、残金20万円以下の預貯金、20万円以下の保険の解約返戻金、処分見込みが20万円以下の自動車、家屋の敷金、電話加入権、20万円以下の退職金、退職金の8分の7、家財道具、そのほかの禁止動産は押さえられないとなっています。つまり、まずあしたからの生活とか営業とかを妨げる差し押さえをしてはいけないということなんです。あした3時にお金をどうしても入れないといけないという状態のときに、家中からお金を集めているときに通帳が差し押さえされる、商売をつぶす気かというような怒りが起こってくるのは当たり前。こういった部分での行き過ぎがないか。岸和田市では、徴収対策指針で国税徴収法47条、破産法43条遵守をうたっている。というのは、これがないと、もしかしたら暴走するかもしれないというからではないのでしょうか。奨学金の返済猶予も、給与所得300万円

以下は猶予ができると、そういう制度にもなっているんです。所得の少ない世帯から数十万円という滞納金を一度に処分するというのは、本当に生活破壊につながる可能性がある。そういう意味で、財産調査、差し押さえを行わない基準を所得300万円、こういったあたりで設ける必要があると考えるんですけれども、徴収の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、市長は中小企業対策で、円滑化支援法終了でという話も私なりにも年末にさせてもらいましたけれども、9行の市内の金融機関を訪問されました。海外の証券なんか大きなのを扱う大手金融機関と違って、信用金庫などは中小の地元産業、これが命綱。中小企業がつぶれてしまつては元も子もない。これは市税における市政も同じことが言えると思います。また、雇用についても、中小企業が労働者人口の7割雇用しているという事実を見れば、地元中小企業の支援、これは喫緊の課題。今、TPPやら何やら、ほんまに海外からの輸入攻勢とか大型商業施設の進出ですとか、地元中小業にほんまに厳しい状態があります。小規模の登録制度も活用してほしいと何度もお願いをしています。工場家賃の助成とか住宅リフォーム助成など直接的な支援策を早期に実現されたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、太陽光発電、これは国の助成で電気屋さんがやりはるわけですがけれども、これにも市独自の助成をつけるなど、新しい産業の振興に力を入れるべきだと思いますけれども、ご見解をお聞かせいただきたいと思います。

そして、あとは生活保護。これは最低賃金と逆転現象を起こしている。これは最低生活も維持できない最低賃金の制度のほう

に問題がある。生活保護制度のほうに問題があるわけではない。最初に述べたとおり、国民感情で生活保護の制度に問題があるような意図的な喧伝があります。現行の保護制度でも十分な生活保障とは言えません。北国では長野県なんかも含めて冬季加算で、暖房費が賄えないので、多くの自治体で独自の燃料費、福祉灯油の助成を行っているというのが現状であります。大阪は月3,000円の冬季加算、今はもう灯油1缶半ですね。これで暖房をせえということなのかと言わざるを得ません。そういう什器加算ですとか就業にかかわる交通費、医療、決められた加算はしっかりと運用されることを求めたいと思います。

生活保護基準の引き下げは、福祉制度、市税の課税基準、就学援助金、福祉見舞金の基準、最低賃金、最低保障年金、こんな議論にも影響します。それから、市民生活を守る上で、この基準の引き下げに反対してほしいと思います。また、生活保護の決定前の国保料、この税の滞納分、これは自立して徴収できるものでありますから、保護費から支払わせる、これは最低生活費を削ることになります。憲法で保障した最低生活を侵すおそれがある。自主的な納付を妨げないという通達で行っておられますけれども、弱い立場にある被保護者に負担をかけないよう、慎重に行うように求めたいと思います。ご見解を伺います。

次に、就学援助金制度についても、子育て世代の現状をしっかりとらえるべきです。制度後退で受けられなくなった世帯、また、受けている子どもたちの世帯が子どもの貧困状態をつくってはいないかと、就学援助の制度はどのように必要なのかと、実態もとらえながら根本的な検討が必要ではないでしょうか。ご見解を伺います。

次に、きのうの答弁では、教育長も給食の意義を語っていただいた。しかし、その現実の方針と矛盾しないかと。中学校給食では、提言がまとめられた後にも、検討委員から、どんな中学校給食がいいのか、中学生のことを考えて本来の検討がされることがなかったと、こんな委員から意見書を出されました。あと、市内の医療法人からも、給食法に掲げる給食の実施を求める文書なども出された。これが教育委員会で紹介されたと聞いています。これは、まともな検討がされてこなかったという状態をあらわしておりませんか。中学校給食を子どもたちのためにどうすべきかを検討すべきであったのに、初めから財政が許す範囲、デリバリー導入ありきで検討が進んだのではなかったか。実施までにあと2年あることを強調したいと思います。これからよりよい給食にするために検討を重ねていくことを求めたいと思います。再度見解を伺いたいと思います。

以上、2回目です。

○木村勝彦議長 市長公室長。

○乾市長公室長 初めに、民営化、あるいは職員体制等についてのご質問でございますが、民営化と職員体制というのは非常に密接に関連しております。平成10年度、人件費は96億円程度でございました。平成23年度では68億円ぐらいに減少しております。民間委託などによりまして、これは職員の削減したその効果が大きいものであります。また、多様な人材の確保や民営化というのは、やはり必要な市民サービスを守るためにどうしても避けて通れないものと考えているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、第4次の行革の中で扶助費などを削るということは、これは行革ではな

いということでございます。第4次の行革は、さまざまな行革の項目を含んでおります。私どもは、できるだけまずやるべきは、内なる改革をすべきというふうに考えて実施してきております。真に必要なサービス、それを守るためにそのようにやっているものでございます。また、持続可能な市政運営につなげるためにも、そういうふうに取り組んでいるものでございます。決して市民サービスを削るため、あるいは市民サービスを低下させることを目的として行革を実施しているものではないということをご理解いただきたいと思います。

○木村勝彦議長 総務部長。

○有山総務部長 参政権を保障する投票所ということでございます。選挙管理委員会としましては、投票所にスロープを設置することや、介護者、つえなどを配置し、高齢者の方や障害者の方の利便を図ってきたところでございます。また、投票所では代理投票なども行っております。期日前及び当日の投票所においては、さまざまな取り組みを行っております。在宅投票について、公職選挙法では不在者投票の一つとして郵便投票がございします。郵便投票は、介護や障害認定の度合いなど、利用するには厳しい制約がございしますが、これは適正な投票を担保するものであると考えております。しかしながら、要件にずれる方においても記載が困難な場合があります。そのような方は、投票をあきらめることがないように、このことについては郵便等による不在者投票における代理記載要件の緩和について、近畿都市選挙管理委員会連合会から平成25年度の全国選挙管理委員会連合会定期総会に提案をしているところでございます。このことにより国に要望する運びとなっております。できるだけ投票できるというこ

とについて、さまざまな検討を加え、幅を広げていくことについては今後も課題とさせていただきますと思っています。

次に、味舌小学校用地の市有地売却の問題でございますが、市有地については、経営的な視点に立った公有地活用の検討が必要であります。また、公有地は市民全体の財産であり、同時に経営資産であるということも、公有地保有に伴うコスト意識の徹底、公有地の有効利用により得られる利益を市民に還元することが必要であります。公有地の有効利用を議論する場として、摂津市低未利用地有効利用等検討委員会は、その前身であります低未利用地連絡対策会議、これは平成13年度に設置されておりますが、以降、庁内各関係部署である委員により、公有地のうち低未利用地についての有効利用に向けた対策や処分に関する検討をしてきたところでございます。この検討委員会は、平成22年8月24日付で報告書をまとめ、32筆のうち9筆を仕分けましてAランクの売却物件としたところでございます。その後、財源の確保の観点から、平成23年と24年に売却として予算計上、手続きとして、摂津市公有地取得審査委員会では公有地の取得審査物件、目的、取得売却希望価格、用途地域、現況、土地利用など、きめ細かく審査を行い、決定され売却を行ってきております。

次に、市税についての質問でございます。

差し押さえ件数でございますが、平成25年1月末現在で444件でございます。平成23年度、前年度ですが、年度末で582件ございました。平成24年度については、現在1月末で444件でございますので、23年度の実績を下回る見込みでございます。

未納者につきましては、督促、催告、コ

ールセンターからの電話案内をはじめ、夜間電話や毎月第4土曜日の納付相談等、さまざまな方法により繰り返し早期の納付をお願いしております。また、ご事情により納期までの納付が困難になられた方につきましても、窓口や電話等により納付のご相談を承っております。しかしながら、連絡がないでありますとか、あるいは資産があるにもかかわらず納付されていない方などに対しましては、法令に基づき滞納処分を行っております。資産等が少なく、収入が少ない場合などは、滞納処分の執行停止を行っております。

また、私どもでは、国税徴収法、破産法で差し押さえ禁止財産項目があるものについて、徴収強化はしておりません。国税徴収法第75条の差し押さえ禁止財産について差し押さえを行っていないところでございます。破産法第43条第1項の破産開始決定後の差し押さえ禁止の差し押さえ処分も同様に行っておりません。また、開始までの滞納処分は有効ということにはなりますが、これらのことは行っておりません。また、自由財産ということで、これについては生活費の3か月分、金額的に申しますと99万円、これについては本人に残すというような手続きになっております。これについて、市ではこれらの破産後の99万円、こういう自由財産のものにつきましては、市ではなく破産管財人が取り扱うことになっております。いずれにしても、私どもは法律を守る立場でございまして、これらのことに反するようなことは行っていないところでございます。

以上です。

○木村勝彦議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 せつつ桜苑の民営化についてのご質問でございますが、市長答弁

にもございましたように、せつつ桜苑の運営は平成9年度に公設民営で開始されました。当時は措置制度でございましたが、その後、平成12年度に介護保険制度が創設されました。現在では、特別養護老人ホーム事業は、市内でも社会福祉法人でしっかりと運営していただいているという現状がございます。そのような状況にありますことから、今、これから公設公営にという考えは市としては持ち合わせておりません。

それから、高齢者の生活苦についてのご質問だと受けとめさせていただいたんですが、昨今の経済不況の進展による格差社会の広がり、これによる新たな生活困窮者支援制度のあり方が問われている、これは国をあげての状況だと考えております。そこで、厚生労働省の社会保障審議会の生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会の報告が平成25年の1月25日に出されたところでございます。今後、厚生労働省において、本報告書を踏まえて必要な法整備等の検討を行い、具体的な制度設計の検討を行う予定と伺っております。市としましても、この状況を注視しながら今後の支援のあり方を研究してまいりたいと考えております。

続きまして、障害者関係の2点のご質問でございますが、摂津市障害者総合支援センターの貸し室を土日祝にも使わせてほしいという内容であったかと聞き取りました。これに関しましては、市民の交流と多様な活動の場としては、摂津市コミュニティプラザを設置し、基本的に土日祝日及び夜間も開館しております。設備面でも大変充実しております。また、障害福祉関係団体のご利用される場合に当たりましては、利用料の減免制度等もございますので、そちらを活用していただけたらと考えております。

続きまして、障害者通所サービス等の運営安定化補助金のご質問だったかととらえさせていただきました。この補助金につきましては、市内の障害者通所サービス施設等に対して補助金を交付し、その運営の安定化を図ることにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした補助金でございます。平成24年度より実施している補助金でございます。重度障害者支援体制補助金や送迎補助金等々、五つの項目の補助金を実施しております。それまで行っていました家賃助成ではなく、この補助金に変えてきたわけでございますが、重度障害者の受け入れに対して手厚い補助制度といたしております。これは、重度の障害のある方が最も安心して日中活動の場を利用できるようにするための制度でございますので、ご理解を願えたらと思っております。

それから、生活保護制度を守ることにについてでございますが、生活保護基準につきましては、社会保障審議会の生活保護基準部会で論議され、厚生労働大臣が決定いたします。現場ではそのことを適用して対象者の支援を行っているわけでございますが、本市といたしましては、生活保護のケースワーカーが定例的に家庭訪問等を通じまして、本生活保護を受けておられる方々の生活状況をきめ細かく把握することに努め、生活が成り立たないなど不具合が生じる場合は、必要に応じて基準等の見直しを国に要望してまいりたいと考えております。

それから、国保の差し押さえでございますが、医療費の増加に加えて、後期高齢者支援金、介護納付金等の拠出金の増加が進む中、本市では医療費の適正化や資格の適正化など、さまざまな対策を実施して保険料を据え置いてきておりますが、このよう

な状況の中で、保険料というのは医療制度を守るための貴重な財源となっております。そこで、滞納処分の実施に当たりましては、保険料の負担能力が低い方につきましては、減免制度の活用や、個別事情を十分お聞きし、分割納付などにより対応させていただいておるところでございます。ただ、支払い能力がありながら滞納されている被保険者につきましては、被保険者間の公平のため、やむを得ず滞納処分をさせていただいているところでございます。

以上です。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 中小企業の振興策として、リフォーム制度であるとか太陽光発電であるとか、さまざまなご提案を先ほどいただきました。ただ、以前の議会でもご質問いただいておりますが、リフォーム制度等につきましては、地域産業の振興に一定の効果はあると考えますが、現在は特定の業種に対しての産業振興策ということでの実施の考えは持っておりません。

市内の中小企業への支援につきましては、事業所実態調査の結果を踏まえまして、市内企業の事業内容を把握した上で、事業資金融資、経営指導、また技術力を持ちながら販路を持たないといった事業所のPRのあり方や、また他事業所とのビジネスのマッチングの問題など、さまざまな施策をこれまで以上にうまく連携させていく必要があると考えておりまして、いずれにいたしましても、市内中小企業の経済活動全般が活発化するにはどのような施策をとっていくかということが重要かと考えておりまして、25年度においてアクションプランを作成いたしますが、この検討を通じて、何がベストなのか、何が一番よいものなのかということを検討してまいりたいと考えて

おります。

○木村勝彦議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 就学援助についての質問にお答えいたします。

制度見直し前の4人家族の所得制限37万3,000円を収入換算しますと約53万5,000円、見直し後の31万6,000円を収入換算しますと約45万6,000円となります。国の調査によりますと、2人以上世帯の30歳代の年収分布の山は、平成12年当時45万0,000円から50万0,000円が最大でしたが、平成21年には40万0,000円から45万0,000円にシフトしていることから、今回の見直し後の31万6,000円を収入換算しますと、現在の2人以上世帯の30歳代の年収分布の一番大きな山の高い額の部分となっております。こうした状況から、児童・生徒全体に占める認定者の割合であります認定率は、平成25年2月時点では約36%となっており、依然として北摂各市と比較いたしましても極めて高い水準にあるのが現状でございます。

また一方、制度見直しに伴い、拡充部分といたしまして、平成24年度からPTA会費と生徒会費とを新たに設けております。1回目の答弁でもございましたように、大阪府下で初めての取り組みでございます。このような状況から、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対して必要な援助を行うという就学援助制度の目的に沿った事業になっているというふうに考えております。

続きまして、中学校給食の取り組みでございますが、取り組みにつきましては、これまで3回の市民説明会、保護者・生徒へのアンケート、そして5回にわたる保護者説明会などを通して、保護者等の皆様方のさまざまなご意見をいただくとともに議論

も行ってきたところでございます。

議員ご指摘のありました件でございますが、第3回の検討委員会の途中で1委員から資料が提出されておりますが、そこで課題として指摘されておりますのが4点ございまして、全員給食にできない理由、喫食率を上げるための具体的な解決策、家庭弁当を持ってこられない子どもたちに対してデリバリー選択制の給食がどう対応できるのか、及び財政問題でございました。これらの課題につきましては、これまでの説明会等でも指摘されてきており、議論されてきた課題と考えております。このようなことを踏まえまして、検討委員会の議論におきましても、これまでの議論を受けて、最終的には教育委員会、市が判断すべきとの提言に至ったというふうに考えております。

次に、今後の検討についてでございますが、デリバリー選択制のもとで中学生の食生活の向上に資するように、栄養バランスのとれた安全でおいしい給食であるとともに、喫食率の向上、食物アレルギーを持つ生徒への配慮、家庭弁当を持参できない子どもへの対応、予約の利便性など、検討委員会の提言書あるいは今までの説明会などでいただいた課題やご要望を踏まえて検討してまいります。

○木村勝彦議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 では、最後にお話をしたいと思います。

高齢化社会を迎えて、扶助費の増大は当たり前のことなんです。その財源を確保して、憲法25条で保障された文化的な市民生活をどう支えていくのかというのが政治の責任です。まちづくりも市民生活のためにあります。そういう意味で、民営化、民間委託、4次行革、そして、今先ほど言われました、子育て世帯の所得が下がってい

るのに就学援助金を下げるというのは矛盾します。中学校給食のデリバリー制もアウトです。特に、中学校のデリバリー制を言っときます。きのうアレルギー対応も言いましたけど、デリバリーということは、アレルギー対応をする気がまずないわけですよ。これまでも小学校の給食も先生方、関係者の努力で改善がされてきました。今後、も重大な課題について改善されるべきだと考えております。市民生活のために、それら根本的な方向転換を求めて質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○木村勝彦議長 山崎議員の質問が終わり、
以上で代表質問が終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

3月8日から3月27日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後6時8分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により
署名する。

摂津市議会議長 木村勝彦

摂津市議会議員 藤浦雅彦

摂津市議会議員 南野直司

摂津市議会継続会会議録

平成25年3月28日

(第4日)

平成25年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成25年3月28日（木曜日）
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員（22名）

1 番	村 上 英 明	2 番	本 保 加津枝
3 番	大 澤 千恵子	4 番	野 原 修
5 番	川 端 福 江	6 番	藤 浦 雅 彦
7 番	南 野 直 司	8 番	渡 辺 慎 吾
9 番	三 宅 秀 明	10 番	上 村 高 義
11 番	森 内 一 蔵	12 番	山 本 靖 一
13 番	弘 豊	14 番	山 崎 雅 数
15 番	木 村 勝 彦	16 番	森 西 正
17 番	嶋 野 浩一朗	18 番	柴 田 繁 勝
19 番	三 好 義 治	20 番	原 田 平
21 番	安 藤 薫	22 番	野 口 博

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	和 島 剛	市長公室長兼 会計管理	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生活環境部長	杉 本 正 彦
保健福祉部長	福 永 富 美 子	都市整備部長	吉 田 和 生
土木下水道部長	藤 井 義 己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬 場 博
教育委員会 教育総務部長	登 阪 弘	教育委員会 生涯学習部長	宮 部 善 隆
水 道 部 長	宮 川 茂 行	消 防 長	北 居 一

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
事務局総括参与	野 杵 雄 三		

1 議 事 日 程

- 1, 議 案 第 1 号 平成 2 5 年度摂津市一般会計予算
- 議 案 第 7 号 平成 2 5 年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議 案 第 8 号 平成 2 5 年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議 案 第 3 2 号 摂津市立せつつ桜苑条例を廃止する条例制定の件
- 議 案 第 3 3 号 摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 号 平成 2 5 年度摂津市水道事業会計予算
- 議 案 第 3 号 平成 2 5 年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議 案 第 4 号 平成 2 5 年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議 案 第 5 号 平成 2 5 年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
- 議 案 第 6 号 平成 2 5 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議 案 第 9 号 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議 案 第 1 0 号 平成 2 4 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議 案 第 1 1 号 平成 2 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議 案 第 1 2 号 平成 2 4 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 案 第 1 3 号 平成 2 4 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 案 第 1 6 号 摂津市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件
- 議 案 第 1 7 号 摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件
- 議 案 第 1 8 号 摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例制定の件
- 議 案 第 1 9 号 摂津市道路標識の寸法に関する条例制定の件
- 議 案 第 2 0 号 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例制定の件
- 議 案 第 2 1 号 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定の件
- 議 案 第 2 2 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 4 号 摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 5 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 6 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 7 号 摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 8 号 摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 9 号 摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 3 0 号 摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 3 1 号 摂津市高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例制定の件
- 議 案 第 3 4 号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 2, 議 案 第 3 5 号 教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 3, 議会議案 第 4 号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の件
- 議会議案 第 5 号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書の件
- 4, 常任委員会の所管事項に関する事務調査の件

1 本日の会議に付した事件
日程 1 から日程 4 まで

(午前 10 時 開議)

○木村勝彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、渡辺議員及び三宅議員を指名します。

日程 1、議案第 1 号など 3 2 件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(三好義治総務常任委員長 登壇)

○三好義治総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

3 月 6 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 1 号、平成 25 年度摂津市一般会計予算所管分、議案第 4 号、平成 25 年度摂津市財産区財産特別会計予算、議案第 9 号、平成 24 年度摂津市一般会計補正予算（第 5 号）所管分、議案第 16 号、摂津市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件、議案第 24 号、摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第 25 号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第 26 号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第 33 号、摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件の以上 8 件について、3 月 12 日及び 15 日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第 1 号所管分及び議案第 33 号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○木村勝彦議長 建設常任委員長。

(野原修建設常任委員長 登壇)

○野原修建設常任委員長 ただいまから、建

設常任委員会の審査報告を行います。

3 月 6 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 1 号、平成 25 年度摂津市一般会計予算所管分、議案第 2 号、平成 25 年度摂津市水道事業会計予算、議案第 5 号、平成 25 年度摂津市公共下水道事業特別会計予算、議案第 9 号、平成 24 年度摂津市一般会計補正予算（第 5 号）所管分、議案第 10 号、平成 24 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 12 号、平成 24 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 18 号、摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例制定の件、議案第 19 号、摂津市道路標識の寸法に関する条例制定の件、議案第 20 号、摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例制定の件、議案第 21 号、摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定の件、議案第 28 号、摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件、議案第 29 号、摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第 30 号、摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件の以上 13 件について、3 月 11 日及び 13 日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査した結果、議案第 1 号所管分については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決するものと決定しましたので、報告します。

○木村勝彦議長 文教常任委員長。

(大澤千恵子文教常任委員長 登壇)

○大澤千恵子文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第9号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分の以上2件について、3月12日及び15日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分については賛成多数、議案第9号所管分については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○木村勝彦議長 民生常任委員長。

（森内一蔵民生常任委員長 登壇）

○森内一蔵民生常任委員長 それでは、ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度摂津市一般会計予算所管分、議案第3号、平成25年度摂津市国民健康保険特別会計予算、議案第6号、平成25年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算、議案第7号、平成25年度摂津市介護保険特別会計予算、議案第8号、平成25年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分、議案第11号、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第13号、平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第17号、摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件、議案第22号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第23号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例制定の件、議案第25号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第27号、摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件、議案第31号、摂津市高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例制定の件、議案第32号、摂津市立せつつ桜苑条例を廃止する条例制定の件及び議案第34号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件の以上16件について、3月11日及び13日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分、議案第7号、議案第8号及び議案第32号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○木村勝彦議長 議会運営委員長。

（森西正議会運営委員長 登壇）

○森西正議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第9号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分の以上2件について、3月26日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○木村勝彦議長 駅前等再開発特別委員長。

（藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長 登壇）

○藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度

摂津市一般会計予算所管分及び議案第9号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分の以上2件について、3月18日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分については賛成多数、議案第9号所管分については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○木村勝彦議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

安藤議員。

（安藤薫議員 登壇）

○安藤薫議員 日本共産党議員団を代表いたしまして、議案第1号、議案第7号、議案第8号、議案第32号及び議案第33号に対して反対の討論を行います。

市長は、市政運営の基本方針で「安心を実感できるまち」を本年度の重点テーマに位置付け、弱者の視点に立って、市民の生命、暮らしに関する取り組みを進めると述べられました。ぜひこのことを行政全般に貫くためにも、市民の暮らし、市内中小企業の実態を全体で共有し、総点検されることをまず初めに求めておきます。

最初に、市政運営の基本問題で2点申し上げます。

第1は、とことん市民の暮らしを守り支える立場に立って市政運営を行うよう求めるものです。

この間、日本共産党は、自治体の仕事である市民の暮らしを守るという役割を果たすために、市民の要求や願いの実現に力を尽くすとともに、国や府のさまざまな押しつけに対して、市民への影響をできるだけ

少なくするための自治体としての努力を求めてきました。昨年12月には、市民の皆さんから寄せられた要望も含め、新年度予算に対する160項目の要望書を市長と教育長へ提出させていただいたところです。その結果、新年度予算に私どもが要求したことも多く反映されてきています。国民健康保険料をはじめ、すべての公共料金が据え置きとなりました。子育て支援では、国の法定化に伴い、ヒブワクチンなど三つの感染症ワクチンの全額公費負担、高齢者にかかわって肺炎球菌ワクチンへの助成、別府の市営住宅跡地活用、ゲリラ豪雨対策としての鳥飼八町、東別府地域の雨水幹線整備の動き、そして、1月には、私どもの要請にも応えていただき、中小企業金融円滑化法が3月末で期限切れの問題で、市内金融機関へ市長自身が支援継続の要請を行う等々であります。

その一方で、障害者、ひとり住まいの高齢者などを対象に45年前から実施されてきた上・下水道料金の福祉減免制度の廃止、就学援助制度の所得認定基準の引き下げ、7月からの市民課窓口の民間委託、せつつ桜苑の民営化、小学校給食調理業務の民間委託拡大など市役所の責任をどんどん弱める動き、自治体としての役割を低下させる流れが拡大されてきています。今後一層の職員削減、保育所給食の民間委託や敬老祝金廃止など、第4次行革の取り組みが計画されています。ぜひ市民の暮らし総点検で自治体としての役割を果たされることを強く求めます。

第2に、市民参加、情報公開、市民との協働にかかわる問題です。

その一つは、情報公開と政策決定過程における協働の取り組みについてです。市民の参画が必要だとの認識は一致していると

思います。問題は、結論ありきのワークショップや懇談会ということにならないようにすることであります。そのためのシステムづくりをつくるべきです。

もう一つは、二つの旧小学校用地を含め、市有地の活用と売却問題です。市有地取得の歴史の中で、買収したけど活用されず、多くの損失の招いたことがありましたと反省しているとの答弁もありましたが、この経験を生かし、市民的な議論、検討を行うシステムを構築すべきです。市有地は市民の財産であり、市の側が勝手に処分すべきではないと思います。旧三宅小学校跡地については、直近では2010年5月に要望書が出され、跡地を全面的に残していただくことが三宅地区住民の切なる願いであります。活用についての5項目の要望を示し、計画には地域住民の意見を尊重してほしいと訴えておられます。旧味舌小学校跡地の有効活用を求める署名が既に8,000筆を超え、地域住民と市担当との間で8回も懇談が行われています。跡地の活用については、財政的側面からアクセスするのではなく、ぜひ今後のまちづくりに対する方向づけについて、地域住民と共有しながら検討されるよう求めます。

以下、主な個別問題について意見を述べてまいります。

昨年、第4回定例会で水道料金の減免制度の廃止が強行され、3,000人を超える高齢者や障害者、ひとり親家庭に年間1万3,041円の負担増となりました。年金給付が下がり、アベノミクスで生活必需品の値上げが相次いでいます。残念ながら、今年度予算にはこれらの方々に対する施策が置き去りにされました。改めて毎日の生活に欠かせない水を安心して使えるように水道料金の減免制度の復活を求めます。

国民健康保険料は、6年連続の料金据え置きとなり、今回、一般会計からの繰り入れ1億円増額されたことを率直に評価します。ご承知のように、国・府は国保運営を市町村から府へ一元化し、国保料の統一化を計画していますが、そうなれば、市町村独自の補助金や減免制度が廃止されることになり、大変な負担増になります。この動きに反対するとともに、国保料の滞納処分については市民生活を壊すことのないよう慎重な対応を求めるものです。

吹田操車場跡地開発にかかわって、吹田貨物ターミナル駅の営業が3月16日から始まりました。大型トラックの交通量の増加や排気ガスによる大気汚染など、周辺への環境悪化につながると、これまでに反対の市民運動も起こってきたわけですが、今後、影響がどのように出るかをしっかり把握しておくのが市の責任としてとりわけ重要です。貨物取扱量等の推移が協定どおりに行われるのかの検証をはじめ、貨物駅の開業に合わせて整備されるはずだった緑道の整備がおくれている問題や、環境影響評価など協定内容にかかわる調整会議はこれからということです。従来から本市に置かれている大阪貨物ターミナル駅の貨物取扱量などの影響も合わせてしっかりと把握し、協定違反等がないように、また、市民の健康被害につながらないように一層の監視を強めていただくことを求めます。

併せて、環境政策課においても、本市にかかわる大変大きな環境の変化につながる問題だという認識を持っていただき、大気測定は大阪府の責任でやるということにとどめず、市としてのきめ細かい調査や対策を行うよう求めています。

環境衛生業務で、保健福祉課が担っている防疫業務については、昨年からの樹木の消

毒、今年から害虫駆除が委託ということです。3名いた職員が今年から1名となり、残った方も2年後には退職、こうした中で、例えば昨年起きた浸水被害の際の消毒など、災害時の迅速な対応や市民に身近な業務が継続できるのか疑問です。業務を全部委託という方向ではなく、防疫体制の継続を求めます。

この間、国の緊急経済対策が講じられる中、地域経済への波及効果は実感できません。2014年からの消費税増税計画が進められ、市内中小企業の経営は一層厳しさを増していると言わなければなりません。今回、摂津市で新たに（仮称）産業振興アクションプランが策定されますが、支援が必要な業種や規模など、細かい実態把握と分析が必要です。貸し工場の家賃助成や住宅リフォーム助成制度などのように、中小零細企業の求める実態に見合った支援策につながるよう強く求めます。

今年こそと期待をしていた市内公共交通の充実、新しい路線が増やされることなく、現行民間バスの運行路変更にとどまりました。これまで3年間の取り組みが問われることとなります。1年間の試行を経て次の対策を考えたいとのことですが、千里丘地域の路線確保や循環バスと巡回バスの有料、無料を緩和させるために、さらに交通弱者と言われている方々の社会参加を保障していくため、無料バス発行などの取り組みを早急に検討されるように求めるものです。

次に、子育て、教育にかかわる施策について4点述べてまいります。

第1は、教育施設の非構造部材を含めた耐震化、スポーツセンター、テニスコート、温水プールなど体育施設の改修が実施されることについて、市民の安全の確保と市民

の要求に応えるものとして評価します。引き続き耐震化率100%に向け取り組むとともに、工事による学校や利用者への影響を最小限に抑え、また、工事の安全対策の徹底を求めます。

第2は、安全な学校給食の実施についてです。

アレルギー対応の充実と放射性物質検査の実施を求めつつ、次の2点を強調したいと思います。

一つは、調理業務の民間委託の拡大です。鳥飼西小学校、鳥飼北小学校に続き、この4月から味舌小学校の給食調理で民間委託が導入されます。学校給食における民間委託の問題点については、人事管理が民間企業任せになること、調理技術の伝承が難しいこと、不安定低賃金など働く人の権利が縮小すること、教育としての給食に対する公的責任が弱まること、偽装請負の疑いがついて回ること、必ずしも経費削減につながらないことなど、これまでも指摘してまいりました。そもそも自治体の実施責任を負うべき学校給食に民間委託システムはなじみません。また、今回は見送りになったものの、引き続き検討されていく保育所給食は、乳幼児の発育状況や急変しやすい体調、多様化するアレルギーなど細心の注意が必要です。退職者不補充方針を撤回し、学校、保育所ともに安全・安心の直営調理を求めます。

二つに、中学校給食についてです。教育委員会は、その実施方法をデリバリー選択制に決定しましたが、その検討過程は、問題点が次々と指摘されながらも、終始デリバリー選択制結論ありきで、学校給食のあるべき姿を市民とともに探求し、合意形成を図るという姿勢が欠けていたと言わなければなりません。検討委員会に参加した2

名の保護者代表委員が、それぞれ異例の反対意見を教育委員会会議に提出されました。よりよい学校給食を求めた1万4,610筆の署名、4名の学校医が提出した要望書、市政モニターの提言書など、給食を通して子どもたちの健全な成長を願う市民の声にまじめに向き合い、デリバリー選択制の問題点や矛盾の克服に真摯に取り組むことを求めます。

第3に、子育て支援について2点述べます。

一つは、子ども・子育て関連3法が成立し、子育てにかかわる諸施策への影響が懸念されています。子どもの健全な成長を保障することを第一に、保育基準を充実しながら待機児の解消を図るよう、保育の公的責任をより一層果たすことを求めます。

もう一つは、就学援助金制度です。保護者が行政に最も求める子育て支援策の一つは経済的支援です。250名も受給する児童・生徒を減らした昨年の引き下げに続き、新年度も所得認定基準を引き下げることには同意できません。また、援助金の最初の支給期日については、現行の9月支給を見直し、保護者負担が最も多くなる1学期中に実施できるよう改善を求めます。

第4に、教職員の配置についてです。

学校現場では、学力向上はもちろんのこと、生徒指導や保護者対応に追われています。人権侵害で絶対に許されないいじめや暴力をなくすためにも協力体制が重要です。ところが、大阪府の教職員の採用抑制や低賃金と統制強化などにより、人材不足が恒常化し、欠員補充もままならない状態が続いています。大阪府に対して教職員の増員を強く求めるとともに、市としても教職員の勤務実態を正確に把握し、人的保障を拡充することを求めます。

第5に、卒業式、入学式での国旗・国歌についてです。

1999年に制定された国旗国歌法は、日の丸を国旗、君が代を国歌と定めたもので、起立、斉唱などで尊重を義務づけるものではありません。制定時の国会審議で、当時首相は、法制化に当たり、国旗掲揚等に関し義務づけを行うことは考えていないと答弁していました。これは、戦前の明治憲法下において、特定の思想・信条に対し、国体に反するなどを理由として弾圧を加え、内心の自由そのものを侵害する事例が頻繁に行われた反省から、戦後、日本国憲法第19条に思想・良心の自由が規定されたからです。しかし、現在、文科省は、学習指導要領によって国旗掲揚、国歌斉唱を学校教師に強制し、大阪府は起立斉唱条例で懲戒処分を定めました。来賓など一般参加者にまで強制しようとする自治体も生まれています。今後、国旗・国歌への忠誠を求める動きがますますエスカレートしていくことを危惧するものです。思想・良心は行き方にかかわるもので、社会や歴史を学び、みずからの体験を通して形成されるものです。その形成過程にある学校だからこそ、国旗・国歌の強制が行われないよう強く求めるものです。

次に、議案第32号、桜苑条例の廃止、民営化についてです。

ご承知のように、桜苑は、市として公的責任を果たすということから公設民営で開設され、15年がたちました。この精神は、今日の高齢者介護の実態を見ても継続されるべきではないでしょうか。また、これまで公設ということで、毎年必要な施設改修は当然実施されてきたはずで、民間に売り渡す前になぜ6,000万円もの市民の税金を投入してまで改修しなければならない

のか、地域住民の皆さんからも疑問の声が届いています。

議案第33号、市職員の退職手当を削減する条例についてです。

本議案は、国家公務員の退職手当を一挙に約15%、400万円引き下げる法律が可決されたことに伴い、そのことを地方公務員にも強いるものであります。退職手当は、民間企業の多くで賃金の後払いとされ、退職後の生活を支える重要な役割を担っています。しかし、政府は、国家公務員の退職手当について、長期勤続に対する報償的な性格が強いと主張し、賃金、労働条件として扱うことなく、人事院勧告も受けないまま一方的に閣議決定をし、昨年11月16日の衆議院解散時に突然提案、わずか2時間余りの審議で可決しました。また、問題なのは、今後、地方公務員への平均7.8%の賃下げの押しつけであります。こうした地方公務員賃下げのねらいとしては、一つは、労働者全体の賃金水準を押さえ込むこと、二つ目に、今後消費税や生活保護費などの社会保障改悪によって国民に負担増を押しつけるための露払いとしていることです。こうした公務員の賃下げは、地域経済に深刻なダメージを与えることになるでしょう。また、今回のやり方は、政府が賃下げすることを前提に相当額を地方交付税から削減することで、事実上の強要となり、地方自治の原則を土足で踏みにじるものであります。全国知事会や市長会など地方六団体からも、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではないとの共同声明を出し、政府に抗議されたということを示し添えておきます。

以上、反対討論といたします。

○木村勝彦議長 川端議員。

(川端福江議員 登壇)

○川端福江議員 それでは、公明党議員団を代表いたしまして、議案第1号、平成25年度摂津市一般会計予算、議案第3号、平成25年度摂津市国民健康保険特別会計予算及び議案第5号、平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計予算、議案第9号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から一括して討論をさせていただきます。

昨年の12月の政権交代により自公政権が誕生いたしました。連立合意の政策として、東日本大震災からの復興と万全な防災・減災対策、景気・経済対策、社会保障と税の一体改革、原発、エネルギー問題の解決などを掲げ、第2次安倍内閣が誕生しました。景気回復のためのいわゆるアベノミクスの3本の矢が次々に放たれ、平成24年度補正予算も迅速に成立いたしました。現在のところ、円安・株高も続いており、景気回復の兆しは見え始めているもので、今後の安定が強く求められているところであり、このまま進み続けられるよう期待するものです。

本市の財政状況であります。固定資産税の土地評価額の下落傾向に歯どめがかからず、市民税、収入は厳しい状況が続くと予想され、高齢化に伴う社会保障関係経費や、人口急増時代に建設が進められた公共施設の維持補修費が増大していくことは事実であります。市政運営の基本方針で、森山市長は、弱者の視点に立って、市民の生命、暮らしにかかわる取り組みを進めていくと言われていますが、こうした財政の厳しい状況下にあっても、何よりも市民生活に最大限配慮する姿勢を示され、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金を増

額し、国民健康保険料を含め、すべての公共料金を据え置き、また、昨年に引き続きセッピー商品券第5弾の発行をご決断いただいたことに対し、大変高く評価をいたします。これらのことは、私たち公明党議員団としても、市民の暮らしを支える立場で森山市長に強く要望してきたことであり、まず初めに賛成理由としてあげておきたいと思います。

そして、以前から公明党として健康づくりをテーマに市政に取り組んでいただきたいと訴えてきましたが、その一環として、多くの高齢者から要望が寄せられていました高齢者肺炎球菌ワクチン接種料の助成制度創設を決断されました。また、今回、国の方針により、小児用肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんの3ワクチンの定期接種化により、自己負担がなくなり、市民にとってワクチン接種が大変受けやすくなりました。

また、国民健康保険特別会計の今後の赤字額増加について意見交換した際、健康づくりの重要性に思いをはせていただき、今回、健康遊具を市内に設置してウオーキングコースを設定する「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」を実施され、まさに全市で健康づくりに取り組む姿勢を示していただきました。これらの取り組みには大変高く評価しているところであります。本市では、これまでに高齢者の筋力トレーニングをいち早く取り入れ、また、地域福祉計画とともに、独自のみんなで体操三部作を作成して、健康づくりリーダーを養成するとともに、健康づくり自主グループの育成に力を入れてこられ、府下でも先進的な取り組みとして評価されております。既に40以上の健康づくり自主グループが活動しており、今後は、どこよりも活発な市民の健康づくりの効用で、健康寿命の向

上及び医療費を抑制し、社会保障費の増大の抑制につながっていくことを願っています。そのためにも、もう一步踏み込んで、私どもが提案しておりますいきいき健康づくりポイント制度の導入や、さらなる健康づくり自主グループの支援をお願いし、要望いたします。

災害に強いまちづくりについてですが、今年は、国の南海トラフ巨大地震による被害想定に基づき、地域防災計画の改定が実施されます。このたび、釜石の奇跡で有名な群馬大学の片田教授に摂津市の防災アドバイザーにご就任いただき、防災教育や防災講演などを実施していただくことになりました。さらに、被災地支援と防災情報共有のため、宮城県釜石市と災害時の相互応援協定を締結されました。こうした取り組みには、森山市長の安心・安全のまち摂津を構築する意気込みが感じられ、大きく評価するところです。

また、地域防災計画の改定においては、女性の視点を盛り込むよう昨年来提案してまいりましたが、（仮称）女性の視点からの防災専門委員会を設置し、地域防災計画や避難誘導マニュアルに女性の視点を盛り込んでいくことになりました。このことは大変高く評価をするものであります。防災対策については、公明党議員団もこれまで一般質問等において、さまざまな角度から提案をしてまいりましたが、例えば、要援護者の支援の強化や、段ボール製ベッドなど、さまざまな救援物資を提供する企業との応援協定締結の拡大、また、まちごとまるごとハザードマップの取り組みや、民間住宅の耐震化の促進、また、避難路のバッテリーつきLED防犯灯の設置など、着実に取り組んでおられます。

また、このたび、昼間人口の多い摂津市

ならではの取り組みとして事業所防災ネットワークを構築されますが、工夫を凝らした防災対策の実施に対し、高く評価をするものです。これからも一つ一つの取り組みを丁寧に進めるとともに、さらに柔軟に多面的に取り組んでいただくことを要望し、賛成理由といたします。

東日本大震災以来、特に避難所となる学校を含めた公共施設の耐震化を急ピッチで進められ、特に小中学校は、平成27年度までに多額の費用を投じて100%の耐震を目指されます。平成25年度では、三宅・味舌スポーツセンター体育館の耐震工事及び施設機能充実工事の実施や、小中学校4校7棟及び市民文化ホールの耐震実施設計などを実施されます。また、平成25年度に予定していた小中学校5校9棟の耐震工事等が、国の補正予算の景気対策に基づき、平成24年度の補正予算に上げられておりますが、地域の経済対策につながっていくものと確信をいたします。こうした取り組みは以前から要望してきたことでもあり、将来を見据えた取り組みとして高く評価いたします。

防災・減災元年となる今年は、一部の橋梁の耐震実施設計も予算化されておりますが、国・府などの所管を超えて、市内の一斉点検を実施して、いざというときの災害に備え、より安心・安全な摂津市の構築をお願いし、賛成理由といたします。

水害対策については、昨年8月14日に、記録的な集中豪雨により市内各地で浸水被害が発生しました。私たちは、再発防止を求める要望書を森山市長に提出させていただきましたが、平成25年度では、平成28年度完成を目指し、安威川以南地域の東別府、鳥飼八町に、計画的に雨水幹線施設のための実施設計に取りかかられます。こ

の事業には多額の費用がかかるものの、必要性の高い事業として評価をいたします。

しかし、下水道事業特別会計における起債残高が400億円を超えている中で、ここ数年の資本平準化債の発行において、後年度負担が重くなっていることに大変危惧するところであります。中期的な財政見通しをしっかりと立てながらの事業運営を要望いたします。

また、水路の排水機能強化のために、中環西・別府小東の排水ポンプを更新されます。そして、摂津市開発基準の改正において、地下もしくは半地下となる駐車場に対して浸水対策の強化を指導するなど、多面的に対応されており、高く評価をするものです。さらに、排水施設のメンテナンスの強化や、協働による取り組みにより、昨年と同程度の集中豪雨に対し、浸水しない対策の強化をお願いし、要望といたします。

次に、通学路の安全対策についてですが、昨年4月23日に京都府亀岡市で発生した通学路での痛ましい事故を受け、通学路の安全対策に対する緊急要望書を提出いたしましたが、その後、文科省からの通達もあって合同安全点検が実施をされ、一定の安全対策が講じられた点については評価をいたします。今後は、対応検討中、また対応困難とされている通学路につきましても、緊急要望書にもお示ししておりますように、引き続き課題である安全対策の取り組みをお願いいたします。どこまでも教育委員会が中心となり、安全対策協議会の設置、運営から予算要望に至るまで責任を持って実質的な改善計画への取り組みを行い、できるだけ早い段階で安全な通学路が実現できるよう要望いたします。

次に、まちづくりについてでございますが、いよいよ平成25年度は、阪急連続立

体交差事業に具体的な取り組みを進めていかれますが、基本方針で柱の一つに夢づくりをあげておられますが、多くの市民から長年の夢の実現として期待と希望を託されている事業として、ここまで粘り強く推進し、実現にこぎつけられたことを高く評価いたします。諸事情により平成24年度に実施できなかったワークショップ形式によるまちづくり懇談会を平成25年度に開催し、沿道地域の課題や問題点を整理していくこととなりますが、南千里丘に引き続き、協働によるまちづくりを進めていただきますようお願いいたします。

また、吹田操車場跡地のまちづくりにつきましては、平成28年春の区画整理完成に向け着々と進められていることを評価いたします。これまで長年の課題であったクリーンセンター問題、正雀処理場問題につきましては、新協定が吹田・摂津両市間で締結され、平成25年9月をもって機能が廃止されることになりました。これまでの関係者のご苦勞に対し、心より敬意を表するものであります。今後はまちづくりのコンセプトにかかわる国立循環器病研究センターの誘致に吹田市とともに全力で取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、クリーンセンター、正雀処理場廃止後は、周辺整備の協定に基づき、解体及び整備が行われていくこととなりますが、周辺住民に対しては、協働の精神で丁寧な住民説明と配慮をお願いいたします。市内のし尿及び浄化槽汚泥は、今後はほかの自治体での処理にゆだねることとなりますが、現在、まだくみ取り戸数が約460軒、浄化槽設置戸数が約1,480基残っております。でき得る限り早期に減少できるよう、施策の展開をお願いし、要望いたします。

また、今までに何度もその対応について

質問してまいりました山田川河川敷の未整備地区につきましては、速やかに整備できるように大阪府に引き続き強く要望していただきますようお願い申し上げ、賛成とさせていただきます。

千里丘西地区におきましては、これまでの長い経過がある中で、今回、再開発準備組合が主体になり、国の補助を受け街区整備計画を作成されることに、市として支援されます。準備組合としても解散の覚悟で臨まれているようですが、最後に残された夢を形にする思いで積極的な支援をなされることにつきましては高く評価いたします。千里丘ガードが開通し、吹田操車場跡地まちづくりが完成に近付き、JR千里丘駅西口のエレベーターの設置も平成27年春ごろには完成予定の中、残る千里丘西地区再開発事業が実現に至るよう、万全を期して取り組んでいただきますよう要望し、賛成理由といたします。

また、安威川以南のコミュニティ施設の整備につきましては、ようやく具体的に動き出したことに高く評価いたします。平成25年度は、市営住宅鯉生野跡地に別府公民館の建て替えと合わせて整備を推進するため、地域住民のニーズを盛り込むためのワークショップを開催し、基本構想を策定されます。協働のモデルとなるような取り組みをお願いするとともに、防災センターや児童センターなどの多目的な施設としての検討をお願いし、要望いたします。

子育て支援についてですが、集いの広場を平成24年は二つの保育園で新たに実施をされたのをはじめ、25年度ではキッズぼてとの主催による「ちいさなおうち」での実施回数を拡充するとともに、各公民館等での子育てサークル等に助言、支援の実施や単独イベントを開催するなど、積極的

な活動を支援されます。また、大型マンションの建設等で深刻になっている待機児童問題の解消に向け、25年度はつるのひまわり保育園の建て替えに援助されるとともに、民間マンションモデルルームを改修し、平成26年度に民間保育園を新設されるための取り組みを始めるということです。また、手狭になった千里丘小学校と味舌小学校の学童保育室の建て替えも実施をされます。これらの取り組みにつつまして高く評価をするものであります。今後も子育てしやすい摂津市の構築を目指して、子ども医療費助成の拡大なども検討いただきますよう要望し、賛成理由といたします。

福祉施設におきましては、他市に先駆けて、警察や事業者の協力を得て24時間体制の認知症高齢者等徘徊SOSネットワークを構築されます。また、障害児童センターで障害児相談協議を開始されます。これらの取り組みに関しまして高く評価をいたします。安心して認知症高齢者の自宅介護ができるまちづくりを目指して取り組みをお願いいたします。

また、発達障害児童につつましては、発達障害に対する意識の高まりと社会的な認知度の向上から、専門医が障害児と判断するケースが多くなっており、その対応に追いつけない状況にあります。本市は比較的に取り組みが充実しているとはいえ、相談体制などまだまだ課題もありますので、今後もさらなる充実を目指して、民間組織の育成も合わせて取り組んでいただきますようお願いし、賛成理由といたします。

また、この4月より包括支援センターを社会福祉協議会に委託されますが、サービスが低下しないように、文字どおり、かゆいところに手が届くような丁寧な対応ができるよう、市としても監督がなされるよう

お願いし、要望とします。

環境施策については、市内すべての防犯灯を環境性能の優れたLED灯に取り換えられ、以降の管理は市の直接管理体制にするということです。これにより、CO2削減は年間15万9,000キログラム、およそ杉1万1,000本分です。原油ドラム缶500本分に換算されるということです。他市に類を見ない大変思い切った取り組みとして高く評価をいたします。また、私たちがかねてより要望しておりました廃プラスチックの収集が、いよいよモデル地域で試験実施し、白色トレイなどのリサイクル事業もスタートされますので、これを評価いたします。

次に、教育関係についてですが、平成25年度からは、耐震実施を不要とする学校体育館等についても、私たちが要望しておりました非構造部材の耐震化を進められることになり、高く評価するところであります。また、就学前教育の充実を目指し、子ども・子育て支援事業計画の策定や小中一貫教育の一層の推進などを通じて、摂津市の学力向上と生きる力をはぐくんでおられることを高く評価するとともに、摂津市の教育の将来に期待したいと思います。

次に、中学校給食についてですが、平成27年4月よりデリバリー選択制方式での実施を目指し、本年は全校に配膳室を設置するための実施計画が行われます。アレルギー対策の充実や保護者に対する試食会の開催など、保護者、児童のニーズを取り入れ、喫食率の向上に努められますようお願いし、賛成理由といたします。

次に、生活支援についてですが、プレミアム付きセッピー商品券の発売につつましては第5弾となりますが、昨年は、各商店街とも100円商店街やガラポン抽選会、

セッピーお年玉など、独自の取り組みの実施で商店街等地域活性化に力を発揮し、大きく貢献いたしました。小売店に相当額の利用があり、大成功であったと評価いたします。プレミアム付きセッピー商品券の発売は、公明党として要望し続けてまいりましたが、引き続き平成25年度の実施を決断されましたことは、森山市長の大英断によるところであり、高く評価をいたします。

交通問題につきましては、市内循環バスのルート変更が行われ、3月18日より試行運転が始まりました。これまでにアンケート調査をはじめ、さまざまな観点から市内の交通対策について検討を重ねられたことにつきましては敬意を表します。今後もさらに検証を重ね、市内の利便性の向上に努めていただきますようお願いし、賛成理由といたします。

最後に、森山市長におかれましては、平成25年度が3期目の最初の予算編成ということでございますが、この間、難問の山積する市政の運営と改革に市長として全力で取り組まれ、創意工夫と努力、決断力で数々の難局を乗り越え、本市の発展に力を尽くしてこられました。これからも夢のあるまちづくりを目指し、住んでよかったと誇りを持てる摂津市の構築にご尽力いただきますようお願い申し上げ、公明党議員団を代表しての賛成討論を終わります。

ただいまの討論の中で、宮城県釜石市と申しましたが、岩手県でございますので、訂正をよろしくお願い申し上げます。

○木村勝彦議長 ほかにありませんか。森内議員。

(森内一蔵議員 登壇)

○森内一蔵議員 それでは、新生クラブ議員団を代表いたしまして、賛成討論をさせていただきますと思います。

市長が提案されました議案第1号から議案第13号まで及び議案第16号から議案第33号について、賛成の立場から討論をしたいと思います。

初めに、本市を取り巻く現在の社会経済情勢について少し触れたいと思います。

去る2月28日に閣議決定されました平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度によりますと、本年度の我が国経済は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、施策の推進などにより、着実な需要の発現と雇用創出が見込まれるとしております。また、政府は基本方針として、大胆な金融緩和、積極的な財政出動、成長戦略の3本の矢で、長引くデフレからの脱却と円高の是正を最重要目標に設定し、2月26日には緊急経済対策を盛り込む総額13兆円を超える2012年度補正予算が成立いたしました。政府の基本方針のうち、1本目の矢、金融緩和と2本目の矢、景気対策について述べたいと思います。

私は、この2本の矢はあくまでも短期的な処方せんであると思います。長引くデフレから脱却し、日本経済の再生を確実なものにするには、成長戦略の行方が最も重要であり、すなわち輸出増、生産増をきっかけに、長らく低迷している設備投資や雇用・所得を増加させる自立回復のメカニズムを構築し、策動されなければなりません。そうすることにより、景気回復が地域へと広がり、ひいては疲弊した自治体財政の再生へとつながるのではないかと思います。最近、景気回復への期待等を背景とし、株価の回復や一部での賃金アップなど改善の兆しが見えておりますが、これらをしっかりとらえ、時代を同じくして適切な政策対応をすることにより、真の景気回復へとつながっていくことが大いに期待されるところ

るであります。

次に、本市の状況についてであります、依然として厳しい経済情勢を反映して、当初予算での市税収入が171億円にとどまる反面、扶助費や繰出金は増加の一途をたどっております。これらに対応するため、約26億円もの主要基金からの取り崩しを計上するなど、大変厳しい予算編成となっております。このように、市税収入の回復がなかなか見込めない状況の中、これまでしっかり将来を見据えた行財政運営に努めてこられたことを、まずもって評価しておきたいと思います。

一方で、今後とも時代に応じた施策や、より必要とされる施策をしっかりと見きわめ、そこに人、物、金を集中させるなど、行政の持続可能性を最大化させる取り組みを積極的に推進し、将来へとつなげていただきたいと思います。私たち議員といたしましても、議会のチェック機能をしっかりと果たしつつ、さまざまな提案を行い、オール摂津でのまちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、市政運営の基本方針で述べられました、そして幾つかの施策について申し上げます。

初めに、市民協働についてであります、現在、市民公益活動支援のガイドラインを策定中と伺っております。これを行政内部でしっかり共有し、将来、より細かく多様なサービスの提供へとつなげていくことを期待しております。そのところをよろしくお願い申し上げます。

安威川以南のコミュニティ施設構想については、まずは鯉生野団地跡地での整備を目指し、本年度は地元でワークショップを開催することとありますが、ここでの取り組みを通じて、先々の鳥飼地域での整

備ということにつなげていただくことを期待しております。

次に、防災対策についてであります。先日、中央防災会議が取りまとめた南海トラフ巨大地震による被害想定についての報道がありました。その被害たるや、死者32万3,000人、経済損失220兆円、3,440万人の断水に直面し、避難者950万人という甚大なものであります。本市には、これらの想定を踏まえ地域防災計画が策定されますが、しっかり検証の上、実効性のあるものとし、また、減災対策の推進に取り組み、この改定を次年度以降の事業継続計画の策定へと生かしていただきたいと思えます。

また、現在取り組んでおられる事業所防災ネットワークの取り組みについてありますが、本市は事業所が多く、昼間防災力を高めるためには、これらの多種多様な事業所が参画する防災ネットワークの構築は大変意義深いものであると思えます。今後、より多くの事業所の参画につながるよう、継続的かつ効果的な取り組みを期待いたしております。

次に、都市整備基盤整備についてであります。JR千里丘駅西口の再開発事業につきましても、これまでさまざまな検討がされてきておりますが、なかなか進捗には至っておりません。本年度は西地区準備組合による区画整備計画案の策定を支援することとありますが、駅前での歩行者と車の錯綜している危険な状況が見られます。安全確保の観点からも早期の対応が期待されるところであります。

次に、環境施策についてであります、市内全防犯灯を環境性能に優れたLED灯に切りかえるとのこととありますが、一時的に多額なお金はかかるかもしれませんが、

長い目で見れば効果的な投資であると思いますし、また、このように環境負荷を低減させる取り組みを評価するとともに、今後ともこういう視点での取り組みを推進していただきたいと思います。

次に、市民の暮らし、福祉関連施策についてであります。市政方針では、改めてつながり、絆の大切さを心に刻み、今後4年間のまちづくりの基本理念とすると述べておりますが、地域社会において、人間関係の希薄化に起因すると思われる事象が顕在化し、さまざまな課題が噴出している状況にかんがみれば、まさしくつながり、絆の再生に向けた取り組みを市民、事業者、行政が一体となって推進していく必要性があると思います。そういうことから、本年度取り組まれる認知症高齢者徘徊SOSネットワーク事業の推進、子育て世代の交流の場であるつどいの広場の拡大、第五中学校区における地域福祉活動拠点の開設に伴う住民相互の助け合い、支え合い、ネットワークづくりなど、人と人とをつなぎ、ネットワークでの課題に対応する取り組みも評価するとともに、今後の積極的な事業推進を期待するものであります。

続いて、先ほどの賛成討論にもありましたが、本年度の重点的な取り組みであります「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」についてであります。これは、本市のコンパクトで移動しやすいという特性をうまく生かした取り組みであり、健康寿命を延ばし、人々が心豊かに健やかな人生を送ることにつながるものであり、大変意義ある取り組みであると評価しております。実際、このコース設定に当たっては、健康遊具の設置場所や史跡や名所を組み合わせるということですが、多くの地域資源の再発見と、さらには市の魅力の発

信へとつながるよう、保健福祉課をはじめ関係各課でしっかりと連携した取り組みをお願いしておきます。

次に、教育についてであります。

私は、教育とは子どもたちが将来社会に出て人として暮らしていくための訓練ではないかと思います。次代を担う子どもたちに対して、大人がしっかり範を示しつつ、時には優しく教え、時には厳しくしつけ、道徳意識もしっかり身につくよう、はぐくんでいかなければなりません。そういう意味においては、本市が提唱している人間基礎教育とも相通ずるものがあると思われますので、教育課程との関係もあるとは思いますが、各学校において何かできるところから実践していくということが必要ではないかと思います。学校教育においては、一朝一夕に成果が上がるものではなく、地道に継続的な取り組みが必要であると思われます。これまで学校において、学力向上対策をはじめ、いじめ対策、体罰防止の取り組み、問題行動の早期発見・早期防止など、さまざまな対策を実施されてきたことは評価しておりますが、今後においても、先に策定されました就学前教育の手引きや小中一貫教育実践の手引きのさらなる活用を図り、将来、子どもたちが社会人として自立できるよう、学力向上及び児童・生徒の指導に当たっていただきますようお願いを申し上げます。

次に、学校施設の耐震化につきましては、限られた人員、体制の中、かなりハードなスケジュールとは思いますが、児童・生徒の安全・安心のため、関係各課で連携して、予定どおり平成27年度末の耐震化100%に向け、頑張っており取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、本年度は、緊急時や災害発生時に

必要な情報を保護者に迅速かつ的確に発信するため、電子掲示板、メール発信システムを導入することとありますが、緊急時のみならず、平時における活用方法についても検討し、保護者との意思疎通、さらなる通信関係の構築に努めていただければと思っております。

次に、産業の振興と経済の活性化についてであります。この3月末をもちまして中小企業金融円滑化法の期限が切れるということになりますが、このことに対して、市長はいち早く行動を起こされ、市内金融機関に対して中小企業への金融支援を要請されました。さまざまな見方や意見もあるとは思いますが、私は市長のこの姿勢に高く評価したいと思います。市は中小企業のことを真剣に思っているというメッセージがしっかり伝わるのではないかと思います。

さらに、今後については支援の具体策が必要となってまいります。本年度は、事業所実態調査の結果を検証し、経営資金面や新規事業開拓を含め、必要な支援策を、改称ではありますが、摂津市産業振興アクションプランとして策定することとありますが、この取り組みの中で、本市事業所の実情にマッチした具体的な支援策が講じられることを大いに期待しております。

次に、地方分権についてであります。市民サービスや利便性の向上に直結する事務は積極的に移譲を受け、平成26年1月からは市民課においてパスポート発給事務を開始するということとありますが、人員等の体制のこともあろうかとは思いますが、市民サービスの向上に向けたその積極的な姿勢を評価するものであります。今後ともさらなる権限移譲や基準等の条例委任が進むと思われますが、さまざまな工夫を行い、効率的な事務執行体制を構築していった

ただきますようお願いをいたしておきます。

次に、各特別会計についてであります。

初めに、水道事業会計につきましては、これまで執行体制について大幅な見直しがあったなど、給水原価の圧縮に取り組み、安定し、経営状況を維持されていることをまずもって評価したいと思います。今後はライフラインとしての重要性にかんがみ、施設の耐震化など、防災対策により一層の努力をしていただきたいと思います。

国民健康保険特別会計につきましては、本年度も料率を据え置くこととであり、これは時勢を見据えた対応であると評価いたします。しかしながら、国民健康保険会計は財務基盤が極めて脆弱であることから、広域化もしっかり見据えた上で、将来に向けツケを回さない国保運営の方策を検討する必要があるとともに、今後のさらなる医療費、資格の適正化と収納率の向上に向けた取り組みを期待するものであります。

公共下水道事業特別会計につきましては、これまで経営健全化に向けて鋭意努力されてこられました。水需要の低減とも相まって、一般会計からの繰出金と資本費平準化債に依存した経営状況にあります。今後より一層経営健全化に向けた取り組みに傾注するとともに、水道部との統合についてもしっかりと検討を進めていただきますようお願いしておきます。

一方、これまで幾度となく浸水被害が発生しておりました東別府地域におきまして、周辺住民の方々の安全・安心の確保のため、本年度から雨水幹線の整備に着手するということとあります。このことについても評価するとともに、計画どおり着実に整備を進められるようお願いをしておきます。

そして、次に介護保険特別会計について

であります。これまで介護予防対策を重点的に推進し、給付適正化に積極的に取り組まれてきたことをまずもって評価するものであります。本市の高齢化率は、現在21%を超え、今後ますますスピードを上げて進行し、いわゆる団塊の世代も高齢化を迎えることから、超高齢化社会に対応できるシステムづくりが求められております。今後ともケアプランのチェックをはじめ、保険給付の適正化、財政健全化に努められるようお願いをしておきます。

以上、主要な施策について述べてまいりましたが、最後になります。高齢化社会の到来をはじめ、本市を取り巻く環境変化その他について、これまで述べてきたことと少し重なるかもしれませんが、あえて、現在、急速な高齢化と同時に少子化が進み、日本全体で人口構造に大きな変化が起きております。ある調査によりますと、2050年には日本の総人口は1億人を割り込み、高齢者65歳以上の割合が40%近い水準になると予想されております。社会保障制度の面から社会状況について見据えますと、1960年代ごろは高齢者1人を現世代20歳から64歳で約9人を支え、胴上げ型の社会でありましたが、その後、出生率の減少等により、2012年では高齢者1人を現世代3人弱で支える騎馬戦型の社会となっております。さらに今後も支え手の減少は続き、2050年には高齢者1人をほぼ1人の現世代が支える肩車型の社会になることが見込まれております。このような状況変化に加え、本市においては、人口急増期に集中的に整備したインフラを含めた公共施設等の一斉更新時代がすぐ目の前に差し迫っていることは火を見るより明らかであります。さらには人口構造の変化、住民生活や家族のあり方の変容等により、新

たに対処すべき課題も多く出てきているように思います。そうした中であって、今、本当に優先すべきこと、対処すべきことは何なのかを見きわめ、さまざまな環境変化に適切に対応するため、常に現状を見直し、行政サービスを持続可能なものとしてしっかり将来につなげていく、こういう視点で取り組むことが大変重要であり、それが責任である行政の姿であると思います。

私たち新生クラブ議員団といたしましても、我がまち摂津の将来に対し、しっかり道筋がつけられるよう、不断の努力を惜しまないということをここに申し上げ、私の賛成討論といたします。

○木村勝彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 以上で討論を終わります。

議案第1号、議案第7号、議案第8号、議案第32号及び議案第33号を一括採決します。

本5件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○木村勝彦議長 賛成多数。よって本5件は可決をされました。

議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号及び議案第34号を一括採決します。

本27件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、本２７件は可決をされました。

日程２、議案第３５号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

（森山市長 登壇）

○森山市長 議案第３５号、教育委員会委員の任命について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２５年３月３１日付の和島剛氏の辞職に伴いまして、箸尾谷知也氏を摂津市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、履歴書を議案参考資料に添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、議案第３５号の提案理由の説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第３５号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 異議なしと認め、本件は同意をされました。

日程３、議会議案第４号など２件を議題とします。

お諮りします。

本２件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本２件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定をしました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第４号及び議会議案第５号を採決します。

本２件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 異議なしと認め、本２件は可決をされました。

日程４、常任委員会の所管事項に関する事務調査の件を議題とします。

本件については、各委員長から常任委員会の所管事項に関する事務調査表のとおり、平成２５年９月２９日まで閉会中も調査したいとの申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

ここで、和島教育長からあいさつを受けます。和島教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育長を退任するに当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

私は、平成14年3月に教育長を拝命いたしましてから、今日まで11年余り、微力ではございますが、大過なくきょうの日を迎えることができました。その任を果たすことができたと思っております。これは、ひとえに、森山市長はもとより歴代の議長、そして議員の皆様方のご指導、ご支援のたまものであったと深く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

私は、学校教育について、行きたくてたまらない学校、学びのある教室の実現を目指すこと、そして、そのためには、各学校で頑張っている、点として光っている先生方をつないで線にして、そして面にする、そのことによって摂津の学校力の向上を図りたいと申し上げ、今日まで特に学校の核となる教職員の育成に努めてまいりました。今日、学校では授業研究が熱心に進められております。また、学校情報が積極的に発信されるなど、開かれた学校づくりが進められるなど、学校風土は確実に変わってきております。しかしながら、まだまだ課題は多く、私たちは今後も努力を重ねていかなければならないと考えております。

新年度からは、新しい教育長のもと、新しい体制で摂津の教育のさらなる充実が図

られることを願っているところでございます。議員の皆様方におかれましては、今後とも温かいご指導、ご支援を賜りますようお願いする次第でございます。

結びになりますが、摂津市の今後ますますの発展と、そして、皆様方のご活躍、ご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げますとともに、後になりましたが、本日、このような席を与えていただきました木村議長はじめ議員の皆様方に心より感謝申し上げます。お礼のごあいさつとさせていただきます。本当に長い間お世話になり、ありがとうございました。(拍手)

○木村勝彦議長 あいさつが終わりました。

これで平成25年第1回摂津市議会定例会を閉会します。

(午前11時17分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 木村勝彦

摂津市議会議員 渡辺慎吾

摂津市議会議員 三宅秀明

☆ 添 付 資 料

平成25年第1回定例会審議日程（案）

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
2 / 21	木	本会議（第1日）	平成25年度市政運営の基本方針 提案理由説明・即決 （議会議案届出締切 17:15）	10:00
22	金			
23	土			
24	日			
25	月			
26	火		（代表質問届出締切 12:00）	
27	水			
28	木			
3 / 1	金			
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			
6	水	本会議（第2日）	質疑・委員会付託・代表質問	10:00
7	木	本会議（第3日）	代表質問	10:00
8	金			
9	土			
10	日			
11	月		建設常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（301会議室）	10:00 10:00
12	火		総務常任委員会（301会議室） 文教常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
13	水		（常任委員会予備日）	
14	木			
15	金		（常任委員会予備日）	
16	土			
17	日			
18	月		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
19	火		（一般質問届出締切 12:00）	
20	水			
21	木			
22	金			
23	土			
24	日			
25	月			
26	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
27	水			
28	木	本会議（第4日）	一般質問・委員長報告・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

平成 2 5 年第 1 回定例会

〈総務常任委員会〉

- | | |
|-----------|---|
| 議案 第 1 号 | 平成 2 5 年度摂津市一般会計予算所管分 |
| 議案 第 4 号 | 平成 2 5 年度摂津市財産区財産特別会計予算 |
| 議案 第 9 号 | 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 5 号）所管分 |
| 議案 第 16 号 | 摂津市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件 |
| 議案 第 24 号 | 摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議案 第 25 号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第 1 条（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）、第 8 条（摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）に関する部分） |
| 議案 第 26 号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議案 第 33 号 | 摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 |

〈建設常任委員会〉

- | | |
|-----------|---|
| 議案 第 1 号 | 平成 2 5 年度摂津市一般会計予算所管分 |
| 議案 第 2 号 | 平成 2 5 年度摂津市水道事業会計予算 |
| 議案 第 5 号 | 平成 2 5 年度摂津市公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案 第 9 号 | 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 5 号）所管分 |
| 議案 第 10 号 | 平成 2 4 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 議案 第 12 号 | 平成 2 4 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案 第 18 号 | 摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例制定の件 |
| 議案 第 19 号 | 摂津市道路標識の寸法に関する条例制定の件 |
| 議案 第 20 号 | 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例制定の件 |
| 議案 第 21 号 | 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定の件 |
| 議案 第 28 号 | 摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議案 第 29 号 | 摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議案 第 30 号 | 摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件 |

〈文教常任委員会〉

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 議案 第 1 号 | 平成 2 5 年度摂津市一般会計予算所管分 |
| 議案 第 9 号 | 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 5 号）所管分 |

〈民生常任委員会〉

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 議案 第 1 号 | 平成 2 5 年度摂津市一般会計予算所管分 |
| 議案 第 3 号 | 平成 2 5 年度摂津市国民健康保険特別会計予算 |
| 議案 第 6 号 | 平成 2 5 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算 |
| 議案 第 7 号 | 平成 2 5 年度摂津市介護保険特別会計予算 |
| 議案 第 8 号 | 平成 2 5 年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案 第 9 号 | 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 5 号）所管分 |
| 議案 第 11 号 | 平成 2 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案 第 13 号 | 平成 2 4 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |

- 議案 第 17 号 摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件
- 議案 第 22 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 23 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 25 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第 1 条（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）、第 8 条（摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）以外に関する部分）
- 議案 第 27 号 摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 31 号 摂津市高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例制定の件
- 議案 第 32 号 摂津市立せつつ桜苑条例を廃止する条例制定の件
- 議案 第 34 号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

〈議会運営委員会〉

- 議案 第 1 号 平成 25 年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案 第 9 号 平成 24 年度摂津市一般会計補正予算（第 5 号）所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 議案 第 1 号 平成 25 年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案 第 9 号 平成 24 年度摂津市一般会計補正予算（第 5 号）所管分

平成 25 年 第 1 回 定例会 代表質問要旨

質問順位

- 1 番 自民党 大澤千恵子議員
- 2 番 高志会 渡辺慎吾議員
- 3 番 公明党 村上英明議員
- 4 番 新生クラブ 森内一蔵議員
- 5 番 市民ネットワーク 森西正議員
- 6 番 民主党 三好義治議員
- 7 番 日本共産党 山崎雅数議員

大澤千恵子議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 市民公益活動を始めようとする団体の事業に対する補助金制度について
 - (2) 市民と行政の情報共有するホームページや新たな情報発信の検討について
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 良好に土地を利用し安心して暮らせるまちについて
 - ア、水道用地について
 - (2) 災害や危機に強いまちについて
 - ア、防災対策事業、情報収集伝達体制整備事業、災害時要援護者支援事業など新規・継続事業を含め市民の安全のために迅速に対応することができるよう様々な災害や危機をひとつに集約できる部署について
 - イ、女性の視点からの防災対策専門委員会について
 - (3) 公共交通が便利なまちについて
 - ア、市内循環バスルート再編について
- 3 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 学童保育の充実に向けた取り組みについて
- 4 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) こどもの見守りにについて
 - (2) 電子掲示板・メール配信システムの保護者への迅速な発信について
- 5 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) 中小企業の経営基盤の強化・支援策について
- 6 計画を実現する行政経営について
 - (1) 人材育成、人事評価制度について
 - (2) 市政情報を多くの市民に知ってもらうためのSMSについて
- 7 人間基礎教育について

渡辺慎吾議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 市民公益活動を始めようとする団体の事業に対して資金支援を行うとあるが、具体的にどのようにするのか。
 - ア、基準は。
 - イ、支援の幅は。
 - (2) 市民協働に関して現在までの成熟度は。
市民と行政の協働関係を具体的に。
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 女性の視点・感性を防災施策に生かすため、女性の視点からの防災対策専門委員会とはどのような活動をするのか。
 - (2) 事業所防災ネットワークとは具体的に。
 - (3) 地域防災計画の改定や防災無線の更新など、様々な対策を検討されているが「逃げる」という行為が横に置かれる懸念もあるが、整合性をどのように考えているのか。
 - (4) 安全な歩行者空間の確保を図るとあるが、昨年制定した「自転車安全利用倫理条例」の観点から歩行者の安全確保をしっかりとできているのか。
 - (5) 「自転車安全利用倫理条例」の実績は。
- 3 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) 淀川河川敷の利用について
 - ア、様々なイベントの開催とともに、豊かな自然を生かした環境フェスティバルをすることについて
 - (2) 淀川河川敷に子ども達が安心して自然観察できる場所を造ることはできないか。
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 国内で「マダニ」が媒介するウィルスで死者が出たが、本市の対策は。
 - (2) 「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」とあるが、具体的にどのようにするのか。
 - (3) 消費生活キャラクター「なす丸くん」を活用し、PR等を積極的に展開するとあるが、内容はどのようなものか。
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 生きる力を育む教育について
 - ア、大津のいじめ問題や、桜宮高校の体罰問題で自殺者が出たが、生きぬく力を育む教育が必要と思うが。
 - (2) よりよい教育を目指すため、教員に様々な地域・現場を経験させることについてどのように思うか。
 - (3) 摂津市指定有形文化財「第6集会所」の今後について
 - (4) クラブ活動の実態について
 - ア、新旧の入れ替えはないのか。
 - (5) 市内の中学校において、一部授業ができない状況にあると聞くが、対策はどのようにしているのか。
 - (6) 学力向上に向けて、小中一貫してやるべき施策はどのようにされるのか。

6 活力ある産業のまちづくりについて

(1) (仮称) 摂津市産業振興アクションプランの具体的な内容について

7 計画を実現する行政経営について

(1) 電子自治体の推進について

ア、情報系ネットワークシステム及び基幹業務システムを更新するとあるが、業務運営の観点からこの5年をどのように総括しているのか。

(2) 業績評価制度について

ア、どのように実施するのか。

村上英明議員

- 1 財政運営と今後の見通しについて
- 2 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 市民公益活動の活発化と協働の担い手づくりについて
 - (2) 安威川以南のコミュニティ施設の整備に向けた取り組みについて
- 3 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 災害に強い摂津市の構築と地域防災計画の改定の方向性について
 - (2) 災害時の要援護者支援について
 - (3) 事業所防災ネットワークについて
 - (4) 都市基盤整備について
 - (5) 公共交通機関の充実に向けた取り組みについて
 - (6) 交通事故の少ないまちづくりについて
 - (7) 浸水対策について
- 4 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) 地球温暖化防止地域計画について
- 5 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 市民の健康向上に資するための施策の強化について
- 6 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 生きる力を育む教育について
 - (2) 非構造部材の耐震補強について
 - (3) 中学校給食の配膳室の設置について
 - (4) 子どもの見守りと通学路の安全対策について
 - (5) スポーツ環境の改善について
- 7 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) 市内事業所の経営基盤強化支援について
- 8 計画を実現する行政経営について
 - (1) 質の高い行政運営の実現について
 - (2) 電子自治体の推進について

森内一蔵議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 市民の協働意識と市民公益活動支援について
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 地域防災計画における防災体制と都市基盤整備について
 - (2) 民活防災としての事業所防災ネットワークについて
- 3 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) 地球温暖化防止地域計画と緑の基本計画について
 - (2) 騒音、振動、悪臭、煤煙等の公害対策について
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 市民の健康づくり運動「健康せつつ21」の改定について
 - (2) ロコモティブシンドロームと「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」について
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 中学校部活動振興相談員の役割と部活動の学校間格差是正と活性化に向けた取り組みについて
- 6 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) 産業振興アクションプランの策定と地域産業の活性化について
- 7 計画を実現する行政経営について
 - (1) 地方分権における権限移譲と財源確保について
 - (2) 人材育成実施計画と業績評価制度の取り組みについて
 - (3) 第4次行財政改革の理念である5本柱の中間実績について

森西正議員

- 1 「市民が元気に活動するまちづくり」について
 - (1) 「協働」の取り組みにおける「顔が見える関係性」を生かすことについて
 - (2) 安威川以南の味生地域におけるコミュニティ施設の整備について
- 2 「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」について
 - (1) 公共施設の維持管理について
 - (2) 「都市計画マスタープラン」素案の策定について
 - (3) J R 千里丘駅西口のまちづくりにおいて「街区整備計画（案）」策定の支援について
 - (4) 吹田操車場跡地まちづくりについて
 - ア、国立循環器病研究センターの移転について
 - イ、クリーンセンター問題について
 - (5) 阪急京都線連続立体交差事業の推進について
 - (6) J R 千里丘駅西口エレベーターの設置について
 - (7) 市内循環バスの運行路変更について
- 3 「みどりうるおう環境を大切にするまちづくり」について
 - (1) 市内全防犯灯の L E D 切り替えについて
 - (2) 廃プラスチック処理施設の整備について
 - (3) 食品トレーの資源分別回収の試行実施について
- 4 「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」について
 - (1) 「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」について
 - (2) 南千里丘地域での民間保育所の開設について
 - (3) 鳥飼なすをモチーフにした消費生活キャラクター「なす丸くん」の活用について
- 5 「誰もが学び、成長できるまちづくり」について
 - (1) いじめ、体罰について
 - (2) 「小中一貫教育実践の手引き」の活用について
 - (3) 部活動の活性化について
 - (4) 各小中学校で耐震化に向けた取り組みについて
 - (5) モノづくりの最前線である市内事業所を巡る社会見学会の開催について
- 6 「活力ある産業のまちづくり」について
 - (1) T P P に参加した場合の産業への影響について
 - (2) 南千里丘地域での産業振興拠点の整備に向けた取り組みについて
 - (3) プレミアム付き「セッピー商品券」について
- 7 「計画を実現する行政経営」について
 - (1) 「業績評価制度」の本格実施について
 - (2) 指定管理者制度について

三好義治議員

- 1 第1に「市民が元気に活動するまちづくり」について
 - (1) 市民公益活動の活発化と協働の担い手づくりの推進について
 - (2) 安威川以南コミュニティセンターについて
- 2 第2に「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」について
 - (1) 防災体制の整備について
 - (2) 災害時要援護者支援事業について
 - (3) 消防広域連携について
 - (4) 千里丘西地区「街区整備計画（案）」について
 - (5) 摂津市水道ビジョンと大阪広域水道企業団について
 - (6) 鳥飼大橋架け替え事業並びに近畿自動車道及び阪神高速ジャンクション化の進捗状況について
- 3 第3に「みどりうるおう環境を大切にするまちづくり」について
 - (1) 地球温暖化防止地域計画の進捗状況の把握について
- 4 第4に「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」について
 - (1) 三島救命救急センターについて
- 5 第5に「誰もが学び、成長できるまちづくり」について
 - (1) 小学校、中学校における不登校、いじめ、虐待、体罰の実態と解消の取り組みについて
- 6 第6に「活力ある産業のまちづくり」について
 - (1) 平成24年度アンケート調査結果と産業振興アクションプランについて
- 7 第7に「計画を実現する行政経営」について
 - (1) 指定管理者制度について
 - (2) 摂津市の魅力づくりについて
 - (3) 摂津市行財政改革第4次実施計画（平成23年度結果報告書）について
 - (4) 摂津市の財政運営について

山崎雅数議員

- 1 市民を守る自治体のありかた等について
 - (1) 国の緊急経済対策と摂津市の予算案について
 - (2) 権限移譲、民営化、民間委託（指定管理者制度）など職員体制について
 - (3) 第4次行財政改革について
 - (4) 憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言30周年と平和の取り組みについて
- 2 市民との協働、情報公開と市民参加について
 - (1) 市民活動支援について
 - (2) 旧味舌小学校跡地活用と市有地売却問題について
 - (3) 参政権を保障する投票所のありかたについて
- 3 災害につよい安心のまちづくりについて
 - (1) 地域防災計画を実効性あるものにすることについて
 - (2) 異常気象による集中豪雨対策について
 - (3) 公共施設の耐震化、道路、橋梁の劣化対策について
 - (4) 公共バス網の整備について
 - (5) 吹田操車場跡地開発など開発問題に対する基本的考え方について
 - (6) 一般廃棄物処理基本計画とし尿処理の計画について
 - (7) 救急医療体制の充実について
- 4 くらしと営業を守るまちづくりについて
 - (1) 国民健康保険、後期高齢者医療制度、医療を守る制度について
 - (2) 高齢者施策と介護保険制度について
 - (3) 障害者施策について
 - (4) 税、国保料などの徴収強化問題について
 - (5) 中小企業支援、「（仮）産業振興アクションプラン」について
 - (6) 生活保護制度を守ることにについて
- 5 子育てと教育について
 - (1) 医療助成の拡充、予防接種、定期健診の推進について
 - (2) 子育て支援と公的保育のありかたについて
 - (3) 就学援助制度の改悪をやめ、もとに戻すことについて
 - (4) 少人数学級の推進と教職員の確保について
 - (5) いじめと体罰問題について
 - (6) 中学校給食実施について

常任委員会の所管事項に関する事務調査表

(平成25年第1回定例会)

常任委員会名	調 査 事 件	調 査 期 限
総 務	1. 行財政運営 2. 防災行政 3. 人権行政 4. 消防行政	平成25年9月29日まで
建 設	1. 都市計画行政 2. 土木行政 3. 下水道行政 4. 水道行政	同 上
文 教	1. 学校教育行政 2. 社会教育行政 3. 児童福祉行政	同 上
民 生	1. 老人福祉行政 2. 障害者福祉行政 3. 保健医療行政 4. 環境衛生行政 5. 商工行政 6. 農業行政	同 上

議決結果一覧

議案番号	件 名	議決月日	結果
報告 第 1 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(2月21日 報告)	
報告 第 2 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(2月21日 報告)	
議案 第 1 号	平成25年度摂津市一般会計予算	3月28日	可決
議案 第 2 号	平成25年度摂津市水道事業会計予算	3月28日	可決
議案 第 3 号	平成25年度摂津市国民健康保険特別会計予算	3月28日	可決
議案 第 4 号	平成25年度摂津市財産区財産特別会計予算	3月28日	可決
議案 第 5 号	平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計予算	3月28日	可決
議案 第 6 号	平成25年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算	3月28日	可決
議案 第 7 号	平成25年度摂津市介護保険特別会計予算	3月28日	可決
議案 第 8 号	平成25年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算	3月28日	可決
議案 第 9 号	平成24年度摂津市一般会計補正予算(第5号)	3月28日	可決
議案 第 10 号	平成24年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)	3月28日	可決
議案 第 11 号	平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	3月28日	可決
議案 第 12 号	平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	3月28日	可決
議案 第 13 号	平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	3月28日	可決
議案 第 14 号	市道路線認定の件	2月21日	可決
議案 第 15 号	市道路線廃止の件	2月21日	可決
議案 第 16 号	摂津市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 17 号	摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 18 号	摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 19 号	摂津市道路標識の寸法に関する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 20 号	摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 21 号	摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 22 号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 23 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 24 号	摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 25 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決

議案 第 26 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 27 号	摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 28 号	摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 29 号	摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 30 号	摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 31 号	摂津市高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 32 号	摂津市立せつつ桜苑条例を廃止する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 33 号	摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 34 号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 35 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	3月28日	同意
議会議案 第 1 号	摂津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件	2月21日	可決
議会議案 第 2 号	摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	2月21日	可決
議会議案 第 3 号	摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	2月21日	可決
議会議案 第 4 号	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の件	3月28日	可決
議会議案 第 5 号	中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書の件	3月28日	可決
	常任委員会の所管事項に関する事務調査の件	3月28日	閉会中の 継続調査